70th

じぶんの町を良くするしくみ。
www.akaihane.or.jp

おかげさまで70周年

赤い羽根共同募金運動20年小史

1997年―2016年

はじめに

中央共同募金会では、共同募金運動創設70周年事業の一環として、「共同募金運動50年史」以降の1997年度から2017年度までの20年間の記録をまとめたものとして「赤い羽根共同募金運動70周年記念 20年小史」を作成しました。

この20年間の社会福祉施策や制度、社会の動きと関連した共同募金運動の歩みを記録し、大きな変革の時期に共同募金運動がどのように変化してきたのか、また、今後、未来に向けてどのように発展をめざしていくのか、その展望を記したものです。

共同募金関係者をはじめ、関係団体の皆さまにぜひご高覧いただければ幸いです。

赤い羽根共同募金運動20年小史
1997年――2016年

Contents 目次

p1 はじめに

p4 共同募金運動ポスターで見る70年

p11 この20年間の共同募金運動の動き
「じぶんの町を良くするしくみ。」への転換と運動性の再生

p15 ●第1部 共同募金運動 | 50年答申以降からの20年

p16 第1章 地域福祉推進への萌芽
1 | 50年答申「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」

p18 第2章 社会福祉法の施行
1 | 社会福祉法における地域福祉推進の位置づけ
2 | 社会福祉法における共同募金関係既定の改正内容

p21 第3章 透明性の確保と市区町村組織の整備
1 | 助成の透明化の必要性
2 | 赤い羽根データベース「はねっと」の誕生
3 | 市区町村における運動実施体制の整備

p25 第4章 地域をつくる市民を応援する共同募金への転換
1 | 60年答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」

p29 第5章 地域課題の解決に向けた具体的な取り組み
1 | 運動期間拡大の取り組み
2 | テーマ型募金の可能性

p33 第6章 共同募金における運動性の再生
1 | 企画・推進委員会の設置と70年答申

p38 第7章 赤い羽根の災害時支援
1 | 阪神・淡路大震災と災害等準備金
2 | 東日本大震災と支援金（ボラサポ）
3 | 熊本地震にかかわる支援

●第1部 p51 …… 第8章 赤い羽根福祉基金
1 | 赤い羽根福祉基金の創設
2 | 役割と機能
3 | 今後の展望と課題

p55 …… 座談会 共同募金運動と社会の動き
この20年間の振り返りと、未来への展望
出席者 | 上野谷加代子さん／諏訪徹さん／高橋良太さん／田尻佳史さん
中島孝夫さん／阿部陽一郎（進行役）

p65 ●第2部 都道府県共同募金会の動き

p113 ●第3部 年表

p131 ●第4部 主要統計

p132／① 共同募金（一般募金・歳末たすけあい募金）の目標額と実績額の推移
p134／② 共同募金（一般募金）募金方法別実績額および構成率の推移
p136／③ 共同募金目標額・実績額1人あたり・1世帯あたり平均寄付額の推移
p138／④ 共同募金　助成額の歴年推移
p140／⑤ 共同募金（一般募金）分野別　助成額の推移
p141／⑥ 共同募金（一般募金）福祉施設分野別　助成額の推移
p143／⑦ 災害等準備金の助成の状況
p150／⑧ 主要調査の概要　■共同募金とボランティア活動に関する意識調査
p151／⑨ 主要調査の概要　■都道府県共同募金会実態調査
p152／⑩ 主要調査の概要　■市区町村共同募金委員会実態調査
p153／⑪ 都道府県共同募金会一覧

共同募金運動ポスターで見る70年

第1回（1947年）

第2回（1948年）

第3回（1949年）

第4回（1950年）

第5回（1951年）

第6回（1952年）

第7回（1953年）

第8回（1954年）

第9回（1955年）

第10回（1956年）

1947（昭和22）年—1956（昭和31）年

敗戦による社会的・経済的混乱のなか、1947年、第1回共同募金運動が全国的に展開された。1948年から2年間は、日本赤十字社と合同で募金運動を実施。はじめは、戦争孤児たちの支援に力点が置かれていたが、徐々に生活保障も充実し、社会福祉施設の設備の充実などに役立てられるようになった。赤い羽根は、第2回の運動で寄付済証として登場。その後、共同募金のシンボルとなった。

1957(昭和32)年—1966(昭和41)年

日本は高度経済成長期。共同募金は、民間の社会福祉施設の建物の増改築や、生活困窮者の支援に役立てられていた。しかし、市町村の社会福祉協議会の組織化が進むにつれて、地域全体の福祉を高める活動などへの支援が増えていった。

1959年には、歳末たすけあい募金が共同募金の一環になり、それまで10月の1か月間だった募金運動の実施期間が、3か月に拡大された。

第11回（1957年）

第12回（1958年）

第13回（1959年）

第14回（1960年）

第15回（1961年）

第16回（1962年）

第17回（1963年）

第20回（1966年）

第18回（1964年）

第19回（1965年）

1967(昭和42)年—1976(昭和51)年

いざなぎ景気を迎え、共同募金は、子どもの遊び場整備に力を入れ、1967年から12年間で、全国2万か所に11億円を助成。また、働く女性の増加にともない、保育所の設置も急速に増え、1976年には、保育所への配分が10年前の2倍となった。

このころ、手話研修等ボランティア活動が盛んになり、共同募金は、さまざまなボランティア活動の活発化にも役立てられた。

第21回（1967年）

第22回（1968年）

第23回（1969年）

第24回（1970年）

第25回（1971年）

第26回（1972年）

第27回（1973年）

第30回（1976年）

第28回（1974年）

第29回（1975年）

第31回（1977年）

第32回（1978年）

第33回（1979年）

第34回（1980年）

第35回（1981年）

第36回（1982年）

第37回（1983年）

第38回（1984年）

第39回（1985年）

第40回（1986年）

1977（昭和52）年—1986（昭和61）年

急速な高齢化や、国民の価値観の多様化により、社会福祉のニーズはますます拡大し、多様性を帯びてきた。共同募金も、そのあり方を改善していく必要に迫られており、広報活動や募金方法の開拓・強化が図られた。1981年の国際障害者年には、障がい者が地域社会で自立して共に暮らすノーマライゼーションの考え方が広まった。施設への助成が減少し、高齢者や障がい者の在宅支援活動への助成が増加傾向となった。

第41回（1987年）

第42回（1988年）

第43回（1989年）

第44回（1990年）

第45回（1991年）

第46回（1992年）

第47回（1993年）

第48回（1994年）

第49回（1995年）

第50回（1996年）

1987（昭和62）年 — 1996（平成8）年

福祉ニーズの多様化に対応するため、1990年、社会福祉関係8法の改正が行われた。共同募金運動も、さらなる活性化が求められ、助成先も、時代に対応するため検討・見直しが進められた。

また、1995年の阪神・淡路大震災をはじめ、1991年以降、火山噴火や地震、水害等多くの災害が発生。共同募金会では、災害地域の都道府県共同募金会を中心に、災害被災者救援募金活動が実施された。

第51回（1997年）

第52回（1998年）

第53回（1999年）

第54回（2000年）

第55回（2001年）

第56回（2002年）

第57回（2003年）

第58回（2004年）

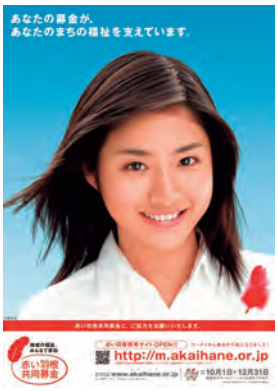

第59回（2005年）

第60回（2006年）

1997（平成9）年—2006（平成18）年

50年答申「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」を受け、募金や助成方法、使途の透明化、組織運営などの改革が進められた。1998年には、特定非営利活動促進法が施行されて、NPOへの助成が進み、また、阪神・淡路大震災を教訓に大規模災害への対応も整備された。

2000年には社会福祉法が施行され、共同募金の目的が新たに「地域福祉の推進」と位置づけられた。インターネットによる募金や全国の使途公開等、新たな取り組みも展開された。

第61回（2007年）

第62回（2008年）

第63回（2009年）

第64回（2010年）

第65回（2011年）

第66回（2012年）

第67回（2013年）

第68回（2014年）

第69回（2015年）

第70回（2016年）

2007（平成19）年—2016（平成28）年

地域では、社会的孤立の状態にある人々が増加するなど、さまざまな課題が複合化・顕在化してきた。共同募金会は、60年答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」を受けて、市民参加による募金と助成の循環のしくみづくりや、市町村組織の整備を進めた。

「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマとし、2009年にロゴマークを一新。2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震では、支援金による災害ボランティアの支援を実施。2016年の70年答申「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造」により、運動性の再生をめざした改革に着手した。

この20年間の共同募金運動の動き

「じぶんの町を良くするしくみ。」への転換と運動性の再生

政府は「一億総活躍社会」の実現に向けて、各福祉分野の制度見直しや、2016（平成28）年の「一億総活躍プラン」に盛り込まれた「地域共生社会」実現への具体的な取り組みを進めている。厚生労働省に設置された「地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）」による2017（平成29）年の最終とりまとめにおいて、地域住民が「我が事」として認識した地域の課題を地域で解決していく際の財源として、「共同募金によるテーマ型募金」や「市町村共同募金委員会」の活用・推進が盛り込まれた。

また、多分野の福祉計画の上位計画として位置づけられる地域福祉（支援）計画においても、各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例として、地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取り組みの推進が挙げられるなど、地域福祉推進における制度面からの共同募金への期待はこれまで以上に高まっている。

一方で、2017（平成29）年度の共同募金実績は179億円で、ピークであった1995（平成7）年度の266億円から約3割の減少となり、20年以上に及ぶ長期的な減少傾向が続いている。わが国の寄付市場は東日本大震災を経て増加傾向にあると言われており、市民や企業の社会貢献意識が高まっている状況の中で共同募金が減少し続けていることは、共同募金が地域福祉の増進に寄与していることが的確に寄付者に届いていないこと、加えて、社会課題や寄付意識の変化といった社会の流れに適切に応じてきれておらず、社会からの期待に応えきれていない可能性がある。

1947（昭和22）年に始まった共同募金運動は、2017（平成29）年で創設70周年を迎えた。その前年の2016（平成28）年に、中央共同募金会企画・推進委員会（委員長上野谷加代子同志社大学教授）により、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造～共同募金における運動性の再生～」と題する答申（以下、70年答申）がなされた。70年答申では、共同募金における募金方法や助成内容が固定化していること、また、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなっていることが課題とされ、今後、地域における課題解決の資金需要に適切に応えていくために、組織、助成、募金のあり方等を計画的に見直すことにより「運動性の再生」を図ることが要請された。

70年答申からさかのぼること20年前、共同募金創設50年を迎えた1996 (平成8)年2月に、中央共同募金会が設置した「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」から、「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」と題する答申（以下、50年答申）が出された。50年答申では、共同募金の半世紀の役割を評価するとともに、共同募金を取り巻く環境の変化を踏まえ、21世紀にふさわしい共同募金改革の必要性について100項目を超える

具体的方策を提案しながら指摘した。

50年答申により、これからの共同募金のあり方が方向づけられたが、同答申では今後の共同募金の理念を、新しい「寄付の文化」創造の中核的役割（いつでも、どこでも、自発的に寄付ができる文化的な風土づくり）と位置づけた。あわせて共同募金の使命を、住民参加の福祉コミュニティの構築に位置づけた。

2000（平成12）年には社会福祉法が施行され、共同募金関連事項に大きな改正が行われた。改正の趣旨においては、50年答申の方向性をもとにした要望事項が反映されたものとなっており、今後の共同募金のあり方が法制度面からも裏付けされることになった。

共同募金に係る改正の主要点は、①共同募金の目的が地域福祉推進とされたこと、②社会福祉事業および更生保護事業を経営する者への過半数配分の規制が撤廃されたこと、③配分の公正性確保のため配分委員会の設置が義務付けられたこと、④同一県内での募金･配分の原則のうち配分面が緩和され、災害などの際に、ボランティア活動などを支援するため、他県の共同募金会が被災県共同募金会に資金を拠出できるなど、県域を越えた広域配分が可能とされたこと、の4点であった。

2007（平成19）年には、中央共同募金会企画・推進委員会から「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」と題する答申（以下、60周年答申）が出された。60周年答申は、共同募金を地域(コミュニティ)再生のための新しい地域貢献型の機能に転換していくことを主旨とする共同募金改革の方向性が示された。

人口減少、少子高齢化の中で、地域が存続するポイントは人と人とのつながりをつくることであると60周年答申は指摘し、そのうえで、地域住民が中心となり、現在の生活を継続させること、崩壊しつつある地域の社会関係の維持回復を図る、といった地域のニーズに応える福祉サービスや活動に幅広い視点から取り組むことに着目し、共同募金はそうした活動を推進する役割を市民とともに果たしていくことが期待された。

じぶんたちの住む地域の福祉を自らつくり、運営していくという市民の意識と活動をこれからどう育てていくかが、これからの共同募金の使命とされ、地域の課題解決に向けた助成計画を市民とともに策定し、その計画に基づいた助成を行うこと、共同募金のしくみ自体を市民が集めて市民が使う、いわば寄付と助成が循環していくサイクルに転換する取り組みが期待されたのである。

60周年答申に基づく共同募金改革の一環として､中央共同募金会では､2008（平成20）年度から､新たな広報戦略を策定した。統一したブランドであることを強調するため、共通ロゴを制作するとともに､「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマとしたポスター、CM等による広報活動を展開したのもこの時期からである。

共同募金がじぶんの町を良くするしくみであることや、募金の約7割がじぶんの町で使われているというコンセプトが関係者の間で定着が図られたことによって、広報に対する意識が変化し、地域住民の理解と協力を得るためには、募金の具体的な使いみちや、地域のニーズに応じた助成を行っていること、地域でどのように循環しているかをしっかり伝える必要があることが理解され始めたといえる。

新たな広報戦略とともに、60周年答申に基づく取り組みとして、従来10 月1 日から12 月31 日までの3か月間行ってきた募金運動の期間を拡大し、6か月間とする取り組みを2009（平成21）年度から段階的に実施しており、2016（平成28）年度からは全ての都道府県において10 月1 日から3月31 日までの6か月間の募金運動を行うこととなった。特に1月から3月の新たな期間については、通常の共同募金とは違う特定のテーマによる新たな募金活動等が全国各地で展開されることとなった。共同募金における「テーマ型募金」と

は、共同募金の助成計画から、緊急的に解決すべき特定の地域課題やそのための活動を共同募金の募金テーマとして掲げ、課題解決に取り組む団体が主体となって、個人や企業に対して地域課題や自らの活動を伝え、寄付を訴えかける募金手法のことを指している。

テーマ型募金への寄付は、該当するテーマの活動に対して助成されることになり、市民の共感による寄付がそのまま市民評価につながる、寄付者の意思が助成に反映されやすいしくみであるといえる。本来テーマ型募金が持っている当事者性や運動性は、戸別募金や法人募金など従来の募金の場面においても発揮されるべきものであり、テーマ型募金のノウハウが共同募金運動全体へ波及されることが望まれている。

地域歳末たすけあいについては、地域住民やボランティア・NPO団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、高齢者、障がい者、子ども、福祉サービスを必要とする人など誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を展開し、地域において孤立することなくじぶんらしく、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図るものである。

この運動の始まりは、大正後期から昭和初期に、方面委員(現在の民生委員・児童委員)が中心となり「歳末同情募金」を募って、地域の戦災者・失業者等の要支援者へ義援金品を配布したり、歳末時期の生活相談、健康相談、就職斡旋、生活困難者への慰問・激励等の活動を行ったことが始まりとされ、昭和26年からは民生委員・児童委員と社会福祉協議会が協働して行う運動として、さらに昭和34年以降はこれに共同募金会が加わり、3者が主唱して行う運動として発展してきた経緯がある。

平成27年度に運動実施要項の改正が行われ、社会的孤立や経済的困窮の状態にある生活困窮者、虐待、権利侵害など今日的な生活課題を抱えた方々、東日本大震災や豪雨災害等により被災した方々への支援活動の展開やその解決・予防に向けた住民の理解づくり、体制整備等をさらに推進する趣旨から、スローガン及び実施方針の変更などが行われたところである。

地域歳末たすけあいにおける具体的な活動は、従来から多くの地域で行われている、支援が必要な一人暮らし高齢者等の世帯に対して、民生委員・児童委員などが見舞金やおせち料理などを配達しながら安否確認を行う訪問活動の他に、経済的困窮世帯や緊急かつ一時的に生活の維持が困難な世帯等に対して食糧等を提供する活動、路上生活者に対する炊き出しや生活相談等の支援活動などであり、さまざまな生活課題を抱えた人たちに対する支援活動が展開されている。

この20年の共同募金の動きの中心の1つであったのは、災害への対応だったといえる。1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災でのボランティア活動の活躍が起点となり、被災地で活動するボランティアを支援するための制度として2000（平成12）年の社会福祉法施行にあわせて災害等準備金が生まれた。その後、2004（平成16）年の新潟県中越地震、2007（平成19）年の能登半島地震、新潟県中越沖地震などの災害を通して、災害ボランティアセンターへの助成を中心とした災害等準備金による被災地支援の形は定着していった。

災害等準備金は、都道府県共同募金会が共同募金の3％を3年間に限り積み立て、大規模災害発生時にボランティア活動への支援などを中心に助成を行う制度である。各都道府県共同募金会が積み立てた額以上に資金が必要とされる大規模災害の場合には、全国の共同募金会から被災県共同募金会への拠出が行われ被災県内で助成を行う。制度開始から2017（平成29）年3月までの災害等準

備金の累計の助成額は約20億円となっている。

2011（平成23年）に東日本大震災が発生し、災害等準備金の積み立てでは対応しきれない未曽有の災害の中で生まれたのが、「災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ）」であった。ボラサポでは、人件費に対する助成が実現され、被災地で活動するNPOによる長期的な支援活動を支えるしくみができたことは画期的なことであったといえる。

共同募金会としては、今後、災害等準備金とボラサポの役割分担を明確化したうえで、迅速かつ的確な被災地支援の展開を支援していく役割が求められている。

共同募金は、戦後復興の一助として戦災孤児や生活困窮者への支援など、運動の目的や解決すべき課題が理解しやすく、多くの住民が共感をもって運動に参加していたと考えられる。しかし、70年にわたる歴史の中で、社会に「赤い羽根募金」として定着する一方で、共同募金から「運動性」が徐々に失われ、募金を集める側にも寄付する地域住民の側にも、運動の目的や解決すべき課題への理解や共感より、募金を集めることだけが意識されるようになってきたことが70年答申で指摘されている。

こうした課題は、近年になって顕在化したものではなく、かねてから指摘されてきた課題であり、50年答申では、助成範囲の拡大と重点化など、主として助成における透明性を向上させる取り組みが進められ、さらに60周年答申では、身近な地域で助成を審査・決定する機能を持つ市区町村共同募金委員会の設置など、地域で助成と募金が循環するしくみづくりのために共同募金組織を改革する取り組みが進められてきた。

しかし、70年答申における議論を通じて明らかとなったことは、2016（平成28）年時点で、60周年答申で示された方向性はある程度実現されているものの、それが共同募金の実績額の増加や組織の強化・充実には必ずしもつながっておらず、各地域によって取り組みに格差がみられること、その原因として60周年答申の趣旨が十分に市町村共同募金委員会に伝わっていないことが挙げられた。さらに、地域福祉や寄付全体を巡る環境変化により共同募金の位置づけが相対的に低下するなかで、このままでは地域における共同募金運動の意義が失われてしまうのではないかという強い危機感が、70年答申が出された背景にはあった。

70年答申では、共同募金が、地域住民や関係機関・団体との協働による地域課題や社会課題解決を図る「運動性」を有し、次の機能を発揮するものであるとしている。

①地域課題解決の必要性の地域への提起
②地域住民の地域課題解決への主体的参加、募金への協力促進
③地域課題解決の活動や募金参加による満足感や達成感向上を通じての一層の協力拡大
④募金運動を通じた団体の育成、組織力の向上
⑤地域住民や団体等との協働による地域の福祉力向上
⑥地域住民と団体をつなぐ、新たなネットワークの創造

そして、共同募金は単に寄付を集めるための運動ではなく「地域福祉の推進」と「寄付文化の発展」を図る運動であり、長い歴史のなかで失われつつある運動性を再生することによって募金運動を活性化することが、共同募金の発展と地域福祉の推進につながるとしている。

こうした70年答申を受けて、中央共募および都道府県共同募金会（以下、県共募）では、2016（平成28）年に「70年答申に基づく推進方策」を申し合わせ、現在、中央共募、県共募、市町村共募それぞれが推進方策に基づく取り組みを進めているところである。

第1部

共同募金運動

50年答申以降からの20年

第1章 地域福祉推進への萌芽

共同募金運動が開始されて半世紀を迎え、1995（平成7）年度、共同募金の全国実績は約266億円となった。しかし、バブル崩壊による経済の停滞、少子高齢化社会に向けた社会福祉諸制度の見直し、阪神・淡路大震災におけるボランティア活動の活性化など、社会福祉や共同募金を巡る環境が大きく変化する中で、央共同募金会は、1994（平成6）年、「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」を設置し、来るべき新しい世紀にふさわしい共同募金のあり方の検討を行い、新たな共同募金運動への変革の取り組みが始まった。

1 50年答申「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」

21世紀を迎える共同募金のあり方委員会の設置と50年答申

中央共同募金会は、1994（平成6）年に、「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会（大橋謙策委員長」を設置し、来るべき新しい世紀にふさわしい共同募金のあり方の検討を行った結果として、1996（平成8）年2月に「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」と題する答申（以下､50年答申」という）が行われた。

50年答申は、社会福祉に対する考え方の変化に伴い、より住民に身近な共同募金像の確立に向け、「新しい寄付の文化の創造と定着」、そして、「住民参加の福祉コミュニティづくりの振興・支援」の2点を基本理念として位置づけ、今後取り組むべき具体的な改革案を示した。

50年答申における「寄付の文化」とは、「国民がいつでも、どこでも、自発的に寄付ができる文化的な風土」のことであり、それはあくまで「自発的なもの」であるが、ボランティア団体の活躍などに伴って「寄付はボランティア活動の一環」や「企業市民」という考え方が普及したことから、わが国において「寄付の文化」を創造し定着させるため、共同募金の果たす中核的役割が期待される、とした。また、高齢化、少子化に伴い、高齢者などの介護や子育て支援の問題が出てきている中で、こうした問題へ対応するためには住民参加による福祉コミュニティの構築が必要であり、共同募金もこの福祉コミュニティづくりを積極的に支援し、そのための民主的運営と情報公開を行うとともに、先駆的・実験的な活動を掘り起こして、これを育てていくことが望まれる、とした。

「寄付の文化」の創造に向けた募金方法の改革として、①一部の人が抱いている強制感を和らげ「自発的意思」を尊重する双方向性をもった募金方法に転換すること、②「寄付という行為はボランティア活動」「募集する側もボランティア」であることを住民に知ってもらうこと、③寄付するこ

とに「精神的な満足感」が得られるようにすること、が必要であるとして、封筒募金の導入や使途選択募金、新しい募金プログラムの開発などが提案された。

一方で、助成方法については、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住民参加による福祉コミュニティづくりをめざす必要があり、共同募金は、民間社会福祉団体やボランティアによる在宅福祉サービスなどの福祉コミュニティの形成に役立つ活動を財政面で支えていく役割が期待されるとして、助成範囲の拡大と重点化、助成公募の導入などが提案された。

アクションプログラム（実施要領）の作成

50年答申の具体化に向け、都道府県共同募金会が取り組みやすい環境整備の一環として、1997（平成9）年、中央共同募金会では「アクションプログラム（実施要領）作成検討会」を設け、同答申に基づく募金、助成、組織運営の一部を主な内容とした「アクションプログラム（第1集）」を作成した。

このアクションプログラムは、実践に際して、共同募金会のみによって行うのではなく、社会福祉協議会等、他の関係機関・団体を巻き込みながら、取り組みを進めていくことに視点を置いたものであり、実践の際のポイントとして、活動指針の明確化および基盤の確立、情報の提供・公開や、関係機関・団体との連携・協働、評価の必要性などにすることを求めている。

また、助成に関するプログラムとして次のような提案が行われた。

・先駆的活動助成（ベンチャー助成）枠の確保
・助成期間限定方式（サンセット方式）の導入
・助成申請を公募で実施
・都道府県の特色に応じた重点助成テーマの設定
・助成事業にかかる管理経費も助成対象に加える
・保健、医療、教育等との境界領域へ助成範囲を拡大
・配分委員会機能の強化

阪神・淡路大震災の発生とボランティア元年

1995（平成7）年、阪神・淡路大震災が発生し、多くのボランティアが駆けつけたことから、この年はボランティア元年と言われた。被災地でのボランティアの活躍により、あらためてボランティア活動の役割と重要性が社会的に認知されたことが、1998（平成10）年に議員立法による特定非営利活動促進法（NPO法）の成立につながり、同法の成立により、ボランティア・市民活動が一層活発化し、それにより共同募金の助成先の多様化が進むこととなった。

阪神・淡路大震災において、被災地でのボランティア活動に対する民間財源の確保が課題とされ、中央共同募金会では1997（平成9）年に「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」を制定し、災害時のボランティア活動を支援する環境の整備に取り組んだ。こうした経過を踏まえて、2000（平成13）年に社会福祉法が施行された際、災害の発生等に備える「準備金」が制定され、共同募金の一部を準備金として積み立て、災害の発生時等には、準備金を他の県共募に拠出することができることが規定された。

共同募金とボランティア活動に関する意識調査

共同募金運動50周年を契機とした改革論議の基礎的な資料とするため、1995（平成7）年に、「共同募金とボランティア活動に関する意識調査」と題して、全国3,000名の市民を対象とした世論調査が実施された。

なお、世論調査の主な結果は次のようなものだった。

①「寄付もボランティア活動の一環」と思う……74%
②共同募金に寄付した……82%
③強制感を感じた……19%
④今後も赤い羽根の配分が必要だと思う……27%
⑤福祉の担い手の費用に共同募金を使ってもよい……84%

第2章 社会福祉法の施行

社会福祉基礎構造改革の推進に向けて、2000（平成12）年、社会福祉事業法が改正され、社会福祉法として施行された。社会福祉法では、共同募金に関係する事項として、①目的を新たに地域福祉推進と位置づける、②過半数配分規制の撤廃、③配分委員会設置の義務づけ、④準備金、⑤透明性の確保など、大幅な改正が行われた。

1 ｜社会福祉法における地域福祉推進の位置づけ

社会福祉法の施行

2000（平成12）年、社会福祉法が施行され、それにより共同募金関係の規定が大きく改正された。法改正の趣旨である利用者本位の社会福祉制度を確立するためには、利用者が身近な 地域で多様なサービスを利用し、自立した生活を送ることを支援するためのしくみを構築するとともに、併せて地域福祉の推進を図る必要があることから、それまでの社会福祉事業法における「共同募金及び社会福祉協議会」の章を「地域福祉の推進」として再構成し、共同募金会および社会福祉協議会それぞれについて規定が整備された。

改正までの経緯と改正の概要

1997（平成9）年からの厚生省・中央社会福祉審議会・社会福祉構造改革分科会における論議に対応し、中央共同募金会では「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」における論点整理を踏まえ、厚生省に要望事項を提出した。

その骨子は、①法制度としての共同募金の枠組みを維持すること、②過半数配分原則の緩和、③大規模災害ボランティア支援制度の改善等であった。

結果として、実際に社会福祉法における共同募金関係規定の主な改正事項は、次の7点であった。

①共同募金の目的を地域福祉の推進とする
②社会福祉事業への過半数配分の原則を廃止する
③公正な配分に資するため、配分委員会設置を法律上義務づける
④募集した寄付金は、翌年度末までに配分を行う
⑤災害の発生等の特別の事情がある場合に備えるため準備金を積立て、災害等が発生した場合には区域外（県外）の共同募金会にも拠出することができる
⑥社会福祉法人全般を含め、透明性の確保を法人事業経営の原則として規定する
⑦社会福祉法の附則として、社会福祉法施行日前に寄附金の募集が行われた年の共同募金については、従前の例による

2 ｜社会福祉法における共同募金関係既定の改正内容

共同募金の目的

従来の社会福祉事業法での「共同募金及び社会福祉協議会」の章は「地域福祉の推進」として再構成され、共同募金の目的が「地域福祉の推進」として明確化された。これは前述のとおり1996（平成8）年の50年答申の理念である「住民参加による福祉コミュニティづくりの振興・支援」が、法制度の面から位置づけられたものといえる。

過半数配分原則の廃止

旧社会福祉事業法における、都道府県の区域内において社会福祉事業等を経営する者の過半数に配分しなければならないという規定が撤廃された。

理由として、「今後は、共同募金会が地域の実情に応じ、寄付金の配分対象とすべき事業者を選定して配分できるようにすることが、地域福祉の推進の観点からふさわしいことから、過半数配分の原則を廃止した」とされた。

これは、従来の「数」のうえから助成の「公平性」を担保することから、法改正により新たに設置が義務づけられた配分委員会の運営等を通じて、助成の「公正性」が求められることになったといえる。

配分委員会

社会福祉法の施行により新たに設置が義務付けられた配分委員会について、中央共同募金会では2000（平成12）年に、「配分委員会モデル設置規程」を示した。

法令に基づく配分委員の選任で留意すべき事項として示した事項は、共同募金会役員で配分委員となれる者が委員総数の1／3未満に制限したこと、社会福祉法人の役員欠格条項が配分委員にも適用したことである。

併せて、配分委員会の構成については、①寄付者の代表者、②配分を受ける者を除いた社会福祉事業・更生保護事業関係者、③学識経験者、④報道関係者、⑤共同募金会役員・評議員、⑥その他民意を公正に代表する者を例示した。

さらに委員の定員については、少人数での運営はその実効性が懸念されることから定員の上限についてはとくに定めず、下限については10名程度とした。

なお、法第112条第3項に規定された「当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと」のうち、配分委員会委員に係る解釈は、「『配分を受ける者』とは、これまでは配分を受ける個人または団体の代表者とされ、これらの者を共同募金会の役員または評議員に選任することは適当ではないとされていたところであり、配分委員についても、この考え方を踏襲されたいこと」とし、従来の考え方を継続した。

共同募金の配分の期限

共同募金の配分の期限について、「共同募金会は、第110条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない」と規定された。

その理由として、「共同募金の寄附金については、その募集後の終了後速やかに配分が行われることが原則である」ため、翌年度末までの配分を義務づけしている。これは一般的な共同募金運動では、いわゆる「翌年度配分」が慣例となっており、そのしくみを踏まえた措置となっている。

なお、この規定の例外として、後記の「準備金」および配分決定後（未交付の配分金）の配分辞退等の案件が挙げられる。

また、1999（平成11）年度までの共同募金配

分に係る経過措置として、社会福祉法の附則に「社会福祉法第115条第2項及び第3項並びに第116条から第118条までの規定は、この法律の施行の日以後に寄附金の募集が行われる年の共同募金から適用し、施行日前に寄附金の募集が行われた年の共同募金については、なお従前の例による。」と規定された。そのため新設された配分委員会、次年度配分の原則、準備金の繰入れについては、平成11年以前の寄付金の共同募金については適用されない。

災害等準備金

阪神・淡路大震災を契機として根づいた災害時のボランティア活動への支援については、1996（平成8）年の50年答申でも提言され、災害時において県共募間における県域を越えた「たすけあい」の必要性について言及された。

その後、中央共同募金会では、1997（平成9）年に「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度（災害ボランティア支援資金制度）」を制定した。

また、「準備金」の積み立てについて、「大規模災害の発生等 に対応するためには、あらかじめ準備金を積み立てることができるしくみを整備することが適当である。また、このような災害については、共同募金を行う都道府県の区域内で発生するものとは限らないため、区域外で発生したものについても拠出を認めることが妥当である」ことから、「準備金」制度が創設されたものである。

第3章 透明性の確保と市区町村組織の整備

2003（平成15）年度、共同募金における助成の透明性の確保と寄付者への情報公開を目的とし、あわせて業務の省力化･効率化を図るため、インターネットを活用した助成情報集計システム赤い羽根データベース「はねっと」の運用が正式に開始された。

これは、中央共同募金会に設置された「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」により、2001（平成13）年に答申された「21世紀における共同募金運動の指針【その1】」における方向性をもとに実施されたものであった。

1 助成の透明化の必要性

助成の透明化の背景

2000（平成12）年に改正された社会福祉法において、社会福祉法人の事業経営の原則として、透明性の確保を図らなければならない（第24条）とされた。共同募金会は、それまでも当然の責務として、共同募金の使いみちを中心に情報公開と募金活動の透明性を図ってきたが、今後、共同募金が住民からの信頼を得られるように、いっそうの情報開示を図る必要があったため、全国の共同募金会共通のモデル規程の制定が求められた。

中央共同募金会では、まず自らが行う事業について、住民の公開の要求に応えられるようにするため、2000年に、「社会福祉法人中央共同募金会情報公開規程」を制定し、中央共同募金会が保有する情報の定義、公開の請求、公開する情報、公開の義務、公開の方法、異議の申し出、委任について定めた。

続いて、中央共同募金会が示した「社会福祉法人共同募金会情報公開規程」、「社会福祉法人共同募金会情報公開実施要領」に基づき、各都道府県共同募金会の情報公開規程が順次制定されることとなった。

一方で、「共同募金とボランティア活動に関する意識調査結果（第3次）」（2006［平成18］年）によると、住民の84.5％が「身近な場所で共同募金の寄付金が有効活用されている施設・団体を知らない」と答えており、26.1％が「共同募金に寄付した際、どのように使われているか疑問を感じた」と答えている実態があった。

そのような状況のなかで、使いみちについての周知を今後さらに充実させていくことが、寄付者に対する寄付意欲の喚起にもつながっていくことになり、そのために、地域住民に対して、身近でわかりやすく、具体的な助成事例を十分に情報提供することが求められていたのである。

21世紀における共同募金運動の指針

中央共同募金会に設置された「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」では、2000年の社会福祉法の改正や介護保険制度の施行といった社会福祉制度の動向を踏まえた、共同募金助成の当面のあり方を中心に協議が行われた。

同委員会では、今後の共同募金運動の考え方として、次の4点を柱に掲げた。

①寄付者の共感を得る
②共同募金の目的は地域福祉の推進である
③透明性を確保する
④共同募金に関する情報提供の充実を図る

また、その具体的な取り組み事項として、次のように提案した。

①共同募金会配分委員会の機能強化
②事業に着目した助成の促進
③災害時に即応できる「準備金」の運営
④共同募金会の機能強化
⑤市区町村組織（支会分会）の機能強化
⑥社会福祉協議会との連携強化

また、助成の透明性を確保するための手法として、「インターネットを通じた助成情報の開示」が提案された。これは、助成に関する情報開示を効果的に行うために、現行の助成統計様式の変更を行うとともに、インターネットを通じて助成情報が閲覧できる情報システムを構築することを意図したものであった。

21世紀における共同募金運動の指針

2 赤い羽根データベース「はねっと」の誕生

赤い羽根データベース「はねっと」の誕生

中央共同募金会では、2001（平成13）年に都道府県共同募金会実務者によるプロジェクトチームの検討会を設置し、共同募金助成等にかかる統計様式の変更およびインターネットを活用した集計システムに関する検討が進められた。

プロジェクトチームによる検討を踏まえて、2003年度、助成の透明性の確保および情報公開を目的とした、赤い羽根データベース「はねっと」の運用が本格的に開始された。

従来の助成統計様式は、広く市民には公開されておらず、しかも、「老人福祉活動関係」「福祉育成・援助活動関係」といった大分類、「在宅福祉援助活動費」「社会参加活動費」といった中分類に見られるように、抽象的な表現になっており、寄付者が使いみちについて理解することが難しい状況にあった。

また、従来の様式は助成を受ける社会福祉施設や団体に着目した仕様となっており、肝心の助成された事業の内容がわかりにくい要因になっていたことから、助成明細書に具体的な助成事業を示すよう様式の変更が行われた。

あわせて、入力の主体を「共同募金の助成を受けた者」を原則としたことにより、社会福祉協議会を通じて行われた助成事業についても、事業内容および実施団体の把握が進められることになった。

「はねっと」の大きな特徴は、統計様式の変更だけではなく、インターネットによる集計システ

ムを導入したことにあった。これにより、支会分会において入力されたデータが自動的に集計され、各都道府県共同募金会の助成結果としてまとまり、さらに、全国的な集計結果が中央共同募金会に集約されるしくみとなった。集計作業が自動化されたことで、統計業務にかかる作業時間は飛躍的に短縮されることとなった。

2009（平成21）年度には、「はねっと」のシステム改修が行われ、データベースの操作性の大幅な向上が図られるとともに、よりわかりやすいデザインなど寄付者に対する一般公開ページの充実が図られた。

さらに2014（平成26）年度には、2度目の改修が行われ、統計的活用を進めるための各種分類の見直しや、入力内容を充実させるための作業効率の改善、助成内容の広報と寄付をつなげるための一般公開ページの見直しなどの修正が行われた。

赤い羽根データベース「はねっと」（一般公開）

3 市区町村における運動実施体制の整備

共同募金会支会・分会モデル規程の整備

2000年度から2002（平成14）年度にかけて、共同募金運動実施体制の整備に向けた関係規程の整備が図られた。

その背景として、社会福祉法の改正に加え、共同募金会支会分会の組織の90％以上を占めている市区町村社会福祉協議会が発展・変化していたこと、社会福祉協議会と地域福祉を推進するために互いの協力体制が求められていたこと、市町村合併による支会分会組織への影響、公共性の高い団体に対し透明性と情報開示を求める動きがあったことなどが挙げられる。

中央共同募金会は、2001年度、「都道府県共同募金会定款準則」を各都道府県共同募金会に示すとともに、「都道府県共同募金会支会分会モデル規程」および「都道府県共同募金会モデル会則」を整備した。

これらの規程は、中央共同募金会が1981（昭和56）年以来、各都道府県共同募金会に示してきた「都道府県共同募金会支会分会規程案」および「都道府県共同募金会支会分会会則準則案」を、その後の社会福祉法改正による共同募金関係事項の改正、全国的な市町村合併の動向等を視点に置き、都道府県共同募金関係者と検討協議して、新たに制定したものであった。

主な制定事項は、次のとおりである。

①従来示してきた「理事会・評議員会」設置による執行・議決方式のほかに、評議員会は任意で設置し理事会のみの執行方式を加えたこと。さらに、理事会機能を基礎にした運営委員会による執行方式を加えたこと

②支会分会の目的に「地域福祉の推進」を加えたこと

③理念として、委員会等に住民参加を可能とする条項を設けたこと

④支会に助成調整機能を位置づけたこと

⑤支会分会の事業として、「歳末たすけあい運動の推進」を加えたこと

支会分会の事務局について

モデル規程における支会分会事務局設置の考え方について、都道府県共同募金会が市区町村社会福祉協議会に設置する場合、次のように整理されることとなった。

①支会分会の設置権者である都道府県共同募金会が、支会分会および支会分会事務局を設置する
②支会分会の運営・活動方針は、当該支会分会に設置された「理事会（評議員会）または「運営委員会」が策定する
③②により策定された支会分会の運営・活動方針の事務･業務の処理は、都道府県共同募金会が依頼した社会福祉協議会の協力を得た支会分会事務局担当職員が行うことになるので、このことについて、当該社会福祉協議会が任命する

社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会にとって共同募金は、地域福祉活動を展開するための資金としての重要な意味をもっている。一方で、市区町村の社会福祉協議会は、都道府県共同募金会の内部組織であり、共同募金運動の実践組織ともいうべき支会分会の事務局の90％以上を担っている関係にあった。

社会福祉協議会にとって、民間財源を増強するために支会分会の活動を活性化させることは、地域福祉を推進するために極めて有益な手段であった。しかし、会費や寄付金による事業、介護保険事業や支援費事業、自治体からの委託費・補助金による事業等住民への福祉サービスにつながる多様な事業を展開するなかで、共同募金への取り組み方の度合いには市区町村間で格差があった。

そのため、全国社会福祉協議会・中央共同募金会実務者プロジェクトチームの検討会が設置され、2003年、「地域における共同募金運動の実施体制の整備に向けた取り組み（概要）」がとりまとめられた。

市区町村社会福祉協議会の取り組み事項、ならびに都道府県・指定都市社会福祉協議会による周知・協力等について、全国社会福祉協議会から各都道府県・指定都市社会福祉協議会宛に通知が行われた。

市区町村におけるこうした一連の運動実施体制の整備が、2007（平成19）年度の企画・推進委員会答申による「市区町村共同募金委員会」への組織変更へとつながっていくことになる。

第4章 地域をつくる市民を応援する共同募金への転換

共同募金創設60年を契機として、過去の共同募金の取り組みを振り返り、これからの共同募金のあり方について検討するため、企画・推進委員会が設置された。同委員会が「改革の方向性（素案）」として提案したのは、「地域をつくる市民を応援するファンド」への共同募金の改革であった。多様なメンバーが参画して答申された60周年答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」を契機として、共同募金改革の取り組みが本格的に始まった。

1 60年答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」

企画・推進委員会の設置と60周年答申

中央共同募金会は、2005（平成17）年11月に企画・推進委員会を設置し、共同募金創設60年を契機として、今後の共同募金運動のあり方の検討を開始した。

企画・推進委員会は、2006（平成18）年5月に「『地域をつくる市民を応援するファンド』に共同募金は変わります」とした「改革の方向性（素案）」を発表し、多様な関係機関等との協議を経て、2007（平成19）年5月に「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」と題する答申（「以下、60周年答申という」）を行った。

60年答申は、共同募金を「じぶんたちの地域はじぶんたちでつくる」市民を支援するための資金と位置づけ、共募のしくみを「市民が集めて市民が使う」寄付と助成が循環するサイクルへ転換していくことを示した。また、「市民の共有財産」の具体化に向けた共同募金の役割について、①地域をつくる市民を応援する役割、②全国的な共通性、統一性をもったキャンペーンを実施し、多様な課題を市民に対して提案・啓発する機能を強化し、課題の解決を図っていく役割、③不時の災害にも即応していく役割と整理した。

「地域をつくる市民を応援する共同募金」へと転換していくために、①地域のさまざまな資源の効果的な活用、②助成金の意味合いを、有形無形の「生産」のための資金的性格へと転換、③地域の課題の解決に向けた共同募金機能の活用について提言するとともに、実現に向けた手段として、運動体としての性格や機能の強化、寄付と助成が循環していくサイクルへの転換、助成対象の活動の明確化などを掲げた。

なお、60周年答申に対して、全国社会福祉協議会から「共同募金改革に伴う社会福祉協議会の今後の対応」（基本的考え方）が出され、社会福祉協議会として共同募金改革に取り組む方向性が示されたことにより、各都道府県、市町村における

共同募金改革が本格的に進められることとなった。

アクションプランの作成と共同募金改革モデル事業

60周年答申に基づく共同募金改革を推進するため、中央共同募金会は、2006（平成18）年度に、都道府県共同募金会職員を中心とした「共同募金改革プロジェクト会議」を設置し、共同募金改革を具体的に推進していくための課題の明確化と解決方法に関する協議や、各地域の実践活動の事例を基にして取り組みのポイントを整理した「共同募金改革アクションプラン（第1集）」を作成した。

また、共同募金改革の具体化を図り、地域の寄付文化の醸成および募金増強等市民から寄付等の拡大に向けた先駆的な取り組みをモデルの全国的な普及を図るために、都道府県共募が関係団体と連携して取り組む「共同募金改革モデル事業」を2009（平成21）年から開始した。

2009（平成21）～2010（平成22）年にモデル事業の指定を受けた富山県下新川圏域（魚津市、黒部市、入善町、朝日町）共同募金委員会は、2市2町の共同募金担当者と県共募、アドバイザーが参画した「下新川圏域赤い羽根共同募金プロジェクト」を設置した。

プロジェクトでは、募金増額に向けた取り組みとして、コミュニケーションの促進（寄付者へありがとうを伝える運動、助成を受ける団体と寄付者をつなげ「顔の見える関係づくり」をする）、いつでもどこでも募金がしやすいように市内の募金箱を増やす、等の取り組みを実施した。また、子どもたちへの共同募金の啓発のための「赤い羽根募金箱コンクール」を実施するなど、全国のモデルとなる取り組みを進めるとともに、このプロジェクトでのアイディアが、市町村の共同募金担当者が一堂に会する「赤い羽根全国ミーティング」の開催につながることとなった。

共同募金運動要綱、市区町村共同募金委員会設置モデル規程等の一部改正

60周年答申による共同募金改革の実現を図るための基礎的な環境整備として、中央共同募金会では、共同募金改革プロジェクト会議での作業をもとに、「共同募金運動要綱」および「共同募金会・市区町村共同募金委員会設置モデル規程」等の改正を行うとともに、新たに「共同募金助成方針」を2010（平成22）年に制定した。

運動要綱の主な改正内容として、①市町村組織を「共同募金委員会」に改称したこと、②都道府県共同募金会および市区町村共同募金委員会の役割の明確化、③別に助成方針を定めることを明記し、助成に関する事項を運動要綱からの除外、④「配分」を「助成」に変更したこと、などであった。

また、新たに制定した助成方針では、「共同募金助成の目的を、助成を通じ、地域の課題解決を図るとともに、社会の新しい課題を発見し、問題解決の方法を探り、解決を担う活動主体の発見・育成や活動主体間のパートナーシップや活動への住民参加を促進し、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して生活を送れるような地域社会づくりに寄与する」とし、「助成による活動の成果を社会に発信することで、世論の喚起や制度の見直し、新しいサービスの創造などの促進を図る」としている。

「共同募金会・市区町村共同募金委員会設置モデル規程」ならびに「共同募金会・市区町村共同募金委員会モデル会則」の改正にあたっては、住民参加を基調とし、次の7点をポイントとしている。①多くの人が共同募金運動に参加しているという

ことを理解してもらうために「支会分会」から「共同募金委員会」に名称を改正

②「共同募金委員会」の目的および事業（資金需要の把握、助成申請の周知と受付、助成申請団体の審査及び助成）の明確化

③「共同募金推進計画」（助成計画と募金計画等から構成される共同募金運動の計画）の策定

④「共同募金推進会議」（広く住民の共同募金運動への意見を聞く場）の開催

⑤「共同募金委員会」への公募による住民参加

⑥執行・議決機関として運営委員会を位置づけ、市民・団体の参画による運営

⑧共同募金委員会で地域内の助成の審査を行えるように「審査委員会」を設置

こうした一連の既定改正により環境整備が行われたことによって、各都道府県、市町村レベルでの共同募金改革の取り組みが進められ、各地で市町村共同募金委員会の設置が図られることとなった。

全国キャンペーンとしての運動展開とブランディングの刷新

共同募金改革の取り組みの一環として、中央共同募金会では、全国キャンペーンとしての共同募金運動の統一的な広報展開による新たなイメージの構築を図るため、新たな広報戦略を開始した。統一したブランドであることを強調するため、共通のロゴを制作するとともに、「じぶんの町を良くするしくみ。」をメインテーマとしたポスター、

CM等による広報展開を行った。

こうした広報展開を通じて、「じぶんの町を良くするしくみ。」や、募金の7割がじぶんの町で使われていることのコンセプトが関係者の間で定着が図られた。

また、市町村共同募金委員会の広報に対する意識が変化し、地域住民の理解協力を得るためには、募金の具体的な使いみち、地域のニーズに応じた助成を行っていること、地域でどのように循環しているかをしっかり伝える必要があることが理解され始めた。

また、こうした広報展開の一環として、インターネットを通じて、市町村まで指定して募金ができる「ふるさとサポート募金」を開設し、全国どこからでも共同募金に寄付できる環境整備が行われた。

人材養成研修プログラムと赤い羽根全国ミーティングの開催

中央共同募金会は、独立行政法人福祉医療機構が実施する、市民活動への助成事業に関わるプログラム・オフィサーならびにファンドレイザー等の専門職養成・研修プログラムの開発に向けた調査研究事業に協力団体として参画し、「わが国の市民活動分野における助成活動に携わるプログラム・オフィサーならびに募金活動に携わるファンドレイザー等の専門職養成・研修プログラム策定に向けた（基礎的な）調査研究事業」報告書がまとまった。

同報告書では、国内の先行調査・研究の整理、国内調査、英米の養成に関する実態調査の分析などを行い、日本型のプログラム・オフィサー、ファンドレイザー養成のための研修プログラム（骨子）の策定を目指し、「社会的な課題解決のために、志あるお金を生かすことができる人材をどのように育成するか」を研究会の目的とし、プログラム・オフィサーの定義としては「助成金の配分機関において配分に関わる専門的な審査や評価の業務を行う職階、助成プログラムにおいて配分決定に一

定の権限をもったスタッフ」、ファンドレイザーは、「社会的な問題を見極め、それに必要な資金や資源を開発・調達する役割を担う専門職」と定義した。

こうした流れの中で、中央共同募金会では、厚生労働省からの補助事業として「地域ファンドにおける人材養成研修に関する検討委員会」を設置し、共同募金を含めた地域ファンドにおける人材養成のあり方について検討し、研修方針を取りまとめた。

また、中央共同募金会がそれまで実施していた「テーマ別研修会」を発展させ、都道府県および市区町村共同募金担当者並びに推進関係者を対象として、「共同募金改革モデル事業」の報告をはじめ、組織・募金・助成・広報等多様な取り組みについて、参加者が事例を持ち寄り、課題やノウハウを共有し、解決への知恵を出し合う場として、「第1回赤い羽根全国ミーティングinくろべ」が2010（平成22）年6月に開催された。これ以降、赤い羽根全国ミーティングは全国の共同募金関係者が一堂に会する場として定着し、地方と東京の交互開催の形で続けられることとなった。

募金経費標準の特例措置

2008（平成20）年、厚生労働省社会・援護局長から「共同募金の募金経費標準の特例措置について」の通知が出され、2013（平成25）年度までの間、それまでの概ね10％とされていた共同募金の経費を「概ね20％を限度」とする改正がおこなわれた。これにより共同募金改革に向けての取り組みをより具体化し、募金増額に向けて新たな事業を打ち出せる環境を整えることができた。

中央共同募金会では、経費の特例措置を受け、改革への取り組みをより実体化するために、①目標額設定方法の見直し、②募金増額（年次計画の策定）、③組織体制の改革（県共募の専門性向上と、市区町村共同募金委員会の整備）を掲げるとともに、その具体化の方法として「新たな募金手法（ファンドレイジング）の開発に向けた改革モデル事業」を2012（平成24）年度から新たに実施した。（詳細は第5章）

第5章 地域課題の解決に向けた具体的な取り組み

2009（平成21）年、共同募金運動期間を10月1日から12月31日の3か月間から、10月1日から3月31日までの6か月間に拡大する取り組み（以下、期間拡大）が広島県共同募金会において開始された。これは、共同募金実績が長期低落傾向にあるなかで、従来の募金活動とは異なる主体・手法での取り組みを開拓することをめざしたものであった。これ以降、期間拡大を希望する都道府県共同募金会は、厚生労働大臣の告示により運動期間を6か月間に拡大して募金活動を実施し、特に1月から3月の新たな期間については、通常の共同募金とは違う特定のテーマによる新たな募金活動等が全国各地で展開されることとなった。

1 運動期間拡大の取り組み

運動期間拡大の開始

2007（平成19）年度の60周年答申では、寄付の裾野を広げるために、年間を通じて、「いつでも、どこでも」あらゆる住民の寄付マインドを受け入れられる態勢を整える必要があることが提言され、これまで共同募金が積極的にアプローチできなかった層に対する募金開拓を試みることが求められた。

これを受けて、中央共同募金会は、厚生労働省に対して働きかけを行い、共同募金運動期間を10月1日から12月31日の3か月間から、試験的に10月1日から3月31日まで6か月間に拡大する取り組みを各都道府県共同募金会に対して呼びかけた。

期間拡大の目的は、従前から行われてきた募金活動をただ単純に延長するのではなく、戸別募金を中心とした既存の募金活動とは別に、これまでとは違う新たな協力関係をつくりだし、これまでとは異なる寄付者層に訴えかけながら、募金実績の増加を図ることであった。

こうした中央共同募金会の働きかけに対して、2009年度に手を挙げたのが、広島県共同募金会であった。広島県共同募金会は、配分委員会による審査を経て、参加が決定したNPOやボランティア団体の活動を募金テーマとして、テーマにかかわる団体自らが、解決しようとする課題や活動内

期間拡大の取り組みの推移　（単位：円）

年　度	実施県数	1～3月の実績額
2009（平成21）	1	29,127,368
2010（平成22）	2	22,853,480
2011（平成23）	2	47,939,308
2012（平成24）	7	39,214,515
2013（平成25）	25	173,273,631
2014（平成26）	24	155,749,777
2015（平成27）	31	235,050,382
2016（平成28）	42	242,044,732

容を地域住民に直接訴え、募金活動を行う「社会課題解決プロジェクト」を実施し、新たな3か月の募金期間で約3,000万円の募金実績となった。

このような、テーマを明確に打ち出した募金運動では、共同募金の大きな課題として挙げられる「使いみちが見えない、わかりにくい」「もっと納得して募金に応じたい」という声に対する答えの1つとして、いま地域にある課題を解決する活動をテーマとして、共感に基づくテーマ型募金の取り組みが進められることとなったのである。

モデル事業の展開による期間拡大の普及

中央共同募金会では、2012（平成24）年度からは、地域課題・社会課題解決のために募金実績の増加を図り、そのために、活動団体・寄付者・企業・一般市民等と新たな協力関係の構築や、新たな募金手法の開発をすることなどを目的に、「新たな募金手法の開発に向けた改革モデル事業」を開始した。

このモデル事業を推進するために、中央共同募金会は、次のような推進体制によりモデル事業実施地域へのサポートを行った。

①モデル事業推進のための各専門分野のパートナーの委嘱
②モデル事業連絡会の開催
③モデル事業実施地域における実行委員会等へのパートナーの派遣
④中央共同募金会における各モデル事業担当職員の配置と訪問による個別支援

2012年度モデル事業説明会の様子

都道府県域を対象にモデル事業に取り組んだ地域のいくつかは、NPO等との協働による使途選択募金に複数の地域で取り組み、これまで助成を行うのみだったNPO等に新たな募金主体としての位置づけを与え、協働して募金活動に取り組む手法が拡大していくこととなった。

また、市町村域を対象にモデル事業に取り組んだ地域では、地域課題に即したテーマや使途を限定したテーマ型募金の開発を中心に事業が展開され、募金テーマに関連する団体が参画する実行委員会による、プロジェクト型の新しい募金主体づくりの取り組みが見られた。

このモデル事業には、2012年度から2014年度の3年間で18都道府県共同募金会が取り組み、これにより期間拡大の取り組みが全国に広がることとなった。

2015（平成27）年度には、全国の半数を超える31都道府県共同募金会が期間拡大に取り組むこととなり、2016（平成28）年度からは、すべての都道府県において、10月1日から3月31日までの6か月の運動期間が普遍化されることとなった。

2 ｜テーマ型募金の可能性

期間拡大とテーマ型募金

期間拡大により生まれた1月から3月の運動期間では、地域の課題や課題を解決する活動をテーマとした「テーマ型募金」の取り組みが全国各地で展開されることとなった。

共同募金における「テーマ型募金」とは、共同募金の助成計画から、緊急的に解決すべき特定の

地域課題やそのための活動を共同募金の募金テーマとして掲げ、課題解決に取り組む団体が主体となって、個人や企業に対して地域課題や自らの活動を伝え、寄付を訴えかける募金手法のことを指している。

こうしたテーマ型募金における個別テーマへの寄付金は、該当するテーマの活動に対して助成されることになり、市民の共感による寄付額が、いわばそのまま事業への市民評価につながる、寄付者の意思が助成に反映されやすいしくみであるといえる。

新たな募金手法としてのテーマ型募金

共同募金は、これまで社会福祉協議会や地域のボランティア団体・NPO 等の幅広い活動を応援する募金として、自治会・町内会等地縁組織の協力による戸別募金を中心とした運動を展開してきた。地域の幅広い団体の活動を応援し、地域のすべての世帯に対して募金を呼びかける戸別募金の手法は、自治会・町内会活動や地域での相互扶助的な活動とも密接に関係しており、地域社会の基盤づくりにつながる共同募金運動の柱として、今後も持続・発展していくことが望まれている。しかし、地域のさまざまな団体の活動に対して幅広く助成する反面、寄付者からは何に使われているかわからないという声が聞かれており、そうした課題が共同募金の実績減少の要因の1つになっていることも考えられる。

こうした従来の募金手法に対して、テーマ型募金は募金の使途となる活動が明確なため、寄付者が共感・賛同する活動に対して直接寄付できることが大きなメリットである。

また、テーマ型募金はテーマにかかわる活動をする団体が中心となって、テーマに関心がある個人一人ひとりに対して、募金使途や活動内容を丁寧に説明しながら展開する募金手法となっており、自治会・町内会などの協力によって多くの世帯に対して組織的に展開される戸別募金と比較して、1人あたりの寄付単価が高いという結果が出ている。

なぜテーマ型募金に取り組むのか

2000（平成12）年の社会福祉法の改正によって、共同募金の目的として「地域福祉の推進」が明確に位置づけられた。地域福祉とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことであり、共同募金会だけではなく、社会福祉協議会や社会福祉法人、ボランティア団体・NPO、当事者団体など多様な団体や地域住民の主体的な参加により推進するものとされる。

地域福祉の展開は、「地域課題の発見・把握」「活動の計画化」「活動の実施」「結果の評価・報告」という過程を経て行われるが、共同募金は「活動の計画化」から「活動の実施」に至る過程に密接にかかわる運動として、地域の課題やその解決のための活動を地域住民に伝達し、理解と共感を得るとともに、住民参加の一形態としての寄付を通じて地域課題の解決に必要な資金を集める機能を果たしている。

テーマ型募金のように活動を行う団体や地域住民自らが運動に主体的に参加し、地域の課題や活動の必要性を社会に訴えかけ、必要な資金を集めることが、本来「共同募金」の意味するところであり、そうした活動団体や地域住民がもつ「当事者性」こそが、今後の共同募金の展開に必要とされている。

これは決してテーマ型募金だけに限定された考え方ではない。今後の共同募金は、地域課題の発見・把握を経て計画された活動を実施するために、助成計画を構成するすべての活動団体や地域住民が主体的に参加し、共同募金のしくみを活用して当事者として地域の課題を伝え、地域住民の気づき、共感、理解による寄付を受け付け、住民参加による審査を経た助成を通じて活動の支援を行う

ものであり、この一連の過程は地域福祉の展開とまったく同一線上にあるといえる。

テーマ型募金の課題と今後

テーマ型募金に取り組んだ都道府県共同募金会のなかには、いったん募金実績が微増に転じたものの、その翌年度は再度実績が減少する傾向も出ている。これは、現在のテーマ型募金の取り組みでは、一般募金や歳末募金の減少を一時的に食い止められたとしても、継続的な募金減少を食い止められるほどの規模となっていないことを意味している。

テーマ型募金の実績が全体の募金実績に与える影響はまだ大きくなっていないものの、テーマ型募金に取り組む都道府県共同募金会は、2017（平成29）年度現在で37県と年々増加している。

しかし、都道府県共同募金会単体の取り組みだけでは運動全体を活性化することは困難であり、都道府県共同募金会は、市区町村共同募金委員会におけるテーマ型募金を推進していく必要がある。

市区町村共同募金委員会としては、運動の基盤となる市区町村共同募金委員会の設置や公募助成の導入などを順次進めているところだが、そうした取り組みに終始し、募金については従来の戸別募金に依存したままでは募金実績の減少を止めることは困難であり、組織や助成の見直しと並行して、市区町村共同募金委員会として新たな募金の取り組みを進めていくことが必要となる。

都道府県共同募金会としては、県内外の市区町村共同募金委員会の事例などを提供しながら、1市区町村での「点」の取り組みが県内すべての市区町村での「面」の取り組みへ拡大されるよう、市区町村共同募金委員会の支援をいっそう充実させる必要がある。

また、テーマ型募金は共同募金における募金手法の1つとして取り組みが進められているが、本来テーマ型募金がもっている当事者性や運動性は、戸別募金や法人募金など従来の募金の場面においても発揮されるべきものである。

将来的には、テーマ型募金と戸別募金が一体的に展開され、地域福祉活動を行うすべての団体が、それぞれの活動や解決すべき地域課題、募金の必要性をそれぞれの募金活動の場面で寄付者に対して訴え、そうした声を、社会を変える大きな力としていくことが求められている。

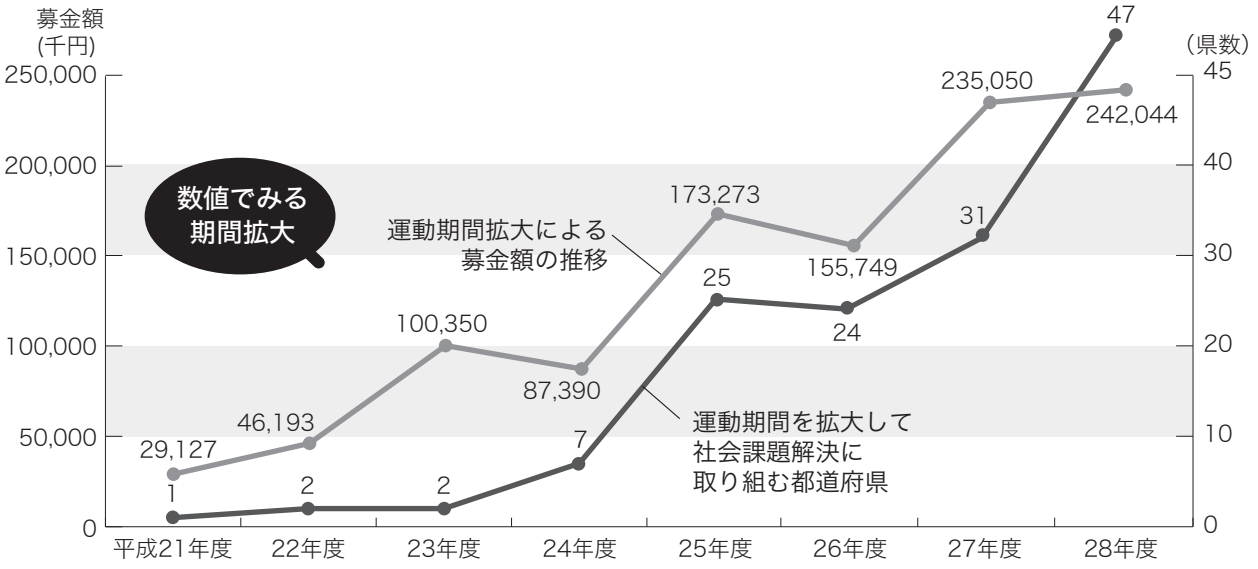

※期間拡大→募金運動期間の拡大10月～12月の通常の期間を拡大して1～3月にも取り組むこと。

第6章 共同募金における運動性の再生

人口減少と少子高齢化が急速に進展するとともに、社会的孤立など地域における生活課題が深刻化するなかで、コミュニティの再生や地域における福祉力の向上に向けた地域福祉活動を支える共同募金の役割は、いっそう大きくなってる。

運動創設70年に向けて、共同募金がその責務と役割を果たし、寄付者である地域住民の期待にこたえられるよう、基本的な運動の方向性を検討するため、2014（平成26）年に企画・推進委員会が設置された。

1 企画・推進委員会の設置と70年答申

60年答申の成果と課題

中央共同募金会は、2014（平成26）年10月に企画・推進委員会を設置し、運動創設70年に向け、今後の共同募金運動のあり方の検討を開始した。

企画・推進委員会は、2015（平成27）年3月に行った各都道府県共同募金会および市区町村共同募金委員会等に対する実態調査の結果をもとに、60周年答申の到達点を評価し、共同募金の再生および組織の強化等に向けた論点を整理したうえで、2016（平成28）年1月に「参加と協働による「新たなたすけあい」の創造～共同募金における運動性の再生～」と題する答申を行った。

2015（平成27）年5月の企画・推進委員会による論点整理では、60周年答申の評価について、答申で示された方向性はある程度実現されているものの、それが共同募金の実績額の増加や組織の強化・充実には、必ずしもつながっていないとされた。また、実態調査から、各地域によって取り組みに格差が見られること、その原因として60周年答申の趣旨が十分に市区町村共同募金委員会に伝わっていないと推察されることなどが明らかとなった。

60周年答申による最も重要な提言は、それまでの支会・分会に代わる市区町村共同募金委員会の設置である。これにより、住民参加による組織運営の改善や助成審査の取り組みにつなげ、市民の参加の保障、透明性の確保などの推進をめざした。しかし、実態調査によると、2016年10月時点で、市区町村共同募金委員会への移行は、全国の約半数の市区町村にとどまっていることがわかった。一方で、市区町村共同募金委員会へ移行した地域では、社会福祉協議会を通じて行われていた地域のボランティア団体等への助成が、市区町村共同募金委員会から直接行われる形となったことにより、助成を受ける団体が「社会福祉協議会からの助成」ではなく「共同募金による助成」であることを再認識する、共同募金が地域の団体

に幅広く助成されていることが地域住民に伝わるなどの効果があったとの声が聞かれた。

市区町村共同募金委員会の機能面では、約半数の市区町村で、寄付者や、自治会・町内会などの募金ボランティア、助成先の団体など、多様な市民の参画による組織運営や助成審査が行われており、市区町村で主体的に助成を計画して募金活動を行うしくみづくりに着手し、組織運営の充実や助成決定過程の透明性を高めているところが徐々に増えていることがわかった。その一方で、地域の新しい課題に対応した活動への助成や、募金運動そのものの活性化は十分に図られておらず、募金実績の減少に伴う財源不足により助成が固定化し、新たな課題解決に向けた助成を行うことができないといった課題が見られた。

こうした状況は、60周年答申における「地域課題の解決に必要な資金を市民が集めるというサイクルへの転換」がいまだに不十分で、新たな地域課題や資金ニーズの把握などをほとんど行わずに、従来どおりの募金運動を実施し、それにより集まった募金を、例年と同じように助成するといった、定型的なサイクルが継続している地域が多いことを意味していた。

企画・推進委員会は、地域福祉や寄付全体を巡る環境変化により、共同募金の位置づけが相対的に低下するなかで、地域における共同募金運動の意義が失われてしまうのではないかという危機感が現実のものとなりつつあること、運動創設70年に向けて共同募金関係者は、現状に対する危機意識をもって、運動のあり方を検討する時期に来ているとした。

企画・推進委員会上野谷委員長から斎藤会長への答申

共同募金における運動性の再生

70年答申では、共同募金の目的や機能・役割について再確認するとともに、元来共同募金がもっていた運動性が長い歴史のなかで失われつつあること、その運動性を再生することが、共同募金の発展と地域福祉の推進につながることが述べられた。そのうえで、共同募金運動創設70年以降の新たな方向性を、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造」と定め、それを実現するための目標として「共同募金における運動性の再生」が示された。

共同募金は、地域住民や関係機関・団体との協働によって地域課題や社会課題の解決を図る「運動性」を有しており、その運動性を発揮することによって、次のことを実現するのである。

①地域の課題を明らかにし、その解決の必要性を地域に提起すること
②こうした課題を地域に伝えることで、人々の気づきや理解、共感を促し、より多くの地域住民の地域課題解決への主体的参加や、募金への協力を促すこと
③地域課題解決の活動や募金に参加した地域住民に対して、寄付金の使途や成果、課題解決の活動の状況を明確に伝えることで、参加者の満足度や達成感を高め、さらなる地域課題の解決や募金への協力を地域に広げていくこと
④地域の活動団体が、募金に参加し、団体の事業やその必要性を自ら訴える過程を通し、団体の育成、組織力の向上につなげること
⑤課題解決のための計画の立案や活動の実施に、地域住民や団体等を巻き込むことで、地域の福祉力向上につなげること
⑥当事者を含む地域住民と地域で活動する各種団体をつなげることで、地域における新たなネッ

トワークを生みだすこと

共同募金運動が開始された当初は、こうした運動性が意識され、地域住民は、運動の目的や解決すべき課題を理解し、共感をもって募金や寄付に参加していた。しかし、70年にわたる運動により、社会に「赤い羽根募金」として定着していく一方で、共同募金からその「運動性」が徐々に失われ、集める側にも地域住民の側にも、運動の目的や解決すべき課題への理解や共感よりも、寄付を集めることばかりが意識されるようになってきた。

もちろん、多様化・複雑化しつつ増大する福祉課題解決のための資金ニーズに的確にこたえていくためには、運動性の再生によって募金運動を活性化し、募金実績の増加を図ることが必須である。

しかし、共同募金は単に寄付を集める運動ではなく､その運動を通じて､「地域福祉の推進」と「寄付文化の発展」を図るものであり、共同募金会役職員をはじめ関係者一人ひとりがあらためてこのことを確認し、その目的の達成に向けて、元来共同募金が有する「運動性」を再生していく必要がある。

また、60周年答申を実現するうえで、その後の実践が伴わなかったという反省に基づいて、今後の具体的な取り組みとして、市区町村共同募金委員会の設置完了と募金機能の強化、都道府県共同募金会におけるニーズキャッチ・募金・助成機能の拡充、本会における人材育成等、都道府県共同募金会ならびに市区町村共同募金委員会に対する支援機能の強化・充実などが明示された。

70年答申に基づく推進方策

70年答申を受けて中央共同募金会は、答申内容を着実に進めるための推進方策を策定した。そして、2016（平成28）年5月の評議員会において、すべての共同募金会が取り組むものとして申し合わせが行われた。

70年答申の推進方策は、70年答申の内容を具体化し、明確な目標をもって取り組みを進めるための指針として策定されたものである。

推進方策では、都道府県共同募金会、市区町村共同募金委員会、中央共同募金会における重点目標として次の事項を定めている。

①都道府県共同募金会

- 運動性の再生に向けた市区町村共同募金委員会の支援
- 都道府県共同募金会の機能強化

②市区町村共同募金委員会

- 運動性の再生による共同募金運動の活性化
- 多様な人材の参画による住民が主体となった共同募金運動の展開

③中央共同募金会

- 人材養成・個別支援の実施
- 社会福祉協議会との連携強化
- 中央共同募金会による募金受け入れ強化と全国的な助成のしくみづくり

また、それぞれの役割として次のとおりとした。

①都道府県共同募金会の役割

- 市区町村共同募金委員会の活動をサポートする役割（相談対応、共同企画、情報発信等）
- 企業からの相談に対応し、多様な寄付プログラムを提案する役割
- 都道府県域における地域課題の解決につながる重点的な助成を開発する役割
- 助成を通じてNPO・ボランティア団体、当事者組織等を支援・育成する役割
- 各市区町村共同募金委員会に対して答申及び推進方策の内容を説明する役割
- 共同募金事業の実施主体としての責任により自ら募金と助成を実行する役割

②市区町村共同募金委員会の役割

- 運動を通じて多様な参加を促進する役割（寄付者、募金ボランティア、運営委員会・助成審査委員会への委員としての参加等）
- 運動を通じて住民に対し地域課題を訴えかけ

る役割（募金の趣旨、助成先や成果等）
・地域住民に分かりやすい透明性の高い組織運営を実施する役割

③中央共同募金会の役割
・都道府県共同募金会、市区町村共同募金委員会の活動をサポートする役割
・各地域の事例収集と事例の全国的な共有化
・共同募金委員会の設置を含む、社会福祉協議会の共同募金運動推進への協力・連携を促進する役割
・関係団体及びNPO中間支援組織等新たな団体との連携強化を促進する役割
・運動創設70年以降の新たな広報戦略を都道府県共同募金会と連携し展開する役割
・各市区町村共同募金委員会及び都道府県共同募金会における答申内容の推進について、周知・調査・評価を行う役割

答申および推進方策の実行にあたっては、本会において1年ごとに都道府県共同募金会を対象とした調査を、3年ごとに市区町村共同募金委員会を対象とした調査を実施したうえ、企画・推進委員会において、進捗状況の評価を実施することとした。

70年答申『参加と協働による
「新たなたすけあい」の創造』

共同募金会職員行動原則

都道府県共同募金会の職員や市区町村共同募金委員会の事務局を担当する社会福祉協議会等の担当職員が、全国協調の運動としての共同募金に関する価値観や基本的な考え方を共有することは、今後の運動活性化において非常に重要であるとの考えから、中央共同募金会は、「共同募金会職員行動原則」を策定した。これは推進方策とあわせて、2016年5月の評議員会において、すべての共同募金会が取り組むものとして申し合わせが行われた。

共同募金会職員行動原則が策定された背景には、70年答申の策定過程において行われた、都道府県共同募金会および市区町村共同募金委員会を対象とした調査で、共同募金が全国協調の運動でありながら、各地域における取り組み内容に濃淡や格差があることが明らかになったことがあった。

もちろん、共同募金は民間の運動であり、地域により多様な方法で運動が展開されるべきものである。しかし、共同募金運動が、その使命である地域福祉の推進に大きな役割を果たすためには、共同募金に携わるすべての職員が、社会的な公器としての共同基金の価値観を共有すること、また、その業務の遂行にあたって、募金活動や寄付に参加する地域住民を始めとし、助成を受ける団体や関係機関・団体などからの信頼にこたえられるよう行動し、社会からの期待にこたえていくことが必要となる。

そこで、共同募金に携わる職員が業務を行う際に守るべき原則として、一人ひとりの職員が自信と誇りをもって業務にあたることによって、共同募金が地域社会の信頼を得ることをめざして、「共同募金会職員行動原則」が策定されたのである。

共同募金会職員行動原則

共同募金運動が、その使命である地域福祉の推進に大きな役割を果たすために、都道府県共同募金会職員及び市区町村共同募金委員会の事務局を担当する社会福祉協議会等の担当職員など、共同募金に携わる職員一人ひとりが、社会的な公器たるべき価値観を共有し、募金活動や寄付に参加する地域住民はもとより、助成を受ける団体や関係機関・団体などからの信頼に応えられるよう行動し、共同募金運動に対する社会からの期待に応えていくため、下記の事項を順守し業務を遂行します。

【住民参加と協働による社会課題の解決】

(1) 私たちは、寄付、募金、助成など、あらゆる場面における住民の参加を大事にし、ボランティア団体・NPO、企業などとの協働を推進しながら、社会課題の解決を図ります。

【福祉コミュニティづくり】

(2) 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、寄付や募金活動、福祉活動に参加する、住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

【地域福祉活動を行う団体の支援】

(3) 私たちは、共同募金による助成や募金運動を通じて、地域福祉活動を行う団体や地域の課題を住民に対して知らせることで、活動及び団体の認知を高め、団体の組織基盤づくりに貢献します。

【寄付、募金、助成の基盤づくり】

(4) 私たちは、さまざまな募金、助成団体と連携し、新たな募金方法や助成プログラムの開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域における助成、募金、寄付の基盤づくりの役割を担います。

【運動に参加する人への感謝】

(5) 私たちは、寄付者、募金活動を行う人、助成を受ける団体など、運動に参加する全ての人の思いを大切にします。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

(6) 私たちは、地域の課題を率先して把握して解決を促すべく自己研鑽を重ね、職員同士の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

(7) 私たちは、公序良俗に反し、また、プライバシーを侵害することがないよう、法令を遵守し、共同募金の使途及び自らの組織・事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた運動を展開します。

第7章 赤い羽根の災害時支援

未曽有の大災害となった東日本大震災をはじめ、2004（平成16）年の中越地震、2016（平成28）年熊本地震、火山噴火、台風や局地的豪雨による大雨洪水災害など、この20年、日本はかつてない多くの災害に見舞われた。

そのなかで、共同募金会においても、従来から取り組んできた「義援金」をはじめ、東日本大震災を契機に新設したボラサポなどの「支援金」、災害ボランティアセンター等の支援を目的とした「災害等準備金*」、多様な団体によるネットワーク組織である「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）」の創設など、さまざまな新しい被災地支援に取り組んできた20年でもあった。

1 阪神・淡路大震災と災害等準備金

阪神・淡路大震災における共同募金会の取り組みと課題

阪神・淡路大震災が発生した1995（平成7）年は、多くのボランティアが被災地での活動に参加し、「ボランティア元年」とも呼ばれている。各都道府県共同募金会においても、被災地に向かうボランティアグループ等に対し、現地までの交通費や救援活動用の福祉機材、ボランティア用のマスクや常備薬セットの支給などの支援を行った。しかし、当時の社会福祉事業法における共同募金の規定では、都道府県を区域とすることが位置づけられており、都道府県域を越えて資金支援することは認められていなかった。

大災害の発生時には、全国の共同募金会が一体となって、都道府県域の区域にかかわらず支援をしたいとの要望が内外から寄せられており、1996（平成8）年の「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」答申『新しい「寄付の文化」の創造をめざして』でも、特に章を起こして提言されたところである。同提言では、災害時において都道府県共同募金会間における県域を越えた「たすけあい」の必要性について言及された。

また、中央共同募金会が阪神・淡路大震災の被災地で支援活動を行った非営利団体に対するヒアリングでは、「活動資金は寄付金に頼っている」「活動に要する経費は通信費が圧倒的に多い」「ボ

＊災害等準備金（共同募金）
～災害ボランティアセンターの運営資金～
共同募金会では、被災地でのボランティア活動を支援するため、毎年共同募金の3%を災害等準備金として積み立てている。共同募金は都道府県の区域を単位に行われている運動であるが、大規模な災害が発生した場合には、都道府県域を越えて全国の共同募金会が災害等準備金を拠出しあい、被災地を支援している。

ランティアは自己負担に頼る状況」「活動に要する最低限の要素である資金、場所、人（コーディネーター）も満たされていない」といった回答が寄せられており、特に被災者支援の活動を行う非営利団体の多くが、資金や組織基盤の弱さを課題として抱えていたことが明らかになっている。そうした背景からも、こうした団体への資金支援のしくみづくりが必要とされた。

災害等準備金制度の創設と概要

1997（平成9）年、中央共同募金会では「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度（災害ボランティア支援資金制度）」を制定し、各都道府県共同募金会と連携を図りながら、台風や風水害の被災地でのボランティア活動などの支援に取り組み、大きな成果をあげた。

一方で、当時の法規定では認められていなかった都道府県域を超えた共同募金の配分についても制度改正の取り組みを進めており、1997（平成9）年12月の「あり方委員会」論点整理を踏まえた中央共同募金会から厚生省への要望事項においても、「区域（県域）内配分の原則」緩和について示した。

その結果、2000年度の社会福祉事業法の改正においては、当時の厚生省社会・援護局長通知において「大規模災害の発生等に対応するためには、あらかじめ準備金を積み立てることができるしくみを整備することが適当である。また、このような災害については、共同募金を行う都道府県の区域内で発生するものとは限らないため、区域外で発生したものについても拠出を認めることが妥当である」との考え方が示され、「準備金」制度の法制化が実現し、災害の被災者支援のための積み立てが共同募金の配分の1つとされた。

ただし、中央共同募金会が厚生省への要望事項の1つとして挙げた、「災害発生時の即応性を担保するため、各都道府県共同募金会があらかじめ一定額を中央共同募金会に積み立てる（拠出する）こと」については、中央共同募金会が共同募金事業を行う「共同募金会」ではなく連合体であって「拠出」の対象団体にはならない、という理由から実現しなかった。

また、各都道府県共同募金会における積立には、次の制限が設けられた。

①積立額は、「ア　当該年度の共同募金寄付金総額の3％に相当する額」または「イ　法人等企業からの当該年度の共同募金への寄付金の総額に相当する額」のいずれか低い方を限度とする。

②積み立てられる期間は、3年以内とする。

これは、共同募金への寄付に係る税制優遇において、都道府県域を超えて活用できる寄付金は、国税である法人税の優遇対象である寄付金に限るべきとの考え方に基づくものである。

この法制化を受け、中央共同募金会は「21世紀における共同募金運動指針（その1）」において、「災害時に即応できる『準備金』の運営を行う」とする準備金運営の方針を都道府県共同募金会に示した。

また、中央共同募金会では、2000（平成12）年11月開催の第150回評議員会で承認された「都道府県共同募金会会計準則」の一部改正により、当該準備金について会計上の位置づけを行った。その考え方は次の3点である。いずれも改正法の検討時点で、寄付金の税制優遇の観点から定めることとした基準である。

①共同募金の寄付金については、法人からの寄付金とそれ以外（個人および区別不詳）からの寄付金とに区分して経理すること。

②「準備金」については、法人からの寄付金に限り繰り入れられることとすること。

③準備金は、繰り入れ年度ごとに区分して管理し、繰り入れ後3年を経過したものは、取り崩して配分すること。

「準備金」の取り扱い

阪神・淡路大震災以降に発生した多くの災害を通じて、災害時のボランティア活動は定着するとともに、被災地のさまざまな団体や社会福祉協議会等が共同で活動拠点（以下、「災害ボランティアセンター」という。）を設け、県内外からのボランティアの受け入れや登録といったコーディネート活動が定着してきている。また、県内の複数地域が被災した場合などには、県段階に広域の災害ボランティアセンターが設けられるようになった。

さらに、災害時のボランティア活動等の資金ニーズも、災害救援活動の展開期によって異なり、次の3つの時期に大きく区分できる。

表7-1　フェーズによって変化する資金ニーズ

第1期「立ち上げ期」
現地へ急行する旅費・宿泊費、現地調査費や災害ボランティアセンターの立ち上がり資金など、災害発生後短期間で必要となる資金
第2期「初動期」
ボランティアがかけつけ、ボランティア活動費や災害ボランティアセンターの整備・維持費など、初期の即応的な救援活動に必要となる資金
第3期「復興期」
ボランティア活動費や災害ボランティアセンターの維持費と合わせ、被災地で自立・復興をめざすなか、長期的な活動プログラムに要する資金

被災県共同募金会は、こうした状況の変化を踏まえ、災害救援活動の展開期を見極めたうえで臨機の助成が必要となる。さらに、被災県共同募金会は中央共同募金会等と緊密な連携を図り、他県からの「準備金」の拠出による資金の財源状況を常に把握したうえでの助成を行うことが求められる。

具体的には、次の事項に留意した配分が望まれる。

ア．配分内容の基本

「支援資金制度」に規定された配分対象事業を基本においた配分を行う。

イ．立ち上がり時期における即応的な配分の実施

救援活動の展開期を踏まえた配分。特に、立ち上がり時期においては即応的な配分が求められる。

ウ．災害ボランティアセンターを資金面で受け皿とした配分の実施

1）被災地のボランティア団体に共通した活動支援経費（機器・用具・場所等）については、災害ボランティアセンターと連携を図り、個々の団体に共通した資金ニーズ（機器・用具・場所等）を同センターが代表した形で配分を受け、同センターが個々のボランティア団体に提供するしくみをつくる。

2）さらに、災害ボランティアセンターが、個々のボランティア団体に共通した活動資金を一定の枠内で預かり、個々のボランティア団体に必要な資金を提供するしくみをつくる。

エ．共同募金配分計画として取り扱う配分

救援活動の展開期のなかで、被災地において当初の救援活動の終息の時期に入り、自立・復興を目指した中長期的な活動プログラムが主体となってきた場合には、募金状況を勘案しつつ、準備金を財源とした配分から、共同募金配分に転換していく。

特に上記イおよびウなどの取り組みにより、資金支援の即応性や効率性を担保するとともに、配分の際のリスクが避けられる可能性がある。

新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震での適用

（1）新潟県中越地震および水害が多発した2004年

2004（平成16）年は、台風等の水害が各地で多発し、9県の共同募金会が準備金によりボランティア等の支援活動を資金面で支えることとなったが、同年10月23日には新潟県中越地震が発生し、新潟県における被災者支援のため、全国の共同募金会が準備金を新潟県共同募金会に拠出した。

表7-2「準備金」制度の概要

(1) 積み立て

積立額には次の上限額が設けられている。ア又はイのいずれか低い額が、積立額の限度額となる。

ア　当該年度の共同募金寄付金総額の3%に相当する額

イ　法人等企業からの当該年度の共同募金への寄付金の総額に相当する額

(2) 拠出

準備金の対象となる災害が発生した場合には、被災地の共同募金会は当該被災地内の被災者支援を行う災害ボランティアセンター及びボランティア団体への配分を行うこととなるが、被災地の共同募金会以外の共同募金会は、当該準備金の全額又は一部を他の（区域外の）共同募金会に拠出することができることとなった。拠出の際、拠出を行う側の共同募金会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者への配分を目的として拠出し、拠出を受けた共同募金会は、その区域内において、社会福祉を目的とする事業を経営する者へ配分しなければならない。

なお、この準備金に係る規定は、法第112条「都道府県の区域内の配分の原則」及び第117条第3項に定める「次年度配分の原則」の例外と位置づけられている。

＜参考＞準備金の対象となる災害

ア　災害救助法第2条に規定する災害（災害救助法施行令第1条に規定する災害）が生じたこと。

イ　災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条第1項に規定する災害が生じたこと。

ウ　被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は第3号に規定する自然災害が生じたこと。

対象となる災害規模は、従来の「災害ボランティア支援資金制度」で対象としていた災害規模（「災害対策基本法に定義されかつ災害救助法が適用された災害、もしくはそれに相当する大規模災害」）と比較して、小規模災害も対象とされている。

例えば、ウの被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は第3号に規定する自然災害とは、それぞれ「10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害」、「100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害」となっている。

(3) 配分委員会の承認

「準備金」の積み立てと、災害等の発生による他県への拠出については、配分委員会の承認が必要である。また、拠出を受けた側の共同募金会においては、その拠出された金額を「社会福祉を目的とする事業を経営する者」へ配分することを配分委員会が承認することが規定された。

(4) 公告

従来の事項に加え、「準備金」に係り新たに公告する事項が規定された。

ア　（年度毎に）新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額の公告（法第120条第1項）

イ　災害の発生など省令に規定された「特別な事情」により準備金を拠出した場合は、「速やかに」拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額の公告（法第120条第2項）

ウ　拠出を受けた共同募金会の公告事項

配分終了後3か月以内に、拠出を受けた総額、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告（法第120条第3項）

エ　拠出を行った共同募金会に対する報告事項

拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知すること（法第120条第3項）

これは、共同募金会による配分が都道府県の境界を越えた初めてのケースとなった。

新潟県中越地震における全国からの準備金拠出にあたっては、発災から5日後の10月28日に、災害支援制度実施要領に基づき、具体的な支援方策を協議するため、新潟県共同募金会、関東ブロック共同募金会幹事県（群馬県共同募金会および長野県共同募金会）、東京都共同募金会、中央共同募金会により構成される「新潟県中越地震災害対策委員会」を中央共同募金会に設置した。同委員会では、①新潟県共同募金会への拠出額（関東ブロック共同募金会が総額1億円を拠出）、②新潟県共同募金会の事務支援、③準備金対象外経費の緊急対策（被災地以外の社会福祉協議会等が被災地と調整のうえで派遣する災害ボランティア用のバスの費用を対象経費とした）の3点について協議を行い、方針を決定した。

さらに、11月5日に開催された都道府県共同募金会ブロック幹事連絡協議会では、関東ブロック以外の道府県共同募金会においても、準備金から50万円を新潟県共同募金会に対して拠出することを決定した。

この年に支出された準備金の総額は、新潟県中越地震や2005年3月20日に発生した福岡県西方沖地震災害の被災者支援を含め、1億5,780万7,736円となった。

（2）東日本大震災

未曽有の大災害となった東日本大震災では、発災直後から被災各地に災害ボランティアセンターが設置され、ボランティアの受け入れやコーディネートを行ったが、その総数は100か所を超えた。共同募金会では、被災地で立ち上げられた約150か所の災害ボランティアセンター等に対して、活動資金として総額8億8,000万円の助成を行った。

被災地からは「ライフラインが途絶えるなど、震災直後の混乱の中で、いち早く共同募金会の支援を受けることができ、たいへん助かった」という声が寄せられた。

東日本大震災での準備金拠出に当たっては、その規模の大きさから、中央共同募金会に都道府県共同募金会ブロック幹事により構成される「東日本大震災に係る災害準備金審査委員会」が設置され、被災県での振り分け内訳について協議が行われた。

（3）熊本地震

2016年4月に発生した熊本地震では、地震被害の規模、また熊本県内17か所（最大時）で開設された災害ボランティア活動の状況により、全国の都道府県共同募金会から熊本県共同募金会に対し合計2億6,000万円が拠出された。

準備金の課題

過去の災害の事例をみると、市町村域のなかでも被災地域が限定された災害の発生や、家屋の全壊は免れたものの、日常生活が困難となった半壊の家屋が一定限度生じた災害など、「災害等準備金」の対象にならない災害が発生している。「支援資金制度」では、対象となる災害として「災害

対策基本法に定義され、かつ災害救助法が適用された災害、もしくはそれに相当する大規模災害」と規定されており、「準備金」よりも幅広に定義していることから、「支援資金制度」については名称の変更を含め、「準備金」制度では対象とならない災害を主要な対象とするなどの検討を行うことが求められる。

また、共同募金会によっては、「支援資金制度」以外に小規模災害時などに対応するための「緊急配分金」等の積み立て資金がある。これらの資金についても、社会福祉法第115条の規定により、共同募金への寄付金からは新たな資金の積み立てができないこととなった。これらの資金についても地域特性を踏まえたうえで、「準備金」および「支援資金制度」との整合性を図り、災害時に効果的な配分が行われるよう検討が求められる。

2 東日本大震災と支援金（ボラサポ）

支援金「ボラサポ」

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う大津波は、まさに未曾有の大災害と呼ぶべきものとなった。東北地方では沿岸部が561平方キロメートルに及んで津波の被害を受け、壊滅的な被害を受けた地域も少なくない状況であった。

そんななか、中央共同募金会では、全国的な支援金として初めての試みとなる「災害ボランティア・NPO活動サポート募金（略称：ボラサポ）」を誕生させた。被災からわずか4日後の3月15日のことであった。

それまでの災害時の募金活動や寄付のあり方としては、生命・財産への被害に対する見舞金として被災者の方々に直接届けられる「義援金」が一般的であったが、未曾有の大災害を目の当たりにした市民に、災害ボランティアの重要性が認識され、なじみのなかった「支援金」の認知はまたたく間に広がった。

市民の意識のなかで「義援金」と「支援金」が明確に分化されたのは、東日本大震災においてであったといえる。これは、わが国における寄付文化を考えるうえで画期的なことであった。

ボラサポの誕生まで

ボラサポが誕生した背景には、東日本大震災とそれに伴う津波の被害が非常に広範囲にわたっており、発生直後から非常に多くの有志のボランティア団体や民間非営利団体が救援活動のため、被災地をめざしたという背景がある。

被害の深刻さが明らかになるにつれ、救援活動が広域化、長期化することは容易に想定され、中央共同募金会ではボランティア団体等の活動資金を確保する「支援金」募集の検討を始めた。

そうして、災害発生日から土日を挟んだ3月14日、中央共同募金会は被災者に対する「義援金」募集とともに、早々に「支援金」募集を行うことを決定した。同時に支援金に対する国民の理解を得つつ、さらに多くの寄付を集めるため、法人税・所得税法上の「指定寄附金」として募集を行うための準備を開始した。

協議は厚生労働省を通じて行われ、14日のうちに専用口座の開設等準備を進め、財務省との協議を行った。そして、2省庁はじめ政府の全面的な協力のもと、翌3月15日には指定寄附金としての財務省告示が発出された。協議開始翌日の告示は極めて異例のことであった。

15日午後、中央共同募金会では支援金の創設と寄付金の受付開始についてプレスリリースを

行った。その後、約1か月の間で、ボラサポには8億円を超える寄付が寄せられることとなった。

なお、寄付募集の期間は、当初2013（平成25）年3月31日まで約2年間の予定であったが、助成すべきニーズが数多く残されており、ボラサポによる寄付金募集の緊急性も継続していると認められたことから、期間延長を申請、同年3月29日の財務省告示により、募集期間は12月31日まで9か月延長された（指定寄附金の募集期間後も、ボラサポに対する寄付金は2014［平成26］年3月末まで受け付けを行った）。

ボラサポの企画・運営

募金は早々に開始されたが、ボラサポの基本的な枠組みと助成のしくみは、その後検討が始まった。

2011（平成23）年3月20日に行われた、ボラサポ運営の基本設計に係る打合せでは、主な論点として、①配分委員会の下に運営委員会を設置した二層構造とする、②募金・助成事業の全体的な設計や企画は運営委員会で行う、③助成プログラムを「緊急救援期」と「生活支援時期＋復興支援」に分ける、④事業に伴う人件費等管理経費の助成を検討する、の4点が合意された。

また、日をおかず開かれた打合せにおいては、ボラサポのコンセプトとして、対等性、循環性が確認され、具体的な助成の基本方針等の策定が行われた。

【ボラサポのコンセプト】

（1）対等性

被災地支援に関しては、被災者、活動支援団体、寄付者、ボラサポがすべて対等の関係性を尊重しあうというポリシー

（2）循環のしくみづくり

寄付と助成を通じた循環のしくみづくりのなかでの対等性の具体化。方策の一つとしてのネットを通じた情報発信・情報公開に徹底して努め、毎回助成決定に「助成決定にあたって」とするコメントを発表し、活動団体へのメッセージとしていく

（3）助成の基本方針

当初2年間の助成を想定。ボランティアと被災地住民が協力しあいコミュニティの再興に向けた市民の力を高めることが重点方針

名称・ロゴ・コピーの決定

ボラサポの社会的認知が広まり、個人や企業、団体等からはその趣旨や使途に関する問い合わせや、募金活動、寄付の申し出、活動団体からは助成に関する問い合わせが急増するなか、中央共同募金会では、社会に対してわかりやすく、いっそうの周知を図っていくため、親しみの持てる名称とロゴマークを制定する必要があるとの声が上がった。

そこで当時「共同募金広報5か年プラン」のプロジェクトを推進していた電通の全面的な協力を得て広報戦略を立案し、年度末ぎりぎりの3月31

ボラサポ ロゴ

ボラサポ 英語版ロゴ

支える人を支える募金、はじめました。

災害ボランティア・NPO活動
www.akaihane.or.jp
サポート募金

ボラサポ

赤い羽根の中央共同募金会は、東日本大震災における「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」をはじめました。
これからは、被災された方々に直接届く「義援金」だけでなく、被災された方々を支える人への「支援金」も必要となります。
このボラサポ」は、「復興までに足りないものを思うままカタチにした募金です。募集期間は約2年間。
1人でも多くのみなさま、1社でも多くの企業のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

こんなボランティア活動を支援します

① 緊急支援活動
救出された人の一時ケア、安否確認、相談、家屋や施設等の復旧作業、被災者の引越しの手伝い、救援物資の提供など

② 生活支援活動
転居などで入居者の被災者に対する生活支援活動、子育ての親や高齢者等のサロン開設、繋がり、声掛けなど特別なニーズを持つ人々への支援活動など

③ 復興支援活動・コミュニティ活動
被災地域の復旧活動や地域活動、コミュニティづくり、復興プログラムやまちづくりの活動など

※支援の対象となるのは、5人以上のボランティアグループから、NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人などの団体です。
また、被災地での個人による支援活動も対象となります。
※支援先の詳細の活動は、赤い羽根のホームページ（http://www.akaihane.or.jp）等でご紹介していきます。

寄付のしかた

銀行振込みで寄付する　三井住友銀行 東京公務部 普通 0952085／みずほ銀行 虎ノ門支店 普通 4130667／ゆうちょ銀行 東京公務部 普通 00170-1-728743 口座名は、「（社福）中央共同募金会（災害ボランティア）」 e-mail:volunteer@akaihane.or.jp

クレジットカードで寄付する　赤い羽根ホームページから、www.akaihane.or.jp または（右に）

預金通帳で寄付する　〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル6階 社会福祉法人 中央共同募金会（ボラサポ担当係）にご送金ください。

税の優遇について

（個人の方からの寄付）ボラサポへの寄付金は、特定寄附指定寄付金として、寄付金控除（所得控除）または、
所得税の税額控除（所得税の税額から一定の金額を控除する税額控除）が受けられます。
税額控除の計算式（ボラサポへの寄付金−2,000円）×40%＝税の控除額
たとえば、1万円寄付した場合（10,000円−2,000円）×40%＝3,200円を、確定申告によって、所得税から直接差し引くことができます。

（企業の方からの寄付）ボラサポへの寄付金は、指定寄付金として支払額の全額が損金算入できます。

社会福祉法人 中央共同募金会 企画広報部（ボラサポ担当）
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル6階　電話 03-3581-3846　FAX 03-3581-7705
E-mail support@c.akaihane.or.jp　URL www.akaihane.or.jp

赤い羽根の中央共同募金会

ボラサポ チラシ

日に「赤い羽根『災害ボランティア・NPO活動サポート募金』」の名称および「ボラサポ」の通称、「支える人を、支えるしくみ」のコピーが決定した。

また、海外からの問い合わせも多かったことから、4月10日には英語版の名称「Disaster Relief Volunteer & NPO Support Fund」と英語版ロゴも完成し、世界に向けて、ホームページや海外の雑誌広告等による周知を図った。

これらを含め、4月11日に記者発表会を開催し、ジャーナリスト池上彰氏をはじめとするボラサポ・スペシャルサポーターの就任もあわせて発表された。

助成応募要項の決定

2011（平成23）年3月14日に寄付の募集を開始してからちょうど1か月後の4月14日、第1次助成の応募要項が公表され、以来、2016（平成28）年1月決定の第18次助成まで、2,950件、41億4,946万円にのぼる助成が実施されてきた。

ボラサポのコンセプトにおける重要なポイントである、循環のしくみづくりのなかでは、情報公開に徹底して努めるために、毎回助成決定時に「助成決定にあたって」とするコメントを発表することとしたが、このコメントに基づき、次回募集時の応募要項を修正するかたちで、第2次以降すべての回次にわたって応募要項には修正が加えられた。

【第1次助成 応募要項の骨子】

（1）助成プログラム

コミュニティの再興に向けた市民の力を高める助成方針に基づき、フェーズに応じた効果的な助成を行うため「緊急救援」「生活支援」「復興支援・コミュニティ活動支援」の3つのプログラムを定めた。

（2）応募要件

活動する団体の多くが、法人格を持たない任意のグループであることを考慮し、5名以上で構成されるボランティア団体から対象とするなど、活動団体側のニーズを幅広く受け止めつつ、寄付者への信頼性の担保に務めた。

また実施済みの活動であっても遡及しての応募を可能とした。

ボラサポの特徴

発災から第1次助成の応募要項が公表されるまでの1か月、全国から多くのボランティアが被災地に詰めかけた。中央共同募金会では、支援金が活動団体にいかに使いやすいものにできるか配慮を重ねつつ、しかしながら募金運動として市民から信頼のおけるものにするため知恵を絞った。

ボラサポが対象とすることとした団体、活動の要件は大きく以下のとおりである。

（1）対象団体

「5人以上の非営利団体」を基本として法人格のない任意団体も対象としつつ、会則や事業計画、決算書などを応募の際の必須書類とすることで、実態のない団体や事業実施が困難な団体を見極める工夫を行った。

（2）対象地域

被災地における活動だけでなく、原子力発電所事故に伴い集団移転を行った先、広域避難を行った先での活動も対象とした。結果として、ボラサポは終了までに、43都道府県での活動を支援することとなった。

（3）対象活動

「緊急救援」として津波被害からの復旧のためのがれき撤去や泥かき活動を支援したことをはじめ、仮設住宅移転後は、「生活支援」として、仮設住宅内での交流や健康維持のための活動、子どもたちの学習支援や保養活動、「復興支援・コミュニティ活動支援」として、原子力発電所事故からの移転先などにおいては避難先での交流・相談会など、被災した市民を支援するあらゆるタイプのボランティア活動に助成を行った。

また、2012（平成24）年4月から、「復興支援・

図表7-3　ボラサポ助成状況（第1次～第18次）

	助成決定	応募		決定		
		件	万円	件	万円	採択率
第１次	2011年5月27日	120	25,061	102	20,142	85%
第２次	2011年7月15日	292	53,746	220	32,920	75%
第３次	2011年9月 8日	394	65,107	286	34,791	73%
第４次	2011年11月10日	403	57,338	329	33,866	82%
第５次	2012年1月27日	365	51,782	307	34,324	84%
第６次	2012年3月28日	364	52,850	262	26,742	72%
第７次	2012年6月20日	322	59,921	217	26,422	67%
第８次	2012年9月13日	437	76,393	269	30,864	62%
第９次	2012年12月13日	385	52,774	201	11,507	52%
第10次	2013年4月9日	393	55,113	186	14,628	47%
第11次	2013年8月24日	256	52,151	93	13,736	36%
第12次	2013年12月16日	121	22,878	57	8,374	47%
第13次	2014年4月18日	116	24,039	66	11,331	57%
第14次	2014年8月22日	115	18,250	74	8,844	64%
第15次	2014年12月26日	98	19,528	63	9,711	64%
第16次	2015年4月28日	94	22,778	61	12,604	65%
第17次	2015年8月25日	131	29,131	76	13,249	58%
第18次	2016年1月15日	121	29,448	81	13,523	67%
計		4,527	768,288	2,950	357,578	65%

コミュニティ活動支援」の一環で、ボラサポにおいて岩手・宮城・福島の地元住民による助け合い活動を支えることを目的に、「住民支え合い活動助成」をスタートさせた。

人件費への助成

今回の大震災では、支援活動が長期化することが容易に想像できた。その状況においては、活動全体をマネジメントするコーディネーターの存在が不可欠であったが、こちらを助成対象費目として加えることは、指定寄附金という枠組みのなかでは極めて困難であると考えられた。

最終的には、第1次助成から、法人格の有無を問わず助成することが実現したが、これはこれまでに財務省から税制優遇措置を受けた募金による助成としては異例といえるものであった。この道を開いたことに対して各方面から高い評価が寄せられているが、その折衝の際乗り越えた壁は次の5つがあり、人件費助成の要件としてその後も適用されている。

(1) 当該コーディネーターが必要な経験や技能を有すること
(2) 当該活動について現地の行政や社協等の関係機関との連携が確保されていること
(3) 中央共同募金会への活動実績の報告および活動日報の提出を行うこと
(4) 助成費目について客観的な基準を設けた情報公開を行うこと
(5) 活動費と人件費の適正なバランスを確保すること

なお、最終第18次までに、人件費として約10億円以上の助成が実現した。

ボラサポの発展

被災地ならびに支援の状況の変化にともない、助成の応募受付方法や、助成プログラムの内容、期間の延長など、ボラサポは臨機に内容を変化させながら支援を続けた。

2011年6月（第4次応募〜）
インターネット応募システム稼働

ホームページを通じて応募書に入力できるシステムの運用を開始。応募受付状況や応募履歴などについて、団体はマイページで確認することができるようになった。

2012年3月（第7次応募〜）
重点活動助成プログラム開始

長期の活動を安定的に行うために、複数年にわたる助成のしくみがほしいという活動団体の要望にこたえ、中長期プログラムにおいて一定の条件を満たす団体については1,000万円までの応募を可能とした。

2012年4月　住民支え合い活動助成開始

被災地の復興に向けてさまざまな人のつながりや被災地域のコミュニティ再興を願い、ボラサポの一環として、岩手県、宮城県、福島県において、地元住民による助け合い活動を支えることを目的にスタート。

2013年3月29日　財務省告示

指定寄附金としての寄付金の募集期間を2013年12月31日まで9か月延長。

2014年1月　ボラサポ2の寄付募集開始

ボラサポが終了した後も続く課題に立ち向かう団体を支援するため、主に岩手県、宮城県、福島県での活動を支えることを目的に、新たに「ボラサポ2」の寄付金募集を開始。

2014年4月　合同説明会の開催

岩手県、宮城県、福島県において、助成に関する説明会を開催。

住民支え合い活動助成

2012年4月からは、ボラサポの助成プログラム「復興支援･コミュニティ活動支援」の一環として、被災地の復興に向けてさまざまな人のつながりや被災地域のコミュニティ再興を願って、岩手・宮城・福島の地元住民による助け合い活動を支えることを目的に、「住民支え合い活動助成」を開始した。

この助成事業は、被災地の地元住民のグループ等による助け合い活動を支援するもので､岩手県･宮城県・福島県の3県の共同募金会に委託し、各共同募金会において審査業務を行い、迅速に助成できるしくみとなっている。

「住民支え合い活動助成」は、ボラサポの助成の範囲内で行われていたが、2014年1月からボラサポ2（被災地住民支え合いサポート募金）としてその役目が引き継がれ、2017（平成29）年3月現在も募金および助成は継続されている。

【住民支え合い活動助成の概要】
・岩手・宮城・福島の地元住民が中心のグループが対象
・1回10万円を上限とし、年間2回まで助成可能
・交流のための企画など、使いみちも比較的自由
・簡単な書式による応募・報告

【受付と助成の流れ】
・3県の共同募金会が主体となり、身近な市町村の窓口で応募受付
・おおむね1か月で助成決定
・決定後迅速に助成金を送金

【助成決定状況（2012年度～2016年度）】

応募総数：7,486件

応募総額：667,303,765円

助成件数：6,925件

助成総額：603,526,000円

採択率　：92.5%

ボラサポ2

2014年、仮設住宅から復興住宅等への引っ越しが進むにつれ、これまで築いてきたコミュニティが崩壊し、新たな地域づくりが必要になってきたことや、復興住宅に移れず人の少なくなる仮設住宅で生活せざるをえない方がたへの支援がいっそう必要になること、そして外部からの支援団体の撤退や助成金の終了に伴う社会資源の急激な減少などの課題が新たに顕在化してきた。

これをうけ、こうした課題に対して取り組んでいく、主に被災3県の住民団体を応援するため、ボラサポによる「住民支え合い活動助成」とは別の募金運動として、2014年1月からボラサポ2（被災地住民支え合いサポート募金）の募集が開始され、2015（平成27）年4月から助成が行われた。

ボラサポ2は、住民同士が困ったときに助けあい、お互いを見守りあえるコミュニティづくりのきっかけとなるイベントや交流事業のため、岩手県・宮城県・福島県の3県の共同募金会への委託や、基本的な助成の流れは「住民支え合い活動助成」と共通させるかたちで活動が行われている。

【助成決定状況（2015年度～2018年度）】

助成件数：3,250件

助成総額：305,955,000円

ボラサポの広報

ボラサポは、支援金の社会的認知を広める取り組みであったが、そのなかでは名称やロゴマークを制定して効果的に広報しつつ周知を図っていくことが求められた。

あわせて、循環のしくみづくりのなかで、積極的に情報公開を行いつつ、寄付する側と助成を受ける側をつなぐ試みも実施された。

■ボラサポ・スペシャルサポーターの設置

幅広い層からの応援を受けて運営されていることを市民に実感いただくため、ボラサポ・スペシャルサポーターを設置した。2011（平成23）年4月11日に開催された記者発表会の際にお披露目が行われ、その後ホームページ等で告知するほか、イベント等の参加も得た。

スペシャルサポーター（順不同・敬称略）

池上 彰	ジャーナリスト
石川 さゆり	歌手
大日方 邦子	パラリンピックアルペンスキー 金メダリスト
多部 未華子	女優
福原 愛	ロンドンオリンピック 卓球・女子団体銀メダリスト
須貝 義行	バイクレーサー
白戸 次郎	ソフトバンク CM 白戸家のお父さん
舟山久美子	（くみっきー）　タレントモデル

■積極的な情報公開

ボラサポに関する寄付・応募・助成決定・活動報告・必要情報などについて、さまざまな媒体を使って幅広く積極的に情報公開を行った。

＜情報公開・広報を行った媒体＞

ボラサポ・サロンの様子

・公式ウェブサイト
・公式Facebookページ（2011年8月から2年間は週5日、その後週3回更新）
・メールニュース（臨時号含め64号発行）
・ニュースリリース

また、ボラサポに寄付してくださった企業・個人と、助成を受けて活動団体（NPO・NGO、ボランティアグループ）との、報告と交流の場として「ボラサポ・サロン」を計6回開催した（のべ参加者数312名、Twitter、YouTubeでも中継）。

3 熊本地震にかかわる支援

災害等準備金による災害ボランティアセンターへの支援

2016（平成28）年に発生した熊本地震は、4月14日と16日の2回、熊本県益城町で震度7を観測し、死者267人（災害関連死含む）、重軽傷者約2,804人、住宅被害約20万戸の大災害となった。

この地震による被災者支援のため、熊本県内では、熊本市、益城町、西原村、南阿蘇村など19の社会福祉協議会等において、災害ボランティアセンターが設置され、全国から集まったのべ12万人のボランティアによって、倒壊した家屋の撤去や片づけ等の支援が行われた。災害ボランティアセンターの運営には、スコップ等の備品や仮設トイレ、事務機器等の費用がかかることから、中央共同募金会の呼びかけにより、全国の共同募金会では、熊本県共同募金会に対し赤い羽根共同募金の一部を積み立てた「災害等準備金」の拠出を決定した。この全国拠出により、熊本県共同募金会は、県内の災害ボランティアセンターに対し、その立ち上げと運営を支援するため、総額2億8,635万円の助成を実施することができた。

「ボラサポ・九州」による被災地で活動するボランティア・NPO団体への支援

あわせて、中央共同募金会では、2016年春まで5年間にわたり継続実施した東日本大震災被災地における「災害ボランティア･NPO 活動サポート募金（ボラサポ）」の助成実績をいかし、発災直後の2016年4月19日､赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金・九州（以下、ボラサポ・九州）」の実施を決定し、寄付募集を開始した。ボラサポ・九州の実施にあたっては、東日本大震災時のボラサポ同様に財務省から指定寄付金の告示が発出されており、これは、大規模災害時のボランティア・NPO活動支援の際におけるボラサポの役割が社会的にも高く評価された結果であるといえる。指定寄付金の募金期間であった2017（平成29）年3月現在、約5億1,260万円の寄付が集まっている。

「ボラサポ・九州」の第1次助成の公募は、2016年6月3日から開始し、6月15日まで応募の受け付けを行った。募集要項の概要は以下のとおりである。

＜「ボラサポ・九州」募集要綱の概要＞
・助成先は、被災地および全国で、熊本地震で被災された方々への救援や復旧・復興のための支援活動を行う、5名以上で構成される非営利団体（法人格の有無は問わない）とする。
・熊本地震で被災された方々を支援するボランティア活動等全般を、助成対象とする。
・助成対象プログラムの期間を、①短期（活動日数14日未満、応募額50万円以内）、②中長期A（活動日数14日以上30日未満、応募額100万円以内）、③中長期B（活動日数30日以上、応募

額300万円以内）のいずれかとする。
・活動プログラムは、①緊急救援活動、②生活支援活動、③復興支援～コミュニティ活動、を対象とする。

7月19日には、運営・審査委員会が開催され、第1次公募の助成の審査を行い、88件1億5,497万円の助成が決定した。第1次助成公募に応募した団体のうち約4割が、東日本大震災の「ボラサポ」助成を受けている団体であったことは、東日本大震災での支援活動の経験が活かされていることを示しているといえよう。

この「ボラサポ・九州」は、2018年3月まで、5回にわたる助成公募を行い、のべ266件、総額5億349万円の助成を決定した（第1次～第5次までの応募件数･金額、助成件数･金額は表1のとおり）。

被災地では、いまだ仮設住宅等での避難生活を余儀なくされている一方、復興住宅の建設が進み、復興住宅への入居に伴って、新たなコミュニティの構築が必要とされる状況となってきている。今後、継続的な見守りによる孤立防止の活動等、生活の復興に向けた支援を継続していくことが必要とされていることから、2018（平成30）年4月からは、住民による地域コミュニティの再興をめざし、被災地における地元住民のグループ等による支え合い活動を支援する「ボラサポ・九州　住民支え合い活動助成（熊本地震）」として、熊本県共同募金会が実施している。

災害等義援金の受付

熊本県共同募金会および中央共同募金会では、熊本地震の被災者へのお見舞いのために、義援金の受付を令和2年3月末まで行っている。2017年3月現在、共同募金会における義援金受付額は約15億6,395万円となっており、熊本県が設置した義援金配分委員会において、配分額が定められ、被災市町村を通じて被災者に配分されている。

表1　第1次～第5次までの助成の概要

	助成決定	応募		決定		
		件	万円	件	万円	採択率
第１次	2016年　7月29日	102	20,529	88	15,497	86%
第２次	2016年11月30日	59	11,807	44	6,891	75%
第３次	2017年　4月14日	74	17,784	50	10,564	68%
第４次	2017年10月　3日	78	17,626	45	8,925	58%
第５次	2018年　3月29日	71	16,479	39	8,472	56%
計		384	84,225	266	50,349	70%

第8章 赤い羽根福祉基金

2016（平成28）年、中央共同募金会は、「赤い羽根福祉基金」を創設した。これは、70年答申にも提言されている、中央共同募金会独自の寄付募集と助成を、高まりつつある企業や個人の社会貢献への意識を実現する形で、全国的な視点から実施するものとして創設したものであった。

赤い羽根基金は、地域における多様な課題、制度の狭間の問題を解決するために、広域的、全国的な取り組みや、他の地域のモデルとなる先駆的な取り組みなどを、継続的に全国的視野に立って助成するものであり、それにより社会課題に対応するしくみを活性化することをもって、共同募金の価値を高めていくことを目的としている。

1 赤い羽根福祉基金の創設

創設の背景

2016（平成28）年度に、中央共同募金会が赤い羽根福祉基金を創設した背景は主に3つある。

1つは、少子高齢化や地域間格差のなかで、地域における社会課題が増加、かつ複雑・多様化し、これまでの制度や施策では対応できない制度の狭間の課題が顕在化してきたことが挙げられる。そのため、社会的孤立や生活困窮の状態にある人々への支援、認知症高齢者や障がい児・者への生活支援、児童虐待防止など、公的制度やサービスの充実とともに、住民による支え合いをはじめ、ボランティア・NPO団体等による多様な事業や活動が期待されている。

2つめは、東日本大震災以来、市民や企業の社会貢献意識が高まり、ボランティア活動への参加や寄付への行動が増えていることが挙げられる。義援金や支援金など災害に対する寄付はもちろん、ふるさと納税、クラウドファンディングの広がりは、社会に貢献したいという市民の気持ちを受けとめるしくみであるといえる。

3つめは、上記2点の状況を踏まえた70年答申における中央共同募金会に対する期待である。

他章の繰り返しとなるが、70年答申の実現にあたっては、共同募金運動は、その使命である地域福祉の推進に大きな役割を果たすために、地域住民の運動への参加を促進するとともに、共同募金による社会課題のいっそうの解決を図ることが求められている。

70年答申では、「中央共同募金会は、現行の共同募金のしくみで対応することが困難な、全国的あるいは複数の県にまたがって解決が求められる社会課題に対応するため都道府県共同募金会との連携のもとに、自ら募金・助成を担うしくみづく

りを積極的に行う必要がある」という提言がなされている。

加えて、中央共同募金会には、寄付文化の創造と発展を全国的な視野から推進する役割があるとし、これを進めるための関係機関・団体との協働、特に企業との連携について、①共同募金は企業にとって一つの寄付先のみならず、寄付と助成を通じて、企業がめざす社会貢献を実現することができるしくみとして機能することが必要であること、②共同募金と企業はともに地域の課題を解決する協働相手として企業がめざす社会課題の解決や、課題解決への従業員の参加につながる多様なプログラムを提案していく必要があること、などが述べられている。

このように、中央共同募金会が寄付募集と助成を全国的な視点から実施し、社会課題に対応するしくみを活性化することをもって共同募金の価値を高めていくことが期待されている。

これらの提言を踏まえ、平成28年8月、中央共同募金会は、公的制度やサービスでは対応できない分野における社会課題を、企業や個人の寄付意識を受けとめて束ね、広域的継続的に支援をつなぎ、新たな活動やしくみを構築することにより、誰もが支え・支えられる地域づくりをめざす「赤い羽根福祉基金」をスタートさせた。

2 役割と機能

赤い羽根福祉基金のしくみ

赤い羽根福祉基金は、既存の制度では対応できない課題を、助成事業を通して解決することをめざしている。

助成対象事業は、「子ども家庭支援部門」、「高齢者支援部門」、「障がい児・者支援部門」、「災害関連部門」「地域支援部門」の5つの部門と、Ⅰ支援事業・活動、Ⅱ活動の基盤・ネットワークづくり、Ⅲ調査・研究事業の組み合わせとなっている。

助成期間は1事業について最大3年まで継続でき、対象経費は事業にかかる人件費等の管理費を含めることが可能である。助成額は1年間あたり1,000万円を上限としており（平成30年4月現在）、年に1回の公募審査のうえ決定する。助成対象団体の法人格は問わないが、事業実施可能な体制であるかは審査項目の1つとなっている。

また、平成28年度、中央共同募金会に、赤い羽根福祉基金運営委員会ならびに審査委員会を設置した。運営委員は、適切な基金運営の助言を得ることを目的に企業関係者や学識経験者を、審査

運営委員会委員（平成29年4月時点、敬称略）

斎　藤　十　朗（委員長）
社会福祉法人中央共同募金会　会長

上野谷　加代子（委員長代理）
同志社大学　大学院社会学研究科　教授

小　川　陽一郎
デロイトトーマツグループ　CEO

金　田　晃　一
ANAホールディングス　コーポレートブランド・CSR推進部　グローバルCSRヘッド／
日本経団連社会貢献担当者懇談会　座長

川　邊　健太郎
ヤフー株式会社　副社長最高執行責任者
ヤフー基金理事

渋　谷　篤　男
社会福祉法人全国社会福祉協議会　常務理事
中央共同募金会理事・評議員

二　宮　雅　也
損保ジャパン日本興亜株式会社
代表取締役会長
中央共同募金会理事・評議員

審査委員会委員（平成29年4月時点、敬称略）

和　田　敏　明（委員長）
　ルーテル学院大学　名誉教授

永　井　美　佳（副委員長）
　社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長

天　野　珠　路
　鶴見女子短期大学　准教授

石　井　淳　子
　前　厚生労働省　社会・援護局長

諏　訪　　徹
　日本大学　教授

委員は各分野の知見を有する学識経験者を中心に依頼した。

公募と助成決定

赤い羽根福祉基金の初年度にあたる第1回助成は、全国41都道府県から231件の応募があり、応募総額は9億6,174万円にのぼった。その中から、基金の趣旨に沿って審査委員会で選考し、19件の助成事業を決定した。助成事業19件の助成決定額は総額8,130万円となった。

さらに、2年目にあたる第2回助成（平成29年1月実施）は、全国38都道府県から207件の新規案件の応募があり、応募総額は11億1,293万円となっている。このうち、新規案件は10件、また第1回助成からの継続案件については18件、合計28事業の助成が決定した（助成決定額は1億7,284万円）。

第1回助成授与式

なお、審査の主な観点は次の通りである。

①ニーズ把握―制度対象外のニーズや将来に向けて今後取り組むべき課題を的確に捉えているか
②発展性―全国的または広域的な広がりが期待される活動であるか。新たな社会的活動・事業に発展する可能性のある、社会的波及効果の高い活動・事業であるか
③独自性・先駆性―事業内容に独自性先駆性があり、社会課題を解決することが期待できるか
④協働の効果―複数の団体・関係機関との連携・協働について、事業目的に照らして役割分担が適切であるか
⑤実施者の適正性―当該活動・事業を実施する体制が整っているか

助成資金

赤い羽根福祉基金の資金は、これまでに中央共同募金会に寄せられた寄付金のうちのおよそ3億円を原資としてスタートしたが、今後は中央共同募金会が全国規模の企業や団体、個人に寄付を働きかけることとしている。なお、平成28年度は、赤い羽根福祉基金に対しておよそ1億8,800万円の寄付が寄せられた。

今後も企業や個人からの寄付により基金原資を増額していくことが必要であり、中央共同募金会は全国規模の企業、特に本社等への働きかけを強化していかなければならない。

そのためには、助成事業を通して各地に存在するさまざまな社会課題を顕在化させていくこと、地域にはSDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が掲げる目標の課題が多く存在し、助成事業がSDGsの実現につながることの理解を得ていくこと、さらに企業ごとに関心のある分野や対象に応じた独自プログラム（冠基金）の企画・実施なども進めていく必要がある。

こういった活動を強化するために、中央共同募

金会では、2017（平成29）年度に機構改組を行い、基金事業部を創設した。基金事業部の所管は、赤い羽根福祉基金ならびに災害時の支援であるが、いずれも企業を中心に寄付を働きかけていくものである。

3 ｜今後の展望と課題

事業の波及効果

赤い羽根福祉基金は、中央共同募金会自体の寄付募集と助成を全国的な視点から実施するものであり、各地域の共同募金による助成とは対象を分けている。

第2回公募までの状況を見ると、全国から毎回200件前後の応募があり、採択数は第1回が19件、第2回は28件である。不採択の案件を見ると、全国の共同募金ですでに対応している内容の応募が相当数含まれていた。

なかには、活動の規模が大きい、広域的な取り組みであるなど、現行の共同募金のしくみでは対応できないものもあった。一方、先駆的・モデル的事業にはなりにくいが、地域住民にニーズを伝え、共感とともに財源づくりや活動への参加を呼びかける「テーマ型募金」にふさわしい内容も見られるなど、各地域での共同募金の助成のあり方の見直しや、今日的な課題への対応を進めるヒントとなっている。

採択された助成事業は、全国各地で対応すべき課題でもあり、そのしくみづくりや、連携・協働の方法などがモデルとなり、他の地域へ波及させていくことが期待できる。

赤い羽根福祉基金による先駆的・モデル的事業の助成から、各地の共同募金の助成につながり全国に波及させていくことは、社会的インパクトのある取り組みとなり、ひいては共同募金の価値を高めていくことにつながる。

今後の課題と展望

赤い羽根福祉基金は、中央共同募金会と課題解決に取り組む事業者・団体が協働して、課題の実態を社会に明らかにし、これに共感する企業・団体や個人に働きかけ協力を促していく。さらに、他の支援組織や行政等とも協力しあい、助成事業を課題解決の取り組みとして広げていく一連の運動である。

他の多くの助成団体が助成資金を別のしくみで得ているのとは違い、赤い羽根福祉基金は、助成と助成資金の確保をあわせて行っている。寄付を得るには使い道を理解してもらうことが必要であるが、当然ながら寄付者は目に見えるわかりやすい課題に賛同しがちである。しかし、赤い羽根福祉基金は制度の狭間の課題、声なき声を拾い、ニーズを顕在化させて解決していくことをめざしていくものである。寄付者の賛同を得やすい課題に焦点化することなく、地域福祉の推進を目的とする共同募金会の使命として、いかに寄付者に多様な課題を伝え、賛同を得ていけるかが課題である。

今後、赤い羽根福祉基金の助成による成果が問われてくる。そこで、成果を可視化するための指標をつくるとともに、助成事業に取り組む団体と協働しながら、助成によって何が明らかになったのか、どのように課題が解決され、どのような新たなしくみやつながり、価値が生み出されたのかを社会に発信していかなければならない。

座談会

共同募金運動と社会の動き

この20年間の振り返りと、未来への展望

この20年の間には、社会福祉の制度が大きく変遷するとともに、共同募金運動についても、10年の節目ごとに改革の大きな流れがありました。また、東日本大震災や熊本地震といった大規模災害に際し、共同募金会は、準備金の活用や支援金の創設などで、被災地の市民活動を支えてきました。

座談会では、それぞれの立場から共同募金に深くかかわり、70年答申推進委員でもある5人の方々に、この20年間を振り返っていただきながら、共同募金に対する期待や未来に向けての展望を語っていただきました。

出席者

上野谷 加代子さん
同志社大学教授
70年答申推進委員会委員長

諏訪 徹さん
日本大学文教授
70年答申推進委員会副委員長

高橋 良太さん
全国社会福祉協議会地域福祉部長
70年答申推進委員

田尻 佳史さん
日本NPOセンター特任理事
70年答申推進委員

中島 孝夫さん
神奈川県共同募金会事務局長
70年答申推進委員

【進行役】
阿部 陽一郎
中央共同募金会事務局長

テーマ1 この20年間の社会変化

阿部　2000（平成12）年に社会福祉法（旧：社会福祉事業法）が施行され、共同募金の目的が新たに地域福祉の推進と位置づけられました。

上野谷先生は、20年間の社会福祉の変化をどう捉えていらっしゃいますか。

上野谷　社会福祉の基礎構造改革が、その後の法改正につながり、介護保険も登場して、社会福祉の考え方が、措置から自己選択、契約へと変わっていきました。利用者を主体として、権利擁護などさまざまな理念が政策や実践にかなり影響を及ぼし始めた時期だったと思います。一方、地域社会では、町内会・自治会の加入率の低下や、少子高齢社会の進行、都市への人口集中等が見られ、

地縁組織を基盤とする共同募金にとっては、つらい時期に入ったのではないでしょうか。

阿部　諏訪さんは、地域福祉を巡る制度や政策の変化についてどうお考えでしょうか。

諏訪　地域福祉としての政策が実際に動き始めたのは、2000年の改正社会福祉法施行よりもう少し後、介護保険や自立支援法ができて公的サービスの量が分厚くなったときです。制度が確立したことにより、ようやく制度の「狭間」が論じられるようになりました。現在では、あらゆる分野の福祉政策が、人も財源も制約があるため、地域のボランタリーな資源に期待するようになりました。しかし、それを市町村が本当に施策にできるかどうか。今回（2017年）の社会福祉法改正で、地域福祉計画がやっと意味のあるものになるかもしれませんが、ボランタリーな住民の活動を、財源も含めてカバーしている市町村の福祉政策は、ないに等しい。基礎構造改革から17、8年かかって、今後、地域福祉の政策が本当に動くかもしれないし、違う方向に行くかもしれない、そういう時期だと思います。

阿部　社会福祉協議会（以下、社協）としての20年間はいかがですか。

高橋　2000年を境に、福祉の制度が数多くつくられていくなかで、制度の限界をどう埋めていくかが課題となりました。社協としては、権利擁護事業に代表される、住民だからこそできるものをつくる動きが始まった時期だと思います。2000年代は、地域福祉型福祉サービスという考え方に立って、制度を使いながらも、地域住民に寄り添うかたちに制度を変えていく動きをつくったり、地域総合相談・生活支援システムのように公的な相談に加え、地域住民がニーズを把握し制度につなげたり、あるいは、制度ではできない部分の解決に、地域住民自身が取り組むしくみ、今でいう地域共生社会のなかの包括的な相談体制にもつながる動きが出始めたりしました。それによって、制度ではできないところが明らかになり、それをどう埋めていくかを社協として考え、動き始めた時期ともいえます。

阿部　他方、市民活動やNPOの動きに目を向けると、阪神・淡路大震災が発生した1995（平成7）年は、災害時のボランティア活動が盛んになり、ボランティア元年と呼ばれました。また、1998（平成10）年にNPO法（特定非営利活動促進法）が成立して20年になりますね。

田尻　阪神・淡路大震災の少し前からボランティアの有償論が論じられ、その議論をある意味で落ち着かせたのが、大震災だったと感じます。そんなことを言っている場合じゃない、みんなで動くのだと。その後、NPO法ができて、有償論や無償論が「NPO」という1つの概念に収まったことで、この20年は日本のボランティア・市民活動定着の契機となったと思います。

それまで分野ごとにバラバラだった団体が、NPO、NGOというくくりで、仲間として1つの大きなスケールをもつことができました。ようやく市民の主体的な動きに対する社会的認知が広がったわけですが、皆さんのお話にあるように、社会福祉法や地方自治法の改正など2000年前後の制度の変化に伴い、NPOの様相も大きく変わりました。本来、主体的自発的な活動であったものが、制度や政策の補完へ方向転換するNPOが増えました。これは、制度が変化するなかで、行政が地域の活動の担い手としてNPOに注目したという理由もあります。

初期のころにNPO法人化した団体も、この20年で大きくスタイルが変わりました。事業型になったり、一方で、制度から排除された人たちの動きも一定数あったりして、他が押しつぶされそうになったときに、東日本大震災が起き、今あらためて、地方でのNPO、運動性をもったNPOが、開花し始めているように思います。

阿部　中島さん、皆さんのお話を受けて、共同募金の20年を振り返ってください。

中島　反省の20年というのが正直なところです。

上野谷 加代子

Kayoko Uenoya

profile

同志社大学社会学部社会福祉学科教授、70年答申推進委員会委員長。研究テーマは地域を基盤としたソーシャルワークの展開方法（論）と教育方法。ソーシャルワーク教育学校連盟副会長、中央共同募金会理事、「赤い羽根基金」運営委員会委員長代理ほか。モットーは、「清く、正しく、美しく、そして朗らかに」。

共同募金は右肩下がりが続いていますが、20年前、募金額が落ち始めたときに、はたして共同募金会は何を考えていたか。私自身、バブル経済が崩壊したことを理由に、やや短絡的に静観していたのは事実です。もし民間企業であれば、実績が落ちた時点で直ちに分析し、なぜなのか、どうすべきなのかに着手していたところを、静観期間が長すぎた。これが、今の共同募金の実情だと思います。

ただ、制度改正によって共同募金としても、地域福祉の推進や災害時の準備金制度の創設など、市民にわかりやすいアピールができるようになったと思います。この20年で、共同募金の助成対象が社会福祉を目的とする事業まで広がり、従来の限定されたものから、制度の狭間にある事業を支援したり、NPO法ができたことで市民活動を積極的に応援したりと、大きく広がりました。

テーマ2 共同募金改革の歩み

阿部　次に、この20年の共同募金改革の歩みについてうかがいます。阪神・淡路大震災の翌年、1996年に50年答申、2007年に60年答申、そして2016年の70年答申と、10年ごとに改革の提言を出してきています。それぞれの立場からお考えをお聞かせください。

高橋　60年答申時の社協の活動は、自らの事業の実施に偏り、制度を追いかけていて運動性に欠けた時代でした。地域福祉の事業･活動として共同募金に取り組まなくてはいけなかったのに、それよりも、制度的福祉をどうするのかという方向に行きすぎていた気がします。

60年答申で「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」と言いつつも、社協の考えがそこまで到達していなかった反省があります。このため70年答申では「社協における運動性の再生」も一体的にしなくてはいけないだろうという意味もこめて、「共同募金における運動性の再生」を付しました。特に、地域共生社会というこの新しい時代に、地域住民が主体としてどう取り組むか、そこに社協としてどうかかわるのか。そこを地域の人に知ってもらい、理解し共感して地域の活動や募金に参加してもらう、コミュニティワークのサイクルをきちんと動かさなくてはいけない。そこへもう一度立ち戻る時代になったのではないでしょうか。ですから、共同募金の70年答申をきちんと広め、進めていかなくてはいけないと思っています。

田尻　60年答申時は、中島さんが言われたように、世の中の変化に共同募金がついていけていないという問題がありました。NPO法ができて、主体的に動く団体が全国に増えたにもかかわらず、そこへ助成しようという方向に転換しない。60年答申の委員には、市町村共募の関係者もおり、改革にあたって、トップダウンではなく市町村共募からボトムアップできるしくみをつくる必要があると、けんけんがくがくと議論しました。じぶんたちの地域をじぶんたちでつくるための資金源として活動し､お金も集める「循環させるしくみ」をつくろうと議論をしても、なかなか動かないなか、市町村共募の現実に驚きました。地域ニーズは何かというワークショップでニーズを書けない職員がいるのです。助成担当は地域福祉部門でも、募金担当は総務部門だから地域福祉のことを知らないのですね。ここを変えていかなくてはいけないと思いました。

共同募金をどう広報するかの講座では、黒部市

社協の職員とチラシ作りの議論をしました。やる気はあっても、やり方を教えてくれる人が地元にいない。共募の専任担当なんてどこの市町村にもおらず、複数の仕事のうちの1つで、毎年の募金もルーティン化しているというなかで、孤立を感じ、疲弊していました。そこで、黒部市の近隣4市町村で連携して知恵を出しあえば新たなことができるのではないかと、モデル事業として3年間取り組みました。その成果が子どもたちが作る募金箱コンクールで、毎年、各市町村で100個ずつ集まりました。そうした市町村での取り組みを全国で共有しようと始まったのが、黒部市で開催した「第1回赤い羽根全国ミーティングinくろべ」です。全国の市町村の職員が集まってメッセージを出していこうというのがきっかけでした。

第1回赤い羽根全国ミーティングinくろべ

諏訪　50年答申のころは、共募の募金の集め方が強制的で、使途も不明確だとマスコミに批判されていました。50年答申は、そうした批判にこたえようとしていたように思います。その当時は募金実績もピークで、集めることの問題はまだ意識されていませんでした。

60年答申では、社会課題への対応、共同募金委員会の設置など、市町村中心のしくみに変えていこう、資金の循環が見えるようにしようという改革の意図が見えて、共募がずいぶん変わるのではないかと期待しました。広報もガラッと変わりました。ただ、その後、東日本大震災が起きて、共募をはじめ社会全体のエネルギーが震災へ向かったことは、共募改革という点で見れば残念でしたね。

諏訪 徹
Toru Suwa

profile
日本大学文理学部社会福祉学科教授、70年答申推進委員会副委員長。1988年4月に全国社会福祉協議会に入職し、高年福祉部、全国ボランティア活動振興センター、中央福祉人材センターに勤務。2008年7月より厚生労働省社会・援護局総務課社会福祉専門官。2013年4月より現職。

本当に危機感をもって改革の議論をしたのは60年答申のときでしたが、なぜ改革へ向けて動かないのか、どうすれば本当に動くようになるかを議論したのが、70年答申です。「運動性の再生」は、いわば、70年続いてきた運動のルーティンを変えようという、ある意味とても難しいことをやろうとしていますし、延々と変わらなかったものをどうやって変えられるか、大きなチャレンジです。だから、都道府県共募が真剣に改革の当事者性をもつことと、市町村の共同募金委員会がじぶんたちの運動を地域でどう組み立てるかを、両方しっかりやらなくてはいけない。そこが本当に動くのかが、最後のテーマです。

中島　やみくもにもがいている状況でこの20年を進めてきましたが、神奈川県共募の重点目標は「協働」という言葉につきます。70年答申の「運動性を再生する」ためには、「協働」がすべてにかかってきます。昔は、共募が単体で行っていたことを、運動体なのだからさまざまな組織を巻き込みながら一緒にやっていこうと、まず発想を変えることですね。企業の特性・ノウハウをいかしたやり方や、双方がメリットを感じながらできる事業を展開していこうとしています。良い例が、共募型の自動販売機で、全国にどんどん広がっていますし、また、プロスポーツチームとコラボレーションし

田尻 佳史

Yoshifumi Tajiri

profile

認定特定非営利活動法人日本ＮＰＯセンター特任理事、70年答申推進委員。日本ＮＰＯセンター設立当時に、大阪から東京に移住し市民活動推進の業務を行う。設立20年を目前に、北陸新幹線の開通と共に富山県黒部市に移住。引き続いて同センターに席を置くが、東日本大震災の復興支援と共同募金の改革に追われている。

た事業も各県で着手しています。こうした協働事業の推進こそが、この20年間で最大に変化した特徴だと思います。

2000年の社会福祉法改正後、神奈川県でも募金額が落ちて、共募の方向性を議論するために、あり方委員会を設置して有識者から意見を聞きました。外部から見ると感覚が違うことにあらためて気づき、それまでの認識の甘さを反省して、企業とコラボするために協働指針をつくり積極的に動きました。県共募が動くことによって、市町村も見方を変えてくれ、多様な発想が出てきます。そういった意味では、さまざまなことが変わってきました。一番ポイントとなるのが、職員の意識ですね。今回の70年答申で「職員の行動原則」を作りましたが、これによって、共通の意識をもち共通の目標に向かってがんばろうと、気持ちの核の部分が非常に変わってくるのではないでしょうか。少ない職員数でも、一人ひとりが役割を担ってやっていこうという意識改革が、70年答申のなかでも最大に評価できると思っています。

企画・推進委員会上野谷委員長から斎藤会長への答申

上野谷　70年答申は、60年答申をいかに実行するか、具体的にどうつくっていくかが眼目です。タイトルに「参加と協働による」と付けましたが、参加するためには、それぞれが主体性を養い、じぶんで考え、ものを言い、組織化して、使うというふうに、鳥瞰的に全体を見る目を養わないといけません。情報を共有したり、出かけていって感じて気づいて交流して話して、もっているものを出したり、相手からもらったり、伝えて理解して共有して、何をしようかと計画を立てて、実践したら振り返って、次はこうだよね、という一連のサイクルに、大なり小なりみんなが「参加」することが必要です。

共同募金会として、一方は募金を集めるだけ、もう一方は使うだけで、使途を決めるのは配分委員会、と分断させてしまった文化をもう一度変えようというのが、70年答申で皆さんが伝えたかったことだと思います。ですから、この10年でもっと動きをつくっていかなければなりません。たとえば、全国ミーティングは、みんなが元気になって気持ちも高まるとてもいい場だと思いますね。

テーマ3　災害と共同募金

阿部　次は、災害と共同募金について、まず田尻さんに口火を切っていただきます。

田尻　阪神・淡路大震災のあとで、被災地で活動するボランティアを支援するためのしくみとして災害等準備金が生まれました。その後、新潟県中越地震、中越沖地震を通して、災害ボランティアセンターへの助成だけでなく、状況に応じて次につながるものへも助成するという、準備金に関してのかたちができたと思います。各都道府県共募の理解も、短期間に浸透して共通化されました。

課題としては、積み立てて3年経過した後の取崩しの使いみちをもう少し共通化させたほうが、社会認知が広がるのではないかということです。

その後、東日本大震災が起きて、準備金16億だけでは足りないなかで、諏訪さんらの尽力もあり、赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ）」ができて、非常に大きな成果となりました。被災地に行くと、「ボラサポがあったおかげで、今も活動を続けられています」と感謝されます。

ただ、大規模な災害のときに、どのタイミングで支援を終えていくかが課題です。実は、今まさに小さなニーズがたくさん増えてきているので、ボラサポのようなしくみがあればいいとも思いますが、その見極めは今後ボラサポの評価にもつながるでしょう。また、熊本地震のように、1地域のなかで起きた災害では寄付が集まりすぎて困る例もありますし、このあたりはまだまだ検討の余地があると思います。

1つ非常に残念だったのは、ボラサポが「中央共募のボラサポ」にとどまってしまったことです。「共同募金のボラサポ」となれば、もっと都道府県共募を巻き込むことができ、準備金とそれ以外の支援金という安心感を県共募にも提供できたのではないでしょうか。東日本大震災では、黒部市だけで、義援金が1,900万円集まりました（一般募金は700万円）。もしボラサポが共募と同じ枠組みだったら、地域ごとの募金を活用するなり、「災害支援もしています」と、県共募が大きくアピールできる機会にもなったと思います。各都道府県から中央共募に応援に来るなど、全国がうまくリンクすれば、「中央共募のボラサポ」から「共同募金としてのボラサポ」へ発展して、災害時の大きな募金のしくみがつくれると思います。そのしくみを今後準備していくことで、災害時に助成する団体が増えているなかで差別化ができます。災害時の共募の役割には期待が広がっていますから、募金のしくみを有効に使っていくことが重要です。

高橋 良太

Ryota Takahashi

profile

全国社会福祉協議会地域福祉部長、全国ボランティア・市民活動振興センター所長兼任、70年答申推進委員。1987年4月全国社会福祉協議会入局、2014年4月中央共同募金会出向。企画広報部長として70年答申をとりまとめる。2016年4月より現職。

高橋　社協にとって、特に災害ボランティアセンターにとっては、共募の「災害等準備金」制度があることの安心感は大きいですね。阪神・淡路大震災のときは、社協とNPOの連携はまだまだでしたが、東日本大震災のときには協働関係ができてきて、災害支援をきっかけに、他の事業でも社協とNPOとのつながりがますます強まっています。たとえば、「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（以下、支援P）」のように、多様なセクターが出会い、話し合い、考え、実践してきたので、社協としても、いろんな意味でトレーニングや経験を積むことができました。

諏訪　災害支援について、全社協や中央共募は阪神・淡路大震災以降も、小規模な災害への支援を続けていて、現場でNPOと顔を合わせる関係をつくっていました。それが、支援Pの新潟県中越地震支援やその後へつながっていきました。災害支援を通じて、NPOと社協と共募と企業がつながったことで、全国でも中心的な活動団体の人たちが、共募や社協の役割をよく知るようになってきたと思います。ボラサポについても、当初は全社協で運営してはどうかという話でしたが、さまざまな人の働きかけのなかで中央共募が運営することになったのは、それまでに培ってきた協働の信頼関係や、自らつくった実績があってこそです。また、ボラサポのしくみは、災害時における資金支援の新しいモデルともなりました。災害のステージや状況に応じて、募集要項や助成金の出

中島 孝夫

Takao Nakajima

profile

神奈川県共同募金会事務局長。1985年神奈川県共同募金会に入局、2013年より現職。現在、公益財団法人神奈川新聞厚生文化事業団理事、関東学院大学・多文化共生地域連携センター運営委員、みずほ信託銀行・公益信託福祉基金運営委員、チャイルドライン親善大使など。

し方を変えたのです。そもそも人件費に助成すること自体が、指定寄附金制度の壁を乗り越えた画期的なことでした。

残念だったのは、田尻さんのご指摘と同じく、全国の動きにならずに「中央共募のボラサポ」になってしまったことです。今、ボラサポの常設化という話が出ていますが、やはり災害時にも通常の共同募金のスキームをいかしながら、ボラサポのための募金を各地で展開するというかたちが、最大の寄付文化につながると思います。東日本大震災の義援金は国内で3,815億円で、ボラサポは44億円ですから、まだ100分の1の寄付額です。もう少し集まれば、復興までもっと息の長い応援をし続けることができると思います。

田尻　通常の共募のような助成では、あそこまで多くの応募はなかったかもしれません。人件費への助成が認められたことは非常に大きいですね。

阿部　実は、阪神・淡路大震災のときに、全国の共募で義援金の募集をすると同時に、支援金も一緒に集めようと都道府県共募から声が上がり、全国で合意して、当時の大蔵省にも指定寄附金として了解いただける話になったのです。ところが、厚生省から、共同募金が義援金と支援金を同時に担ったら国民が混乱するということで、全社協に引き継ぎました。一方で、そのことが災害等準備金の制度化へつながっていきました。

田尻　準備金から始まった「支援金」という発想がボラサポのおかげで定着して、今や研究者の募金の記述にも必ず支援金という枠が書かれるようになりました。まさに共同募金がつくってきた歴史ですね。

テーマ4　未来への展望

阿部　最後に、「共同募金への期待と未来への展望」についてうかがいます。

上野谷　地域福祉の実践を継続したり掘り起こしたりするときの主体形成に必要なことは何かというと、いま皆さん方がおっしゃった「信頼関係の構築」ができるかどうかが1つです。

もう1つは、「価値の共有」が重要です。どんな団体でも目的と手段を混同してしまいがちで、「じぶんたちは人間としてハッピーだ」ということがないと、福祉実践なんてしんどいことはやっていられません。価値の共有とは、具体的には歴史を勉強することです。文献や資料を通して歴史を勉強して、一定程度の知識はしっかり身につけないといけない。それがないと、主体性の発揮を恒常的につくることはできないと思います。さらに未来への展望を考えたときに、チームで動くことが重要ですが、まだ練習ができていません。共募と社協の職員が一緒になって、70年答申の「参加と協働」の具体化をもっと丁寧に、グループワークを含めいろいろな方法で研修しながら、具体の事例でやることを繰り返さないと無理でしょう。

全国には、魅力的な共同募金運動を展開している事例が多数あって、そこでは、「地域にこんなものがほしい。だから、みんなで一緒に募金を集めよう」という機運が生まれています。めざすものや、一緒にやっている人たちが「見える」ことで、担う人たちにとってやりがいのある活動にすることができるのです。みんなでどのような地域・社会にしたいかという夢を語り、一緒に実現しようとする動きを、共同募金運動でつくることができれば、一人ひとりがもっとやりがいを感じることができると思います。みんなが、わくわくする

ような共同募金運動にしていきましょう！

諏訪　寄付者と活動者が近い共同募金だからこそ、あらゆるプロセスに活動と寄付者のコミュニケーションの機会をつくれば、運動のエネルギーを再生することがきっとできるはずです。

共募への期待が高まる理由の1つとして、市民の危機感の広がりがあります。介護保険導入時に、住民参加型サービスやボランタリーな活動が一時後退しましたが、市民の危機感から小地域での見守りや生活支援が広がりました。そこへ共同募金がうまくマッチすれば、募金も伸びると思います。「じぶんの町を良くするしくみ。」だから市民みんなでファンドレイズもしよう、それも含めて「参加」なんだ、という運動のストーリーが、みんなが共有する地域ビジョンのなかに埋め込まれていくことが希望となります。ただじぶんの地域のなかでサイクルを回すだけでは限界があると思うので、県共募の広域助成をどう意味づけるかを考えないといけない。そのうえで「じぶんの町を良くするしくみ。」で推していくのは1つの方向です。

逆に運動の持続性に対する危機感として感じるのは、日本のボランティア活動は戦中から団塊世代ぐらいまでの同一世代だけでやっているのではないだろうかという点です。その世代の動きに依存して日本全国が動いているように思えますが、次の世代の参加のかたちを考えていく必要があります。僕ら（1965年生まれ）と団塊ジュニア世代では経済環境も違うので、みんなでお金を出しあうという動きがマッチする可能性もあるし、逆にあきらめてしまうことも考えられます。町内会・自治会での戸別募金は、続いても僕らの世代くらいまでかもしれない。共同募金は、一人ひとりが少額から募金できるので、小中高生も寄付文化に触れる入り口になります。次の世代にどうつなげるかで、ずいぶん社会が変わるかもしれません。その間に、新しいボランタリーな主体形成を考えていかなければいけません。

田尻　難しいですね。1点目として、「運動性の再生」でいうと、どういう層から寄付を募るのかを見極めるべきではないでしょうか。選択肢が多様な社会になり、NPOはNPOで寄付集めをしていますが、全国の市町村に根を張っているしくみは共同募金しかありません。ですから、「寄付の入り口」としての部分を見極めて、主体的にお金を出してもらうしくみをもう一度考えたほうがいいと思います。今は、寄付つきの自動販売機のように手軽な募金も増えていますが、購入者には寄付している意識はないので、それだけでは不十分です。たとえば幼い子どもが寄付するなど、寄付の入り口としての共同募金の層をつくることをめざしていくほうがよいのではないでしょうか。

2点目は、寄付が「参加」のきっかけ、促進となる意義です。共同募金が「多様な団体に助成できていることを見せる」ことにより、「今度はじぶんたちが参加するんだ」というしくみづくりを行う必要があります。どこに助成しているかわからないと言われるから情報を開示するのではなくて、「寄付の次は一緒に動いてみませんか」といった前向きな発信のしかたを、助成を受ける団体と一緒に考えていけるといいですね。助成される側も、「お金だけでなく、ボランティアなど人も受け入れますよ」という発信になるといいと思います。

さらに、県共募の主体性をどう形成していくのかが重要です。全国1,724市町村プラス47県共募という、他の助成団体にないスケールメリットがあるはずで、そこをうまくいかしたいですね。そのためにも、全国共通のブランドイメージがない

阿部 陽一郎

Yoichiro Abe

profile

社会福祉法人中央共同募金会理事、事務局長
1982年中央共同募金会入局。同企画広報部長、全国社会福祉協議会地域福祉部担当部長（出向）を経て、2016年より現職。

といけません。都道府県ががんばるのはいいのですが、全国バラバラで、ブランドを崩していくようなやり方は、実はとても損です。スケールメリットとブランドの共通化について、もっと考えていく必要があると思います。

高橋　戦後間もないころに、社協の先達がファンドレイジングという言葉をすでに使っていて、「共募は金集め運動ではない」と言っています。募金の際に、何のために使うのかを丁寧に説明する、そして、どういう成果があったのかを知らせていくのだと。いつの間にかその基本が失われていますが、助成された側が、「じぶんたちが行う地域福祉活動は赤い羽根の財源で行っている」ことを、きちんと理解して社会へ伝えていくだけでも、状況はかなり違ってくると思います。

「じぶんの町を良くするしくみ。」とは、市民がじぶんたちの生活や地域をどういうふうに継続させていくのかを、市民自身で考え実行すること。そうした市民をつくり応援するのが共同募金です。60年答申のときに高らかに謳われたこのエッセンスは、70年答申でも何ら変わっていません。そこをあらためて読み直し、勉強して一生懸命やっていく必要があると思います。

中島　神奈川県共募では、守備範囲を広げていくなかで、もしかすると社協やボラセンの事業ではないかというところで事業を展開しています。共募と社協は地域福祉を共に推進し、動かないといけない組織です。そこで近年は、「社会福祉協議会との協働の強化」を事業計画の重点項目に挙げ、県社協と地元のNPOと三者協働で事業を立ち上げました。それが「子ども・若者の育ちや自立を支える協働事業」で、共募も主催者として参画することで、課題の共有ができ、改善点なども見えてきます。社協やNPOなど専門性のある組織との信頼関係を築きながら協働することで、いま何とかしなければという同じ危機感をもつことができてきたように思います。

私が唯一自信をもてることは、神奈川では社協や多様な団体との情報交換や連携が非常によくできているということです。これからの共同募金は、そういうスタンスでやっていかなくてはいけないと思っています。

阿部　複雑化、多様化する社会課題は、1つの組織やセクターだけで解決できるものではありませんね。国の内外の動きに目を向けてみても、国連で採択されたSDGｓ（持続可能な開発目標）がめざす「誰一人取り残さない社会の実現」のために、各国のさまざまな機関やセクターが連携して社会課題の解決に取り組んでいく機運が高まっています。その目標は、地域福祉や共同募金がめざすビジョンと同じです。私たちも、こうした動きを視野に入れながら、次の10年、20年を見据えて、多様な機関や団体とさらに連携を深め、真摯に改革を進めていかなくてはと思います。

皆さん、本日はありがとうございました。これからもよろしくお願いします。

第2部

都道府県共同募金会の動き

20年間の北海道の共同募金運動について

北海道共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

共同募金創設50周年にあたる1997（平成9）年当時、本会では、共同募金が「新しい共生という価値観をもった誰もが参加できる相互福祉運動であること」を掲げ、障がい者支援施設・団体や報道機関などとのタイアップイベントによる啓発活動に注力していた。

2000（平成12）年の社会福祉事業法の改正では、共同募金の目的が地域福祉の推進にあることが明確に位置づけられたが、本会ではそれと前後して、助成計画の枠組みの見直しや、助成要綱・助成のガイドラインの制定、大都市を対象としたワークショップの開催など、地域における募金活動の基盤整備を進めていった。

その後、イベントを通じた啓発活動は北海道日本ハムファイターズとのタイアップを契機に急速に拡大を続け、今日では道内各スポーツチームをはじめ、多くの漫画家や初音ミク、妖怪ウォッチなど、各方面からご協力をいただくようになった。それに伴い、募金ノベルティの開発も盛んになった。

さらにここ数年は、市町村共同募金委員会独自のデザインによるピンバッジが90種類を超え、ご当地キャラクターや名物などをあしらったバッジの制作・頒布過程を通じて、地域での関係企業や各種団体・機関などとのかかわりも広がった。

災害への対応

阪神・淡路大震災が発生した1995（平成7）年はボランティア元年といわれ、以降、住民によるボランティア活動への参加が活発化していったが、本道では2000年に有珠山（うすざん）の噴火災害が発生し、被災者の救援に向けて多くのボランティアが現地での活動を開始したことから、それらの方々の活動支援や被災した福祉施設の復旧のため緊急助成を行った。

2006（平成18）年に共同募金が創設60年を迎えるにあたっては、当時の全国共通助成テーマである「安心･安全なまちづくり」の基盤となるネットワークづくりに必要不可欠な相互支援意識の醸成を図るため、火災、風水害等の自然災害被災者に対する見舞金制度を設置し、被災状況の確認作業などを通じて、市町村共同募金委員会と行政・消防との連携も見られるようになった。

災害等準備金については、2016（平成28）年の大雨台風災害が本道での初めての活用となったが、北海道社会福祉協議会や、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議によるサポートもあって、すみやかに被災地に資金を送り届けることができ、各町に設置された災害ボランティアセンターの活動などに役立てられることによって、共同募金による災害支援に関して地域住民の認識が広がっていった。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

赤い羽根募金を知らない人はほぼいないといっていいが、不明に感じられているとされる募金の使いみち以前に、その目的や組織、しくみなど、根本的な部分がほとんど知られていない実態がある。

近年活発化したイベントを通じた啓発活動では、市町村共同募金委員会役職員との協働や、寄付者住民と直接触れ合う機会が飛躍的に増えたことに伴って、共同募金委員会のみならず、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア連絡協議会、町内会、大学、小中学校などから出前講座の要請が相次いでいる。そうした機会はかけがえのない財産であり、いただいたご縁を大切にしながら、共同募金がもつ本来の運動性を発揮するため、さまざまなコミュニケーションの機会を通じて、どこかの誰かが進めている遠い運動ではなく、真に、じぶんの町を良くするしくみとなるよう、地域住民をより身近に引き寄せることで活性化を図り、未来を生きる若い世代への心強い贈り物としてこのしくみを継承すべく努力を重ねていきたい。

20年間の青森県の共同募金運動について

青森県共同募金会

50年の成長の裏に隠れた募金減少の要因

50年答申が示された1996（平成8）年度は、青森県内の共同募金額が3億223万円とピークに達した年である。青森県共同募金会では、50年答申にある「募金・配分・運営の改革」の趣旨を踏まえて、1997（平成9）年度から順次取り組みを進め、2005（平成17）年度には市町村共同募金委員会への移行を完了させた。しかし、くしくもその年から「募金額の減少」が始まった。1997年度以降は毎年度、前年度実績で約300万～500万円の減少となり、2003（平成15）年から2006（平成18）年にかけて全国的に進められた市町村合併による影響もあって、ピーク時から10年間で約7,000万円の減少となった。2007（平成19）年に示された60年答申では「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」による新しい寄付文化の創造をめざすものとされた。青森県共同募金会でも、県内の募金額の大幅減となった社会的要因や寄付者の心理的要因を考慮して、県共同募金会と市町村共同募金委員会の今後の役割の明確化などに取り組む必要があったが、本格的な実施までには至らなかった。

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災後における全国的な被災地支援の動きのなかで、青森県内においても寄付市場の活性化が見受けられたが、募金額の減少への歯止めには至らず、2012（平成24）年度の共同募金実績は、前年度から約500万円の減少となり、ピーク時からの15年間で募金額は約9,600万円の減少となった。

柔軟な支援から新たな活動へ

阪神・淡路大震災後、大規模災害時のボランティア活動支援を目的に創設された災害等準備金については、2011年3月の東日本大震災で被災した淋代（さびしろ）保育所（三沢市）、同年10月の台風15号の際に設置された避難所の支援として、駅前町内会自主防災会（南部町（なんぶちょう））の助成に活用された。また、2002（平成14）年度には災害救助法が適用されない災害時等に対応するため、非常災害またはやむを得ない事情の場合に、緊急に助成を行う「緊急配分金」を設け、2013（平成25）年9月の台風18号の大雨災害により県南地域の1級河川「馬淵川（まべちがわ）」が氾濫した際、南部町社会福祉協議会が立ち上げた災害ボランティアセンターに対して支援を行った。

さぁ未来の話をしよう！

2016（平成28）年度から共同募金運動期間が拡大されたのは、共同募金のしくみのなかでも大きな変化である。新たな募金としてのテーマ型募金や寄付つき商品などは、多くの可能性を秘めており、青森県共同募金会でも積極的な取り組みを進めている。2018（平成30）年度事業計画の重点項目には「70年答申を踏まえた取組の実施」を設け、市町村共同募金委員会の活性化を支える取り組みをはじめ、県社会福祉協議会やNPO支援組織等とのネットワーク強化を行うこととしている。

共同募金運動の再生には、地域の多様なニーズに対応する活動に助成することが重要である。一過性の助成金交付や課題解決にとどまらず、助成後も地域の活性化につながるような新たなネットワークの構築や継続的な取り組みをしていくことで、70年答申がめざす「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造」を実現していきたい。

10月1日開始行事、県知事と園児と愛ちゃんと

20年間の岩手県の共同募金運動について

岩手県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進められたこと

(1) 共同募金運動研究委員会の設置

50周年の節目を契機として、1996（平成8）年2月に①募金運動、②助成、③目標額設定、④歳末たすけあい運動の4点のあり方について研究協議し、1997（平成9）年3月にとりまとめた。2009（平成21）年度以降は、赤い羽根アクションプランいわてに基づき、前年度募金実績を1%以上回る目標を設定して募金運動を展開した。

(2) 1997年度以降の答申に基づく対応内容

2009年3月にアクションプラン5か年計画を策定したほか、岩手・宮城内陸地震が発生し、奥州市災害ボランティアセンター等に活動拠点事務所支援資金554万8,000円を交付した。2010（平成22）年度には、市町村で目標額を増額設定した効果で、実績減少を引きとどめた。2015（平成27）年度は、全県目標額の算定と事務費の見直しについて検討した。2016（平成28）年度は、全市町村を訪問して状況調査を実施し、事業の進め方の参考とした。2017（平成29）年度は、現行事業および70答申に基づく検討課題について協議を行った。

東日本大震災に対する岩手県共同募金会の取り組み

(1) 日韓共同募金　東日本大震災救援プロジェクト

①韓国・台湾まごころギフト

2011（平成23）年度地域歳末たすけあい運動の一環として、岩手県内の市町村社会福祉協議会および市町村民生委員児童委員協議会等と連携し、仮設住宅等の要援護者宅を訪問、カタログギフトを配布して安否確認を行うとともに、必要な支援につなげる事業を実施した。

②生活・交流支援活動助成

(2) 3.11福祉活動応援募金の実施

2012（平成24）年度から2か年、新たな募金手法の開発に向けた改革モデル事業（事業名称：3.11福祉活動応援募金）に取り組んだ。

この事業は、商工団体・企業・福祉関係者等で構成し、東日本大震災の被害を受けた沿岸部の地域福祉活動を支援するため、2014（平成26）年1月から3月までの運動期間延長を活用して取り組んだ。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

(1) 県内市町村募金委員会の訪問結果を踏まえて

岩手県内33市町村共同募金委員会で、審査委員会の開催方法がわからないことや、審査委員会の開催内容に格差があることを把握。対応として、審査委員会既開催地区で視察研修を実施したほか、県共同募金会の研修会でも、審査委員会既開催地の事例発表等で未開催地区を支援した結果、公募助成に取り組む市町村共同募金委員会が増えている。

(2) 県歳末募金での職域募金の実施

2017年度に県主唱歳末募金で職域募金を行ったところ、前年度を320万円上回る実績となった。使途を寄付者に明示する手法を市町村事務担当者に対して説明した。

(3) 赤い羽根アクションプランいわてに基づく事業推進

2019（平成31）年度から過疎高齢化が進む岩手型の住民主体の地域福祉活動を進める共同募金となるよう、70年答申の各項目を取り入れながら、新たなアクションプランを策定する。

陸前高田市災害ボランティアセンターのスタッフとボランティアの皆さん

20年間の宮城県の共同募金運動について

宮城県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

宮城県共同募金会は答申を受けて、地域のさまざまな関係者や団体が参画する組織として、2003（平成15）年に市町村共同募金委員会への移行を完了させた。また、通年で募金できるしくみとして、全国に先駆けて募金ボタンつき自動販売機「ハートフルベンダー」の設置を推進。寄付者の理解を得る広報活動としては、広報誌の全戸配布の実施やプロスポーツ団体とのコラボ資材作製の取り組みを行ってきた。しかし、募金額は1998（平成10）年5億2,995万円をピークに、2016（平成28）年には3億9,000万円まで減少している。要因としては、住民同士の支え合いの衰退や市町村合併等の社会環境の変化、答申の具現化が十分に至らなかったことが考えられるが、最も大きな影響は東日本大震災の発生である。

災害への対応

宮城県では、北部連続地震、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災、関東・東北豪雨災害と度重なる災害に見舞われている。特に東日本大震災は甚大な被害をもたらした。発生直後より本会は、中央共同募金会や県社会福祉協議会等の関係団体と連携し被災地の支援に努めた。この間、中央共同募金会には幾度も被災地入りをし、災害等準備金の活用や現地支援の必要性について連絡調整の協力をいただいた。そして、全国の都道府県共同募金会からの拠出により、29か所の災害ボランティアセンター、さらに沿岸部災では3か年にわたり支援を継続することができた。また、中央共同募金会が立ち上げた「災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ）」、「ボラサポ2」によって、ボランティア団体やコミュニティ復興の支援を継続して行っている。大規模災害発生時、このような支援事業を行えるのは、全国協調の運動である共同募金の大きな特徴であり、その底力が発揮される場でもあると考える。震災後、

津波によるがれきを片づけるボランティア（宮城県気仙沼市）

県内では次の災害に対応するため、県社会福祉協議会ならびに35市町村社会福祉協議会による相互支援協定が結ばれた。本会は連絡会に参加し、災害時における共同募金の役割について情報の共有化を図っている。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

運動期間の拡大に伴い、2015（平成27）年度から「社会課題解決みやぎチャレンジプロジェクト」を開始した。エントリー団体自らが社会課題を解決する必要性をアピールし、活動資金を共同募金会と一緒に呼びかけ調達する新たな募金手法は、震災助成金の減少に危惧する沿岸部の団体をはじめ、全県的に広がりはじめている。「運動性の再生」には地域の多様なニーズに対応する活動に助成することが重要である。今後は、この流れを市町村ごとに取り組める体制を整えることで、宮城県における「新たなたすけあい」を創造していきたい。

目標達成をめざすみやぎチャレンジプロジェクトエントリー団体

秋田県共同募金会の20年とこれから

秋田県共同募金会

組織体制の充実と新たな手法の実践

秋田県共同募金会では、少子高齢化や人口減少、住民同士の支え合いの衰退等、募金を取り巻く環境の変化に対応するために、この20年に出された2つの答申を受け、さまざまな取り組みを進めてきた。

組織分野では、全25市町村において「共同募金委員会」への移行を完了し、住民が主体的に運動に参画し、地域福祉を推進するための体制を整えた。

助成分野では、18の市町村共同募金委員会において公募助成を導入している。そのうち3市では、助成審査のなかで公開プレゼンテーションを実施し、募金の使途を決定する過程の透明化に努めている。

募金分野では、通年募金の手法として、寄付つき自動販売機の設置や「募金百貨店プロジェクト」の取り組みを新たに展開した。運動期間拡大に伴う新たな募金手法としては、2015（平成27）年度から「赤い羽根社会課題解決プロジェクト」募金を開始した。地域の社会課題解決に取り組む団体が主体となり、寄付者に直接協力を呼びかけるもので、住民が募金の主旨や必要性をより理解しやすい手法として定着しつつある。

街頭募金には助成団体が参加し、協力を呼びかけている

2度の大雨災害への対応

秋田県では、この20年間に2度の大雨災害が発生し、県北部を中心に甚大な被害を受けた。本会では、義援金の募集のほか、2007（平成19）年9月17日に発生した大雨災害では、北秋田市災害ボランティアセンターの運営に175万4,442円を、2013（平成25）年8月9日に発生した大雨災害では、大館市および鹿角市の災害ボランティアセンターの運営に111万3,973円を、災害等準備金として助成した。

また、いずれの災害においても、被災世帯の迅速な生活再建支援のために、見舞金や見舞品代として災害緊急助成金を交付した。大規模災害時には、義援金の募集だけでなく、共同募金による災害対策のための助成金を活用することで、地域を支えるための財源としての役割を果たしている。

運動性の再生に向けた秋田県のこれからの展望

50年答申、60年答申を受け、市町村共同募金委員会への完全移行等、実現した取り組みもあるが、公募助成や公開プレゼンテーションの導入についてはいまだに途上にある。いずれも70年答申のキーワードである「運動性の再生」に大きな役割を果たすものであり、本会では今後も普及に努める。

新たに実施した「赤い羽根社会課題解決プロジェクト」募金では、関係機関と連携して、いまだにくみ上げられていない資金ニーズを把握し、全県規模への拡大を視野に入れている。

今後も答申を受けた取り組みを発展させることで、募金を取り巻く環境の変化に対応した、新たなたすけあいの形を模索していきたい。

公開プレゼンテーションによる助成団体の活動PRも期待できる

20年間の山形県の共同募金運動について

山形県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

本県における共同募金に関する諸問題とその方策について調査・検討を行うため、2011（平成23）年10月に「山形県共同募金会改革検討委員会」を設置した。委員は、支会・分会役職員、企業・団体関係者、福祉関係者、学識経験者、報道関係者、役員および評議員の12名で構成された。まずは市町村支会分会への現況調査を行い、その後、7回の委員会を開催して、改革の方向性について検討協議を行った。

その検討協議のなかで明らかになったのは、共同募金の原点に立ち返り、運動の趣旨と目的、募金の使途と成果を住民に周知し、より多くの人や組織からの理解・参加を得て運動の輪を広げること、また、時代や地域のニーズに対応し、必要なところへ必要な助成を行うことにより、運動の目的と成果を実現し、それを住民の共感と運動の推進につなげることである。これらを基本として、募金方法の改善、透明性のある助成、組織運営の強化、地域循環型への共同募金への転換を図り、改革を積極的に推進することとした。

災害への対応

2013（平成25）年7月18日と7月22日の大雨で、南陽（なんよう）市と白鷹（しらたか）町に災害ボランティアセンターが設置された。また、翌年の2014（平成26）年7月9日からの大雨により、2年連続で南陽市に災害ボランティアセンターが設置された。この設置・運営の費用に災害等準備金を活用した。

平常時から関係団体との連携を図るとともに、災害時には速やかにボランティアセンターを設置し、ボランティアを受け入れる体制づくりを整備するため、行政、各防災団体およびボランティア・NPO等で構成する「山形県災害ボランティアネットワーク連絡会」へ本会も参画しており、山形県主催の研修会や会議にも積極的に参加している。なお、東日本大震災では、本県は被災地に近く、被害も比較的少なかったことから、災害ボランティアの中継地点の役割を担う「山形県災害ボランティア支援本部」を立ち上げ、情報収集・提供を行った。その後、活動拠点を「復興ボランティアセンターやまがた」に移して、避難者向けの情報発信などの支援を行っている。

南陽市に設置された災害ボランティアセンター

70年答申以降の取り組みと今後の展望

社会福祉法改正に伴う定款変更を機に、市町村に速やかに共同募金委員会へ移行するよう要請をした。2018（平成30）年度には、県内全市町村において移行を完了する見込みとなっている。

また、2018年度から地域福祉の推進や社会課題の解決に向けて取り組む「地域福祉活動推進プロジェクト」（テーマ型募金）を積極的に推進することとしており、参加団体が活動の趣旨や必要性を住民に訴求することを通じて募金活動を展開することにより、当該団体の活動資金を確保するとともに、社会福祉のいっそうの向上を図りたい。さらには、今後、イベントによる募金や、企業と協働した寄付つき商品の開拓などの検討を行いたいと考えている。

20年間の福島県の共同募金運動について

福島県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

1.「福島県共同募金運動推進計画」（1998［平成10］年～2002［平成14］年）

住民参加による地域福祉活動の支援、メリハリのある助成、自発性を尊重した募金方法の強化、時代に合った募金活動の展開、県共同募金会の機能強化、支会・分会の機能強化、役職員・ボランティア等の研修の充実、情報公開と広報・啓発活動の充実、推進モデル地区を設定し、その成果を県内へ波及させる取り組みなど、地域の実情に応じて、関係機関・団体等と連携しながら推進した。

2.「住民参加の福祉社会づくりのための一般公募」

50年答申を受けて、住民参加による地域福祉活動の支援を行うため、1998年度から、それまで施設や福祉団体に限られていた助成の対象を、一般のボランティアグループやNPOまで拡大した。助成限度は、1団体1件で、上限50万円（1998年度～現在）。

3.「記念配分」の実施

「50周年記念配分」小規模授産所用軽トラック（軽ワゴン車）の助成（936万円）

「60周年記念配分」61市町村社会福祉協議会へパソコンの助成（100台　1,220万円）

4. 支会分会から共同募金委員会への移行

60年答申を受けて、すべての支会・分会が共同募金委員会へ移行した（2016［平成28］年10月完了）。

災害への対応

1. 災害義援金の取り組み：義援金の募集

他県における自然災害、家畜伝染病等の発生に際し、義援金の募集を行った。

2. 東日本大震災に関する取り組み

①災害等準備金の取り崩し：ボランティアセンターの立ち上げ等の経費に機動的に対応した。

②東日本大震災義援金の募集：中央共同募金会に集約して実施した。

③「災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ）」、「ボラサポ2」による「被災地住民支え合い活動助成事業」の実施：福島県在住者5名以上で構成されるボランティアグループやNPO法人等の非営利団体が行う助け合い事業およびボランティア活動に対して助成事業を実施した。

助成実績（2012［平成24］年～2017［平成29］年）

5,063件　4億1,766万6,000円

④規定の弾力的な運用による機動的、積極的な支援

⑤県の義援金配分委員会への参加

福島県共同募金会「70年答申」実行計画（2017年）

①運動性の再生に向けた市町村共同募金委員会の支援

・市町村共同募金委員会の巡回訪問：3年に1回実施（東日本大震災後中断していたものを復活）

・公募助成の実施拡大：実施市町村の増加

②県共同募金会の機能強化

・県域におけるニーズキャッチ機能の強化：県内10か所にある市民活動支援センターの訪問および意見交換

・市町村共同募金委員会担当者を対象とした研修の充実（県内におけるパートナーミーティングの先進事例の情報提供）

・地域課題解決型募金の取り組み拡大（市民活動支援センターの訪問）

・寄付者や募金ボランティアへの丁寧な説明、成果報告、感謝などコミュニケーション機会の増加：市町村共同募金委員会主催の「感謝祭」（パートナーミーティング）や「社協祭り」への参画

・従来の助成内容の見直し：助成方針および助成基準の随時見直し

・生活困窮者等の支援：市町村共同募金委員会の巡回訪問の際、歳末たすけあい募金による支援について意見交換

20年間の茨城県の共同募金運動について

茨城県共同募金会

共同募金運動の転換期　1997年度～2016年度

本県の共同募金運動が50周年を迎えたのは1997（平成9）年であるが、この年は本県の募金実績が最高額を記録した年であり、これ以降、募金実績額は毎年減少を続けることとなった。社会に目を向けると、本県人口は2000（平成12）年がピークで、以後、人口減少とともに少子高齢化が進んでいる。また、この時期は市町村合併が段階的に進められ、2006（平成18）年には、従来の83市町村から現在の44市町村へと再編がなされた。

これにより、募金運動も大きな転換を迫られることとなった。助成基準の改正（NPO法人を助成対象に追加［2000年］）や、「共同募金運動のあり方検討委員会」の答申を受け（2013［平成25］年）、新しい視点に基づく募金運動へと舵を切りはじめた時期である。

共同募金の災害支援

「災害等準備金」制度の創設後、本県においてはこれまでに3度準備金による災害支援を行っている。

発生時期	災害名称
2011［平成23］年3月	東日本大震災
2012［平成24］年5月	茨城県竜巻災害
2015［平成27］年9月	平成27年9月関東・東北豪雨災害

たとえば、直近の「平成27年9月関東・東北豪雨災害」においては、ボランティア活動支援として14件に3,300万円余りの助成を行ったほか、特に甚大な被害を受けた常総（じょうそう）市社会福祉協議会に対し、準備金を財源として837万円余りの緊急助成を実施した。

また、毎年のように発生する災害救助法が適用されない災害への対応として、一定規模以上の災害が発生した場合に、被災者に対し、見舞金を支給している。

関東・東北豪雨により被災した常総市におけるボランティア活動

共同募金運動100周年をめざして

70年答申の推進方策として多くの提案が示されており、いずれも重要な事項であるが、本県では市町村と連携し、次の事項に重点的に取り組んでいきたい。

①市町村共同募金委員会の支援強化

募金活動をはじめ、地域のニーズキャッチ等市町村は重要な役割を担っており、情報提供や研修会、県との合同勉強会などあらゆる機会を設けて支援強化に努めていく必要がある。

②新たな募金手法の開拓

テーマ型募金の拡大をはじめ、寄付つき商品や共同募金応援企業の開拓など、新たな募金活動参加者や協力者を増やしていく必要がある。なお、「遺贈」や「相続寄付」への取り組みは非常に重要となってくるため、対応できる態勢づくりを急ぎたい。

作業用ユニフォームの助成により障がい者の就労を支援

20年間の栃木県の共同募金運動について

栃木県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

60年答申を受け、本県に即応した今後の募金運動のあり方について検討していくため、支会事務局長や県社会福祉協議会事務局長をメンバーとした「栃木県共同募金あり方検討委員会」を設置し、2009（平成21）年9月から2011（平成23）年11月まで、10回にわたり委員会を開催した。同委員会からは共同募金委員会への移行（各支会の実情を踏まえ一定の準備期間を置く）、地域福祉活動促進のため地域助成のウエイトを高める、また新たな募金方法への取り組みなどが提言された。

提言を受け、助成要領や広域目標額の各市町支会割り振り基準を見直すとともに、スポーツチームとの協働による試合会場での募金活動やチームロゴの入ったグッズ配付、経済5団体名による法人募金協力依頼、募金機能つき自動販売機の設置促進、スーパー等店舗への募金箱の設置等、新たな募金方法に取り組んだ。

また、支会の若手担当者を中心メンバーに「共同募金研究会」を立ち上げ、県内・外の共同募金運動の取り組みや募金活動、助成、広報等の事例を研究し情報を共有するとともに、知恵を絞りアイデアを出し合い、新たな取り組みや動きを生みだしている。

災害時にも「支え合い」を支えるために

1998（平成10）年8月に発生した豪雨災害や、2012（平成24）年5月に発生した竜巻災害では、災害義援金の募集を行った。

東日本大震災の際には、義援金の募集と同時に、災害支援制度により県内4市町の災害ボランティアセンターおよび1NPO法人の活動を支えた。2012・2013（平成25）年度、韓国共同募金会から寄託いただいた活動支援金は、県内のべ16団体の避難者支援活動等に。また、2011年7月から1年半の間に栃木県で受け付けた分のボラサポ申請はのべ17件あり、県共同募金会として、被災された方々と活動者、そして寄付者との支え合いをつなぐ一助を担った。

2015（平成25）年9月の台風18号等による災害では、義援金の募集とともに、災害支援制度により県内4市の災害ボランティアセンターの設置・運営を支援した。その際には、平時のうちから、配分委員会委員等と災害支援制度についての情報共有を行っていたこともあり、申請受付から送金までを円滑に進めることができた。

今後も、過去の教訓をいかしながら、もしもの時にも役割を果たせるよう備えたい。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

本県のテーマ型募金は2016（平成28）年度からスタートした。①民間非営利団体がエントリーする「赤い羽根おうえんプロジェクト」、②見守り活動等に取り組む市町社会福祉協議会が1 ～ 3月期募金に参加する「赤い羽根とちぎ安心生活支援プロジェクト1 ～ 3月期募金」の2つからなるが、いずれも具体的な募金テーマや内容は参加団体が設定し、掲げて、共感と応援と寄付を募るものである。参加団体からは、じぶんたちが取り組んでいる課題を地域住民に訴え、共感と参加を促すことができたという点でも大きな成果があったとの感想が寄せられており、テーマ型募金のいっそうの発展を図っていきたい。

また、市町支会に対するアンケート調査や支会訪問を実施し、業務全般の状況や共同募金委員会移行の検討・準備状況、課題等について意見交換などを行っている。各市町域における福祉ニーズやボランティア団体等の状況、また募金運動の進め方や歴史、協力団体等は多様であり、それらを踏まえつつ、着実に共同募金運動の活性化を図っていきたい。

共同募金が社会資源であり続けるために（20年を振り返って）

群馬県共同募金会

地域助成への重点シフト

本県の共同募金実績は、1993（平成5）年がピークであった。実績が下がり始めた1995（平成7）年には「戸別募金やめます」という見出しが地方紙の一面に載るなど、長年続いた共同募金のあり方に一石が投じられ、同年9月に「共同募金あり方検討委員会」を立ち上げることとなった。

その後、中央共同募金会から50年答申およびアクションプログラムが出され、その内容を踏まえた本県の共同募金のあり方が示された。いくつかの具体的取り組みが提案されたが、現在でも続いているのは「封筒募金（1998［平成10］年度から）」「受配施設団体登録制度の廃止と広域助成の全公募実施（2000［平成12］年度から）」および「赤い羽根教室（1998年度から）」である。

50年答申の際には先行して取り組んだが、60年答申に関してはすすんで取り組める状況になかった。地域助成の内容だけでなく市町村支会の組織をも変えるという答申内容に対して、慎重にならざるを得なかった。特に本県では、地域助成割合が助成額の2割と低く、答申内容には遠く及ばない状況であった。それでも、下がり続ける募金実績を見るにつけ、何らかの改善策が必要との認識に至り、2010（平成22）年にようやく「共同募金改革研究協議会」を立ち上げ、2011（平成23）年度末に報告書をまとめた。支会組織の改革については運営委員会必置にとどめ、支会で助成業務を行うことを最重点項目とした。あわせて、地域への助成割合を増やし、答申にある“寄付と助成の循環”を住民の身近なところで実現することに注力した。

広域助成と地域助成の役割検討

2013年度から始動した改革について、3年後に見直すこととなっていたため、2016（平成28）年度に「共同募金運動改革推進検討委員会」を立ち上げ、2018（平成30）年度までの予定で検討を進めている。中央共同募金会の70年答申と時期が重なるが、検討内容は本県の2013年改革の見直しが主である。

「見えにくいものを見える化する／ないものを創造する／隙間を埋める」という民間財源としての役割を再認識し、広域助成と地域助成の役割を明確にするべく検討を進めている。広域助成では“未開拓分野の刺激と創造”で、地域助成では“人のつながり・ネットワーク”で、それぞれ隙間を埋めていくよう努める。また制度化されて安定運営が見込める事業を行う社会福祉法人等への助成も、上記役割に照らして見直していく予定である。また、これら民間財源の役割を果たすための募金運動のあり方や、組織の見直し等について、今後検討していく。

共同募金が社会に貢献できること

災害時に活用できる民間財源として、本県では、法定の準備金のほかに積立金を保有し、災害救助法が適用されない災害においても適時に対応できるようにしている。2007（平成19）年9月の台風災害や、2014（平成26）年2月の大雪災害の際、災害ボランティアセンター設置運営費として助成を行った。

定例の戸別募金チラシに大雪災害への支援について掲載した際、住民の理解が得やすいとの声をいただいた。困ったときのたすけあいとしてわかりやすい事例だからと思われるが、そういった“困りごと”は平常時にもあることを、この募金運動を通じて伝えていくことができるはずである。共同募金という存在が社会に貢献するためには、お金を活用して課題解決を図るだけでなく、しくみを活用して、一人でも多くの人が地域福祉に関心を寄せ、課題解決にかかわるよう働きかけることが必要である。そして、社会貢献なくして募金実績の増額はあり得ない、と考える。

20年間の埼玉県の共同募金運動について

埼玉県共同募金会

埼玉における20年の歩み

20年間を振り返ると、募金額は1995（平成7）年度の12億4,277万円を境に減少が続き、現状ではピーク時の7割となっている。

これは、埼玉県が東京に隣接するベッドタウンという立地から、団地の造成や駅前再開発によるマンションの急増で、戸別募金推進の原動力である地縁組織の組織化や再編成が追いつかず、従来どおり機能しなくなった地域が多いことが一因と考えられる。加えて、多様な寄付募集が競合する時代となり、寄付先が分散していることにもよると思われる。

そのため、寄付者から共感が得られ、運動の再活性化が図られる公募型助成メニューの開発に努めてきた。2005（平成17）年度には「先駆的福祉活動サポート配分事業」を開始し、子育て支援や虐待、障がい者の社会参加、安心安全なまちづくりに取り組む活動に対して、4年間で82事業へ2,970万円を助成した。また、2015（平成27）年度からは「共同募金重点助成事業」により、小地域で取り組む、孤立防止や災害に関連する活動を積極的に支援し、3年間で80事業に総額4,407万円を助成した。

一方、募金増額の方策としては、1996（平成8）年度から職域募金協力先の新規開拓に努め、現在5,800か所の事業所へ本県独自のクオカードおよび図書カードを用いて依頼し、順調に実績を伸ばしている。このほか、2006（平成18）年度からは「赤い羽根自動販売機」の設置促進に取り組んできた。

災害への対応

2013（平成25）年には、災害が少ないといわれていた埼玉県でも竜巻と台風による災害が発生し、義援金募集が行われた。

本会ではこれらも含め、20年間で78件の義援金募集に総額3億4,593万円を取り次いだ。

また、2000（平成12）年の法改正で創設した災害等準備金からは、東日本大震災をはじめ5件の災害に総額1億105万円を拠出したほか、埼玉県内で発生した災害の際には災害ボランティアセンターの運営費用に281万円助成した。

街頭募金風景（2017.10.2浦和駅前）

いずれの災害も被害は甚大であったが、多くのボランティアが積極的に被災地へ赴いたことや多額の金品が届けられたことから、多くの国民が人の心根にある「助け合いの心」の大きさを再認識した。

運動100周年に向けて

埼玉県はかつて日本有数の若い県といわれ、現在も緩やかな人口増にあるが、ここ数年で人口の減少が始まり、今後は全国トップクラスの速さで高齢化が進むと予想されている。また、気候変動の影響で、毎年全国各地で自然災害が発生しており、寄付の受け付け方法においても電子マネーの普及やキャッシュレス時代への備えが急がれる等、共同募金の将来には課題が山積している。

しかし、先の大震災で証明されたように、世の中がどう変化しようと、大きな困難が発生したとき、その解決に汗を流そうとする人、浄財を拠出しようとする人は必ず出てくる。

共同募金はこれからも、その理念である「共助の精神」を広く伝え、人と人とをつなぐ運動であり続けたい。

千葉県の共同募金運動の歴史と展望

千葉県共同募金会

福祉ニーズの変化への取り組み

千葉県における共同募金は制度開始以来、多くの方々のご支援とご協力をいただき、地域の社会福祉に大きな貢献をしてきた。しかし、社会経済の変化や福祉ニーズの多様化等が進むなか、1995（平成7）年度をピークに募金実績が年々減少していること、新しい助成ニーズが高まっていること、また、中央共同募金会から60年答申が出されたこと等を受け、2010（平成22）年に外部有識者、市町村社会協議福祉会等からなる「千葉県共同募金会改革検討委員会」を設置し、共同募金運動の改革の検討等を行った。

その結果、1つとして、共同募金運動の原点に返り、運動の趣旨、募金の成果等を住民に周知し、理解と運動の輪を広げること。2つとして、必要なところへ必要な助成を行うことで運動の成果を実現させ、住民の共感と運動の推進を図ること。この2点を柱として改革を進めることとし、募金、広報、助成、運営体制等について見直しや、NPO法人への助成など助成対象の拡大を行った。

被災者への長期的なケアと包括支援

2011（平成23）年に発生した東日本大震災では、被災県として「共同募金会ができることは何か」をあらためて考え実行する転機となった。災害等準備金を取り崩し、県内ボランティアセンターの活動費や施設等の破損復旧工事等に助成したほか、緊急助成積立金を取り崩し、県内被災者に対する災害見舞金に充当した。

また、同年の使途選択募金では「被災地・被災者支援」をテーマとして掲げ、即応型助成と合わせ、県内被災者仮設住宅集会所の備品購入事業等に助成をした（2012［平成24］年度以降も使途選択募金に「被災地・被災者支援」を設定している）。

災害から年数がたち、市民の「意識の風化」を避けることは困難だが、復旧・復興は短い年月ではできないということを啓発し続け、関係団体への支援をするなど、長期的なケアを行っている。

災害対策としては、千葉県社会福祉協議会が策定する「千葉県災害ボランティアセンター運営マニュアル（仮称）」に、共同募金会の災害支援制度の活用を記載することで、関係組織との連携など、包括的な支援体制ができるよう準備を進めている。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

千葉県では、多くの県民のご協力や市町村支会等の努力にもかかわらず、募金実績の減少が続いていることや、70年答申が出されたこと等を踏まえ、運動性の再生に向けた組織強化に着手した。2017（平成29）年度は県内全54市町村支会を訪問し、各支会の状況調査を実施。また、戸別募金の強化と新たな募金手法の検討のため、県内を地域性の類似した7ブロックに分け、ブロック会議を開催した。そのなかで、「住民への、共同募金の使いみちの周知や結果報告の徹底が足りていない」との意見が多く挙げられたため、Webサイトの内容の充実や、オリジナルキャラクターを使用した広報紙や啓発資材の作製など、共同募金がより身近で共感のもてる活動となるよう広報力の強化を図ることとした。

今後は、市町村支会、社会福祉協議会など関係団体のほか、行政や企業との協働の機会を増やし、地域が一体となった共同募金運動の推進と寄付文化の醸成をめざす。

東葛飾ブロック会議の様子　各支会の担当者が意見交換をした

20年間の東京都の共同募金運動について

東京都共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

社会福祉が、生活困窮者救済から住民参加・共生による地域福祉へ変化し、住民参加による相互扶助が求められるなど共同募金事業を取り巻く社会状況の変化を受け、東京都共同募金会では東京にふさわしい共同募金の理念や使命、募金方法、助成方法の検討を行ってきた。

人口減少による地域の現状、少子高齢化による介護・子育て支援問題・貧困・未成年者による犯罪増など、多くの社会課題にこたえるには、「人と人とのつながりや交流こそが、地域社会存続のポイントである」ことを重点課題として、社会関係の維持回復に向けて、住民参加の福祉コミュニティの構築や民間社会福祉事業の育成・発展の支援など東京における共同募金事業の改革を進めてきた。

社会福祉法の改正など、時代の変化を背景に、本会では、「東京都における共同募金の今後の方向について－地域福祉の充実を目指して－（2001［平成13］年）」、「東京都共同募金会実務検討委員会報告書－地区配分推せん委員会の設置について－（2002［平成14］年）」の報告書をとりまとめた。

共同募金運動が、都民一人ひとりの心により根づいたものとなり、さらなる地域福祉の向上への取り組みとして、2010（平成22）年10月から運動期間を6か月間に拡大して運動を展開した。また、地区配分推せん委員会の完全設置や地区募金目標額の設定、募金方針、助成内容等を決め、その組織運営により募金増額に向けた検討・実施など共同募金事業活性化に向けたしくみを構築し、広く都民や企業に対して寄付文化の定着に向けて、理解と共感を得る取り組みを推進してきたのである。

災害への対応

東京では、首都直下地震や台風など多様な規模の自然災害の脅威に直面している。

東日本大震災で、地域住民による自助・共助の取り組みが大きな力を発揮したように、互いに協力しあい、「じぶんたちの地域はじぶんたちで守る」という地域の防災対策を効果的に行うことが必要である。そのため、本会では、自然災害に対する整備や、発災時に民間団体が行う災害支援活動に対し、緊急性・必要性に応じた対応を行ってきた。今後は、さらに地域防災の推進に向けて「小地域福祉活動費」の助成使途に、従来からの福祉活動に加え、地域住民一人ひとりの防災意識と地域における共助の担い手である町会・自治会の防災力の向上への支援として、防災知識の普及や地域防災の人材育成、防災訓練などの防災対策事業を含めることを計画している。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

改正社会福祉法により、地域福祉の理念の明確化がなされ、複合化した課題や制度の狭間の問題などの解決を図るため、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが求められている。これは、共同募金運動が創成時よりめざしてきた運動理念である。

本会では、共同募金が計画募金であることの理解の促進を図るため、当該地域の福祉課題について『知らせ』、その課題解決の資金を自主的に『集め』、地域課題を解決する資金を『配る』という募金と助成が循環するサイクルに向けた共同募金運動を継続している。一方で、各地区では高齢化により募金を集める担い手の不足など、地域課題が関連していることから、「募金を集める活動そのものが地域のニーズ把握につながり、地域福祉活動になっている」ことの重要さと共同募金の意義や使途について地道に丁寧な説明を行い、募金活動への協力を進めている。また、1月から3月の期間は、法人募金の強調期間として、東京商工会議所など経済団体を中心に、各企業に対して多様な媒体による募金の理解や啓発、職員による企業訪問など大都市東京の特性をいかした取り組みにより、寄付拡大を図っている。

20年間の神奈川県の共同募金運動について

神奈川県共同募金会

最近20年の取り組み

1999（平成11）年、募金実績額が減少し始めた当時は、バブル経済の崩壊などが要因と、やや静観している面もあった。しかし、経済不況が底辺を脱しても、いっこうに募金額の回復が見込めないなかで、増加する資金ニーズに対応していくために、募金を増強する必要性に迫られた。

本会では、まず共同募金会が市民の総意により運動を行う民間組織であることの原点に立ち返り、2005（平成17）年にすべての市区町村支会に、自治会、地元企業、学校、行政、福祉関係者などが参画する「支会委員会」の設置を義務づけて、民意が反映できる体制を整備した。

また、募金の実践に向けて「企業との協働に関する基本指針」を策定し、企業の営業ツール等を取り入れた新たな発想による企画に着手した。清涼飲料水メーカーとの共同募金仕様・自動販売機の設置や、経済団体5団体（県商工会議所連合会等）で構成する本会「経済団体協力会」との連名による法人募金などが実践事例である。

さらに、地域密着型の興行を行うプロスポーツチーム（サッカーJリーグ、プロ野球）とのイベント募金をはじめ、全国初となる教育機関との「共同宣言」を学校法人関東学院と行うなど、協働の推進を重点に掲げて、さまざまな新規事業を開始した。

新たな先行事例により、各地域（支会）でも、動物園との若年層向けの募金広報活動、飲食店との寄付つきメニューの提供、福祉施設との寄付つき商品の開発など、さまざまな創意工夫によって、地域に根ざした協働事業が、着実に広がりを見せている。

災害時の対応

神奈川県は、東海地震、首都直下型地震の切迫性が指摘されているため、2006（平成18）年から県行政、県社会福祉協議会との連絡会を継続的に開催し、2011（平成23）年に発生した東日本大震災の時には、直ちに「かながわ災害救援ボランティアセンター」を三者により開設した。

この実践を通じて、2013（平成25）年に県域エリアでは全国初となる官民一体型の「かながわ災害救援ボランティアセンターの設置運営に関する協定」を締結し、本会もセンターの運営に名を連ねた。

また、災害時には、民間資金としての即応性が極めて高く求められるため、県内の社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設する場合は、直ちに準備金の助成が行えるように、2006年に開催した配分委員会で事前承認を得るなど、有事の即応的な体制を整備した。

今後の展望

これからの運動を推進していくためには、「70年答申」に掲げる「運動性の再生」が急務である。

運動性の再生には、良き協働パートナーとの継続的な事業展開が不可欠であり、特に地域福祉の中心を担う社会福祉協議会について、社会福祉法に定める両者の関係性をあらためて認識し、いっそうの連携強化が求められる。

近年、IT技術がますます加速し、AI（人工知能）が現実のものとして起動し始めている。利便性の代償として、人と人との「たすけあいの心」が失われることのないように、共同募金の根幹をなす共助の精神を、市民とともに未来につなげていく事業を展開する必要がある。

そのためには、福祉の分野にとどまらず、広い視野での創造力を発揮し、「できない理由よりできる方法を考えていくこと」を基本とした、チャレンジ精神のある組織体制と人材育成をさらに構築していかなければならない。

「募金回復への模索」と「災害ボランティア支援」

新潟県共同募金会

新潟県における、この20年間の共同募金運動のキーワードは、「募金回復への模索」と「災害ボランティア支援」の2つである。

街頭募金活動の様子

募金回復への模索

1947（昭和22）年に「国民たすけあい運動」としてスタートした共同募金運動は、県民の理解と協力を得て、新潟県においても毎年右肩上がりで着実に募金額を伸ばしてきたが、いわゆる「バブル経済の崩壊」に伴う経済の低迷などの影響を受けて、1998（平成10）年度の6億9,000万円をピークに減少傾向に転じた。

近年では経済の回復傾向などが見られるものの、人口減少の進行や地域社会の弱体化などの影響もあり、2015（平成27）年度の募金実績は4億7,000万円余りとピーク時と比べて約3割の減少となっている。

このため新潟県共同募金会では、この間、「全市町村（30市町村）での共同募金委員会への移行」や「テーマ型募金（あったか雪募金）の実施」「県産杉を使った募金箱」などを通じて、募金回復へのさまざまな取り組みを実施してきた。

県産杉の募金箱

災害ボランティア支援

また、この間、新潟県では2004（平成16）年7月の「新潟県梅雨前線豪雨災害」、同年10月の「新潟中越大震災」、2007（平成19）年7月の「新潟県中越沖地震」などの大きな災害に見舞われた。

新潟県共同募金会では、これらの災害に対応するため「義援金の募集」や「災害等準備金の取り崩し」を実施し、災害ボランティアセンターの支援のほか、県内外から被災地の支援に駆けつけたボランティア団体の活動に対する助成を行った。

特に「新潟中越大震災」では、被災地が多市町村にわたったことや、直前の「新潟県梅雨前線豪雨災害」で災害等準備金を助成していたことなどから、支援に必要な資金が不足し、全国で初めてとなる「他県からの災害等準備金の拠出」を受けて、さまざまな支援を実施した。

深刻な被害を受けた旧山古志村（現：長岡市）では、避難先の山古志村地域福祉センターに入浴施設や厨房設備などの設置支援を行い、災害弱者である高齢者の生活環境を確保するなど、前例のない取り組みを行った。

今後の展望

募金（特に戸別募金）の減少傾向になかなか歯止めがかからない状況ではあるものの、災害義援金やテーマ型募金などのように「使いみち（テーマ）がはっきりした募金」への関心はいまだに高い傾向にある。

こうした人々のなかにある「たすけあいの心」と「共助への理解」を信じて、今後とも共同募金の「運動性の再生」に向けて粘り強く運動を展開していく必要がある。

20年間の富山県の共同募金運動について

富山県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

50年答申時には、県社会福祉大会で共同募金運動50周年特別顕彰を行い、60周年答申時には、すべての市町村支会で新会則を整備し、意思決定機関である共同募金委員会を設置した。

この委員会は多様な団体や機関の参加からなり、このことにより、実質的な助成決定を市町村単位で行うことができるようになった。

災害への対応

災害に備えて災害等準備金を積み立てており、東日本大震災や2016（平成28）年熊本地震の際は、必要な拠出を行った。

また、災害時には速やかに災害義援金を募集して被災地へ送金を行い、協力された法人や個人に対しては、寄贈式、感謝状の贈呈等を行った。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

本会では、共同募金助成で行っている市町村社会福祉協議会の事業の現場を訪問し、共同募金PR等の助言を行っている。

また、機器等の備品を購入した助成団体へステッカーを貼るよう義務づけを行っている。

さらに、市町村共同募金委員会職員向けの研修会を実施し、市町村共同募金委員会での取り組み事例の発表の場を設けるとともに、適宜講師を交えて質疑応答を行い、理解を深めた。

現在、黒部市では、豪雪地帯の高齢者・障がい者など、自力で除排雪することが困難な世帯の除雪の支援のため「あったか雪募金」に取り組んでいる。

また、「ありがとう運動」で、助成団体が学校へ出向き、募金活動をしてくれた子どもたちへ感謝の気持ちを伝えている。

今後、こういった顔の見える関係づくりで、寄付者が募金の使いみちがイメージできるような取り組みが必要になり、共同募金運動で集まったお金がどのように使われているのかをさらにわかりやすくし、共同募金の必要性をアピールしていくことが大事になってくる。

地区一斉雪かきDAY（あったか雪募金）

そして、集まった募金の約7割が地域に還元されており、残りの3割も広域的な課題を解決するための活動や災害時の支援などに使われていることを寄付者に正確に伝え、地域の人々の寄付マインドを向上させることが必要である。

さらには、いつでもどこでも自発的に寄付ができる募金方法の導入や先進的な募金取り組み事例の活用など、運動の活性化をめざすことが大切である。

新しい時代に即した寄付文化の創造をめざして、今後とも「じぶんの町を良くするしくみ。」として、これからも多くの方々に共同募金運動に参加してもらえるよう努めたい。

ありがとう運動

20年間の石川県の共同募金運動について

石川県共同募金会

近年の取り組みについて

時代の要請にこたえる共同募金運動をめざして、中央共同募金会の答申、改革を踏まえて取り組んできた。2008（平成20）年度には、今後の運動のあり方を考える「共同募金のつどい」を開催し、県内の募金状況の報告や講演会を行い、市民への浸透に努めた。

60年答申を受けて、課題の検討・整理を行うため、「共同募金改革検討会」を10市町の参画のもと設置し、共同募金委員会への組織改編や助成ルールについて協議した。

2010（平成22）年度には、中央共同募金会の改革推進モデル支援事業を受けて、民間企業の創立記念等での寄付を期待した「きずなねっと」募金を開始した。2月には「じぶんの町を良くするセミナー」を開催し、企業の社会貢献をテーマに、募金の現状報告や事例発表を行い、きずなねっとの紹介や社会貢献への理解の浸透をめざした。

2013（平成25）年度には、同じく改革推進モデル事業を受けて、使途選択型募金の実施に向け検討を重ねた。白山市共同募金委員会と協働し、過疎と高齢化が進む山間地域での高齢者生活支援と地域交流を深めるため、「白山ろくあったか雪募金」を開始した。

2015（平成27）年度には、加賀市共同募金委員会と協働し、募金百貨店プロジェクトを開始した。未来ある子どものためにいかすことを目的に、市内の企業の協力を得て、収益の一部を寄付いただく取り組みを進めている。

本県被災時の対応

2007（平成19）年3月に能登半島沖を震源地とする震度6強の地震が発生し、3市4町に災害救助法が適応された。本会では被災者支援のために義援金を募集し、全国各地から多くの支援をいただき被災者を支援した。災害等準備金については、災害対策ボランティセンター現地本部を設置した3か所の社会福祉協議会に765万円余りの助成を行い、センターの設置・運営を支援した。

2008年7月には、金沢市を中心とした豪雨災害が発生し、災害救助法が適応された。災害対策ボランティセンター現地本部を設置した金沢市社会福祉協議会に、70万円余りの助成を行い支援した。同時に義援金を募集し、被災者を支援した。

70年答申の具体化に向けての取り組み

市町共同募金委員会職員研修では、クラウドファンディングの考え方も取り入れるなど、市民の寄付の思いに働きかける手法を学び、テーマ型募金等、新たな募金手法による運動の拡大をめざしている。

2017（平成29）年度には、「70年答申推進方策検討会」を設けた。2018（平成30）年度までの2か年で、本県の運動推進に向けた年次計画を策定して取り組みを進めるために、学識経験者と7市町共同募金委員会の参画により検討を進めている。

今後、市町共同募金委員会への巡回訪問を強化し、組織体制や広報活動、助成の方法について、より実態を把握する。市町担当職員が異動するなかで、はねっとの入力方法や寄付金の適切な管理など、事務処理方法等もあわせて指導する。

20年間の福井県の共同募金運動について

福井県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

福井県共同募金会では2007（平成19）年に共同募金推進研究会を設置し、これからの共同募金運動のあり方について議論を重ねた。

当時、ほとんどの市町では社会福祉協議会役員との兼務で市町組織の運営が行われていた。この社会福祉協議会との関係の整理がないため共同募金の性格をあいまいにし、住民にわかりにくいものとなっていた。

そのため、市町組織の名称を「支会」から「共同募金委員会」に改め、構成メンバーには、地域福祉の充実や共同募金運動のために積極的に活動していただける方の参画を得るとともに、社会福祉協議会には、共同募金委員会の業務内容について「申し合わせ」を行い、よりわかりやすく、かつ、緊密な連携を確保できる体制をめざすことにした。

また、目標額の設定方法も、全県的な活動を助成する広域目標額と、市町の地域ニーズが反映された地域目標額とを合わせたものを県全体の目標額にすることを定め、すべての共同募金委員会に助成審査機能をもつことにした。

この組織改革により、地域の福祉団体、ボランティア団体などの支援の窓口は各市町共同募金委員会になり、県下一斉に助成申請の募集を公募で行うなど、地域をつくる市民を応援する、開かれた共同募金運動をめざすことになった。

災害への対応

本県の災害義援金の取扱金額は、兵庫県南部地震災害（1995［平成7］年）4,960万円、福井豪雨災害（2004［平成16］年）1億1,145万円、東日本大震災（2011［平成23］年）11億2,600万円、熊本地震義援金（2016［平成28］年）1億1,123万円と災害支援に対する県民の関心は高まっており、共同募金会への信頼が義援金額に反映していると考えられる。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

寄付文化の創造と発展には、寄付の意義や必要性について地域住民の理解をさらに深めていかなければならず、自ら主体的に寄付先を選択できる使途選択募金や教育現場における寄付教育の推進など、じぶんの寄付が課題解決に貢献したという成功体験を得られるような寄付環境の構築が求められる。

そのため、本県では2006（平成18）年から「使途選択募金（ドナーチョイス）」を実施し、寄付者が支援したい事業を選んで寄付ができる機会を提供している。

また、助成団体には「募金スキルアップ講座」の受講を義務づけて、寄付を集めることの意義（ファンドレイジング）について学んでもらっている。

この講座により、共同募金会から「助成してもらう団体」であった関係が、共同募金を使って「支援や理解者を増やしていく運動」へと変わり始めている。

さらに、関係者のみならず、寄付者や助成を受ける団体が一堂に会し、一緒に運動を推進する集い（パートナーミーティング）や、県内の学校を訪問し、助成を受けている団体から感謝を伝える「ありがとう運動」を実施している。社会課題を伝えることで、じぶんたちにもできる社会貢献の方法を考えてもらう機会になっている。

共同募金の寄付金の多くは、地域の町内会や民生児童委員、企業、学校関係者など多くのボランティアの協力を得て集めていただいている。

その、市町で集めた募金を何に使うかを決める審査は「共同募金委員会」が担っており、市民参加で助成審査を進めることで、じぶんたちが集めた寄付で地域が良くなっていくプロセスを身近に感じ、共同募金の理解が進むものと考えている。今後、このような地域でのわかりやすい「寄付の好循環」を県下全体に広げていけたらと考えている。

山梨県の共同募金運動の取り組みについて

山梨県共同募金会

運動創設70周年を迎えた赤い羽根共同募金運動は、山梨県の厳しい経済情勢下にもかかわらず、県民の皆さまの変わらぬ温かいご理解と、多くのボランティアの方々のご協力により支えられ、運動開始以来、今日までに累計83億円もの浄財をいただき、県内の民間社会福祉事業、ならびに地域福祉活動の充実に大きな役割を果たしてきた。

本県では、2008（平成20）年10月に改革検討委員会を立ち上げ、裾野が広がっていくしくみをつくり、一人でも多くの県民にご理解いただき、共同募金運動に参加してもらえるよう、1年をかけて検討を重ね意見書にまとめた。翌年には、具体的な内容を検討するため企画運営委員会を設置し、現在、ここでの検討を進めているところである。

そのなかで、実施に移した事業は次のとおり。

贈呈式・パートナーミーティング

従来の各受配団体の関係者だけが出席して開催していた配分式の名称を贈呈式に変更するとともに、共同募金協力者の意思を反映し、寄付者・受配者相互の共同募金に対する意識高揚につながるよう、贈呈式とパートナーミーティングを同時開催し、それぞれの立場から意見発表していただくなど、地域の方々も多数参加し、共に交流できる場を創出した。

虹の架け橋推進事業

地域の新しいニーズを掘り起こすため、2008年度から、助成事業の決定にあたり公開プレゼン方式を実施しており、毎年多数の応募をいただいている。

オープニングセレモニーと赤い羽根キャラバン

共同募金運動開始のセレモニーは、共同募金関係者はもとより地域の方々に、関心をもって、より広くかかわっていただけるように、地元のスポーツクラブチームのご協力も得て展開している。あわせて

公開プレゼンテーションの様子

「赤い羽根キャラバン」を実施し、赤い羽根運動をより身近に感じていただけるよう進めている。

また、2014（平成26）年2月に本県を襲った記録的な大雪災害は記憶に新しいところだが、当時、本県は陸の孤島と化し、物流も途絶え、私たちの生活への影響は、逼迫（ひっぱく）したものとなった。その際、県下数十か所に設置された市町村社会福祉協議会による災害ボランティアセンターに対し、本会はいち早く災害支援を行い、雪害への迅速な対応を行った。

共同募金は、子どもから高齢者まで、さまざまな地域住民が参加できる最も身近な社会貢献のしくみである。それをさらに発展させ、次の世代に継承していくことが、共同募金にかかわる者の使命であるとの認識のもと、時代の要請に合った「たすけあい」のあり方を常に模索し、こ後も共同募金会自ら変革を続けていけるよう、まい進していきたい。

赤い羽根キャラバン

20年間の長野県の共同募金運動について

長野県共同募金会

これまでの共同募金改革の取り組み

1996（平成8）年3月の21世紀を迎える共同募金のあり方委員会答申を受け、本会では、自発的な募金を強化するために、全市町村において戸別募金に封筒募金の導入を進めるとともに、一般公募助成の導入による資金ニーズ把握、先駆的なニーズの発掘にも努めてきた。

また、市町村社会福祉協議会と歳末たすけあい運動のあり方について協議を行うなかで、地域歳末たすけあい募金の一般募金との一元化を実施した。

2007（平成19）年5月の中央共同募金会の60年答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」では、本県における市町共同募金委員会の機能と役割を明確にし、募金と助成の活性化を図る方向づけをするため、答申研究会を設置し検討を行った。答申研究会の報告では、今後、市町村域の地域福祉を推進するために、地域の課題解決に向けた募金計画に基づいて助成ができるよう、市町村の組織に広く地域の住民や関係団体が参画していくことが提起された。また、組織改編を進めることにより、募金方法や助成のしかたについて、広く市民や地域の団体からの意見を反映し、「地域で集めて地域で使う」循環型の募金として転換していくことが方向づけられた。

こうした提起を踏まえ、市町村共同募金委員会への改編を最重要課題として取り組み、また、新たな募金方法として、2008（平成20）年に県内初となる「赤い羽根募金つき自動販売機」を設置し、県内市町村に拡大を図ってきた。

さらに、市町村共同募金委員会の募金増強に向けた取り組みに対して、資金面から支援するため、活動強化費の交付を行ってきたところである。

地震、風水害等の災害が県内で発生

この20年の間、本県では、2006（平成18）年1月の豪雪災害、7月の長野県大雨災害、2011（平成23）年3月の長野県北部地震災害、2012（平成24）年2月の長野県北部豪雪災害、2014（平成26）年2月の長野県大雪災害、7月の南木曽町（なぎそまち）豪雨災害、11月の神城断層地震災害と計7件の大規模な災害が発生し、県内各地に甚大な被害をもたらした。

それぞれの災害発生時においては、本会で積み立てた災害等準備金を活用し、県内の被災地に設置された災害ボランティアセンターに支援金を助成するとともに、状況に応じて義援金の募集と災害見舞金の交付など被災者支援に努めた。

長野県北部地震でのボランティアの受付

共同募金運動70年を契機とした取り組み

共同募金運動70年の節目にあたり、70年答申推進方策検討作業委員会を設置し、中央共同募金会の70年答申と推進方策の具体化に向けての現状評価を行うため、市町村共同募金委員会に対しての調査を実施、現在、本県における具体的な推進方策の策定に向けて作業・検討を行っている。2018（平成30）年度に最終報告をとりまとめ、提起された方向性・方針については、2019（平成31）年度以降、事業計画に反映させて市町村共同募金委員会、市町村社会福祉協議会関係者等の理解と協力を得ながら取り組むこととしている。

また、推進方策については、今後の進捗状況を踏まえ、定期的に見直しを行っていく予定である。

20年間の岐阜県の共同募金運動について

岐阜県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

岐阜県の共同募金は、70年の永きにわたり、県民の皆さまから温かい多額の浄財を頂戴し、それぞれの時代の福祉課題に対応した支援を行い、社会福祉の充実・発展に寄与してきた。

1997（平成9）年度の50周年は、「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」の理念を具現化するため、封筒募金やダイレクトメールによる法人募金など、「寄付の自発性」を尊重した募金に取り組んだ。

2000（平成12）年度から県民の皆さまの共同募金への理解をより深めるため、評議員会は、年に1回、傍聴できるよう公開会議として開催している。岐阜・西濃・中濃・東濃・飛騨（ひだ）の各地域において順次開催し、多くの市民の皆さまの参加を得て、組織の透明化を図っているところである。

2007（平成19）年度の60周年は、「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」として、組織体制の整備を重点事項とし、公認会計士等の専門家の指導のもと、組織運営･事務局体制の大規模な改革･整備を行った。

公開評議員会（大垣市）

災害への対応

災害たすけあいでは、被災者支援のための義援金募集として、2000年の恵南（けいなん）災害たすけあい（上矢作町（かみやはぎちょう）等）、2002（平成14）年の台風6号と梅雨前線に伴う豪雨災害たすけあい（大垣市等）、2004（平成16）年の台風23号災害被災者義援金（高山市等）等の活動を行うとともに、災害等準備金の助成などの支援に取り組んだ。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

2017（平成29）年度の70周年は、運動性の再生を図るため、社会貢献・ボランティア活動として、楽しみながら参加できるフットサルやグラウンドゴルフなどの赤い羽根チャリティ・イベント募金の取り組みを行うとともに、誰もが、いつでも、気軽に募金ができる赤い羽根自動販売機やマッサージ機、カプセル募金箱の設置・拡大を進めている。

また、各地域の会長・役員が先頭に立った運動が展開できるよう、地域ブロック別の会長会議を開催し、募金ボランティアが主体となった募金運動の推進を図っているところである。

しかしながら、この20年間、募金額は大きく減額した。1997年度の募金額は4億6,436万2,189円であったが､2016（平成28）年度には3億7,108万5,872円で、9,327万6,317円（20.1％）の減額である。

募金額は減少している状況であるが、共同募金に対する助成の要望は多種多様となり、募金額を大きく上回る多額の申請が寄せられている。

共同募金に寄せられる各種福祉事業からの要望にこたえるため、本会は、募金額の向上を最大の使命とし、これまで以上に、県民の皆さまの参加と協働を得て、地道にかつ大胆に、成果のある共同募金事業に取り組んでいく所存である。

赤い羽根チャリティ・フットサル大会（瑞浪市）

静岡県の共同募金運動 20年間（1997年～2017年）のあゆみ

静岡県共同募金会

改革の推進

まず時代の変化に合わせた助成を実現するため、助成内容の見直しを行った。従来の助成先と協議し、長年慣例化してきた助成内容を廃止したことで、助成対象を明確化する第一歩とした。

また、介護保険事業は2000（平成12）年の制度開始より助成対象から除外し、その財源で非営利活動や住民参加型団体が行う地域の支え合い活動への助成を行ったが、それが、その後の全国共通助成テーマの実現につながった。

地域歳末たすけあいでは、施設への見舞金を廃止し、公募方式を取り入れた。またNHK歳末たすけあいも一般募金との差別化に努めた。なかでも、2007（平成19）年に開始した社会的養護児童に対する高校卒業時の自動車運転免許取得助成は、公的補助制度につながるまでの制度の狭間の支援となり、大きな役割を果たすことができた。

「使いみちの見える化」として、助成先自らが地域で感謝を伝える「お知らせ回覧板」を助成条件とし、本会のホームページでは「ありがとうメッセージ」の公開を開始した。並行して中央共同募金会のデータベース「はねっと」を全国に先駆けて市町共同募金委員会とともに活用し、積極的な情報公開に努めた。

組織改革においては、60年答申を受けた評議員会の部会「企画委員会」で市町共同募金委員会の審査機能を協議したが持ち越しとなり、「社会福祉協議会が二次助成の基準を明確化させる」ことを目標とするにとどまった。

新たな募金方法として、年間を通じた寄付金の受け入れを積極的に進め、2007年からは社会貢献型自動販売機の設置を推進した。全国規模の企業の工場や総合病院、道の駅などに設置し、2013（平成25）年には500台を超えた。2013年からは使途選択募金“使いみちを選べる募金”を開始し、課題解決に向けた取り組みを推進している。

災害への対応

静岡県は東南海地震等の災害に備えて防災意識が高い。災害等準備金が定められる以前から、公費補助の対象外である福祉施設の復旧費を助成している。また、災害救助法が適用されない場合も独自に助成し、近年では富士山を有する小山町（おやまちょう）の雪害や西伊豆町の集中豪雨などの災害ボランティアセンターに助成し、被災者支援に役立てた。

また、2016（平成28）年度から「災害ボランティア活動用資機材助成」を開始した。2019（平成31）年度までの4年間で県市町社会福祉協議会と県ボランティア協会に助成し、要援護者を支援する体制づくりも進めている。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

社会福祉法改正（2016年）を受け、法人のガバナンス強化を実施した。また70年答申の推進に向け、市町共同募金委員会とともに目標を立て、着実にとりかかっている。特に市町社会福祉協議会への助成基準の明確化は意識改革につながりを見せている。今後、地域の課題を解決するしくみとして共同募金がいかされ、またその成果が自治会や民生委員など参画していただいている方々に伝わり、さらに寄付者から共感が得られるよう、なおいっそう取り組んでいく。

Jリーグ清水エスパルスとジュビロ磐田の協力を得て静岡県版ポスターを作成

20年間の愛知県の共同募金運動について

愛知県共同募金会

1997年度から2016年度までの主な取り組み

○市区町村共同募金委員会・社会福祉協議会への支援

2008（平成20）年度の厚生労働省の特例措置により、活動経費の限度額を従来の10％から20％とする旨の通知がなされた。この通知を受け、本県では、地域における共同募金運動の実施体制を整備するため、「共同募金運動強化対策事業」を実施した。また、「共同募金の使いみちがよくわからない」といった意見を多く受けた。

そこで、申請団体が活動や内容を発表し、その必要性について市民とともに考えながら助成団体・助成額を決定する公開審査会を推進するため、2007（平成19）年度に「公開プレゼンテーション助成審査会実施マニュアル」を作成し、市区町村社会福祉協議会にその取り組みを要請した。当時は、3つの社会福祉協議会であったが、2016（平成28）年度は20の社会福祉協議会で取り組まれた。

○プロスポーツチームによる協力

2012（平成24）年度から、Jリーグの名古屋グランパスの協力を得て、本県独自の共同募金運動ポスターを作成した。また、ポスターデザインに合わせた缶バッジを作成し、試合会場において募金活動を行った。

災害への対応

○災害に伴う被災地への対応

2000（平成12）年9月の東海豪雨水害、2008年8月の愛知県集中豪雨は、この地域に甚大な被害をもたらした。

災害義援金を募集するとともに、災害ボランティアセンターや被災福祉施設への支援を行った。

○行政機関等との連携

本県は、南海トラフ地震の発生による甚大な被害が予想されることから、大規模災害に備え、2009（平成21）年9月に愛知県と協力協定を締結した。

この協定は、広域的な災害が発生した際、地域間のボランティアを調整する「広域ボランティア支援本部」の運営に、協定を締結した14団体が加わり、復興に協力することがねらいである。

今後の共同募金運動の展開

○市区町村共同募金委員会における
テーマ型募金の推進

70年答申にも記載されているとおり、地域の課題、住民の身近な課題をテーマとして掲げ、その課題解決のためのテーマ型募金を進め、募金ボランティア・寄付者と助成を受ける団体との距離を近づけ、地域住民が一緒になって課題解決に取り組む活動を支援していく。

○気軽に募金できるしくみづくり

清涼飲料水の売り上げの一部が共同募金に寄付されるしくみである「募金ができる自動販売機」や、インターネットを通じた募金方法を推進する。

また、イベント等に出向き、共同募金のPRや、楽しみながら募金してもらうことなど、住民の目につく活動を展開していく。

○遺贈寄付への対応

少子高齢化のなかで相続人のいない人も増えており、人生最後の社会貢献として遺贈が増えていくと予想される。「遺贈」という言葉自体が身近なものではないため、「共同募金にこういった寄付の方法もある」ということを広く周知していく。

○共同募金運動の活性化方策の検討

共同募金の歴史を踏まえながら、その役割を果たしていくため、現在の社会情勢に合致した運動を展開していかなければならない。

1月から3月における募金活動や、募金方法の改善、助成のあり方、県民の意識啓発のための広報のあり方、組織体制、県共同募金会と市区町村共同募金委員会との連携のあり方等、共同募金運動活性化方策について検討を進める。

20年間の三重県の共同募金運動について

三重県共同募金会

三重県共同募金会20年間の歩み

50年答申を受け、本会では、1998（平成10）年度から社会福祉基礎構造改革を踏まえて、社会福祉事業法77条に示す「過半数助成」の撤廃と「配分委員会」の設置義務に基づき、従来の助成方法から、より共同募金の趣旨をいかすため重点助成に移行。これより「配分委員会」を設置し、より公正で透明な共同募金会をめざし、運動の充実等を図ってきた。

60年答申を受け、2008（平成20）年以降、共同募金の役割と今後の方向性をわかりやすく示すため、県内各地で受配者、募金協力者、寄付者、共同募金関係機関が一堂に会し、それぞれの立場で今後につながる前向きな意見交換の場である「共同募金の集い」を県内各地で開催した。また、中央共同募金会からの助成を受け「市町共同募金委員会ガイドブック」を作成した。さらに市町共同募金委員会の活性化を図るため、共同募金会の活動経費の限度額を引き上げる特例措置を活用し、市町共同募金委員会の職員が、中央共同募金会が開催する「赤い羽根ミーティング」や各種研修会への参加費・旅費補助制度や市町共同募金委員会の先駆的なものについては、共同募金運動発展強化モデル事業に指定し、経費の助成を行ってきた。

本会が対応した災害への支援活動

三重県では、2004（平成16）年10月に台風21号による豪雨で宮川村、海山町（うみやまちょう）を中心に被害を受けた。これより、約700万円の災害等準備金の助成を行い、2か所に設置された災害ボランティアセンターの運営を資金支援したこととあわせて、被災された方々を支援する災害義援金の募集を行った。

2011（平成23）年9月には、東紀州地域において、台風12号による豪雨災害が発生。約1,100万円の災害等準備金の助成を行い、3か所に設置された災害ボランティアセンターの運営にかかる経費を支援した。あわせて災害義援金の募集を行い、被災された住民の支援を行った。

2017（平成29）年10月には、台風21号により伊勢市、玉城町（たまきちょう）を中心に被害を受け、2か所に設置された災害ボランティアセンターの運営を支えるため、約520万円の災害等準備金を助成した。あわせて災害義援金の募集を行い、被災者を支援した。

県外へは、東日本大震災、熊本地震災害支援にかかる経費として、本会の災害等準備金の拠出を行った。特に、東日本大震災時には、「災害ボランティア・NPOサポート募金（ボラサポ）」の募金活動を、スペシャルサポーターの須貝義行さんとともに、鈴鹿サーキットで開催された「8時間耐久レース」のピットで2011年から3年間にわたり実施した。

本会の共同募金運動活性化の取り組み

70年答申を受け、2017年度に「じぶんの町をもっと良くするしくみ。」をもっと良くする検討委員会を設置し、今後の課題の洗い出しやその解決方法などを協議し、市町共同募金委員会の意見を聞きながら、三重の赤い羽根共同募金運動実行計画を作成した。この実行計画の効果的な展開を図るためには、県共同募金会と市町共同募金委員会の連携が必要不可欠であることから、市町共同募金委員会の運動の現状と課題を把握するため、県内29市町の共同募金委員会を訪問し、意見交換を行った。今後も定期的な訪問を予定している。

県民への情報発信力の強化のため、本会のホームページのニューアルを行うとともに、県民の皆さん、特に次世代の福祉の担い手である学生等に共同募金運動への参加を促すことを目的として、共同募金運動啓発資材「三重の赤い羽根記念バッジ」のデザインの募集を行い、優秀な作品を三重県社会福祉大会で表彰する。あわせて、三重の赤い羽根募金百貨店プロジェクトを立ち上げ、企業、地域住民の皆さんと連携して取り組みを進めていく。

20年間の滋賀県の共同募金運動について

滋賀県共同募金会

滋賀県共同募金会の共同募金運動改革

60年答申以後は、本会の事業推進の柱として、共同募金運動の改革に取り組んできた。

具体的には、60年答申に基づいた考え方から、各市町の支会を共同募金委員会へと改め、審査委員会の設置を求めるなど、まず、多くの方々に共同募金運動に幅広く参画していただく体制づくりを第一に、改革に取り組んできた。

その後、運動期間が拡大されたことから、本会が実施する「つかいみちを選べる募金」や、各市町共同募金委員会におけるそれぞれの地域課題をテーマとした募金活動など、使いみちを前面に打ちだした「テーマ型募金」の取り組みを進めている。

滋賀県共同募金会の災害への対応

東日本大震災や熊本地震など全国で発生した災害に対する義援金の募集を、各市町共同募金委員会を通じて行ってきた。

滋賀県内における災害では、2013（平成25）年に発生した台風18号による記録的な大雨により、全国初の大雨特別警報が発せられ、高島市をはじめとした県内各地で河川が氾濫し、浸水被害が多数発生するなどした豪雨被害が記憶に新しい。

この災害では、全国に向けて義援金を募集し、寄せられた多額の義援金は、県庁に設置された義援金募集・配分委員会を通じて被災者に届けられた。さらに、床上浸水等の被害を受けた被災者に対しては、各市町共同募金委員会を通じて見舞金を交付した。

また、本会に設けている緊急助成金を活用した「災害支援制度」により、県内5か所に設置された災害ボランティアセンター等に対する支援も行った。

加えて、滋賀県地域防災計画に基づき、地震・風水害等の災害発生時におけるボランティア活動に対して、情報提供や相談、連絡調整等を行う災害ボランティアセンターの運営協議会に参加しており、災害発生時には支援を行うこととなっている。

これからの滋賀県の共同募金運動

本会では、共同募金運動が70回目を迎えるにあたり、「寄付者の理解と共感が得られる共同募金への取り組み」を事業運営の柱として、多くの方の参画をめざすと同時に、共同募金の使いみちの見える化に取り組んできた。

こうした改革を行うなかで、特にこの数年は、広域助成事業を中心に、助成事業の見える化を重点事業として進めてきた。

共同募金の使いみちを伝えるには、やはり実際に事業を行っている方々の声を届けることが、寄付者の理解と共感を生みだすことにつながる。今後は、こうした見える化の取り組みを各市町の地域事業でも積極的に進めることで、各地域における共同募金運動の活性化を進めたいと考えている。

地域が抱えるさまざまな課題をどう掘り起こし、助成を通してどうかかわっていくのか、そしてそこで得られた生身の地域の実情を広く寄付者に訴え、理解と共感を得ていく。このことが、運動の実質的深化として、共同募金運動の再生につながっていくと考えている。

いよいよ滋賀県も人口減少に転じ、共同募金の改革は待ったなしの状態であり、これからの共同募金運動の再生に全力で取り組んでいきたい。

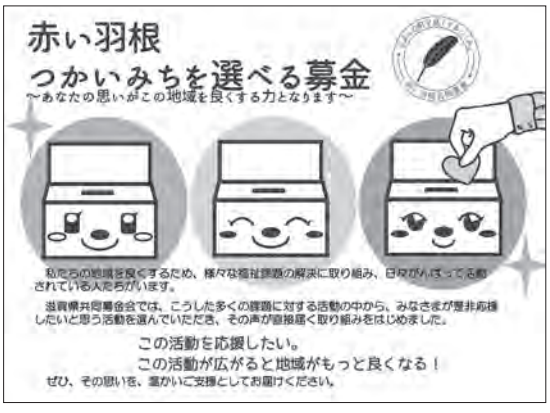

滋賀県共同募金会「赤い羽根つかいみちを選べる募金」チラシ表紙

20年間の京都府の共同募金運動について

京都府共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

前年に「阪神・淡路大震災」を経験し、復興への期待やボランティアへの関心が高まり、共同募金･義援金が高い水準を示していた1996（平成8）年、50年答申を受け、助成内容の公開、運営の透明性の確保等各論について検討。これまでの助成や目標額設定の変更を行った。支会では、それぞれの特性をいかし、地域のリーダーを中心に戸別募金重点の運動を推進していったが、地域役員の世代交代や、人々の志向・生活形態の多様化が急速に進むなか、大きな割合を占めていた戸別募金が減少を始める。

60年答申では、多様な人材が参加する支会組織への整備を検討。府内3支会で会則を整備する等モデル事業を実施した。同時に評議員定数を削減等、本会機構をスリム化・効率化し、支会組織の充実を図る施策等を行った。自動販売機募金拡大への取り組みも始めたが、戸別募金の減少に加え、法人募金も金融危機、大災害等の影響で、件数、寄付額の減少が顕著に表れている。一方で、募金の使いみちへの住民の理解を広めるため、監査委員会による市区町村社会福祉協議会への助成金使途監査を定着化させ、あまたの地域福祉活動実績の蓄積とともに、公表･広報手段として「はねっと」活用を図っている。

明日への備え〜共同募金から安心・安全を願って

京都は、長らく都が置かれていた土地柄、比較的災害が少ない土地と思われがちである。しかしながら、この20年間においても台風をはじめとするさまざまな災害が発生している。災害は、いつ・どこにでも発生するものである。

本会では、災害発生を想定し、発生時のための備えとして平時から各地域における災害ボランティアセンターへの支援（2008［平成20］年度から累計2億9,817万円）を行うとともに、災害時の支援のため準備金として資金を積み立て、また災害発生時には義援金を募るなど、今までさまざまな場で取り組んできている。

一方、各地域においてもこの間、独自の取り組みとして、住民活動の取り組みのなかに共同募金が取り入れられている。一例を挙げると、ボランティアによる被災地支援のための模擬訓練や災害時対応についての研修など、防災対策の面においても、その地域課題を解決する独自の取り組みとして共同募金が定着してきている。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

共同募金運動については、長期間、右肩下がりの傾向が続いている。運動の活性化のためには、組織的には「共同募金委員会」への改組であり、その趣旨である「運動性の再生」という言葉で代表される地域コミュニティの育成による地域住民主体の活動づくりが必要である。特に､「集める側」と「使う側」の交流、情報の共有を進めることが第一である。

さらには、さまざまな新規企画による募金の拡大が不可欠である。

たとえば、昨年、集客施設とのコラボ事業を打ちだし、京都市動物園のレッサーパンダを「赤い羽根応援大使」に任命し、報道関係の取材を受けるとともに、クオカードデザインなどに使用した。

徐々に広がりつつある「募金百貨店プロジェクト」、赤い羽根自動販売機の拡大等によるセレモニーの実施といったPRなどに、今後とも取り組んでまいりたい。

赤い羽根応援大使のレッサーパンダをデザインしたクオカード

20年間の大阪府の共同募金運動について

大阪府共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

広報啓発活動の充実として、1999（平成11）年にホームページを開設し、バナー枠による「ハートフルバナー募金」を実施している。また、シンボルキャラクター愛ちゃん・希望くんの着ぐるみを作製し、さまざまなイベントにおいて共同募金運動への参加を呼びかけている。

助成事業について調査・指導を行うため、役員・評議員による社会福祉施設、社会福祉協議会などの助成先への調査訪問活動を、2003（平成15）年より公募による住民参加のもとに実施し、参加者には募金の取り組み成果を実感していただいている。

社会貢献のためのスポーツチームとのコラボについては、2009（平成21）年より、Jリーグ「セレッソ大阪」と取り組み、募金期間におけるホームゲームにおいて啓発ブースを設け、オリジナル缶バッジを活用した募金活動を行い､大きな成果を上げている。

また、年間を通じた募金活動として、飲料の売り上げの一部を提供していただく「共同募金協力型自動販売機」の設置を進めている。

2009年より地域福祉のいっそうの推進を図るため、3年間の「共同募金改革モデル事業」を実施し、地区募金会における助成審査機能の充実に一定の成果を上げた。

災害への対応

台風、地震などの大規模災害に加え、近年は、ゲリラ豪雨など災害救助法の適用に至らない災害も頻発しており、これらに対するきめ細かな対応が求められている。本会では、災害等準備金の積み立てはもとより、緊急助成金積立金およびNHK歳末たすけあい災害援護積立金を設け、被災した社会福祉施設等の復旧支援に努めてきた。

2012（平成24）年の集中豪雨の際には、床上浸水した保育園の整備、冠水した小地域活動に必要な車両の整備に取り組んだ。

大規模災害時における被災者支援にとっては、行政や関係機関のみならず、多様なグループ、団体などとの広域的かつ効果的な連携が必要であることから、平時より“顔の見える関係”を構築するため設けられた「おおさか災害支援ネットワーク」に参画し、被災者支援のさまざまな取り組みと、果たすべき共同募金の役割について理解を深めている。

今後、社会福祉施設等の復旧支援に加え、災害ボランティア活動を積極的に支援するため、緊急助成金積立金の活用等について検討を進めていく。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

70年答申を踏まえ、2015（平成27）年より大阪府における共同募金運動の基盤を担う66地区募金会を訪問し、各地区の実状、抱える課題を把握するとともに、本会への要望等について意見交換を行い、地区募金会との連携強化、支援の充実に努めている。

また、2016（平成28）年より助成金決定通知書交付式を開催し、受配者に寄付者の思いを伝え、その期待にこたえる助成事業の充実と共同募金運動への積極的な参画を求めている。

2017（平成29）年には、大阪府域における地域福祉課題および、それにかかる資金ニーズを把握し、共同募金運動に反映していくため、助成を受ける社会福祉事業関係者・ボランティア団体をはじめ、教育・報道関係者、各種団体関係者等の参画により運営協議会を設置し、ニーズキャッチ機能の強化に取り組んでいる。

運動期間の拡大による1月から3月の運動については、2018（平成30）年には、居場所づくりに取り組むテーマ型募金を2地区において実施している。

引き続き、市区町村社会福祉協議会と連携し、地域における生活課題の解決のため、テーマ型募金の拡大に向けて必要な支援を行っていく。

兵庫県共同募金会20年（1997～2016年度）の動きについて

兵庫県共同募金会

共同募金改革、この20年の潮流

50年答申を受け、兵庫県では1998（平成10）年に「21世紀の共同募金あり方検討委員会」と社会福祉法に基づく配分委員会を設置し、助成対象をボランティア団体やNPOへ広げることや市区町共同募金委員会組織の整備を行うこと等を提起した。2001（平成13）年度から従来の支部・分会を共同募金委員会の名称に改め、県共同募金会として公募助成を新たにスタートさせた。

また、2008（平成20）年に「共同募金組織検討委員会」を設置し、60年答申を受けて地域のさまざまな関係者・団体が参画する市区町共同募金委員会組織づくりを提起した。2009（平成21）年と2010（平成22）年に「共同募金委員会規程準則」を改正し、委員会のメンバー拡大や審査委員会の設置等を規定して全県的に整備を行っている。

50年答申、60年答申を受けて進めてきたのは、地域の多くの関係者・団体がかかわった新たな市区町共同募金委員会が主体となり、各市区町において助成の使途を見直して、住民に身近な地域の福祉活動にいかすとともに、そのことを地域で十分に広報することで、共感・共鳴を得て募金協力に結びつけようという、共同募金運動全体の改革であった。

阪神・淡路大震災後の災害支援の広がり

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災後は災害支援に対する意識が高まり、大災害発生時は、いち早く共同募金委員会の窓口で義援金の受け付けが開始されている。県内では、1998年兵庫区新湊川浸水水害、2004（平成16）年台風21・23号災害、2009年台風9号災害、2014（平成26）年丹波市豪雨災害で義援金を募集した。

また、災害等準備金では、台風23号、台風9号、丹波市豪雨災害での災害ボランティアセンター運営支援を行い、県外では、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震の際に準備金を拠出し、被災地の活動を支援している。

準備金による2014年丹波豪雨災害ボランティアセンター運営支援

ひょうご共同募金運動推進2020年計画の発進

共同募金70年を機に、2015（平成27）年度に「共同募金運動強化推進委員会」を設置し、兵庫県共同募金会と市区町共同募金委員会の協働推進計画として『ひょうご共同募金運動推進2020年計画（2016～2020）』を策定した。本計画では、4つの協働推進目標「助成・募金・広報・組織」を柱に12の基本方針と30の重点アクションを示した。各市区町共同募金委員会が重点目標を設定し、運動強化に向けた取り組みを進めることにより、社会的孤立をはじめとした、さまざまな福祉課題・生活課題の解決に共同募金が活かされることが期待される。

2017（平成29）年度街頭啓発（オープニングセレモニー）の実施

20年間の奈良県の共同募金運動について

奈良県共同募金会

これまでの奈良県共同募金会の取り組み

奈良県共同募金会では、2008（平成20）年「“地域をつくる市民を応援する共同募金”への転換」をスローガンに、県内有識者、市町村社会福祉協議会の代表、企業におけるCSRの責任者等で構成する「企画・検討委員会」を設置した。

県内市町村社会福祉協議会職員の共同募金に対する意識調査を通じて、現状の問題点の抽出と今後の課題について整理を行った。なかでも、課題の多かった「歳末たすけあい募金」に関して、現状と今後の活性化方策について市町村支会へアンケート調査を実施した。前記のアンケート結果等を踏まえ、2010（平成22）年3月、課題解決に向けた行動を整理した「奈良県共同募金運動アクションプラン」を策定した。アクションプランに基づき、市町村組織を、支会から共同募金委員会として整備し、体制強化を進めてきた。

広報戦略強化策として、ホームページのリニューアル、奈良県独自のポスター作成、各報道機関担当者と面談し、取材・記事掲載依頼をする等メディアを活用した。

また、助成団体間のネットワークづくりや、市町村共同募金委員会との連携強化の推進を図ることを目的に「助成決定通知書交付式」を実施した。

共同募金運動70周年を機に、「akaihane共同募金運動70年感謝の集い」を開催。募金活動応援ソング“akaihane”の制作等、メディアに向けた話題提供を積極的に進めた。

奈良県共同募金会における災害への取り組み

2011（平成23）年、奈良県南部地域を襲った「奈良県台風12号災害」が発生。災害救助法の適用を受け、各金融機関に対して義援金受入口座を開設、義援金募集を行った。

また、「災害支援制度実施要領（2002［平成14］年作成）」に基づき、奈良県社会福祉協議会、天川（てんかわ）村社会福祉協議会、十津川（とつかわ）村社会福祉協議会に、災害等準備金を活用した支援を行った。

また、甚大な被害のため共同募金活動ができなかった天川村と十津川村の社会福祉協議会に対し、災害支援以外に計画していた地域福祉事業を行うため、災害等準備金から助成を行った。

本県では、積立期間3年を過ぎた災害等準備金を取り崩し、自治会における自主防災会に対し、減災活動に対する助成として「安心・安全なまちづくり活動事業助成」を行っている。

連携強化による募金増に向けて

市町村共同募金委員会の設置および活動の活性化のための環境整備については、60年答申に基づき、市町村共同募金委員会への訪問・相談対応・情報提供を行い、会則制定等の体制整備の推進を図る。

助成事業については、各助成事業の申請団体が固定化しつつある現状から、既存の助成団体以外の活動団体への周知の強化を図る必要があるため、NPO中間支援組織への情報提供の強化等に努める。

1月から3月に実施しているテーマ型募金の「奈良県ぴ～すぺ～すプロジェクト事業」については、年々参加団体が増加しているが、さらなる周知の強化、また、活動団体だけではなく、広く県民への周知・広報の強化に努める。

また、県内企業への法人募金の依頼については、市町村共同募金委員会が中心で活動していたが、今後は、市町村共同募金委員会に法人募金依頼先のアンケートを実施し、対象法人の情報を共有する。県共同募金会と市町村共同募金委員会が協働し、法人募金依頼の強化や、寄付つき商品など新たな募金手法の開発を進める。

共同募金ってどんなことに使われているの

和歌山県共同募金会

和歌山県共同募金会あり方委員会

共同募金創設50年・60年を契機として、本県の共同募金運動を考えるにあたり、「あり方委員会」を設置し、寄付者や受配者はじめ学識経験など幅広い方々に諮問を仰いだ。50周年時の課題は、運動のマンネリ化と「高齢化」の進行。あらためて運動の原点に立ち返り、「たすけあいの精神」をわかりやすく伝える必要があるとの答申をいただいた。60周年時の課題は、中央共同募金会の「共同募金改革」の答申を受けた、時代に即応する共同募金運動のあり方であった。戦災に苦しむ人々を支援するための共同募金から、地域福祉を支える共同募金への転換について、具体的な答申をいただいた。これらの答申により、市町村共同募金委員会はじめ関係者で、あらためて共同募金の課題と進むべき方向性を共有することができたのは、大きな成果であった。

和歌山県2011（平成23）年台風第12号災害を受けて

全国的にも大きな衝撃を受けた、2011年3月11日に発生した東日本大震災の直後、本県では同年9月2日に台風12号により、県中南部を中心に甚大な被害を受けた。その際は、全国から義援金の大きなご支援をいただき、また災害等準備金制度により災害

2011年9月2日発生台風12号災害の被害状況

地域のつながりを再構築し、災害に強いまちづくりのため創設

ボランティア支援を行うことができた。

そして、この台風被害を受けた新宮（しんぐう）市共同募金委員会が、2013（平成25）年度に「新宮いのちの募金」を創設。「地域のつながりを再構築して災害に強いまちづくりをする」という目的を明示したテーマ型募金を実施した。地域課題を明確にした活動は、市民の大きな理解を得ることができた。

共同募金ってどんなことに使われているの

全国的に募金実績は減少が続き、本県でも1996（平成8）年度から減少の一途をたどっている。一方上述のように、災害への義援金など「目的が明確」な募金への国民の支援は非常に大きなものとなっている。そこで、本県では創設70年を契機として、あらためて「共同募金は何のために募金を集めるのか」を明確にし、使いみちを県民にもっと知っていただくことを最優先課題として事業展開を行うこととした。「募金」「助成」「広報」すべてにおいて、「共同募金ってどんなことに使われているの」を活動コンセプトとして展開。また高齢化の進む本県では、未来の地域を支える若年層への啓発に重点を置いていきたいと思っている。70年前、「困ったときはお互いさま」の精神で共同募金が始まり、国民運動として浸透したように、和歌山の町を良くするために、寄付をくださる方、助成を受けて地域の福祉に尽力くださる方、県民の皆の「ささえあいの心」をつなぐ共同募金として、運動の再生を図っていきたい。

20年間の鳥取県の共同募金運動について

鳥取県共同募金会

60年答申と鳥取県における共同募金改革

2009（平成21）年3月から共同募金関係者および有識者等で構成する鳥取県共同募金会共同募金会改革検討委員会を設置し、60年答申の「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」を図ることを目的として、鳥取県における共同募金改革のあり方を検討し、2010（平成22）年6月に鳥取県共同募金会改革検討委員会提言書（以下「提言書」という）が策定された。

この提言書の内容を受けて、2011（平成23）年6月から共同募金関係者で組織する共同募金改革推進実行委員会で改革推進方針を検討し、成案を得て2012（平成24）年7月開催の理事会で改革推進方針が決定された。2013（平成25）年度からテーマ型募金やハートフルベンダーの推進などの募金活動の活性化、共同募金推進計画の策定や公募助成の推進など地域に見える助成、共同募金委員会への移行や会則の整備等組織体制の充実など、清水鳥取県共同募金会長を先頭に、改革推進方針に沿った共同募金改革を実行した。

鳥取県中部地震への対応

2016（平成28）年10月21日（金）14時07分に鳥取県中部を震源とする地震が発生し、同日付で、震度6弱を観測した倉吉市、湯梨浜町（ゆりはまちょう）、北栄町（ほくえいちょう）に災害救助法が適用され、翌22日（土）に被災市町に災害ボランティアセンターが開設された。

本会では、被災状況等について情報収集するとともに、被災市町村の災害ボランティアセンターへ災害支援資金の手引きおよび支援資金申請書類を配布し、ボランティアセンターの開設・運営費を申請するよう手配した。

翌23日（日）に清水会長の指示により、災害等準備金積立金を1億2,000万円取り崩して災害支援資金の財源とすることについて、配分委員会委員長の専決により行うこととし、翌24日（月）に相見配分委員会委員長と文書で協議して、配分委員長専決により助成することとした。

一方、災害義援金の募集については、鳥取県地域防災計画に定める関係機関で募集方法、期間等を協議･決定し､2016年10月25日（火）から募集を開始し、本会では､2017（平成29）年3月末現在で総額3,955万6,492円の義援金を受け入れた。

また、義援金の助成についても、鳥取県地域防災計画に基づいて、関係機関で構成する災害義援金配分委員会を設置し、2017（平成29）年3月末現在で受入総額2億7,605万812円の義援金の助成について協議・決定した。

70年答申の取り組みと今後の展望

70年答申は、60年答申による取り組みをいっそう発展・拡大させるため、それを実現するための目標を示したものであり、60周年答申を具現化するために2013年度から本会が実施した共同募金改革とは軌を一にするものであるため、70年答申の推進方策および提言書に基づいて実行計画を策定し、70年答申の実現に向けて、共同募金運動を推進していくこととしている。

その取り組みの1つとして、60周年答申を受けて2013年度から実施した鳥取県共同募金改革の実施状況を把握し、実行計画を策定するための参考とするため、県内すべての市町村共同募金委員会を訪問し、実地調査を行い、共同募金会改革の現状と問題点や課題の把握に努めた。

20年間の島根県の共同募金運動について

島根県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

本会では、1995（平成7）年度に設置した「共同募金運動課題検討委員会」から、1996（平成8）年5月に答申「地域福祉時代における共同募金運動のあり方」を受けた。この答申に基づき「島根県共同募金運動強化委員会」を設け、1997（平成9）年度から一般募金をAB制*により実施するなど運動強化の具体策を推進してきた。

2004（平成16）年度からの市町村合併を踏まえ、同年3月には「支会分会再編方針」に基づき準備を進め、再編前の59支会分会が、2006（平成18）年4月1日には21支会となった（2011［平成23］年度に19支会）。

2010（平成22）年9月には、「島根県共同募金改革推進検討委員会」から「共募十策　共募をよくする10の提言」を受けた。この提言に基づき、2010年度、2011年度に支会から共同募金委員会に改組するとともに、2011年度には「島根県共同募金会中期計画」、2014（平成26）年度に「第2次中期計画」、市町村共同募金委員会（以下「委員会」という）では「市町村共同募金推進計画」を策定し、共同募金改革を推進してきた。

募金総額については減少しているものの、県民、募金ボランティアの皆さんの協力、委員会の努力により、県民1人あたりの募金額は全国一が続いている。

災害への対応

災害等準備金については、県内では2013（平成25）年7月の津和野町（つわのちょう）、8月の江津（ごうつ）市を中心とした県西部の大雨災害の災害ボランティアセンターの活動に対し、4市町の社会福祉協議会に約500万円の助成を行った。

また、全国に災害義援金による被災者支援への協力を呼びかけ、寄せられた義援金により被災者支援を行うことができた。

県外における災害に対しては、2004年度に新潟県中越地震、2010年度、2011年度に東日本大震災、2016（平成28）年度に熊本地震災害の支援活動に対し、全国の共同募金会と協調して災害等準備金を拠出した。

近年、各地で災害が多発していることから、2016年度に県内の災害等準備金の対象とならない災害についても、災害ボランティアセンターの設置が必要となった場合の運営費を支援する制度を創設した。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

前述のとおり、本会では中期計画を策定し、改革を推進してきたところである。第2次中期計画の終期が2017（平成29）年度までとなっていることから、2017年度に70年答申を踏まえた第3次中期計画を策定することとしている。

本県では、2013年度からテーマ募金に取り組んだ委員会や、募金百貨店、赤い羽根自動販売機の設置を積極的に推進している委員会もあり、こうした取り組みが徐々に広がりつつある。

第3次中期計画においては、戸別募金が減少するなかで、テーマ募金や寄付つき商品への取り組みの拡大を図るとともに、企業等と協働した運動の展開を図る必要があると考えている。

こうした新しい取り組みを推進するためにも、まずは共同募金の趣旨や身近なところでどのようにいかされているかを丁寧に説明し、「じぶんの町を良くするしくみ。」であることを実感できることが大切である。

地道な広報活動を積み重ね、募金額の減少に歯止めをかけ、地域における共生社会の実現のために、共同募金が重要な役割を果たすことができるよう、各委員会と力を合わせて運動を推進していく。

＊助成計画を全県的な助成計画（A）と市町村単位の助成計画（B）に分けて計画し、それらを合算したものを目標額として設定する方法。

みんなが温かい気持ちになる募金をめざして

岡山県共同募金会

「見える共同募金」への転換

50年答申、60年答申を受け、本会では、市町村組織、共同募金の役割・使いみちなどを「見える共同募金」にしていく取り組みを進めてきた。市町村組織を明確にするため、「支会」から「共同募金委員会」に改め、共同募金の使いみちについても、より住民に身近な助成となるよう努めてきた。たとえば、ボランティア・NPO活動支援については、1998（平成10）年から助成事業を公募し、審査において、「プレゼンテーション」の手法を取り入れるなど、ボランティア・NPO活動の支援とともに、共同募金についてよく知っていただくための助成事業となっている。

また、「ふれあいいきいきサロン設置推進支援事業」や「安全・安心なまちづくり支援事業」、「ご近所福祉ネットワーク活動推進支援事業」など、県共同募金会から直接、住民の小地域福祉活動へ助成を行ってきた。現在では、「赤い羽根　まちづくり福祉活動助成事業」として県共同募金会から助成財源の交付を受け、各市町村共同募金委員会において、審査、助成が行われている。

70年答申を受けての取り組みについては、こういった「見える共同募金」への取り組みの延長として、「ニーズに基づく共同募金」をめざすこととしている。

災害時の緊急即応体制の構築

1995（平成7）年の阪神・淡路大震災を契機に、都道府県共同募金会として義援金募集だけでなく、災害ボランティア活動への助成の必要性を痛感した。1997（平成9）年の「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」を経て、2002（平成14）年に新たに全国の共同募金会が共同で運用する「災害等準備金制度」が設けられ、以来有効に運用され、現在に至っている。

ただ、この「災害支援制度」は災害救助法の適用が前提となっており、災害救助法が適用されない県内災害には運用ができないという問題があることから、本県では独自の災害支援制度（緊急即応助成制度）を立ち上げ、切れ目のない支援制度を構築しているところである。また、行政機関、施設関係団体、市町村社会福祉協議会、ボランティア・NPO・地域関係団体等で構成する「岡山県災害福祉支援ネットワーク推進会議」にも参画し、災害時の福祉支援体制づくりを進めている。

みんなが温かい気持ちになる募金をめざして

今日的な、深刻化する福祉課題に対応するために、社会福祉協議会などの専門機関・団体と連携して「ニーズ」（地域の福祉課題）を的確に把握し、それを地域住民に効果的に伝え、その課題解決のための活動を知らせ、「共感」を得ていく。これにより、共同募金運動への「参加」と「協働」を促していく。「ニーズに基づく共同募金運動の展開」―これが「運動性の再生」へ向け、共同募金が今後取り組むべき最大の課題と、認識を新たにした。

今後、本県の共同募金が、募金・助成計画の見直しや地域課題解決型募金の取り組みなどをさらに拡大して、寄付者の思い・共感を届ける「募金」、募金する人も助成を受ける人も「みんなが温かい気持ちになる募金」となるよう、共同募金運動の再生に努めたい。

10月1日、共同募金オープニングセレモニー後の街頭募金

20年間の広島県の共同募金運動について

広島県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

広島県共同募金会（以下「本会」という）は、50年答申、60年答申を受けて、さまざまな新しい取り組みを行ってきた。

特に、2009（平成21）年度から、全国に先駆けて、1月から3月までの「期間拡大」において「テーマ型募金」に取り組み、2009年度に広域テーマ募金10団体、地域テーマ募金5団体の合計15団体の参加で始まり、9年目の2017（平成29）年度は広域テーマ募金11団体、地域テーマ募金40団体、合計51団体の参加にまで広がっている。6年目の2014（平成26）年度に、2009年度からの5年間を検証し、「新たな共同募金運動」から「共同募金運動の1つ」として定着させている。広島県は「テーマ型募金」を実施したことにより、本会と市区町社会福祉協議会の連携をこれまで以上に深めることができ、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、「新しい支え合い」を実現させることができる取り組み体制を構築することができた。

また、60年答申において提唱された「支会」から「共同募金委員会」への移行は、答申どおり、2013（平成25）年3月31日までに、県内23市町すべてが「共同募金委員会」への移行を完了した。

災害への対応

広島県は、2014年8月に、広島市安佐南区・安佐北区を主な被災地とした「平成26年広島県大雨災害」が発災した。この大規模災害は災害救助法が適用され、本会が保有していた災害等準備金3年間分を全額助成した。また、この災害において、企業から約1,400万円の支援資金の提供を受け、広島市社会福祉協議会、安佐南区および安佐北区社会福祉協議会等の災害ボランティア活動の有効な財源として活用した。

また、広島県では、2007（平成19）年6月に、県内全域の災害への対応として、広島県被災者生活サポートボラネット推進会議（事務局：広島県社会福祉協議会）が設置され、県内の各市町域における被災者生活サポートボラネットの体制を構築しており、その活動財源を本会が継続支援している。

さらに、本会は、広島県被災者生活サポートボラネット推進会議と協働して、2016（平成28）年度より、各市町被災者生活サポートボラネットの運営費の一部補助、ならびに、中規模・小規模災害における市町社会福祉協議会の災害ボランティア活動の財源を、緊急・即応事業支援資金にて支援することとした。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

本会は、70年答申を受けて、広島県共同募金会企画・推進委員会を2015（平成27）年8月に設置し、2017年1月に「70年答申に基づく広島県における推進方策」を策定し、その推進方策を2017年度事業計画に盛り込み、本会および市町共同募金委員会において、2018（平成30）年度までの2年間で取り組んでいく。

また、企画・推進委員会は、2018年3月に、各市町共同募金委員会に対し、2017年度の取り組み状況のアンケート調査を実施し、その調査結果ならびに2018年度の取り組み状況等を踏まえて、20年度以降のさらなる取り組みを明示した「2019年度以降の広島県における推進方策」を策定する予定である。

今後の展望として、共同募金が、広島県内の各地域における「持続可能な地域社会づくり」を実現させるための財源となることを目的に、「地域テーマ募金」の県内全域での取り組みが「当たり前」になるように定着させていく。また、地域共生社会における活動財源としての役割を担うために、広島県社会福祉協議会と連携をし、「持続可能な共同募金」のあり方を模索し、新たな「共同募金」へと変革していく。

20年間の山口県の共同募金運動について

山口県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

1996（平成8）年3月にとりまとめられた50年答申については、本会の役員、支会分会事務局長および担当者それぞれに対して説明会を開催することにより、理解と協調を求めた。また、募金については、答申において直ちに着手すべき事項として掲げられた、自発的な募金を強化するための、戸別募金の「封筒募金」を推奨し、寄付者の自発的な参加を図った。さらに、若い世代の理解と参加促進を図るため、県下の子ども会を対象に、組立式募金箱および子ども向けリーフレットの配布などを行った。さらに、企業との連携強化を図り、社会貢献の輪を広げるために「企業へのアプローチマニュアル」を各支会分会に配布するとともに、支会分会の役員への企業代表者の就任を勧奨した。

2007（平成19）年5月にとりまとめられた60年答申は、募金実績額が10年以上にわたり、対前年比で減少するなか、このまま10年経過すると大変な落ち込みになるとの危機感のもと、共同募金の転換を図るための取り組みを進めることとされた。

本会においては、この答申の具現化を図るため、2009（平成21）年10月に、委員15人、部会委員9人からなる共同募金会改革推進会議を設置して、具体的な方策の検討を行い、2011（平成23）年5月、「山口県における共同募金運動の改革に向けた提言」が答申された。答申内容は、助成、募金、広報および組織ごとに具体的な対応方策が示されており、毎年、その進捗状況の確認を行った。

取り組みの推進により、募金の増額にはつながらなかったものの、助成要綱等の見直しや法人募金の新たな取り組み、受配者によるPRの強化などを実施した。また、組織については、各支会分会の共同募金委員会への移行が、2012（平成24）年度から2015（平成27）年度にかけて実施され、2015年度末にはすべての市町で移行が完了した。

災害への対応

本会においては、県内で災害が発生した場合には、義援金の募集、災害復旧事業やボランティアセンター設置への支援を行うとともに、県外での災害では、義援金の募集等を行っている。

県内の災害では、1999（平成11）年の台風18号、2005（平成17）年の台風14号、2009年の豪雨、2010（平成22）年、2013（平成25）年、2014（平成26）年の大雨による被害の発生に対して支援を行った。また、中・四国ブロックでは、大規模災害が発生した場合の対応をスムーズにするための「中・四国ブロック共同募金会災害マニュアル」を策定し、2016（平成28）年11月1日から適用した。

県外の災害については義援金の募集に協力するとともに、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震において災害等準備金を拠出した。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

中央共同募金会の「70年答申」を踏まえた「70年答申に基づく推進方策」を受け、本会では、重点的に取り組まなければならない事項を検討するとともに、今後10年の取り組み方針を示し、県内の共同募金運動の再生を図っていくことを目的に「赤い羽根共同募金運動再生のための検討委員会」を設置した。最終の報告書では「山口県共同募金会共同募金の運動性の再生10年方針」として、基本理念を「参加と共同による『新たなたすけあい』の創造～地域福祉の推進と寄付文化の発展～」と定め、その推進方策を「共感できる募金の推進」「地域ニーズを反映した助成の確立」「参加と協働による組織運営の確立」とし、さまざまな取り組みを展開することとした。

今後、本方針の着実な推進を図るため、本会および市町共同募金委員会の各年度の事業計画に反映させ、5年をめどに見直しを行うこととした。

20年間の徳島県の共同募金運動について

徳島県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

◯50年答申を受けて

・1998（平成10）年度事業計画に、答申に基づく具体的方策を位置づけた。
　①募金方法の改善
　②助成方法の改革
　③機能強化に向けた組織づくり
　④わかりやすい広報活動の展開
・大規模災害ボランティア支援資金制度を制定した。
・県ボランティア推進センターの主催する「とくしまボランティアの輪」連絡協議会に構成員として参加した（社会福祉協議会と連携を深め、寄付文化の周知徹底を図った）。

◯60年答申を受けて

・2008（平成20）年7月　県共同募金改革検討委員会を設置した。
・2008年7月～2009（平成21）年11月　9回にわたって委員会会議を開催し、支部・支会の現状調査および共同募金改革のアンケート調査を実施した。

（答申事項）

Ⅰ 支部・支会組織の改編（共同募金委員会への改編･会則の制定）
Ⅱ 組織改編および公募モデル事業の実施
　（支部支会組織改編モデル事業・地域福祉推進公募モデル事業）
Ⅲ 一般共同募金の助成の見直し（目標額に対する地域助成率を現行の44.89％から55％に改める）
Ⅳ 共同募金改革の推進期間（2009年度～2011［平成23］年度の3か年）

＜実施事項＞

・支部・支会組織の名称変更および会則の制定、支部支会組織改編モデル事業の実施
・支部支会組織改編モデル事業の実施
・地域福祉推進公募モデル事業の実施
・募金ボランティア等の人材育成の推進
・一般共同募金の地域助成率の増額見直し
・県共同募金会の定款など諸規程の改正

災害への対応

・1998年4月　緊急災害助成準備積立金等特別会計助成規程を改正・施行した。
・2003（平成15）年4月　災害支援制度運営要綱および実施要領を制定・施行した。
・2004（平成16）年台風10・23号で本県にそれぞれ義援金（3,024件　約6,700万円、1,861件　約1億6,000万円）が寄せられた。
・2014（平成26）年台風11・12号で本県に義援金（2,110件　約4,800万円）が寄せられた。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

・2016（平成28）年12月　県企画・推進委員会を設置した（今後の共同募金のあり方を検討）。
・2017（平成29）年1月　市町村事務局長・担当者会議（70年答申に基づく推進方策への対応および調査の実施を説明）を開催した。
・2017年2月　第1回委員会（共同募金を巡る状況、委員会の今後の進め方、調査の実施）を開催した。
・2017年10月　「市町村共同募金委員会等の現状調査」を実施した。
・2017年12月　第2回委員会（現状調査結果）を開催した。
・2018（平成30）年2月　第3回委員会（実行計画素案の提示、素案への意見等の提出要請）を開催した。
・2018年3月　第4回委員会（実行計画素案の決定）を開催した。

＜2018年度の取り組み＞

・市町村事務局長・担当者会議（実行計画素案への意見等の提出要請）
・第5回企画推進委員会会議（実行計画案の決定）
・理事会および評議員会（実行計画承認）

香川県における共同募金運動について

香川県共同募金会

これまでの20年を振り返って

本県は、都市の利便性と自然の豊かさがコンパクトに共存する全国最小面積の県土に、およそ97万人が暮らす。気象条件によっては瀬戸大橋が通行止めになるなど本州とのアクセスに制限はあるものの、平野が県土の半分を占め、温暖で災害が少ないなど住みやすい地域である。一方で、高等学校卒業後の県外進学率が高く、人口、特に生産年齢人口の流出が社会減の要因となっている。高度成長期には、多くの企業の支店が置かれ、進学による人口減少を補ってきたが、企業の合理化により支店の規模縮小または撤退が見られ、本県の人口減少は全国より早く、2000（平成12）年から始まっている。しかし、世帯数は逆に増加を続けており、このため世帯力、自助力の低下が危惧される。

こうしたなか、本県の共同募金実績を見ると、人口あたり、世帯あたりの募金額は全国的にも高い金額を維持しているものの、一般募金は1996（平成8）年をピークに、また、地域歳末、NHK歳末を含めた合計募金額は1997（平成9）年をピークに減少傾向が続いている。

50年答申時には募金額のピークを迎えており、少子高齢化の進展に警戒しつつ、これまでの実績を踏まえ、今後の運動推進の基礎とするため「赤い羽根共同募金―50年のあゆみ―」を刊行し、募金額の減少傾向が明らかになった2004（平成16）年度には業務改善を目的とする市町支会職員と「共同募金業務検討会」を開催した。

60年答申時には、募金活動や助成のあり方等を協議するため、外部委員も含めた「香川県共同募金運動推進研究委員会」を設置し、その答申に基づき、市町支会の職員を核とした「共同募金改革展プロジェクト会議」により、具体の事業の見直しやその進め方を工夫した。2012（平成24）年度から募金百貨店プロジェクトに、2013（平成25）年度から期間拡大テーマ型募金に取り組むなど、新しい募金手法にも取り組んでいる。また、2012年7月までに全市町において共同募金委員会の設置を終えた。

災害への対応

本県は、温暖な気候風土で、干ばつを除いては比較的災害が少ないが、2004年の度重なる台風被害の際には、県内外から4,010件、1億5,648万4,000円余りの災害義援金をいただき、被災者に助成した。ボランティアセンター活動費等については、6件126万円余りを災害等準備金から助成するとともに、本会での緊急助成金積立金から被災者への見舞金として5,000万円余りを交付した。

また、東日本大震災の被災者で本県に転入された38世帯については、前記積立金から76万円を交付した。

今後の展望

今後は、人口の減少・高齢化が進むなか、地域社会の生活の質の維持に必要なシステムとしての機能を、共同募金が維持していくように取り組む必要がある。本会では、市町共同募金委員会と認識を共有し、2015（平成27）年度からの5年間について「募金」「助成」「広報」「組織」の4つの観点から数値目標を定め、募金運動の再生に取り組んでいる。戸別募金の減少を止めることは難しいが、自治会組織とも協働し、減少率の逓減に努めるとともに、地域活動の担い手確保など、募金が地域で有効にいかされるよう、助成のあり方について地域で幅広い議論に努めていくこととしている。

なお、本県においては市町共同募金委員会の設置は完了しているが、その運営について、地域の福祉ニーズに柔軟にかつ有効に対応できるものとなるよう、支援に努めることとする。

愛媛県の共同募金運動における20年の軌跡

愛媛県共同募金会

「募金の地産地消」で地域のさまざまな事業に

共同募金は「国民たすけあい運動」を源流とする、日本で最も歴史のある民間による募金運動である。県内では累計約150億円の実績があり、民間の福祉事業に大きく貢献してきた。ただ、全国は1995（平成7）年度、県内では1996（平成8）年度をピークに募金額は減少傾向にあり、人口・世帯の減少や近隣づきあいの希薄化、価値観の多様化などの要因が複合的に重なりあっていると考えている。

意外と知られていないが、愛媛県民からの募金は愛媛で活用するというように「お金の域内循環」「お金の地産地消」が行われるしくみとなっており、地域福祉における募金を一元化することで課題を顕在化させ、その解決に向けて地域の総力を結集する取り組みである。県内だけで年間約500件の事業に有効活用しているが、その一例を挙げると、いじめやアニマルセラピー、性的マイノリティ支援などの制度上の隙間支援や、児童養護施設の子どもたちへの自動車免許取得費用の助成がある。親からの虐待などを理由に入所した子どもたちは、18歳で施設を出ると、自ら稼いだお金で住まいや衣服を整え生きていかなければならない。しかし、さまざまな事情や生まれ育った環境から、基礎的な生活力やコミュニケーション力が不足する人も少なくない。県民からの支援は、頼れる大人がいない状況のなか、高校卒業後に自立して生きるための「命綱」となっているのである。

忘れられない東日本大震災時の衝撃

未曽有の大災害は、簡単に記憶から消え去るものではないが、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災は別格だ。平時には地域の福祉事業に活用される共同募金であるが、非常時には県域を越えて、被災県の義援金や被災地での活動支援に活用される。多くの県民が自主的に募金箱を持って街頭募金や個人募金を実施し、また企業・団体は、法人募金を積極的に展開した。全国で約3,700億円の義援金が寄せられたなかで、本会では約2億5,600万円を被災地に送金した。また、災害等準備金約1,400万円をボランティア活動のために拠出した。

たすけあいの心を顕在化させて社会を変える

いま、日本社会は大きな時代の岐路に立たされている。超少子高齢化と人口減少、莫大な財政赤字に直面し、「先進国型の課題大国」となったわが国を、今後、どう次の世代に引き継ぎ、進化させられるのか。今の時代に生きる私たちは、極めて重い責務を担っている。日本の持続可能性を実現するためには、共助･共生の精神の発露でもある「寄付文化」をさらに高めていくことが大切な要素の1つになると考えている。

多くの人が寄付を通じて現代社会が抱える諸課題を知り、自らがその改善や解決に貢献しているという共感、達成感を得ることは、地域に共助・共生の精神を広げていくとともに、地域社会を変えていく力にもなる。さらに、次世代のことを考えると、子どもたちに対する「寄付教育」も極めて重要になるだろう。子どもたちの寄付の原体験として、最も身近な「赤い羽根共同募金」への参加を促すなか、その意義や使いみちを理解してもらえるような取り組みが必要である。

人口・世帯の減少など、募金環境を巡るマイナス要因を挙げればキリはないが、新たな取り組みにも積極的にチャレンジしていきたい。世帯を単位とした「戸別募金」は堅持していきながら、企業や各種団体に直接出向いて働きかけを行うとともに、さまざまなイベント等にも参加して募金を呼びかけている。企業とタイアップした寄付つき商品や児童販売機による募金も推進している。また、高齢化社会への急速な進展で市場が拡大している遺贈・相続寄付などにも、積極的に取り組んでいきたい。

20年間の高知県の共同募金運動について

高知県共同募金会

50年答申、60年答申を受けた取り組み

半世紀の節目を迎えた1996（平成8）年の50年答申を受けて、本会においては、「改革に関する検討会議」を開催して、答申に基づく募金方法や助成方法の改善に向けた取り組みの検討を行うとともに、広報の充実や支会分会組織の整備に努めた（この間、平成の大合併に伴い、市町村組織は、53組織から34組織に再編）。

また、「地域をつくる市民を応援する共同募金」への転換を提言する60年答申に際しては、「支会・分会」に代えて、「市町村共同募金委員会」の設置を推進（2016［平成28］年度末までに34組織中13組織が移行）するとともに、検討組織を設置して改革案をとりまとめ、必要な取り組みを推進した。

しかし、この20年間に、本県における共同募金の実績は大きく減少し、70年の節目にあたる2016年度の募金実績は、ピーク時（1994［平成6］年度）の55.7%の水準にまで落ち込むところとなっている。

災害への対応

1998（平成10）年の高知豪雨に際し、本会は、当年度の募金から特別助成を行うことを決定し、救援ボランティア活動などを対象に助成を行った。

2000（平成12）年には、新社会福祉法が施行され、共同募金会は募金の一部を準備金として積み立て、災害発生等の場合には、ボランティア活動への資金支援として準備金の全部または一部を助成するほか、県外の災害支援にも拠出することができるようになった。これまでに県内での助成実績はないが、他県へは、2004（平成16）年の新潟県中越地震、2011（平成23）年の東日本大震災、2016年の熊本地震に対し、それぞれ拠出を行っている。

また、被災者支援のための義援金の募集・受付も行っており、2001（平成13）年の高知西南豪雨災害の際には、県外から寄せられたものを含めて、多くの義援金を受け付けて、県に設置された「災害見舞金配分委員会」に寄託した。全国各地で発生する災害についても同様に募集・受付を行っており、特に未曽有の被害を生じた2011年3月の東日本大震災の際には、県民等の支援・協力の強い思いが寄せられ、2011年度における義援金受付額は、同年度の本県共同募金の実績総額を上回る額にまで達するところとなった。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

「共同募金における運動性の再生」を目標に掲げる70年答申の提言を踏まえて、本会においても、市町村共同募金委員会（支会）との連携を図りつつ、必要な取り組みを進めていくことにしている。

具体的には、地域組織については、2018（平成30）年度末までに、市町村共同募金委員会の設置を完了することとしており、組織運営の充実や共同募金運動の活性化につなげていけるように取り組みを進める。

また、募金活動については、丁寧な説明の実践等を通じて、戸別募金の適切な推進を図るとともに、法人の社会貢献活動と協働していけるように、法人募金の取り組みを工夫していく。運動期間拡大の1月から3月に実施するテーマ型募金については、地域福祉政策の動向も踏まえ、特に地域テーマ募金の積極的な活用を呼びかけて、共同募金運動全体の活性化につながるようにしていきたい。

助成のあり方については、社会環境の変化を踏まえ、社会福祉法人への助成のあり方を見直すとともに、地域により良い変化をもたらすような助成となるよう、順次検討・調整を進める。

そのほか、70年答申に基づく推進方策に列記された事項について、県内各地域の実情に即して取り組みを進めることとし、参加と協働による「新たなたすけあい」の創造に向けて、本県における共同募金運動のあるべきかたちを探っていく。

20年間の福岡県の共同募金運動について

福岡県共同募金会

地域を重視した助成の取り組み

福岡県では、県内の在宅福祉を推進することを目的として、1979（昭和54）年度から独自の助成枠を設け、ボランティア等の協力を得て提供される高齢者に対するサービスや心身障がい児・者等に対するサービス、地域福祉を総合的に進める社会福祉協議会活動などを、長年にわたり支援してきた。広域助成と地域助成に加えた中域助成である。

2000（平成12）年の社会福祉法改正により、地域福祉の推進が共同募金の目的として明記され、その役割と責任は一段と重要になったものの、福岡県における共同募金実績は、2000年度以降、前年度を下回るようになった。

このような状況のなか、地域への助成財源の確保を図るため、2007（平成19）年度と2013（平成25）年度の2度にわたり、目標額設定方針の見直しを行った。独自の助成枠についても、福祉サービスの利用契約化など対象事業所を取り巻く環境の変化等により、2014（平成26）年度事業で廃止することとした。本会では、より多くの寄付金が集められた地域の福祉活動に活用されることを重視した取り組みを行ってきた。

災害時の共同募金の役割

2000年の社会福祉法改正により、災害等準備金が法制化されてからは、法および都道府県共同募金会の申し合わせに基づき、共同募金実績額の一部を毎年積み立て、県内および県外での自然災害発生に備えてきた。

福岡県では、2005（平成17）年3月20日に発生した福岡県西方沖（せいほうおき）地震において、福岡市の玄海島を中心として家屋の倒壊等深刻な被害をもたらしたことから、被災地支援のために、この災害等準備金を初めて活用した。

その後、2009（平成21）・2012（平成24）・2017（平成29）年のいずれも7月に大雨災害が発生し、死傷者・行方不明者等の人的被害や、家屋の全壊・半壊、多数の床上・床下浸水等、深刻な被害をもたらした。被害を受けた市町村では、被災された方々を支援するためのボランティア活動の拠点として災害ボランティアセンターが設置されたため、災害支援制度により災害等準備金を活用してきた。この間、2011（平成23）年の東日本大震災や2016（平成28）年の熊本地震などの大規模災害発生時には、全国の共同募金会が積み立てている災害等準備金の一部を拠出し、被災地の支援を行ってきた。

1997（平成7）年の阪神・淡路大震災を経て法制化された災害等準備金は、被災地におけるボランティア活動を支援する財源として大きな役割を果たしてきた。今後も全国の共同募金会の共通認識のもと、適正な制度運営に努め、災害時の共同募金の役割を果たしていきたい。

今後の福岡県における共同募金運動

共同募金運動創設70年を迎え、社会情勢も変化し続けるなか、あらためて共同募金の必要性を認識するとともに、共同募金運動の活性化を図る必要があることから、本会では市区町村支会の合意のもと「福岡県における共同募金運動の方向性と推進方策」（以下「推進方策」という）を策定した。

この推進方策を策定する過程では、共同募金の使いみちが地域住民に十分伝わっていないことが県内共通の課題として挙げられた。

今後、本会および支会が一体となって推進方策に基づく取り組みを進めていくこととなる。戸別募金や法人募金などそれぞれの募金活動に力を入れることはもちろんであるが、寄付者の理解が得られる適正かつ効果的な助成に努めるとともに、共同募金の使いみちやありがとうメッセージの発信など、広報啓発活動にも積極的に取り組み、福岡県における共同募金運動の活性化につなげたい。

20年間の佐賀県の共同募金運動について

佐賀県共同募金会

新たな募金方法の定着と助成使途の明確化

1996（平成8）年度に「共同募金運動在り方懇話会」、1998（平成10）年度には「共同募金推進検討会」を設置し、現状把握、課題分析、今後の募金活動についての検討協議を重ねてきた。それによって募金への周知・理解促進の一環として、佐賀県版ポスターならびに図書カードデザインの募集を行い、図書カードは若者への募金手段として、また職域募金の新たな募金グッズとして導入した。

2006（平成18）年度からは、県内企業の協力を得て「赤い羽根県産品」として企業製品を募金手段として取り入れ、寄付者に購入していただくことで、その売り上げの約半分を企業から寄付していただくしくみを構築し、県民の方にご好評をいただいている。

また、東京県人会会員に対し「ふるさと募金」を募る取り組みも開始したことから、募金方法の1つとして、赤い羽根県産品を活用いただくなど、多様な寄付スタイルを定着させ、現在に至っている。

助成については、県域のボランティア活動への支援を行うために、公募制による助成を行い、地域においては、モデル支会による「公開助成審査会」を設けて支援を続けている支会もあり、福祉のまちづくりの推進に向けて取り組んでいる。

災害の発生に即座に対応できる体制整備

2005（平成17）年前後に県内で自然災害が多発したことで、佐賀県社会福祉協議会に常設の「災害ボランティアセンター」を設けたこともあり、佐賀県共同募金会では、特にセンターの備品整備のための助成を実施し、被災現場でのセンター立ち上げの初動体制整備を支援してきた。また、市町レベルでもセンターを設置したことで、その体制整備のために市町社会福祉協議会が行う事業についても支援を実施している。

また、災害に対する体制整備を進めるなかで、町内会・自治会組織でも防災意識が高まってきたことから、さらに「安心・安全なまちづくり」を支援するため、特別枠を設けて助成を行ってきた。

これらの助成による支援は、共同募金の使いみちをより明確にするものとして、2014（平成26）年度以降に取り組む「地域テーマ事業」の礎石ともなっている。

その他の取り組みとして、災害に備え「緊急助成金（火災見舞金等）」および「災害等準備金」を積み立て、被災地に即座に拠出できる体制整備や、被災地の共同募金会が開設する「災害義援金」受付窓口の業務サポートとして、佐賀県内の銀行等関係機関と連携し、義援金募集を行っている。

多くの寄付者に支援していただける共同募金

新しく、応じやすい募金方法として従来から定着している「赤い羽根県産品」に、市町支会が新たに開拓した「市町ブランド商品」や県内授産施設商品による「寄付つき商品」を加えることにより、時代に応じた寄付スタイルとして、低迷・減少傾向にある募金実績を一定程度緩やかにする効果を得た。

運動期間拡大に伴い、「団体サポート」募金として、地域での課題解決・軽減に向けた支援を行う団体を公募し、団体が行う活動をさらに発展的に支援し、社会貢献活動へとつなげるモデル事業を実施する予定である。

これまで以上に募金の使いみちを明確にし、多くの寄付者に認識していただくことで、地域の福祉課題等の解決・軽減する取り組みに対して、共感のうえで支援していただける環境づくりをめざす。

また、従来の募金方法の質を高めることに加え、社会情勢、生活スタイルに応じた新たな募金方法を取り入れることで、寄付しやすい体制を整備していきたい。

20年間の長崎県の共同募金運動について

長崎県共同募金会

一般公募による助成

2002（平成14）年度から、一般公募によるNPO・ボランティア団体への助成を始めた。以降、2015（平成27）年度まで66件、1,342万円を助成した。

なお、2016（平成28）年度からは、60年答申に合わせて、テーマ型募金に変更した。

自動販売機の設置推進による募金の強化

2012（平成20）年度より、募金推進の取り組みとして、赤い羽根募金支援自動販売機の設置を推進した。2016年度までに860万円を超える募金実績があった。

広報活動の強化

2002年度より、インターネットのホームページを開設し、情報の公開を行うとともにインターネットを通じた募金を始めた。

また、2003（平成15）年度からは、赤い羽根データベース「はねっと」により、助成事業の公開を行った。

赤い羽根図書カードデザイン募集の実施

2005（平成17）年度より、共同募金運動に対する理解を深めるため、県内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒からデザイン募集を行った。

赤い羽根図書カードデザイン募集の実施

プロスポーツチームの協力

2013（平成25）年度より、プロスポーツチーム「V・ファーレン長崎」の協力を得て、街頭募金を実施するとともに、クラブマスコットのバッジを作成し、募金を行った。

街頭募金

マスコットキャラクター
ヴィヴィくんコラボバッジ

組織体制の基盤強化

平成の大合併に合わせて、市町支会分会の組織基盤を強化するため、支会分会の会則を整備するとともに運営委員会を設置し、共同募金の推進を図った。

地震等災害への対応

本県においては、1991（平成3）年の雲仙普賢岳（うんぜんふげんだけ）噴火災害以降大きな災害は発生していないが、全国各地で毎年のように発生した地震等災害による被災者支援のため、災害義援金の募集に協力した。特に、2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災においては、被災者支援のため、全国の共同募金会と協調して、災害義援金の募集を行い、2014（平成26）年3月末までに5億9,309万1,002円の義援金が集まり、全額を被災県に送付した。

また、社会福祉法の改正に伴い創設された災害準備金より、2005年の宮崎県台風14号被害に281万円、2011年の東日本大震災に766万円、2016（平成28）年の熊本県地震災害に270万円を拠出し、被災者支援を行った。

テーマ型募金の実施

2016年より、募金期間を3か月延長し、新たな取り組みとしてテーマ型募金を実施した。2016年度は5団体が参加し、278万円以上の募金が寄せられ、それぞれの団体の活動費として助成した。

20年間の熊本県の共同募金運動について

熊本県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

中央共同募金会からの50年答申を受け、共同募金運動の体制整備と募金増強を図るため、県下で6か所を「共同募金運動モデル支会・分会」に指定して、共同募金運動のあり方について研究・協議に取り組んだ。結果、募金箱型自動販売機の設置推進や募金を広く周知するための広報啓発ビデオ『やっぱり募金ははらいたいぞう』の作成および50周年式典を開催し、共同募金の多額寄付者や募金奉仕者への表彰を行った。

続いて、60年答申では、「共同募金改革検討委員会」を設置し、改革の具体化を図るため、年度ごとの改革工程表を作成し、募金増額を目標に取り組んだ。さらには、広く県民からの共同募金運動に対する理解と協力を得ることを目的に、60周年式典を開催し、「特別感謝表彰式」および「共同募金運動強化モデル支会分会発会式」を行った。

また、共同募金委員会の設置については、完全移行ができておらず、各市町村と連携をとりながら県下全域での共同募金委員会への移行に努める。

一方、本県の共同募金実績は、1996（平成8）年度をピークに毎年減少傾向にあり、特に都市部の募金運動については厳しい現状が続いている。一部では目標額と実績額に大幅な乖離（かい り）が生じ、目標額の減額要望に伴い、有識者を加えた共同募金改革検討委員会で協議を重ねたが、課題解決には至らなかった。都市部の募金活動を支援するための方策など、新たな募金方法や、県内外の事例などを参考に県下全域で取り組みを行った。

災害への対応

熊本県では、災害等準備金が法制化されてからは、共同募金の一部を毎年積み立て、大規模な災害発生時の被災地支援に備えている。

2003（平成15）年7月に発生した水俣（みなまた）豪雨災害においては、水俣市を中心に家屋の全壊や床上浸水等深刻な被害をもたらしたことから、災害等準備金を災害ボランティアセンターの活動資金として助成した。これが、全国初の災害等準備金の適用であった。

その後も、2007（平成19）年、2012（平成24）年と大雨災害が発生した際にも、被災地支援のため、災害ボランティアセンターの活動資金として災害等準備金が早急に活用された。

また、2016（平成28）年4月に発生した熊本地震においては、県央地域を中心に甚大な被害が発生し、災害ボランティアセンターが17か所設置された。全国からのボランティアによる支援活動が行われ、本会の積立分の災害等準備金すべてを助成した。しかし、あまりにも被害が大きく不足することとなった。そのため、全国の共同募金会から2億6,000万円もの災害等準備金を拠出支援いただき、被災地におけるボランティア活動を支援する財源として大きな役割を果たすことができた。あらためて全国の共同募金会に感謝したい。

今後も災害支援については、被災地におけるボランティア活動を財源面から支援するために適正な制度運営に努め、災害時の共同募金の役割を果たしていきたい。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

これまで多くの県民に支えられ、地域課題の解決や地域福祉の推進を図ってきたが、社会情勢の変化や、県民の要望の多様化により、これまで以上に共同募金の必要性が高まることが予想されるため、共同募金運動の活性化を図ることが重要となる。

共同募金運動70年を機に、答申に基づく推進方策を市町村共同募金委員会とともに認識を共有しながら、具体的な取り組みを進めていくこととする。

今後は、これまで以上に、市町村共同募金委員会と連携を密にし、職員の意識改革を図り、共同募金のレベルアップをめざす。

20年間の大分県の共同募金運動について

大分県共同募金会

50年答申、60年答申を振り返って

当県の募金実績額のピークは、1998（平成10）年度の2億8,595万円であるが、50年答申が出された1996（平成8）年度の募金額は2億8,553万円と、2016（平成28）年度実績額の1.45倍という水準で、目標額を大きく超える状況にあった。

2000（平成12）年の社会福祉法の改正（過半数助成原則が撤廃された）を受け、当県でも、配分委員会を設置し、助成規程および助成基準を定め、初めてNPOやボランティア団体等も対象とした助成の公募方式を取り入れた。助成団体等への「募金配分式」も2001（平成13）年度から始めた。

しかし、変革に取り組んだものの、これまでは目標額を達成していた一般募金が、2001年度に92％と未達となり、その後も達成率の低下傾向が続いた（当時は、世帯数に一定額を乗じて目標額としていた）。

また、本県では、2005（平成17）年から2006（平成18）年にかけて市町村合併が進み、58市町村から18市町村となったが、合併後の2007（平成19）年度の歳末募金は激減した。合併後の課題や地域福祉事業費助成等について実務者学習会を開くなどして検討したが、その後も微減が続いた。

60年答申が出された2007年は、10月にホームページをリニューアルし、募金の使いみちや助成情報などを掲載し、県民、寄付者や被助成者への周知と理解を求めるべく充実を図った。

2009（平成21）年度には、60年答申を反映した共同募金運動要綱の改正の動きに合わせて、本会・支会事務局および県社会福祉協議会事務局メンバーで構成する「共同募金運動あり方検討会」において、1. 運動の活性化、2. 組織のあり方、3. 助成のあり方、4. 共同募金の増強策を検討し、中間報告を行った。これをもとに、2010（平成22）年度には、学識経験者など外部委員を含む委員構成に改編して検討が重ねられ、2011（平成23）年11月に、「これからの共同募金運動のあり方」として提言があった。この提言を受け、1. 市町村共同募金委員会の設置、2. 目標額設定方法の見直し、3. 一般募金助成方法の見直し、4. 新たな募金の取り組み等に着手し、2012（平成24）年度からいわゆるAB方式が実施され、2013（平成25）年10月までには市町村共同募金委員会への移行が完了した。また、寄付つきの自動販売機やグルメ商品、オリジナルバッジ・ボールペンなどの新しい募金にも取り組んだ。

オリジナルバッジとボールペン

災害への対応

2002（平成14）年度から、災害支援制度運営要綱および実施要領により、災害等準備金の積み立ておよび支援を行っている。

2012年7月の九州北部豪雨災害にあっては、被災者支援のための義援金募集および災害ボランティアセンター設置・運営のための資金として災害等準備金による支援金の助成を行った。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

答申に基づく推進方策を受け、本会および市町村共同募金委員会の現状を確認する作業を行った。市町村に対しては、アンケート調査のうえ、個別に訪問し、情報交換や現状についての意見交換を行い、認識を深めた。当県は全市町村が委員会に移行しているが、「運動性の再生」に向けては課題が多く、これまでのあり方を急激に変えることはできないので、現実に即して地道に進化させていきたいと考えている。

本会の事務局は、2016（平成28）年度より、県社会福祉協議会からの職員派遣による体制となったため、2～4年で職員が変わることを前提に、答申の推進方策が求める本会の役割をいかに果たすか、これまで以上に継続性を意識して進めていきたい。

20年間の宮崎県の共同募金運動について

宮崎県共同募金会

50年答申、60年答申を受けて進めてきたこと

50年答申を受けて、本県では「募金推進研究会」を設置して取り組んだ。記念事業として、「ふれあいネットワーク支援事業―要援護者を支える情報ネットワーク事業」の実施、自発的な募金の開拓をするため、PRビデオの作成、卓上募金箱「愛ちゃんと希望くん」の製作をし、広報活動を重点に取り組んだ。

また、県社会福祉大会では、PRビデオの上映、受配団体等による「赤い羽根コンサート」、各市町村社会福祉大会でも「共同募金50周年記念」の催しを実施し、募金を通してみんなで地域福祉を推進していく自発的な募金の啓発活動に取り組んだ。

60年答申を受けて、「共同募金改革推進研究会」を設置し、答申の研究および検証を行い、改革の具体化を図るため中央共同募金会の「共同募金改革推進モデル事業」の指定を受け、年度ごとの改革工程表を作成し、改革に取り組んだ。最終目標として、2009（平成21）年度までに県内の市町村支会の組織再編の方策を作成し、答申の意見を反映する体制づくりに取り組んだ。2010（平成22）年度には、共同募金運動要綱の一部改正が行われたことから、市町村組織の名称である「支会・分会」を「共同募金委員会」に改称し、共同募金会の組織・募金・助成・事務費等の検討を行い組織基盤整備に取り組んだ。

災害時にも「支え合い」を支えるために

本県は、例年台風と大雨による災害があり、大きな被害を受けている。特に2005（平成17）年の台風災害では、「宮崎県台風14号被害義援金」として県内13市町村が災害救助法の適用を受け、その被災地域が広いため、本会ではボランティアによる支援・救助活動の資金援助をするため災害等準備金を活用した「宮崎県台風14号災害支援制度」を制定し、災害ボランティア活動等の資金の支援に取り組んだ。一方、本県の災害等準備金だけでは支援資金が不足することから、九州各県から援助をいただき災害復旧にご尽力いただいた。

2010年には、本県において口蹄疫が発生し、口蹄疫防疫活動による影響を受けた畜産農家に対する支援を行うため、宮崎県共同募金会が窓口になり「宮崎県口蹄疫被害義援金」募集を行った。この義援金募集は、災害救助法適用外であったが、税制上の優遇措置が認められ、全国の共同募金会から協力していただいた。途中、募集要綱の変更があり地域経済の復興の支援も盛り込まれ、各関係機関と連携し、復興に取り組んだ。

また、2011（平成23）年1月末から活発化した新燃岳の火山活動により都城市および西諸県郡高原町では大きな被害を受け、災害救助法が適用されたことにより「宮崎県新燃岳火山活動被害義援金」の募集を行い、火山災害の復旧に取り組んだ。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

答申に基づく推進方策の考え方を市町村共同募金委員会と共有するため、担当者研修会、事務局長会議で「地域をつくる市民を応援する共同募金」についての説明および事例研究に取り組んだ。

また、共同募金改革推進研究会を設置し、募金目標額・助成の見直しや、公募助成および審査機能の強化について協議を行っている。研究会では市町村共同募金委員会の組織運営、募金、助成計画等について実態調査を実施し、優先すべき課題を抽出して具体的な改善策を検討している。

市町村共同募金委員会においても、改革に向けて公募による助成、審査基準の見直しなど組織運営の取り組みが行われており、今後は、各市町村共同募金委員会を巡回訪問し、募金手法、助成計画づくりなど意見交換会、情報提供等を行うとともに、事務局の人材育成に資する研修会を実施するなど、答申内容に取り組んでいく。

20年間の鹿児島県の共同募金運動について

鹿児島県共同募金会

はじめに

1947（昭和22）年、戦後の混乱期に、施設整備資金や援護資金の確保をめざして開始された共同募金運動は、高度成長期や近年の経済不況など、目まぐるしく変化する社会情勢のなかで実施されてきた。

50年・60年答申への対応

1997（平成9）年に50周年を経過し、募金の使途がわからないことが寄付意識の希薄化につながっているとの分析が示されたことを受け、助成についての公正性や透明性を確保する観点から、配分委員は民意を公正に代表する者で構成し、2000（平成12）年に設置・運営を開始した。また、助成を受けた事業者等に対する交付式を2004（平成16）年から開催し、助成内容の広報に努めた。

2007（平成19）年の60年答申では、市町村支会から委員会への体制移行の提言がなされた。本県では、2011（平成23）年度から体制移行を促進し、2017（平成29）年度に完了した。今後、募金計画策定や審査機能などの支援を行うこととしている。

70年答申以降の取り組みと今後の展望

答申に基づく推進方策の考え方を市町村共同募金委員会と共有するため、担当者研修会、事務局長会議で「地域をつくる市民を応援する共同募金」についての説明会および事例研究に取り組んだ。

空の第一便伝達式　2015（平成27）年10月1日　鹿児島空港

NHK歳末たすけあい贈呈式　2016（平成28）年12月16日　ホテル福丸

また、答申の改革を進めるため共同募金改革推進研究会を設置し、募金目標額・助成の見直し、公募助成および審査機能の強化について協議を行っている。研究会では市町村共同募金委員会の組織運営、募金、助成計画等について実態調査を実施し、優先すべき課題を抽出して具体的な改善策を検討している。

市町村共同募金委員会においても、改革に向けて公募による助成、審査基準の見直しなど組織運営の取り組みが行われており、今後は、各市町村共同募金委員会を巡回訪問し、募金手法、助成計画づくりなど意見交換会、情報提供等を行うとともに、事務局の人材育成に資する研修会を実施するなど答申内容に取り組んでいく。

今後、70年答申を受けて、「推進方策」への取り組みに着手し、「じぶんの町を良くするしくみ。」として、市町村とともに運動性の再生に向けて取り組むこととしている。

20年間の沖縄県の共同募金運動について

沖縄県共同募金会

市町村支会・分会の共同募金委員会への移行

2010（平成22）年度から支会・分会の共同募金委員会への移行を進め、2013（平成25）年度までに41市町村のうち36市町村の移行を完了した。1市4村については、運営委員の確保が難しいなどの理由で足踏みが続いている。また、共同募金委員会への移行とともに助成審査委員会の設置を呼びかけ、16市町村で設置された。助成申請の公募については、6市町村にとどまっており、募金実績の減少から新規助成の広がりが進まない状況にある。

赤い羽根共同募金感謝の集いの開催

寄付者・受配者・ボランティア・共同募金委員会の交流を図るため、2010年度から赤い羽根共同募金感謝の集いを毎年開催しており、多額寄付者や募金ボランティアの顕彰も、あわせて実施している。

2016年度赤い羽根共同募金感謝の集い

災害義援金と災害ボランティア支援資金

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災に際しては、災害等準備金から合計1,068万6,038円を拠出するとともに県民への義援金募集を行い、2013年度までに1億2,572万375円を送ることができた。

また、各年度の災害義援金募集に対応するほか、2015（平成27）年9月の台風21号による与那国町の被災者のための義援金募集を行い、県内外から885万2,402円が寄せられた。

2012（平成24）年7月の九州北部豪雨災害に際して、沖縄県社会福祉協議会が行った災害ボランティアセンター支援職員派遣の費用として、災害ボランティア支援資金助成金183万7,614万円を助成した。

テーマ型募金の取り組み

地方紙の琉球新報が2016（平成28）年1月から3月まで行った子どもの貧困対策のための「りゅうちゃん　子どもの希望募金」を、2016年度から沖縄県共同募金会のテーマ型募金として位置づけて取り組み、2017（平成29）年度事業分として、24施設団体に576万円を助成することができた。今後も琉球新報社と連携して募金を継続する予定であり、2017年度からは、県内の該当企業に対して周年記念募金を呼びかけているところである。

一方、市町村共同募金委員会のテーマ型募金の取り組みも始まっており、他市町村の関心を集めている。沖縄県共同募金会でも、市町村社会福祉協議会等の先駆的事業の財源確保のために、テーマ型募金の普及を進めることとしている。

2017年度りゅうちゃん 子どもの希望募金助成事業内定交付式

募金方法の多様化に向けて

2017年度テーマ型募金の一環として取り組んだ県内企業への周年記念募金の呼びかけについては、今後も毎年継続して実施する方向で検討を進めている。

また、市町村共同募金委員会のA目標負担の軽減を図るため、特定・指定寄付や遺贈寄付等の確保に向けて取り組みを強化することとしている。

第3部

年表

年表

年	月	事柄
1947 (昭和22)	4	共同募金の全国的実施の動きが活発化 　このころ、フラナガン神父が来日し、共同募金実施を推奨
	5	厚生省、共同募金の全国展開に関する実施要項案を作成。国民たすけあい運動展開を計画
	6	佐賀県で共同募金を実施 　このころ、福井県でも共同募金を企画
	6	共同募金の全国運動に関する官民合同の準備委員会設立 実施要項案を審議決定し、日本社会事業協会内に事務局を設置。各府県厚生課長事務打合せ会で提案
	6	GHQ（連合軍総司令部）ネフ氏、講演する
	7	第2回準備委員会開催 　募金運動実施の具体的方策を決定 　第1回幹事会で各部門別の行事を決定
	8	発起人開催 　第1回中央委員会の運営方法等を協議
	8	全国民生教育部事務打合せ会において、共同募金の全国運動について協議
	8	社会事業共同募金中央委員会（総裁・高松宮、委員長・中川望）が発足し、「共同募金（コムュニテー・チェスト）運動実施要綱」の審議決定
	8	全府県の主務者打合せ会において､厚生省ならびに中央委員会が､「共同募金運動実施上の留意事項」（附宣伝要領）を提示 　GHQのネフ氏が参加、激励
	10	国民たすけあい運動の一環として、戦後最初の全国社会事業大会開催
	10	共同募金の標章（CCマーク）制定
	10	宮崎県で共同募金を実施
	10	第3回社会福祉事業共同募金中央委員会の議を経て「臨時資金調整法および相続税法改正に関する請願」を実施
	11	第1回共同募金運動を41県で実施（11月25日～ 12月25日） 岩手・茨城・群馬・埼玉・長野各県は、水害その他の事情で実施せず。沖縄県は、1952年に参加
		逓信省、共同募金のための付加金付記念切手発売
	12	厚生省社会局長から各都道府県知事宛の「共同募金運動に関する件」を通知。各官公吏の関与および受益団体について指示
1948 (昭和23)	1	共同募金事務局長会議で、募金箱、関係者バッジの規格統一を決定
	2	厚生省社会局長から各都道府県知事宛の「共同募金運動の配分に関する件」を通知、配分に関する指導要領を提示
	2	厚生省社会局長から各都道府県知事宛に「共同募金運動に対する官公吏の関与並に施設に対する配分に関する件」を通知
	3	褒章条例に該当する公益団体として、社会事業共同募金中央委員会および地方委員会認定
	5	赤十字募金との調整問題に関して、GHQ、厚生省、社会事業共同募金会中央委員会、日本赤十字社が協議。本年度に限って、合同運動の実施を決定
	6	共同募金運動と合同実施に関する協定書
	6	第4回中央委員会で、「昭和23年度国民たすけあい共同募金運動実施要領」および「共同募金、日赤募金運動啓発宣伝方針とその実施要領」決定
	7	共同募金運動と恩賜財団済生会・恩賜財団同胞援護会の会員募集に関して、厚生省社会局長より、各支部の財源は共同募金によるか会員制度によるか、どちらにすべきとの通知
	7	全国6ブロック別に、社会事業共同募金中央委員会主催の懇談会開催
	7	意識統一を図るとともに運動実施準備態勢確立に努める
	8	共同募金年報第1集『共同募金の概要』（1947年度）発行
	9	募金取り扱いに関して、逓信省貯金局長から全国郵便局宛通知
	9	第5回中央委員会で組織問題審議。法人化を可決。
	9	1948年度募金運動従事者用解説リーフレット作成13万2,600部作成
	9	機関誌『共同募金通信』発刊13万2,600部作成

年	月	事柄
	9	高松宮殿下、総裁辞任
	10	第2回共同募金運動を10月1日から1か月間実施（1958年までこの期間で実施） 赤十字募金と合同実施。全都道府県が参加、募金期間も一定し、全国運動としての足並みがそろう。目標額8億9,722万円に対し、実績額8億6,973万円（赤十字募金除く）
	10	赤い羽根が、街頭募金の寄付済証として登場
	10	逓信省、国民たすけあい共同募金・日本赤十字社事業資金募集運動寄附金つき切手の発行
	11	共同募金社会事業中央委員会が財団法人中央共同募金委員会に、地方委員会も次々に財団法人化
1949 （昭和24）	2	第1回中央委員会において、社会事業基本法要綱案第5章の修正原案を立案、また「都道府県共同募金会会計準則および受益団体会計準則」および「共同募金指定地区設置要綱」を決定。「共同募金の法制化に関する協議会」を設置し、修正案を可決
	3	第2回中央委員会において、「昭和24年度国民たすけあい共同募金運用要綱」を決定
	3	中央委員会に「共同募金学習指導手引作製に関する協議会」を設置
	3	『昭和22年・昭和23年分類別通報集』発行
	3	地方委員会および受配施設の経理担当者を対象として、地方ブロック別に会計事務講習会を開催
	3	総司令部の勧告もあり、再び赤十字募金との合同運動を行うことについて協定書に調印
	4	共同募金の法制化に関する請願（社会事業基本法要綱第5章修正案）を衆議院・参議院両院議長宛に提出
	4	東北北海道・関東・中国・四国・東海北陸・近畿・九州の7ブロック別連絡協議会を開催
	6	厚生省から、各都道府県知事宛に「共同募金運動に関する件」を通知、指導監督の方針を指示
	6	共同募金に対する免税その他税制改正方要望に関して、来日中のシャウプ博士に陳情
	6	中央共同募金委員会の『共同募金通信』通信員設置
	6	GHQ公衆衛生福祉部エヴァンス氏が、昭和24年度共同募金運動実施に関して具体的に示唆
	6	7ブロックにおいて、共同募金・日赤募金事務局主務者協議会を開催
	7	社会事業金庫（仮称）打合せ会を開催
	8	九州および東北の6県の救癩募金を調整
	8	事務局中堅職員実務研修会を4地方ブロック別に実施
	8	共同募金委員会事務局職員の給与状況調査実施
	9	GHQネフ福祉課長から、いわゆる共同募金9原則の新聞発表が行われる これに関して､厚生省社会局長から各都道府県知事宛に「昭和24年度における共同募金の実施について」通知
	9	共同募金の行う興業に対する入場税の免除に関し、地方自治庁長官に陳情
	9	「共同募金に対する免税其の他税制改正方要望に関する件」を衆議院・参議院議長宛請願するとともに、大蔵大臣・地方自治庁長官に陳情
	9	『共同募金年俸』（昭和23年度版）発行
	10	第3回共同募金運動を実施 赤十字募金と共同して行う
	10	中央委員会で関東地区の奉仕者の意見調査実施
	11	共同募金・日本赤十字社への寄附金つきで初めてお年玉葉書が発売
	11	中央共同募金委員会では、第5回理事会と都道府県共同募金事務局長協議会を開催 お年玉つき郵便葉書の売りさばき協力に関する基本的態度および具体的方法について協議
	11	郵政省・中央共同募金委員会・日本赤十字社で、全国10郵便局管轄区域別に関係者の連絡打合せ会を開催
1950 （昭和25）	3	調査研究指定地区の研究報告書発表 以後、慣例として、毎年度末の全国事務局長連絡協議会で発表
	3	第3回中央共同募金委員会において、「昭和25年度国民たすけあい共同募金運動要綱」を決定
	3	参議院厚生委員会が「共同募金の改善に関する方策」を同議長に報告
	4	『昭和24年度通報集』発行
	7	中央委員会から厚生省に、都道府県の区域を単位とする民間社会事業組織の整備についての意見書が提出され、社会福祉協議会結成の気運を促進
	7	7ブロック別に、支会分会の業務処理を重点とする事務担当者現任訓練研究会を開催
	8	中央委員会の青木事務局長が、パリで開かれた国際社会事業会議に日本代表として出席するとともに、米国の共同募金事情を視察

年	月	事柄
	8	寄付金つきお年玉郵便葉書4億枚が11月から販売されるにあたって、中央共同募金委員会理事会は売りさばき協力について基本的態度を決定 10郵便局単位にブロック別合同連絡打合せ会を開催
	8	赤い羽根映画『吾が胸に赤い羽根を』の試写会を中央社会館講堂で開催
	8	『共同募金学習指導の手引き』（小学校および中・高校用の2種）を発行
	9	『共同募金年報3』（昭和24年度版）発行
	9	厚生省社会局長から都道府県知事宛に「昭和25年度共同募金運動の実施について」を通知し、協力援助方針を示す
	10	GHQのCIE提供により、米国の共同募金を紹介する日本語版映画を全国の映画館で上映
	10	「赤い羽根の歌」の発表を兼ねて「赤い羽根の集い」を東京日比谷公会堂で開催
	10	共同募金奉仕者の意見調査を中国地区で実施
	10	米軍放出コーヒーの売上金2,500万円を基金として共同募金安定資金を設置 天災地変等の際、緊急配分資金として地方委員会に貸し付けることを決定
	11	競馬法改正方について、衆議院・参議院両院議長と農林省・厚生省に請願・陳情
1951 （昭和26）	2	法人税の課税にあたり、共同募金への寄付金を損金に算入することについての陳情を総理大臣・大蔵大臣に提出
	3	社会福祉事業法公布（6月施行） 共同募金に関して第71条から第83条にわたって規定
	3	『昭和25年度調査研究指定地区報告書』発行
	3	第8回中央委員会において、「昭和26年度国民たすけあい共同募金運動要綱」を決定
	4	厚生省から各都道府県知事宛に「昭和26年度（以降）国民たすけあい共同募金運動と日本赤十字社事業資金募集運動の調整に関する件」通知
	6	貞明皇后の御大喪に先立ち、宮内庁長官より厚生省を通じ、共同募金委員会に30万円が下付せられる
	6	第13回理事会を開催 寄附金つきお年玉葉書売りさばき協力についての基本的態度を決定
	7	事務担当者現任訓練研究会を東日本と西日本それぞれ開催 中心課題は「世論の理解と支持を得る方法」
	8	「寄附金付お年玉年賀葉書価格の特別措置」に関して、衆参両院議長・郵政省に対して請願・陳情
	8	赤い羽根協賛グループより、映画「赤い羽根のみちをゆく」寄贈式および感謝状贈呈式
	9	国連記念日（10月24日）に、世界各国でユニセフ募金を行う動きがあり、日本では共同募金への一括募集と送付（毎年約1万ドル）が決定
	9	NHKへ共同募金運動に対し、一層の協力方要望書を提出
	10	総理府国立世論調査所の指導のもと、四国4県の地域において「共同募金についての理解と要望」について世論調査を実施
	10	昭和26年度版赤い羽根の歌発表を捕物作家クラブの「捕物まつり」と共催で、日比谷公会堂にて開催。山野千代子とそのグループによる「赤い羽根」ファッションコンクール実施
	10	『共同募金年報4』（昭和25年度版）発行
	11	『赤い羽根』の意匠登録の決定
	11	NHK歳末たすけあい運動（第1回）が初めて行われ、共同募金会が義援金品の受け入れと配分を担当
	11	政府綿の展示即売会による利益金の一部1,264万円を15の繊維商業団体からの寄付金として受け、安定資金の基金に繰り入れ
1952 （昭和27）	3	「法人税の課税にあたり法人が共同募金に対してなした寄付金を全額損金と認めて免税された」旨を大蔵省主税局長に陳情
	3	第11回中央委員会において、「昭和27年国民たすけあい共同募金運動要綱」「「共同募金運動実施に関する昭和27年度協調要領」を決定
	3	『昭和26年度調査研究指定地区報告書』発行
	3	北海道十勝沖地震に際し、NHKたすけあい運動が行われ、共同募金会は歳末たすけあいと同様に義援金品の受け入れと配分を担当
	4	鳥取市の大火に際して行われたNHKたすけあい運動に協力
	5	中央委員会の社会福祉法人化が認可され、名称が中央共同募金会に、また地方委員会も社会福祉法人化
	6	研究テーマとする「マスコミュニケーションの研究」事務担当者現任訓練研究会を東西で実施。沖縄群島社会福祉協議会の一事業として沖縄における第1回共同募金運動を展開（6月15日～7月15日）

年	月	事柄
	7	第18回理事会において昭和28年度寄附金付年賀葉書売りさばきに関する、基本的態度を協議し、郵政省・中央共同募金会・日本赤十字社合同の打合せ会を開催
	7	支会分会に関する規程準則案を中央共同募金会が提示
	7	「青い羽根」「黄色い羽根」使用中止の申し入れに対し両団体より回答
	9	朝日新聞社・全日本写真連盟主催、厚生省・中央共同募金会・小西六写真工業後援の「赤い羽根写真コンクール」開催計画発表
	10	総理府国立世論調査所の指導助言により昭和27年度共同募金についての世論調査を全国的規模で実施
	11	『共同募金年報5』（昭和26年度版）発行
1953（昭和28）	1	「共同募金運動に対する世評について適切な対策樹立」のため、第1回研究委員会を開き、「共同募金運動に対する世評についての研究要綱」を決定
	1	地方税法施行令の一部を改正する政令により、共同募金会も入場税の課税免除を受けることができる主催者として指定される
	2	「催しものの入場税免除の範囲に映画を加えることについての請願」を全社協会長と連名で、衆議院・参議院両院議長に提出
	2	第12回評議員会において、「昭和28年度国民たすけあい共同募金運動要綱及び協調要領」を議決
	3	沖縄群島・奄美大島の窮状に対し、救援金品を全国の共同募金会が拠出
	3	『昭和27年度調査研究指定地区報告書』発行
	5	マリアン・アンダーソン女史の「原爆孤児救済慈善独唱会」、日本放送協会・日本赤十字社・中央共同募金共催のもとに開催、純益を配分
	6	「募金計画の基礎としての地域経済力の研究」「宣伝企画の実際」をテーマとする現任事務担当者研究会を東西で実施
	6	日本教職員組合定期大会において、「共同募金等の募金に際し児童の利用に反対」を決議、同本部と懇談折衝を実施
	7	講和恩赦に際し、更生保護事業の拡充のため、全国募金が計画され覚書を交換
	7	西日本や南近畿をおそった水害に対し、NHKたすけあい運動実施と共同募金会の協力
	7	寄付金付お年玉年賀葉書の売りさばき協力について、第25回理事会で基本的態度を決定し、郵政局単位とする連絡打合せ会開催
	8	原爆障害者NHKたすけあい週間が実施され、共同募金会が後援、義援金の受け入れおよび配分を担当
	8	地方税法の一部改正により、共同募金会が主宰する映画についても免税措置が決定
	9	沖縄群島の共同募金運動指導のため、沖縄に地方部長を派遣
		弔慰内規制定施行
	10	第1回社会福祉についての全国学童作文コンクール実施（1962年まで継続）
	11	『共同募金年報6』（昭和27年版）発行
	12	大口募金に対する免税について、衆議院議員255名の書名を添えて、衆議院大蔵委員長を介して議長に陳情
1954（昭和29）	1	『昭和28年度調査研究指定地区報告書』発行
	1	厚生省から各都道府県知事宛、監査の結果に基づく指導留意事項を通知
	2	第15回評議員会において、「昭和29年度共同募金運動要綱及び全国協調要領」を決定
	3	『昭和29年度通報集』発行
	3	お年玉つき年賀葉書寄付金使途の具体化について重ねて都道府県共同募金会に留意をうながす
	4	募金方法の適正化について、厚生省社会局長立会のもと共同募金会と日本赤十字社の申し合わせ
	4	中央競馬会による益金の一部を共同募金会に交付することについて衆議院・参議院両院議長へ請願
	5	新しい入場税法公布、共同募金について入場税免除措置が採られる
	6	組織強化のための調査研究地区を設定
	6	共同募金会の経営管理について研究会設置
	7	中央競馬会法公布へ（共同募金会が直接益金を受け付けることはできなかったが、数億円の金が民間社会福祉事業の振興資金にあてられた）
	7	「寄付金管理の正確性・明朗性・合目的性の向上、確保」「支会分会の確立」をテーマに、現任事務担当者研究会を東西で開催
	7	第32回理事会において、昭和30年寄附金つきお年玉年賀葉書の売りさばき協力についての基本的態度を決定

年	月	事柄
	7	全国都道府県共同募金会会長会議における「日本中央競馬会法に基づく民間社会福祉事業への助成方法について」の決議を校正大臣に進達
	12	『共同募金年報』（昭和29年版）発行
1955（昭和30）	2	第20回評議員会において、共同募金運動要綱を一部改正、30年度運動実施細目決定
	3	『昭和29年度通報集』発行
	3	寄付金の配分の効率化について総合調査研究要綱を通知
	5	広報と配分の企画・実務をテーマとして、事務担当者研究会を東西で実施
	8	寄附金付きお年玉年賀葉書の寄付金は、毎年共同募金会と日本赤十字社に交付され、共同募金会では都道府県共同募金会が配分を担当していたが、1956年正月の分については共同募金会が直接配分することに改められた
	9	厚生省は都道府県知事に委任し、都道府県共同募金会の法人監査を実施
	10	世論の指導的立場にある各界有識者約1,000名を対象にアンケート実施
1956（昭和31）	1	お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律改正（交付範囲格調等）反対を厚生大臣に陳情
	2	『組織強化のための調査研究報告書』発表
	2	第23回評議員会で「10周年記念運動」の展開を議決、運動の重点的協調事項3点を申し合わせた。これにともない、共同募金運動要綱を改正
	2	共同募金会会計原則を制定
	3	10周年運動の具体的企画が各都道府県共同募金会ごとに進展
	3	『共同募金年報』（昭和30年版）発行
	3	『昭和30年度通報集』発行
	3	全国社会福祉協議会と協働事業による「福祉広報」発行
	4	全国共同募金職員研究会を開催
	5	全国5ブロックで共同募金経理事務研修会を開催
	8	赤い羽根10周年記念写真コンクール実施
	9	『赤い羽根・10年の歩み』発行
	10	共同募金運動10周年記念全国社会福祉大会を天皇皇后両陛下ご臨席のもとに開催 全国の共同募金功労者42人に感謝状を贈呈
	12	第6回NHK歳末たすけあい運動実施 北海道例外地救援指定寄附金の取り扱いが行われた
1957（昭和32）	2	第26回評議員会において運動要綱及び実施細目の一部改正
	3	『共同募金年報』（昭和31年版）発行
	4	全国共同募金中堅職員研究会を実施
	5	共同募金強化特別委員会が、共同募金会と社会福祉協議会との協力関係促進の方策に関する諮問に対して答申、中央共同募金会は各都道府県共同募金会に対し実施方を要請
	5	厚生省・社会福祉事業振興会および中央共同募金会開催で全国5ブロック別に都道府県庁係官打合せ会を開催
	7	1947年発足以来、中央共同募金会会長の任にあった中川望氏が顧問に推され、灘尾弘吉氏が会長に就任
	8	西九州水害NHKたすけあい運動を共催
	10	法人の共同募金に対する寄付金の損金算入が認められる（大蔵省告知）
	12	第7回NHK歳末たすけあい運動実施
1958（昭和33）	1	共同募金運動強化特別委員会から倍加運動の先駆ともいえる「共同募金における全国的企画の重点について」の答申
	1	厚生省から各都道府県知事宛に目標額の設定、募金期間、収納、配分、経理等を内容とする「共同募金の適正実施について」通知
	1	「お年玉付郵便葉書等の発売に関する法律」改正について、1956年以来反対運動を進めてきたが、灘尾会長の斡旋による掘木厚生大臣と田中郵政大臣との会談において問題解決
	1	第33回評議員会において、共同募金実施細目を一部改正
	6	赤い羽根標語コンクール 入選作「わたしにも君にもできるたすけあい」
	7	「お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律」が改正され、名称が「お年玉つき郵便葉書及び寄付金つき郵便葉書等の発売並びに寄付金の処理に関する法律」となり、寄付金交付団体の範囲も広められた

年	月	事柄
	8	西日本水害NHKたすけあい運動を共催
	11	東京都千代田区三年町（現千代田区霞ヶ関3-3-2）に社会事業会館が新築落成、中央共同募金会事務局が移転
	12	第8回NHKたすけあい、特に奄美大島大火災救援指定寄付の取り扱いが行われた
	12	第9回国際社会事業会議が東京で開催 米国からダラス市共同募金会副会長ランゲ氏が来日
	12	赤い羽根写真コンクール実施
1959 （昭和34）	2	中央共同募金会が「共同募金倍加運動」を合言葉とする改善方策をまとめる
	2	第40回評議員会で「共同募金倍加運動のねらい」（実施要綱）を議決
	5	共同募金倍加運動の進め方をテーマとする全国共同募金中堅職員研究会を開催
	6	倍加運動推進委員会の意見に基づき、「共同募金運動と歳末たすけあい運動との調整一元化」「AB配分方式への移行」の具体的方策を各都道府県共同募金会に通知
	6	全国地方共同募金会事務局長連絡協議会を開催し「共同募金倍加運動のねらい」の具体的取り決めを協議
	7	渡辺厚生大臣は、財界首脳を招いて倍加運動、とくに法人募金の開拓について懇談した
	8	法人募金の開拓と募金一元化に関連して、共同募金の実施期間を3か月間に拡大することが厚生大臣から告示され、社会局長から都道府県知事宛に実施期間拡大を通知
	10	伊勢湾湾岸をおそった水害救援のため、NHKたすけあい運動を展開
1960 （昭和35）	4	倍加運動の実施事項の1つ「社会福祉施設建物の老朽壊損度調査」を厚生省・中央共同募金会・全国社会福祉協議会共同で全国的に実施。倍加運動の反響を調査する世論調査も実施
	5	チリ地震津波災害の被災者救援のため、NHKたすけあい実施に協力
	6	倍加運動の実施事項の1つ「総力PR運動の展開」のため、中央共同募金会に広報委員会を設置
	9	中山厚生大臣が財界首脳を招き、法人募金の開拓について懇談
	12	中央共同募金会に沖縄社会福祉協議会が正式加入
1961 （昭和36）	5	栄典法制定について、紺綬褒章および褒状存続に関する請願・陳述書を衆参両院議長・国会各関係者に提出
	8	日本テレビ・読売テレビほか2局の民間放送局記念行事として企画したテレビキャンペーン「この子らに愛の手を」を中央共同募金会が後援し、義援金の受け入れを担当
	8	全国社会福祉協議会・鉄道弘済会と共催で、東西2ブロック別に社会福祉施設広報研修会を開催
	9	灘尾厚生大臣は、財界首脳を招き民間社会福祉事業の実情を説明、法人募金の増強を懇談
	9	社会党によるいわゆる共同募金廃止論を新聞が報道
	9	各都道府県社会福祉協議会が共同募金会緊急事務局長会議を開催し、社会党河上委員長宛に要望書を提出
	9	『共同募金のねらい』作成、マスコミおよび学識経験者に配布
	9	第2室戸台風災害救援のため、たすけあい運動実施
	11	民間社会福祉事業のあり方と共同募金の配分対象並びに募金方法などについて、改善向上の具体的方策を推進するため、社会福祉協議会・共同募金会関係者の中から委員を構成し、民間社会福祉事業推進委員会を設置
	12	第1回民間社会福祉事業推進委員会を開催、運営要領を決定
1962 （昭和37）	1	第2回民間社会福祉事業推進委員会を開催
	2	第51回評議員会において、共同募金憲章を制定すべしとの方針決定、起草を民間社会福祉事業推進委員会に委託
	2	第3回民間社会福祉事業推進委員会開催
	4	中央共同募金会表彰規定を制定実施
	4	「国民の要望にこたえるために」をテーマに全国共同募金中堅職員研究会を開催
	5	第4回民間社会福祉事業推進委員会開催
	6	国民の理解と認識を高めるための広報活動の研究協議・演習を目的とする社会福祉推進研究会の東ブロック研修会を東京で開催
	7	第5回民間社会福祉事業推進委員会開催、「共同募金運動のすすめかた」「民間社会福祉施設のあり方」を起草
	8	社会福祉推進研修会の西ブロック研修会を山口県で開催
	9	共同募金に対する個人大口寄付に対する所得控除が認められる（大蔵省告知）

年	月	事柄
	10	全日空協力による第1回「赤い羽根空の第一便」実施
	11	募金方法についての世論調査を実施
	12	『共同募金年報11』（昭和34・35・36年版）発行
1963（昭和38）	2	第53回評議員会において、全国協調の申合せの1つとして、共同募金憲章の形ではなく「赤い羽根共同募金運動のすすめかた」がまとめられ議決
	4	「理解にもとづく協力をたかめるために」をテーマとする全国共同募金中堅職員研究会を東京で開催
	5	フィリピン（マニラ市共同募金会）から派遣されたミス赤い羽根が来日
	5	九州ブロックの第一線活動研究会（支会分会事務担当者と奉仕者）を開催
	6	第6回社会福祉事業推進委員会開催
	6	中国ブロックの第一線研究会を開催
	7	『共同募金年報12』（昭和37年版）発行
	7	第7回社会福祉事業推進委員会開催
	7	北海道東北ブロックと東海北陸ブロックの第一線研究会を開催
	8	近畿ブロックと四国ブロックの第一線研究会を開催
	10	全日本学生自動車連盟協力の赤い羽根運動激励キャラバン、喜劇人協会の協力等が行われる
1964（昭和39）	4	「中央共同募金会顕彰規定」実施、従来の表彰規定を廃止
	4	全国共同募金中堅職員研究会を東京で開催
	4	日本自転車振興会・日本小型自動車振興会から益金の一部が民間社会事業に補助金として支出されるようになり、共同募金が申請の窓口と定められる
	6	新潟地震災害NHKたすけあいに協力
	12	『共同募金年報』（昭和38年版、通巻13号）発行
1965（昭和40）	2	全国共同募金事務局長連絡協議会において、共同募金20周年を機とする運動の刷新方策および行事のあり方について検討
	3	共同募金の強化改善について、論文コンテスト入選者を発表
	4	大蔵省告示第154号により、個人大口法人寄付金の特定・指定寄付金の個別指定が包括指定の取扱いとなる
	4	「20周年記念事業企画特別委員会設置運営要領」施行
	4	総理府総務長官に「紺綬褒章授与基準に特例を設けられたきことについて」陳情
	7	都道府県社会福祉協議会・共同募金職員広報研究会を神奈川県下で開催
	12	『共同募金年報』（昭和39年版、通巻14号）発行
1966（昭和41）	1	顕彰制度研究委員会を開催、20周年記念特別顕彰の具体的方策を決定
	1	郵政大臣に対し、「お年玉つき郵便葉書制度の存続並びに寄付金額について」陳情
	2	第61回評議員会において「20周年を期しての共同募金強化策大綱」を決定
	4	全国共同募金職員研究会を東京で開催
	4	共同募金運動の強化改善についての第2回論文コンテスト入選者を発表
	5	配分基準調整委員会を設置し、「共同募金の配分計画における都道府県間の地域格差を是正し、施設配分と地域配分とのバランスの適正化を推進するために、その平均単価の最低基準をどのように設定するべきか」を諮問
	6	都道府県共同募金職員広報研究会を神奈川県下で開催
	6	配分基準調整委員会より第2回の中間答申
	7	共同募金運動20周年を記念して標語を募集 「手をつなげ大きな輪になれたすけあい」を入選作として決定
	9	共同募金運動20周年記念「全国社会福祉大会」を開催 両陛下・高松宮・同妃両殿下ご臨席のもとに各種の顕彰を実施
	9	記念誌『国民たすけあい共同募金赤い羽根20周年』の発行
	11	分担金基準策定委員会を開催
1967（昭和42）	5	「制度創設50周年を期しての共同募金強化策大綱」に「共同募金運動の強化推進」を重点活動として盛り込む
	5	全国民生委員児童委員協議会が民生児童委員活動強化要項を策定し、共同募金運動の強化、推進を明記する
	7	お年玉つき郵便葉書寄付金による「災害復旧特別資金」創設

年	月	事柄
	9	1日郵政省告示による年賀葉書寄付金受配団体の指定方法に関して、「全国共同募金会社会福祉協議会社会福祉団体代表緊急合同会議」を開催
	9	行政管理庁より「共同募金に関する勧告」 このことに関して「全国共同募金会会長・事務局長連絡協議会」を開催し、本年度運動実施のために最大の努力を尽くすことを再認識（中央共同募金会長・全国社会福祉協議会会長・自民党社会部会声明発表）
	10	主要新聞社論説委員懇談会開催
	10	第21回共同募金運動を展開 坊厚生大臣・各閣僚夫人ほか各界名士が募金奉仕
1968 （昭和43）	4	木村副会長が韓国を訪問し、共同募金運動創設のための気運醸成と技術援助を行う
	4	十勝沖地震災害NHKたすけあい運動実施
	9	各界有識者16名による第1回「共同募金懇話会」を開催
	10	第22回共同募金運動を展開 佐藤総理・谷垣厚生政務次官・各閣僚夫人ほか各界名士による募金奉仕
	11	「お年玉つき郵便葉書及び寄付金つき郵便葉書等の発売並びに寄付金の処理に関する法律の一部を改正する法律」に伴う厚生・郵政両大臣の申し合わせが結ばれる
1969 （昭和44）	1	「配分の基準調整」に関する本答申の実施
	2	国民たすけあい共同募金「運動要綱・実施細目」の一部改正
	10	財団法人中央競馬社会福祉財団が設置され、社会福祉事業に対する助成事業を行うことになり、共同募金会が施設整備等の助成申請の窓口に定められる
1970 （昭和45）	5	大蔵省告示第154号第4号の改正により、共同募金の募金期間以外に寄託される寄付金についても、所得税法の特定寄付金または法人税法の指定寄付金の取扱いとなる
1971 （昭和46）	4	25周年運動企画特別委員会を開催 答申内容は、①共同募金運動の今日的意義、②運動の改善強化方策、③全国的規模における記念行事のあり方とその実施要綱
	4	全国統一スローガン「豊かな心をつなごう」を採用
	5	沖縄県共同募金会設立
1972 （昭和47）	4	新規募金方法の開発をねらいとする電子情報処理委員会を設置・運営
	4	全国統一スローガン「たすけあいの広がりを」 （この年、NHKたすけあいで、大阪をモデルとしたダイレクトメールテストキャンペーンを実施）
	5	沖縄の本土復帰を記念した「みんなの心を沖縄に」拠金運動を展開
	10	第26回共同募金運動を展開 25周年記念特別事業として、①特別顕彰の実施、②第1回国際共同募金会義の開催、③記念タバコ（2,500万本）の発売、④たすけあいの詩の募集、⑤赤い羽根俳句の公募を実施
1973 （昭和48）	3	第1回国際共同募金会議を東京で開催
	4	全国統一スローガン「たすけあいを大きな輪に！」
	5	共同募金会ブロック幹事事務局長連絡協議会を設置
	10	北海道札幌市内の法人企業を対象に、法人募金新規開拓のテストキャンペーン「郵便による寄付の呼びかけ」を実施
1974 （昭和49）	2	第2回国際共同募金会義開催（米国ホノルル市）
	2	全国統一スローガン「たすけあいをこだまさせよう」を採用
	4	各界専門家からなる広報委員会を設置
1975 （昭和50）	4	全国統一スローガン「今日もあしたもしあわせを」を採用
	10	10月14日施行の公職選挙法第199条の規定（公職の候補者の寄付及び公職の候補者等に対する寄付）をめぐって、全国共同募金事務局連絡協議会を開催
1976 （昭和51）	4	全国統一スローガン「あなたもボランティアに赤い羽根で福祉活動に参加しましょう」を採用
	5	第3回国際共同募金会義開催（香港）
	6	30周年を迎えた共同募金運動の今後のあり方と組織強化の拡充を図るため、1975・1976年にわたり共同募金運動強化特別委員会を開き、共同募金30周年を期しての当面の運動強化策大綱を作成、運動の指針とする
1977 （昭和52）	4	全国統一スローガン「“あなたもボランティア”に赤い羽根で福祉活動に参加しよう」を採用
	4	米国クリーブランド市共同募金会研修に職員派遣
	5	第4回国際共同募金会議開催（カナダ・バンクーバー市）

年	月	事柄
	6	1976年度社会福祉事業振興会の貸付対象施設826の民間社会福祉施設の施設整備に要した資金の状況を把握するため、自己資金調査状況を調査書にまとめる
	10	第31回共同募金運動を展開 30周年記念事業として①特別記念顕彰の実施と赤い羽根アトラクションの開催、②全国共同募金会会長懇談会の開催、③赤い羽根の童話第1集、「やさしいにくまれっ子」の刊行配布（15万部）、④赤い羽根の歌（新曲）「赤い花びら」（森繁久弥氏詩、岩代浩一作編曲）の作成、⑤記念タバコ（チェリー 3,000万本）の発行、⑥チャリティー映画鑑賞会の開催（6月9日、銀座ピカデリー、協賛松竹・東北新報社・富士映画）を実施
1978 （昭和53）	2	共同募金運動強化特別委員会の意見に基づき、30年を経過した運動をさらに強力に推進するための具体的方策として、「共同募金運動の改善方策」をとりまとめ、1,000億円募金への挑戦を提唱し、中央共同募金会第95回評議員会申し合わせ事項とする
	3	民間社会福祉施設の資金需要の実態調査2,593施設を対象にアンケートを実施、回答のあった1,065施設の報告を冊子『受配施設のこえ』として発行
	4	全国統一スローガン「あなたもボランティアに――赤い羽根で福祉活動に参加しよう」を採用
	5	運動の実践母体「支会分会担当者全国研究会」を本年度から開催
	6	中央共同募金会委員会規定（昭和53年5月31日）に基づき、募金技術委員会および広報委員会を設置
	9	9月4日付厚生省令第60号により、「厚生大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」が制定・施行 社会福祉の分野における公益信託制度の実施は、共同募金会のみが受益者になることが決定
	10	第32回共同募金運動を展開 協賛行事「三菱センター 231」ギャラリー展を実施
1979 （昭和54）	2	1,000施設の社会化実態調査に基づく報告書『施設をひらく』を刊行
	3	厚生省の厚生科学研究補助金による研究対象として、「共同募金の振興に関する研究」が社会保障研究所第三研究部長により実施される
	3	1978年度共同募金運動結果の発表を初めて実施
	3	共同募金会役職員バッジを作成
	4	全国統一スローガン「やさしさを隣人に――赤い羽根共同募金」を採用
	4	支会分会向けの機関誌「共同募金通信」（隔月刊）発刊
	5	第5回国際共同募金会議開催（フィリピン・マニラ市）
	5	国際児童年を記念し、1979年度共同募金の配分はテント配分に決定。また、1978年度・1979年度配分により設置する子どものあそび場に標止版を掲出することを決定
	6	あきかん募金用ラベルを試作。ラベルは1994年まで各年度にキャラクター図柄により作成
	11	公益信託第1号「小川忠孝老人福祉基金」を創設（出捐者・小川忠孝氏、受益者・静岡県共同募金会）
1980 （昭和55）	2	共同募金運動改善方策推進委員会答申を理事会・評議員会で採択
	4	全国統一スローガン「優しさを隣人に――赤い羽根共同募金」を採用
	6	あきかん募金用ラベル（ドラえもんの図柄）の全国的普及を推進
	6	募金バッジ（中央共同募金会作成）の全国的普及を推進
	6	共同募金運動必携シリーズ『募金・広報編』刊行
	6	国際障害者年に向けて全国共通特別配分を設定 中央共同募金会は「障害者の社会参加のための場づくり」をテーマとしてメニューを提示
1981 （昭和56）	4	全国統一スローガン「優しさを隣人に――赤い羽根共同募金」を採用
	4	支会分会の組織強化を図るため、中央共同募金会が「改正支会分会規定案・会則準則案並びに共同募金奉仕団規約準則案」を提示
	4	全国共通特別配分を設定テーマは国際障害者年を記念し、前年度に引き続き「障害者の社会参加のための場づくり」
	5	第6回国際共同募金会会議開催（オーストラリア・ジーロング市）
	6	法律問題研究委員会を開催
	6	共同募金運動35周年記念特別事業委員会を開催
1982 （昭和57）	2	「共同募金に対する国民の意識と参加に関する調査研究」「民間社会福祉施設、民間社会福祉関係団体に対する『共同募金についてのアンケート調査』」の結果報告書がまとまる
	3	公益信託高橋保蔵記念福祉振興基金創設（出捐者は高橋保蔵氏）
	4	共同募金運動従事者研修要領がまとまる
	4	全国統一スローガン「優しさを隣人に――赤い羽根共同募金」を採用

年	月	事柄
	4	職域募金実施要領の試案がまとまる
	5	標準経費作成研究会を開催
	5	法律問題研究委員会を開催
	7	法律問題研究委員会より「共同募金の制度的問題とその対策について」の答申
	7	職域募金推進全国研究会を開催
	8	長崎豪雨NHK災害たすけあい実施
	8	赤い羽根シール付きを採用
1983 (昭和58)	2	事務所移転対策委員会を開催
	2	職域募金推進全国研究会を開催。『新しい職域募金』『共同募金の基礎知識』刊行。奉仕者研修用映画「やさしさを隣人に――赤い羽根共同募金」を作成。民放テレビ局に対し業績報告のテレビスライドを提供
	3	「久慈地域たすけあい運動」の実施
	4	全国スローガン「やさしさを隣人に――赤い羽根共同募金」を採用
	4	全国共通特別配分を設定 テーマは「老人と障害者の生き甲斐対策のための配分」
	4	税制の一部改正（運動期間外の第二種社会福祉事業）
	6	日本海中部地震災害秋田たすけあい実施
	6	第7回国際共同募金会議（於プエルト・リコ）
	7	山陰豪雨災害NHKたすけあい実施
	7	職域募金推進全国研究会の開催
	9	民放（テレビ局）に対し、呼びかけのテレビ・スポット提供
	9	赤い羽根にフック式（学童向）を採用
	9	協力者用募金箱を作成
	10	「三宅島噴火災害NHKたすけあい」の実施
	10	赤い羽根共同募金協賛「『ツムラ、五木クラシック』'83女子プロゴルフトーナメント」の開催
	11	公益信託「二度童子奥田基金」創設（大阪府）
	12	都道府県共同募金会の基礎調査結果まとまる
1984 (昭和59)	3	奉仕者研修用映画「やさしさを隣人に――募金活動の実際」を作成
	3	民放テレビ局に対し、実績報告のテレビスポットを提供
	3	『「一世帯一千円」に向けて』刊行
	3	公益信託「グレイパワー前田基金」（北海道）創設
	4	全国統一スローガン「やさしさを隣人に――赤い羽根共同募金」を採用
	7	職域募金推進全国研究会を開催
	8	社会事業会館改築のため、中央共同募金会の事務局移転（千代田区永田町2-12-4）
	9	厚生大臣感謝状贈呈制度創設
	9	使途明示ポスター、子ども用ワッペン、卓上募金箱（球形）作成
	10	「ツムラ、五木クラシック」'84女子プロゴルフトーナメント開催
1985 (昭和60)	3	『職域募金のすすめ方』『バザーのひらき方』『共同募金使途明示の手引』刊行
	4	全国統一スローガン「わかちあう幸せ――赤い羽根共同募金」を採用
	4	全国共通特別配分テーマを設定 テーマは「施設の地域開放事業への配分」。配分メニュー提示
	5	第8回国際共同募金会開催（台湾・台北市）
	6	30件2億9,000万円の案件の審査を実施
	7	第1回共同募金運動基本問題懇談会を設置し、開催
	8	お話募金箱、Tシャツなどの新資材を作成
	8	第2回共同募金運動基本問題懇談会を開催
	8	第1回配分研究会を開催
	8	民放テレビ局向けスポット（15秒）を作成
	8	主要報道機関論説委員懇話会を開催
	8	記者発表（募金バッジB型、奉仕者ワッペンなど）を実施
	10	赤い羽根共同募金協賛「ツムラ、五木クラシック」85を後援

年	月	事柄
	10	街頭募金時に一般通行人に対するアンケート調査を実施
	10	第3回共同募金運動基本問題懇談会を開催
	10	第2回配分研究会を開催
	11	全国社会福祉大会において分科会「地域福祉推進における共同募金の役割」を実施
	11	第4回共同募金運動基本問題懇談会を開催
	12	第5回共同募金運動基本問題懇談会を開催
	12	寄附金審査委員会を開催
1986 (昭和61)	1	第6回共同募金運動基本問題懇談会を開催
	2	第7回共同募金運動基本問題懇談会を開催
	3	共同募金運動基本問題懇談会が「共同募金の強化方策」を提言
	3	1985年度運動実績、シンボルキャラクター公募結果等を記者発表
	3	民放テレビ局向け運動結果のテレビスライド作成
	3	「共同募金に対する国民の意識調査」の結果報告書がまとまる
	3	公益信託の信託財産の限度額（3,000万円）撤廃
	3	昭和40年大蔵省告示154号第4号の改正
	4	全国統一スローガン「わかちあう幸せ――赤い羽根共同募金」を採用
	4	全国共通特別配分を設定 「テーマは「施設の地域解放事業への配分」
	4	共同募金運動シンボルキャラクター「愛ちゃんと希望くん」が誕生
	4	配分研究会を開催
	6	全国共同募金会支会分会役員研究協議会を開催
	6	全国共同募金会支会分会役員研究協議会（東日本ブロック）を開催
	6	公益信託谷本康一昌平養護施設児童就学援助基金（委託者は高山良・山崎博哉、受託者は北海道共同募金会）
	8	「提言の具体化に関する研究会」を開催
	8	40周年記念特別事業研究会を開催
	8	子ども用ワッペン、バルーンなどの新資材を作成
	9	社会福祉事業法改正にかかわる共同募金の意見を協議
	9	寄附金審査委員会で、39件5億4,000万円の案件を審査
	9	民放テレビ局向けスポット（15秒）を作成
	9	主要報道機関論説委員懇話会を開催
	10	40周年記念特別事業研究会（第2回）を開催
	10	「ツムラ、五木クラシック’86」女子プロゴルフトーナメントを後援
	11	全国社会福祉大会を開催
	12	第36回NHK歳末たすけあい運動実施（海外たすけあいと同期間）
	12	公益信託高橋保蔵視覚障害者福祉基金創設（委託者・高橋保蔵氏、受託者・埼玉県共同募金会）
1987 (昭和62)	1	公益信託テレジア視覚障害者家庭児童教育援助基金（出損者・清野鳩、受託者・北海道共同募金会）
	2	「40周年を期しての共同募金強化策大綱」を決定
	3	民放テレビ局向け運動結果のテレビスライドを作成
	3	「共同募金の実務に関する研究会」を開催
	3	寄付金審査委員会を開催
	3	中央共同募金会、新霞が関ビルディングに移転
	4	全国統一スローガン「わかちあう幸せ――赤い羽根共同募金」を採用
	4	40周年記念全国共通特別配分テーマを設定 テーマは「障害者の小規模作業所への配分」「『赤い羽根童話』合本の配分」
	4	『小規模作業所助成のしおり』作成
	4	厚生省社会局長通知（社庶第71号）により寄付金審査委員会を廃止
	5	第9回国際共同募金会議開催（イギリス・ロンド）
	5	「共同募金の実務に関する研究会」を開催
	5	郵便振替法の改正による寄付金の送金にかかわる料金免除が実現

年	月	事柄
	9	民放テレビ局向けテレビスポット（15秒）を作成
	9	顕彰審査委員会を開催
	10	第41回（40周年）共同募金運動を展開 記念事業として①全国社会福祉大会における特別表彰の実施、②「共同募金運動40周年記念の集い」の開催、③『40周年記念冊子』の発行、「赤い羽根の歌」の作成等を実施
	11	共同募金運動40周年記念全国社会福祉大会を開催。共同募金運動40周年記念の集いを開催
	12	共同募金運動40周年記念「寅さんチャリティ試写会」を開催
1988 （昭和63）	2	アジア太平洋諸国共同募金会議に職員派遣
	4	全国統一スローガン「わかちあう幸せ――赤い羽根共同募金」を採用
	4	全国共通配分テーマを設定 テーマは「在宅老人介護援助事業への配分」「障害者の小規模作業所への配分」
	6	第1回共同募金海外事情調査研修（アメリカ）
	9	企業向け情報誌『どん』創刊
	9	配分研究会の「共同募金配分の今後のあり方について」まとまる
	10	赤い羽根協力店を試験的に実施
	11	共同募金会会計規定等に関する説明会開催
	12	中央共同募金会広報委員会から「共同募金運動にかかる『国民の理解と参加の促進』について」の提言
1989 （平成元）	2	ビデオを作成 ビデオは、「支会分会の活動を追って―取材報告」「暮らしの中の…共同募金―赤い羽根協力店活動」「あなたと赤い羽根―共同募金って何？」「トライしてみませんか―ちょっと新しい職域募金」
	3	福祉関係3審議会合企画分科会が厚生大臣に意見具申
	3	第1回赤い羽根うるおいキャンペーン実施
	4	全国統一スローガン「いま大切な民間社会福祉」を採用
	4	全国共通配分テーマを設定 テーマは「在宅要介護者にかかる福祉と保健のサービス業への配分、障害者の小規模作業所への配分」
	4	共同募金の愛称「赤い羽根募金」を決定しロゴを作成
	4	第10回国際共同募金会議開催（シンガポール）
	6	第1回全国ボランティア大会開催（東京）
	7	中央社会福祉審議会に地域福祉専門分科会設置
	8	税制改正の一環として、個人住民税について寄付金控除が設けられる
	10	中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会ヒアリングに「共同募金の当面の課題」を提示
1990 （平成2）	1	中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会の中間報告「地域における民間福祉活動の推進について」まとまる
	2	公職選挙法の一部改正により寄付にかかる罰則強化される
	2	厚生省社会局長からの共同募金の適正実施についての通知により共同募金事業の自主点検が求められる
	2	共同募金出納員規程を作成
	3	CATV向けビデオを作成
	3	「赤い羽根うるおいキャンペーン」開催
	3	「共同募金運動啓発パネル」（一般向け、小学生向け、中学生向け）作成
	4	全国統一スローガン「いま大切な民間社会福祉」を採用
	4	全国共通特別配分テーマを設定 テーマは、「在宅要介護者を介護する者に対する支援事業への配分」「障害者などの小規模作業所活動事業への配分」
	4	寄付金控除額の控除の対象となる共同募金会に対する件を告示
	4	第2回共同募金海外事情調査研修事業（アメリカ）の実施
	7	第2回全国ボランティア大会開催（東京） 赤い羽根ボランティア賞を贈呈
	7	赤い羽根協力店推進要綱を作成
	10	青少年向けパンフレットを作成 1995年度まで各年度作成
	12	社会事業法の改正により過半数配分の原則の暖和等が行われる

年	月	事柄
1991 (平成3)	2	共同募金基本問題検討委員会を設置
	2	税制上の特典について突出し広告実施
	3	赤い羽根うるおいキャンペーン実施
	4	全国統一スローガン「いま大切な民間社会福祉」を採用
	4	全国共通特別配分テーマを設定 テーマは、「在宅介護者に対する支援事業」「障害者などの作業所への通所援護事業」
	4	赤い羽根うるおいキャンペーン実施
	6	雲仙普賢岳災害たすけあい実施
	6	第3回全国ボランティア大会の開催（東京）
	9	伊豆半島南部集中豪雨災害たすけあい実施
	10	寄付機能つきクレジットカードによる募金を導入
	10	台風19号集中豪雨災害たすけあい実施
	11	共同募金基本問題検討委員会の答申
1992 (平成4)	4	全国統一スローガン「ひとりひとりの優しさは、社会の資産です」を採用
	4	赤い羽根うるおいキャンペーン実施
	5	寄付金を内容とする郵便物の料金免除を施行
	8	共同募金運動業務活性化研究会を設置
	10	第1回ボランティアフェスティバル（兵庫県）開催
	10	㈱オオクボ（本社・島根県益田市）、共同募金で初めてドナーチョイスを実施 寄付金の配分先を高齢者のための活動への支援を要望
	12	都道府県共同募金会基礎調査を実施
	12	高齢者福祉に関する民間資金のあり方の調査研究の実施
1993 (平成5)	1	釧路沖地震災害たすけあい実施
	4	全国統一スローガン「ひとりひとりの優しさは、社会の資産です」を採用
	4	赤い羽根うるおいキャンペーン（第5回）の実施
	4	共同募金海外事情研修事業（アメリカ）の実施
	7	北海道南西沖地震災害たすけあいの実施
	8	九州南部を中心とした集中豪雨災害たすけあいの実施
	8	鹿児島県集中豪雨災害さすけあいの実地
	8	戸別募金奉仕者用研修ビデオの製作
	9	台風13号の影響による集中豪雨災害たすけあいの実施
	9	運動期間内の寄付金を内容とする現金書留の料金が免除に
	10	第2回ボランティアフェスティバル（福井県）を開催
1994 (平成6)	4	全国統一スローガン「一人ひとりの優しさは、社会の資産です」を採用
	4	組立式募金箱を開発（あきかん募金箱作成を中止）
	4	第11回国際共同募金会議開催（ハンガリー）
	5	都道府県共同募金会基礎調査報告書まとまる
	8	児童向けビデ「赤い羽根見つけた！」を作成
	9	企画・作業グループを設置し、50周年を迎える共同募金のあり方委員会（仮称）の準備作業を行う
	10	第3回ボランティアフェスティバルを開催（岩手）
	10	第1回赤い羽根セミナー開催 テーマ「企業の社会貢献」
	11	「企業へのアプローチマニュアル」まとまる
1995 (平成7)	1	「兵庫県南部地震災害（阪神・淡路大震災）NHKたすけあい」、1月18日から1か月間、全国的に展開 法人寄付金が全額損金に、個人寄付金については、寄付金控除が適用された
	2	平成6年度共同募金会常務理事・事務局長会議の開催
	4	全国統一スローガン「一人じゃない、みんな一緒に生きていく」を採用
	4	50周年を迎える共同募金に対する国民の意識と参加に関する意識調査を全国的に展開
	7	『共同募金会阪神・淡路大震災取組資料』を作成
	7	阪神・淡路大震災兵庫県南部地震災害NHKたすけあい、義援金募集の実施期間を18日までに

年	月	事柄
	7	21世紀を迎える共同募金のあり方委員会企画・作業グループから、まとめとして「50周年を契機とした市民募金のあり方」が報告される
	9	21世紀を迎える共同募金のあり方委員会が設置される（第1回）
	9	『共同募金とボランティア活動に関する意識調査』報告書まとまる
	10	歳末たすけあい運動実施要項の改定が行われる
	11	第4回全国ボランティアフェスティバル長野を開催（長野）
1996 (平成8)	2	平成7年度共同募金会常務理事・事務局長会議の開催
	2	21世紀を迎える共同募金のあり方委員会から、答申「新しい『寄付の文化』の創造をめざして」が出される
	3	第2回赤い羽根セミナーを開催 テーマ「共同募金-21世紀のあり方」
	4	全国統一スローガン「一人じゃない、みんな一緒に生きていく」を採用
	4	実施要領作成検討委員会が設置される
	5	第12回国際共同募金会議開催（米国・マイアミ市）
	7	平成8年度共同募金運動推進セミナー開催、社会福祉協議会の参加も募る
	7	キャラクター募金箱を全国的に活用
	9	郵政省より共同募金運動50周年記念切手発売（2万1,000枚）
	9	第5回全国ボランティアフェスティバル大阪を開催（大阪）
	9	翁久次郎中央共同募金会長の逝去により金田一郎氏が会長代行に就任
	9	電脳募金箱が㈱四次元ポートで開発
	10	共同募金発足行事に菅厚生大臣、横綱貴乃花関・曙関が参加
	10	共同募金運動50周年記念（第3回）赤い羽根セミナー開催・テーマ「広がれボランティアの輪」
	11	彩福祉グループが共同募金への指定寄付金制度を悪用
1997 (平成9)	3	「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」（第8回）開催
	4	全国統一スローガン「みんな一緒に生きていく」を設定
	5	「国民たすけあい共同募金運動要綱」の一部改正
	8	「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」を制定
	10	フリーダイヤルによる「赤い羽根子ども相談室」を開設
	10	「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」（第9回）開催
		第1回赤い羽根セミナー・佐賀を開催（佐賀）
		第6回全国ボランティアフェスティバル・山口を開催（山口）
1998 (平成10)	5	広報、企業の社会貢献活動との連携、戸別募金のテーマ別ワークショップを開催
	6	「21世紀を迎える共同募金のあり方委員会」（第10回）開催
	8	東日本豪雨災害で福島県共同募金会が「災害ボランティア支援資金制度」を初めて適用
	9	共同募金懇話会を開催
		第7回全国ボランティアフェスティバル・山形を開催（山形）
	11	第2回赤い羽根まちづくりセミナー・ちゅうごくを開催（広島）
1999 (平成11)	1	共同募金の「チラシ」「募金用封筒」コンクールを実施
	8	歌人・俵万智さんを「赤い羽根特使」に委嘱
	9	中央共同募金会がホームページを開設
	10	第8回全国ボランティアフェスティバル・みやざきを開催（宮崎）
	11	第3回赤い羽根セミナー群馬を開催（群馬）
2000 (平成12)	5	第14回国際共同募金会世界会議（香港）へ代表団を派遣
	6	社会福祉法（旧社会福祉事業法）が施行され共同募金の目的が新たに「地域福祉の推進」と位置づけられる
	7	赤い羽根全国フォーラムinみやぎを開催（宮城）
	9	第9回全国ボランティアフェスティバル・とくしまを開催（徳島）
	10	プリペイドカード式の電子マネーによるインターネット募金を導入
	11	「共同募金の募金ボランティアに関する意識調査」を実施
2001 (平成13)	5	「共同募金運動要綱」の一部改正
		全国統一スローガン「あなたのまちの幸せのために」を設定

年	月	事柄
		「21世紀における共同募金運動指針（その1）」を策定
	9	第10回全国ボランティアフェスティバル・かながわを開催（神奈川）
	10	統計様式推進プロジェクトチームを設置
	10	企業等を対象とするメールマガジン『メルマガDON』の配信開始
	10	インターネットを活用したチャリティオークションを開始
		「災害支援制度運営要綱」及び「災害支援制度実施要領」を策定
	11	赤い羽根全国フォーラム2001を開催（東京）
2002（平成14）	4	総合的な学習の時間の一環として、共同募金を勉強する中学生の訪問を受け入れる
	5	「共同募金運動要綱」の一部改正
		都道府県共同募金会・支会分会モデル規程・会則の制定
	9	第11回全国ボランティアフェスティバルやまなしを開催（山梨）
		第2次日米英民間財源比較調査研究を実施
2003（平成15）	3	インターネットを活用した全国統一の配分統計システム「赤い羽根データベースはねっと」の運用を開始
	3	若者のボランティア体験をマンガ化した「アクションガイド」を作成
		全国統一スローガン「地域の福祉、みんなで参加」を設定
	10	第12回全国ボランティアフェスティバルいしかわを開催（石川）
2004（平成16）		新潟県中越地震、台風災害など合わせて20件の災害義援金を実施
		「赤い羽根サポーター」として、石原さとみさん、島谷ひとみさん、谷亮子さん、ゆずさんからメッセージ
	7	共同募金・募金フォーラムを開催（東京）
	9	第13回全国ボランティアフェスティバルびわこを開催（滋賀）
		共同募金運動主要通知集第3集の刊行
	10	新潟県中越地震に対して、災害等準備金の全国からの拠出
		「平成16年度都道府県共同募金会基礎調査」を実施
2005（平成17）	1	共同募金・配分フォーラムを開催（東京）
	3	企業・NPO・社協・共同募金会等による「災害ボランティア支援に関する検証プロジェクト」を設置
	3	個人情報保護法に対応するため個人情報保護に関する方針・規程等を作成
	6	第3次「共同募金とボランティア活動に関する意識調査」を実施
		「赤い羽根サポーター」として、KOKIAさん、杜けあきさん、川嶋あいさんからメッセージ
	6	共同募金・募金フォーラムを開催
	10	第14回全国ボランティアフェスティバル火の国くまもとを開催（熊本）
	11	共同募金・配分フォーラムを開催
2006（平成18）	1	会長諮問機関として「企画・推進委員会」および同委員会専門部会を設置
	4	全国共通配分テーマ「安心・安全なまちづくり支援～地域の安心・安全の暮らしを住民とともにつくる活動の支援」を設定
	5	企画・推進委員会を開催（第2回）
	9	赤い羽根携帯サイトを開設
	10	チャリティコンサート等「共同募金60年記念」事業を実施
	10	共同募金会職員による共同募金改革プロジェクト会議を設置
		「赤い羽根サポーター」として、矢井田瞳さん、五味太郎さんからメッセージ
	11	第15回全国ボランティアフェスティバルぐんまを開催（群馬）
2007（平成19）	5	企画・推進委員会より「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」と題する答申が出される
	9	第16回全国ボランティアフェスティバルあいち・なごやを開催（愛知）
	10	共同募金改革モデル事業を実施し9県・ブロックの取組みをモデル指定
	10	全国社会福祉協議会事務局長通知「共同募金改革に伴う社会福祉協議会の今後の対応（基本的な考え方）」
	11	共同募金改革推進会議を開催（東京）
		広報3か年戦略（後に5か年戦略）を策定
2008（平成20）	3	福祉医療機構との共同研究「プログラムオフィサー・ファンドレイザー養成研修プログラム研究」の報告書まとまる

年	月	事柄
	4	「災害ボランティア支援に関する検証プロジェクト」を発展的に解消し、「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」を設置
	6	「共同募金改革アクションプラン（第1集）」発行
	6	共同募金改革推進会議を開催（東京）
	9	第17回全国ボランティアフェスティバルにいがたを開催（新潟）
	10	厚生労働省社会・援護局長通知「共同募金経費標準の特例措置について」
		共同募金関係職員向け「共同募金コミュニティサイト」開設
2009（平成21）	4	「共同募金コミュニティサイト」の運用を開始
	10	共同募金ポスターにおいて、メインテーマとして「じぶんの町を良くするしくみ。」を設定
	10	助成内容をアイコンで表現したポスター等を開発
	11	インターネットを活用し直接ふるさとの共同募金に寄付できる「ふるさとサポート募金」を試行的に実施
2010（平成22）	2	「共同募金運動要綱」の改正
	2	「共同募金助成方針」の策定
	2	「共同募金会・市町村共同募金委員会モデル会則」の改正
	4	赤い羽根データベースはねっと新システムへの移行
	6	「第1回赤い羽根全国ミーティングinくろべ」（富山）開催
		地域における共助のしくみとしてのファンドの確立のための検討事業～新たな募金手法の展開及びそれを実践する人材養成に関する検討会～の実施
	9	中央共同募金会ホームページ全面リニューアル
	10	赤い羽根「地域の支えあい基金」の設置
	12	国際交流基金日米センターの助成による「市民社会の財政基盤強化のための日米対話促進事業」として、米国ユナイテッドウェイ関係者が三重県松阪市、広島市、富山県黒部市を訪問
2011（平成23）	3	東日本大震災義援金の受付開始
	3	東日本大震災に対して、災害等準備金の全国拠出
	3	赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」創設
	8	「第2回赤い羽根全国ミーティングinTokyo」（東京）開催
	10	浅草・浅草寺にて街頭募金イベントを実施
2012（平成24）	1	「大都市部における共同募金連絡会議」を開催
	5	新たな募金手法（ファンドレイジング）の開発に向けた改革モデル事業を実施
	6	「第3回赤い羽根全国ミーティングin小浜」（福井）の開催
	10	スマートフォン用募金アプリの開発
2013（平成25）	3	全国共通助成テーマ「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支え合うしくみづくり～」の新設
	4	東日本大震災の震災遺児支援事業の実施
	5	新たに「広報3か年プラン」として「あかいはね女子」動画・ポスターを制作
	8	「第4回赤い羽根全国ミーティングin東京」（東京）の開催
2014（平成26）	1	赤い羽根「被災地住民支え合いサポート募金」（ボラサポ2）の寄付金募集開始
	4	赤い羽根データベースはねっと新システムへの移行
	6	「タケダ・赤い羽根広域避難者支援プログラム」を実施
	6	「市部のファンドレイジング連絡会」を開催
	6	「第5回赤い羽根全国ミーティングinたかしま」（滋賀）の開催
	10	運動創設70年に向けて企画・推進委員会を設置
2015（平成27）	3	都道府県共同募金会及び市区町村共同募金委員会等実態調査の実施
	6	企画・推進委員会「今後の協議に向けた論点整理」を報告
	6	ネパール地震の被災地支援の寄付金募集開始
	7	「第6回赤い羽根全国ミーティング」（東京）の開催
	7	「赤い羽根企業CSR懇談会」を開催
	8	ユナイテッドウェイ・ワールドワイド（UWW）と提携～企業の社会貢献活動の支援強化による社会課題解決の取り組みを本格化～
	8	「市部のファンドレイジング連絡会」を開催

年	月	事柄
	9	「地域歳末たすけあい運動実施要項」を改訂
2016 (平成28)	2	企画・推進委員会「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造～共同募金における運動性の再生～」を答申（70年答申）
	5	「70年答申に基づく推進方策」を中央共同募金会評議員会において申し合わせ
	6	赤い羽根「災害ボランティア・NPOサポート募金」・九州（ボラサポ九州）の寄付金募集開始
	6	「第7回赤い羽根全国ミーティングin宮城」（宮城）の開催
	6	「赤い羽根70周年記念動画」を制作
	7	「共同募金運動70年記念フォーラム」の開催（7月・8月）
	8	「赤い羽根福祉基金」の創設
	10	共同募金運動70回目を迎える
	10	共同募金運動の期間が10 ～ 12月の3か月間から翌年3月までの6か月間に全国一斉に拡大される
	10	「赤い羽根サポーター」として、大野拓朗さん、草刈正雄さん、杉村太蔵さん、竹下景子さん、谷村美月さん、俵万智さん、福原愛さん、ゆず（北川悠仁さん、岩沢厚治さん）からメッセージ

第4部

主要統計

1 共同募金（一般募金・歳末たすけあい募金）の目標額と実績額の推移

1947年度～2016年度

（単位：千円、%）

年度	募金総額			一般募金（赤い羽根募金）			歳末たすけあい募金		
	目標総額	実績総額	達成率	目標総額	実績総額	達成率	目標総額	実績総額	達成率
1947	678,200	592,968	87.4	678,200	592,968	87.4	–	–	–
1948	897,217	869,729	96.9	897,217	869,729	96.9	–	–	–
1949	949,549	952,906	100.4	949,549	952,906	100.4	–	–	–
1950	911,700	937,407	102.8	911,700	937,407	102.8	–	–	–
1951	945,792	1,011,480	106.9	945,792	1,008,351	106.6	–	3,129	–
1952	1,047,529	1,059,471	101.1	1,047,529	1,053,799	100.6	–	5,672	–
1953	1,050,046	1,069,643	101.9	1,050,046	1,063,733	101.3	–	5,910	–
1954	1,072,135	1,112,507	103.8	1,072,135	1,083,533	101.1	–	28,974	–
1955	1,097,119	1,143,906	104.3	1,097,119	1,109,820	101.2	–	34,086	–
1956	1,124,722	1,185,675	105.4	1,124,722	1,142,275	101.6	–	43,400	–
1957	1,151,308	1,238,816	107.6	1,151,308	1,183,548	102.8	–	55,268	–
1958	1,178,657	1,286,806	109.2	1,178,657	1,223,606	103.8	–	63,200	–
1959	1,591,726	1,697,946	106.7	1,359,464	1,397,165	102.8	232,262	300,781	129.5
1960	1,717,202	1,925,307	112.1	1,432,418	1,534,696	107.1	284,784	390,611	137.2
1961	1,828,042	2,027,449	110.9	1,532,065	1,622,008	105.9	295,977	405,441	137.0
1962	1,913,926	2,303,999	120.4	1,595,749	1,823,497	114.3	318,177	480,502	151.0
1963	1,990,164	2,482,176	124.7	1,691,481	2,031,947	120.1	298,683	450,229	150.7
1964	2,194,125	2,826,956	128.8	1,835,239	2,221,103	121.0	358,886	605,853	168.8
1965	2,462,180	3,163,455	128.5	1,943,362	2,323,850	119.6	518,818	839,605	161.8
1966	2,622,692	3,451,053	131.6	2,141,753	2,537,831	118.5	480,939	913,222	189.9
1967	2,881,040	3,570,621	123.9	2,228,772	2,536,814	113.8	652,268	1,033,807	158.5
1968	3,083,357	3,887,423	126.1	2,254,646	2,685,915	119.1	828,711	1,201,508	145.0
1969	3,245,378	4,436,355	136.7	2,379,134	3,048,806	128.1	866,244	1,387,549	160.2
1970	3,533,381	4,579,216	129.6	2,553,639	3,017,337	118.2	979,742	1,561,879	159.4
1971	3,857,599	5,050,680	130.9	2,826,044	3,295,535	116.6	1,031,555	1,755,145	170.1
1972	4,317,502	5,837,397	135.2	2,996,849	3,769,157	125.8	1,320,653	2,068,240	156.6
1973	4,995,211	6,954,343	139.2	3,393,269	4,330,157	127.6	1,601,942	2,624,186	163.8
1974	6,047,185	8,379,531	138.6	4,020,070	4,970,172	123.6	2,027,115	3,409,359	168.2
1975	6,987,944	9,448,141	135.2	4,427,568	5,626,628	127.1	2,560,376	3,821,513	149.3
1976	7,978,341	10,997,743	137.8	5,001,620	6,575,223	131.5	2,976,721	4,422,520	148.6
1977	9,189,945	12,147,231	132.2	5,732,637	7,282,408	127.0	3,457,308	4,864,823	140.7
1978	10,936,496	14,303,635	130.8	6,958,906	8,764,669	125.9	3,977,590	5,538,966	139.3
1979	13,004,382	15,946,446	122.6	8,268,450	9,699,602	117.3	4,735,932	6,246,844	131.9
1980	14,711,064	17,771,303	120.8	9,407,406	11,056,719	117.5	5,303,658	6,714,584	126.6
1981	16,629,902	18,876,358	113.5	10,679,679	11,789,402	110.4	5,950,223	7,086,956	119.1
1982	17,529,027	19,784,039	112.9	11,378,573	12,440,078	109.3	6,150,454	7,343,961	119.4
1983	18,347,923	20,331,189	110.8	11,859,456	12,887,938	108.7	6,488,467	7,443,251	114.7
1984	18,950,113	20,939,983	110.5	12,287,184	13,403,336	109.1	6,662,929	7,536,647	113.1
1985	19,753,313	21,745,675	110.1	12,811,113	14,112,191	110.2	6,942,200	7,633,484	110.0
1986	20,127,549	22,344,336	111.0	13,158,986	14,584,494	110.8	6,968,563	7,759,842	111.4
1987	20,682,685	22,968,773	111.1	13,594,109	15,039,459	110.6	7,088,576	7,929,314	111.9
1988	21,142,890	23,545,482	111.4	13,997,406	15,465,966	110.5	7,145,484	8,079,516	113.1
1989	21,661,566	24,250,652	112.0	14,349,289	16,037,635	111.8	7,312,277	8,213,017	112.3
1990	22,262,490	24,772,738	111.3	14,729,075	16,468,560	111.8	7,533,415	8,304,178	110.2
1991	22,653,289	25,582,060	112.9	15,117,554	17,027,409	112.6	7,535,735	8,554,651	113.5
1992	23,398,523	25,750,268	110.1	15,776,966	17,117,817	108.5	7,621,557	8,632,451	113.3
1993	23,895,014	26,099,352	109.2	16,030,157	17,440,893	108.8	7,864,857	8,658,459	110.1
1994	24,310,468	26,248,501	108.0	16,330,794	17,737,419	108.6	7,979,674	8,511,082	106.7
1995	24,374,226	26,579,351	109.0	16,492,330	17,949,148	108.8	7,881,896	8,630,203	109.5
1996	24,931,290	26,415,632	106.0	16,907,724	17,892,706	105.8	8,023,566	8,522,926	106.2
1997	24,786,865	26,074,240	105.2	16,750,792	17,662,905	105.4	8,036,073	8,411,335	104.7
1998	24,671,416	26,098,836	105.8	16,704,606	17,694,672	105.9	7,966,810	8,404,164	105.5
1999	24,643,273	25,468,549	103.3	16,713,441	17,197,337	102.9	7,929,832	8,271,212	104.3
2000	24,505,674	24,803,164	101.2	16,696,813	16,842,587	100.9	7,808,861	7,960,577	101.9
2001	24,316,037	24,323,259	100.0	16,654,751	16,586,392	99.6	7,661,286	7,736,867	101.0
2002	23,989,415	23,779,448	99.1	16,481,980	16,249,699	98.6	7,507,435	7,529,749	100.3
2003	23,690,136	23,338,366	98.5	16,420,241	15,993,016	97.4	7,269,895	7,345,350	101.0
2004	23,461,567	22,668,300	96.6	16,309,021	15,621,617	95.8	7,152,546	7,046,683	98.5
2005	22,969,012	22,100,114	96.2	16,127,697	15,381,996	95.4	6,841,315	6,718,118	98.2
2006	22,409,139	21,705,267	96.9	15,868,611	15,237,266	96.0	6,540,528	6,468,001	98.9
2007	21,992,629	21,318,850	96.9	15,606,093	15,111,317	96.8	6,386,536	6,207,533	97.2
2008	21,697,239	20,865,325	96.2	15,479,091	14,829,304	95.8	6,218,148	6,036,021	97.1
2009	21,770,245	20,142,521	92.5	15,621,237	14,365,416	92.0	6,149,008	5,777,105	94.0
2010	21,470,137	19,710,913	91.8	15,453,731	14,131,483	91.4	6,016,406	5,579,430	92.7
2011	20,813,496	19,546,237	93.9	15,055,579	14,033,693	93.2	5,757,917	5,512,544	95.7
2012	20,714,711	19,098,691	92.2	15,010,104	13,813,233	92.0	5,704,607	5,285,458	92.7
2013	20,562,474	18,990,112	92.4	14,931,176	13,783,899	92.3	5,631,298	5,206,213	92.5
2014	20,303,759	18,723,326	92.2	14,776,492	13,635,638	92.3	5,527,267	5,087,688	92.0
2015	20,141,889	18,462,737	91.7	14,700,810	13,490,460	91.8	5,441,079	4,972,277	91.4
2016	19,985,359	18,144,261	90.8	14,595,100	13,330,692	91.3	5,390,259	4,813,569	89.3
合計	912,737,596	967,246,625	106.0	629,542,276	656,759,987	104.3	283,195,320	310,486,638	109.6

共同募金（一般募金・歳末たすけあい募金）実績額・目標額の推移

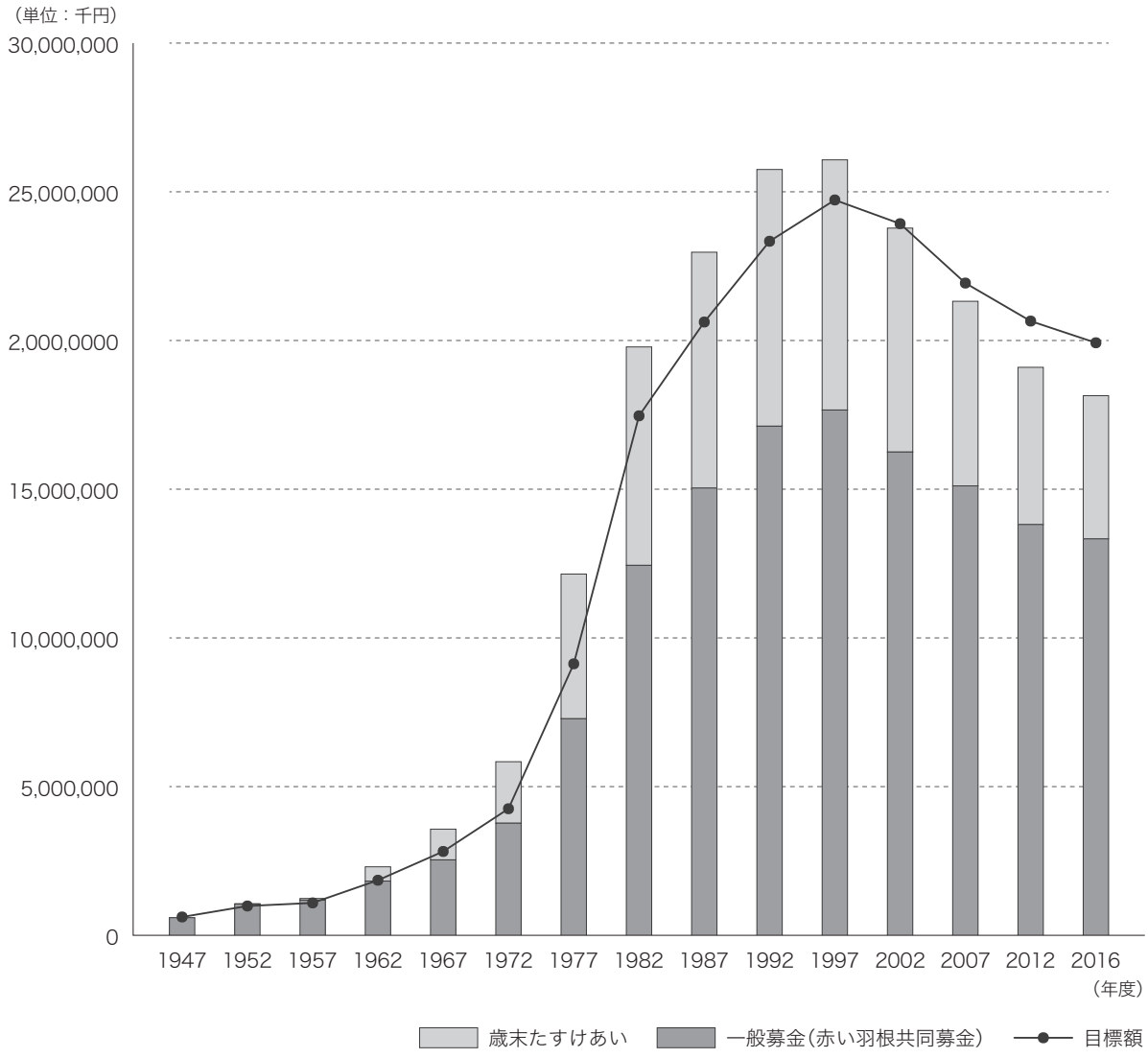

2 共同募金（一般募金）募金方法別実績額および構成率の推移

1947年度～2016年度

年度	戸別募金		街頭募金		法人募金		職域募金		学校募金※1	
	実績額	構成率	実績額	構成率	実績額	構成率	実績額	構成率	実績額	構成率
1947	477,012	80.4	18,396	3.1	23,276	3.9	13,503	2.3	–	0.0
1948	699,015	80.4	63,880	7.3	29,852	3.4	17,609	2.0	–	0.0
1949	741,744	77.8	93,282	9.8	28,341	3.0	25,380	2.7	–	0.0
1950	719,117	76.7	118,633	12.7	25,613	2.7	25,692	2.7	–	0.0
1951	769,206	76.3	130,638	13.0	28,867	2.9	26,921	2.7	–	0.0
1952	813,602	77.2	118,677	11.3	35,963	3.4	24,974	2.4	–	0.0
1953	826,095	77.7	104,560	9.8	33,108	3.1	27,066	2.5	–	0.0
1954	859,077	79.3	85,207	7.9	34,306	3.2	30,509	2.8	–	0.0
1955	884,910	79.7	75,072	6.8	42,718	3.8	30,520	2.7	–	0.0
1956	911,661	79.8	70,585	6.2	46,602	4.1	39,087	3.4	–	0.0
1957	955,248	80.7	69,290	5.9	58,781	5.0	42,769	3.6	–	0.0
1958	965,100	78.9	67,585	5.5	70,090	5.7	42,960	3.5	–	0.0
1959	1,059,152	75.8	74,500	5.3	118,921	8.5	44,074	3.2	–	0.0
1960	1,160,880	75.6	82,615	5.4	153,692	10.0	47,115	3.1	–	0.0
1961	1,233,641	76.1	86,007	5.3	167,140	10.3	51,926	3.2	–	0.0
1962	1,314,820	72.1	103,770	5.7	242,377	13.3	60,599	3.3	–	0.0
1963	1,404,765	69.1	120,407	5.9	310,536	15.3	64,229	3.2	–	0.0
1964	1,536,120	69.2	129,693	5.8	354,679	16.0	71,826	3.2	–	0.0
1965	1,652,771	71.1	147,573	6.4	349,491	15.0	81,043	3.5	–	0.0
1966	1,801,362	71.0	151,244	6.0	354,104	14.0	85,954	3.4	–	0.0
1967	1,791,463	70.6	112,292	4.4	452,464	17.8	70,552	2.8	–	0.0
1968	1,926,851	71.7	118,557	4.4	420,771	15.7	76,873	2.9	–	0.0
1969	2,073,675	68.0	122,561	4.0	591,892	19.4	86,629	2.8	–	0.0
1970	2,113,724	70.1	136,322	4.5	532,453	17.6	89,960	3.0	–	0.0
1971	2,354,528	71.4	133,032	4.0	504,877	15.3	107,567	3.3	–	0.0
1972	2,720,288	72.2	148,215	3.9	588,673	15.6	116,753	3.1	–	0.0
1973	3,088,238	71.3	163,435	3.8	732,890	16.9	144,214	3.3	–	0.0
1974	3,451,580	69.4	203,536	4.1	935,355	18.8	179,093	3.6	–	0.0
1975	3,946,628	70.1	235,117	4.2	962,404	17.1	211,542	3.8	–	0.0
1976	4,611,074	70.1	275,410	4.2	1,111,631	16.9	250,683	3.8	–	0.0
1977	5,028,809	69.1	311,180	4.3	1,290,558	17.7	284,195	3.9	–	0.0
1978	5,988,456	68.3	364,980	4.2	1,686,552	19.2	334,097	3.8	–	0.0
1979	6,786,286	70.0	369,720	3.8	1,705,698	17.6	370,618	3.8	–	0.0
1980	7,804,621	70.6	441,110	4.0	1,785,698	16.2	710,269	6.4	–	0.0
1981	8,168,234	69.3	427,261	3.6	2,012,465	17.1	791,847	6.7	–	0.0
1982	8,678,034	69.8	454,623	3.7	2,091,297	16.8	845,689	6.8	–	0.0
1983	9,116,622	70.7	437,769	3.4	2,079,167	16.1	883,184	6.9	–	0.0
1984	9,439,741	70.4	451,505	3.4	2,148,840	16.0	953,000	7.1	–	0.0
1985	9,801,275	69.5	407,485	2.9	2,425,790	17.2	937,708	6.6	–	0.0
1986	9,876,841	67.7	420,555	2.9	2,209,037	15.1	967,029	6.6	–	0.0
1987	9,988,329	66.4	436,144	2.9	2,520,093	16.8	600,618	4.0	400,066	2.7
1988	10,444,043	67.5	393,453	2.5	2,598,722	16.8	601,181	3.9	406,485	2.6
1989	10,716,077	66.8	406,008	2.5	2,815,287	17.6	643,844	4.0	408,321	2.5
1990	10,955,261	66.5	415,971	2.5	2,999,556	18.2	691,922	4.2	429,280	2.6
1991	11,183,965	65.7	410,899	2.4	3,019,882	17.7	726,105	4.3	441,163	2.6
1992	11,406,431	66.6	489,884	2.9	3,127,061	18.3	757,216	4.4	439,205	2.6
1993	11,585,331	66.4	496,195	2.8	3,294,088	18.9	785,006	4.5	421,393	2.4
1994	11,684,871	65.9	468,989	2.6	2,821,724	15.9	680,553	3.8	413,463	2.3
1995	11,975,160	66.7	496,241	2.8	3,227,016	18.0	821,867	4.6	460,450	2.6
1996	12,048,317	67.3	493,952	2.8	3,154,057	17.6	842,058	4.7	426,369	2.4
1997	12,103,409	68.5	491,352	2.8	2,929,802	16.6	828,733	4.7	402,525	2.3
1998	12,063,148	68.2	436,414	2.5	2,803,925	15.8	817,316	4.6	377,791	2.1
1999	12,071,669	70.2	465,017	2.7	2,709,047	15.8	783,025	4.6	349,084	2.0
2000	12,018,571	71.4	435,384	2.6	2,552,841	15.2	743,838	4.4	336,503	2.0
2001	11,938,018	72.0	429,348	2.6	2,442,150	14.7	746,616	4.5	334,048	2.0
2002	11,817,100	72.7	405,389	2.5	2,282,174	14.0	760,678	4.7	312,897	1.9
2003	11,656,064	72.9	401,639	2.5	2,219,766	13.9	719,704	4.5	298,129	1.9
2004	11,482,478	73.5	380,185	2.4	2,077,737	13.3	706,915	4.5	288,085	1.8
2005	11,329,072	73.7	363,841	2.4	2,025,571	13.2	641,537	4.2	303,213	2.0
2006	11,167,795	73.3	365,062	2.4	2,020,995	13.3	698,724	4.6	302,187	2.0
2007	11,003,119	72.8	363,369	2.4	1,994,154	13.2	684,114	4.5	306,190	2.0
2008	10,868,243	73.3	359,811	2.4	1,924,682	13.0	679,463	4.6	296,395	2.0
2009	10,721,112	74.6	325,809	2.3	1,705,911	11.9	645,107	4.5	260,390	1.8
2010	10,478,697	74.2	317,959	2.3	1,695,607	12.0	588,476	4.2	264,732	1.9
2011	10,319,225	73.5	327,707	2.3	1,652,726	11.8	658,914	4.7	286,376	2.0
2012	10,150,711	73.5	319,509	2.3	1,619,676	11.7	661,802	4.8	290,046	2.1
2013	10,020,517	72.7	314,968	2.3	1,613,906	11.7	670,546	4.9	270,841	2.0
2014	9,868,584	72.4	311,181	2.3	1,662,907	12.2	666,380	4.9	264,484	1.9
2015	9,700,563	71.9	303,670	2.3	1,645,897	12.2	658,109	4.9	264,283	2.0
2016	9,536,570	71.5	295,989	2.2	1,664,703	12.5	654,880	4.9	268,118	2.0

（単位：千円、%）

イベント募金※2		個人募金※3		その他※4		合　計	
実績額	構成率	実績額	構成率	実績額	構成率	実績額	構成率
−	0.0	−	0.0	60,781	10.3	592,968	100.0
−	0.0	−	0.0	59,373	6.8	869,729	100.0
−	0.0	−	0.0	64,159	6.7	952,906	100.0
−	0.0	−	0.0	48,352	5.2	937,407	100.0
−	0.0	−	0.0	52,719	5.2	1,008,351	100.0
−	0.0	−	0.0	60,583	5.7	1,053,799	100.0
−	0.0	−	0.0	72,904	6.9	1,063,733	100.0
−	0.0	−	0.0	74,434	6.9	1,083,533	100.0
−	0.0	−	0.0	76,600	6.9	1,109,820	100.0
−	0.0	−	0.0	74,340	6.5	1,142,275	100.0
−	0.0	−	0.0	57,460	4.9	1,183,548	100.0
−	0.0	−	0.0	77,871	6.4	1,223,606	100.0
−	0.0	−	0.0	100,518	7.2	1,397,165	100.0
−	0.0	−	0.0	90,394	5.9	1,534,696	100.0
−	0.0	−	0.0	83,294	5.1	1,622,008	100.0
−	0.0	−	0.0	101,931	5.6	1,823,497	100.0
−	0.0	−	0.0	132,010	6.5	2,031,947	100.0
−	0.0	−	0.0	128,785	5.8	2,221,103	100.0
−	0.0	−	0.0	92,972	4.0	2,323,850	100.0
−	0.0	−	0.0	145,167	5.7	2,537,831	100.0
−	0.0	−	0.0	110,043	4.3	2,536,814	100.0
−	0.0	−	0.0	142,863	5.3	2,685,915	100.0
−	0.0	−	0.0	174,049	5.7	3,048,806	100.0
−	0.0	−	0.0	144,878	4.8	3,017,337	100.0
−	0.0	−	0.0	195,531	5.9	3,295,535	100.0
−	0.0	−	0.0	195,228	5.2	3,769,157	100.0
−	0.0	−	0.0	201,380	4.7	4,330,157	100.0
−	0.0	−	0.0	200,608	4.0	4,970,172	100.0
−	0.0	−	0.0	270,937	4.8	5,626,628	100.0
−	0.0	−	0.0	326,425	5.0	6,575,223	100.0
−	0.0	−	0.0	367,666	5.0	7,282,408	100.0
−	0.0	−	0.0	390,584	4.5	8,764,669	100.0
−	0.0	−	0.0	467,280	4.8	9,699,602	100.0
−	0.0	−	0.0	315,021	2.8	11,056,719	100.0
−	0.0	−	0.0	389,595	3.3	11,789,402	100.0
−	0.0	−	0.0	370,435	3.0	12,440,078	100.0
−	0.0	−	0.0	371,196	2.9	12,887,938	100.0
−	0.0	−	0.0	410,250	3.1	13,403,336	100.0
−	0.0	−	0.0	539,933	3.8	14,112,191	100.0
−	0.0	−	0.0	1,111,032	7.6	14,584,494	100.0
29,350	0.2	−	0.0	1,064,859	7.1	15,039,459	100.0
33,603	0.2	−	0.0	988,479	6.4	15,465,966	100.0
48,400	0.3	−	0.0	999,698	6.2	16,037,635	100.0
49,556	0.3	−	0.0	927,014	5.6	16,468,560	100.0
52,920	0.3	−	0.0	1,192,475	7.0	17,027,409	100.0
63,074	0.4	−	0.0	834,946	4.9	17,117,817	100.0
63,259	0.4	−	0.0	795,621	4.6	17,440,893	100.0
58,027	0.3	−	0.0	1,609,792	9.1	17,737,419	100.0
61,093	0.3	−	0.0	907,321	5.1	17,949,148	100.0
66,752	0.4	−	0.0	861,201	4.8	17,892,706	100.0
64,468	0.4	−	0.0	842,616	4.8	17,662,905	100.0
64,639	0.4	−	0.0	1,131,439	6.4	17,694,672	100.0
64,190	0.4	−	0.0	755,305	4.4	17,197,337	100.0
59,554	0.4	−	0.0	695,896	4.1	16,842,587	100.0
58,607	0.4	−	0.0	637,605	3.8	16,586,392	100.0
65,057	0.4	−	0.0	606,404	3.7	16,249,699	100.0
79,326	0.5	−	0.0	618,388	3.9	15,993,016	100.0
73,157	0.5	−	0.0	613,060	3.9	15,621,617	100.0
76,491	0.5	−	0.0	642,271	4.2	15,381,996	100.0
80,500	0.5	−	0.0	602,003	4.0	15,237,266	100.0
83,963	0.6	−	0.0	676,408	4.5	15,111,317	100.0
82,221	0.6	32,217	0.2	586,272	4.0	14,829,304	100.0
84,628	0.6	174,200	1.2	448,259	3.1	14,365,416	100.0
86,811	0.6	171,803	1.2	527,398	3.7	14,131,483	100.0
89,999	0.6	179,061	1.3	519,685	3.7	14,033,693	100.0
103,385	0.7	192,965	1.4	475,139	3.4	13,813,233	100.0
106,239	0.8	228,387	1.7	558,495	4.1	13,783,899	100.0
111,434	0.8	266,999	2.0	483,669	3.5	13,635,638	100.0
119,388	0.9	245,398	1.8	553,152	4.1	13,490,460	100.0
113,084	0.8	240,444	1.8	556,904	4.2	13,330,692	100.0

歴年累積額　656,759,987

※1　1986年度までは、「学校募金」と「職域募金」を合算しています。

※2「イベント募金」は、1987年度から「興行募金」として統計を取り始めたものです。1986年度までは、「その他の募金」に含まれています。

※3「個人募金」は、2008年度から項目を新設して統計を取り始めたものです。2007年度までは、「その他の募金」に含まれています。

※4「その他」の主な内訳は、バッジ募金（1980年度まで。以降は職域募金に算入）、事務局直納募金（1994年度まで。以降は、各方法別に振り分け）です。

3 共同募金目標額・実績額1人あたり・1世帯あたり平均寄付額の推移

1947年度～2016年度

（単位：円）

年度	人口（千人）	1人あたりの平均寄付額						世帯数（千世帯）	1世帯あたりの平均寄付額					
		募金総額		一般募金		歳末たすけあい			募金総額		一般募金		歳末たすけあい	
		目標額	実績額	目標額	実績額	目標額	実績額		目標額	実績額	目標額	実績額	目標額	実績額
1947	78,101	9	8	9	8	−	−	15,871	43	37	43	37	−	−
1948	78,101	12	11	12	11	−	−	15,871	57	55	57	55	−	−
1949	80,216	12	12	12	12	−	−	16,088	59	59	59	59	−	−
1950	83,196	11	11	11	11	−	−	16,422	56	57	56	57	−	−
1951	83,200	11	12	11	12	−	＊	16,422	58	62	58	61	−	＊
1952	83,200	13	13	13	13	−	＊	16,422	64	65	64	64	−	＊
1953	83,200	13	13	13	13	−	＊	16,422	64	65	64	65	−	＊
1954	83,200	13	13	13	13	−	＊	16,580	65	67	65	65	−	2
1955	89,276	12	13	12	12	−	＊	17,958	61	64	61	62	−	2
1956	89,276	13	13	13	13	−	＊	17,958	63	66	63	64	−	2
1957	89,276	13	14	13	13	−	1	17,958	64	69	64	66	−	3
1958	89,276	13	14	13	14	−	1	17,958	65	72	65	68	−	4
1959	89,276	18	19	15	16	3	3	17,958	89	95	76	78	13	17
1960	93,419	18	21	15	16	3	4	20,639	83	93	69	74	14	19
1961	94,285	19	22	16	17	3	4	20,639	89	98	74	79	14	20
1962	95,180	20	24	17	19	3	5	19,620	98	117	81	93	16	24
1963	97,037	21	26	17	21	3	5	19,807	101	125	85	103	15	23
1964	97,189	22	29	19	22	4	6	19,620	111	143	93	112	18	31
1965	99,209	25	32	20	24	5	8	23,325	106	136	83	100	22	36
1966	99,239	26	35	22	26	5	9	23,330	112	148	92	109	21	39
1967	101,186	28	35	22	25	6	10	23,533	122	152	95	108	28	44
1968	102,354	30	38	22	26	8	12	23,330	132	168	97	115	36	52
1969	103,591	31	43	23	29	8	13	23,330	139	190	102	131	37	59
1970	103,720	34	44	25	29	9	15	28,076	126	163	91	107	35	56
1971	105,951	36	47	27	31	10	17	28,073	137	180	101	117	37	63
1972	107,332	40	54	28	35	12	19	28,073	154	208	107	134	47	74
1973	108,784	38	64	31	40	15	24	31,908	157	218	106	136	50	82
1974	109,574	55	76	37	45	18	31	32,627	185	257	123	152	62	104
1975	111,933	62	84	40	50	23	34	32,141	217	294	138	175	80	119
1976	112,124	71	98	45	59	27	39	33,886	235	325	148	194	88	131
1977	114,152	80	106	50	63	30	43	34,380	267	353	166	211	101	142
1978	115,174	95	124	60	76	35	48	34,859	314	400	200	251	114	159
1979	116,133	112	137	71	84	41	54	35,347	368	451	234	274	134	177
1980	117,057	126	152	80	94	45	57	35,978	409	494	261	307	147	187
1981	117,009	142	161	91	101	51	61	36,347	458	519	294	324	164	195
1982	117,777	149	168	97	106	52	62	36,859	476	537	309	338	167	199
1983	118,602	155	171	100	107	55	63	37,426	490	543	317	344	173	199
1984	119,316	159	175	103	112	56	63	37,934	500	552	324	353	176	199
1985	120,008	165	181	107	118	58	64	38,457	514	565	333	367	181	198
1986	120,721	167	185	109	121	58	64	38,988	516	573	338	374	179	199
1987	121,372	170	189	112	124	58	65	39,536	523	581	344	380	179	201
1988	121,874	173	193	115	127	59	66	40,025	528	588	350	386	179	202
1989	122,335	177	198	117	131	60	67	40,561	534	598	354	395	180	202
1990	122,745	181	202	120	134	61	68	41,156	541	602	358	400	183	202
1991	123,157	184	208	123	138	61	69	41,797	542	612	362	407	180	205
1992	123,587	189	208	128	139	62	70	42,458	551	606	372	403	180	203
1993	123,957	192	211	129	141	63	70	43,077	554	606	372	405	182	201
1994	124,323	196	211	131	143	64	68	43,666	557	601	374	406	183	195
1995	124,655	196	213	132	144	63	69	44,236	551	601	373	406	178	195
1996	124,914	200	211	135	143	64	68	44,831	556	589	377	399	179	190
1997	125,257	198	208	134	141	64	67	45,498	545	573	368	388	177	185
1998	125,568	196	208	133	141	63	67	46,157	535	565	362	383	173	182
1999	125,860	196	202	133	137	63	66	46,812	526	544	357	367	169	177
2000	126,071	194	197	132	134	62	63	47,420	517	523	352	355	165	168
2001	126,479	192	192	131	131	61	61	48,638	500	500	342	341	158	159
2002	126,688	189	188	130	128	59	59	49,261	487	483	335	330	152	153
2003	127,935	185	183	128	125	57	57	49,314	480	474	333	324	147	149
2004	126,824	185	179	129	123	56	56	49,838	471	455	327	313	144	141
2005	126,869	181	174	127	121	54	53	50,382	456	439	320	305	136	133
2006	127,055	176	171	125	120	51	51	51,102	439	425	311	298	128	127
2007	127,053	173	168	123	119	50	49	51,713	425	412	302	292	123	120
2008	127,066	171	164	122	117	49	48	52,325	415	399	296	283	119	115
2009	127,076	171	159	123	113	48	45	52,878	412	381	295	272	116	109
2010	127,058	169	155	122	111	47	44	53,363	402	369	290	265	113	105
2011	126,923	164	154	119	111	45	43	53,783	387	363	280	261	107	102
2012	126,660	164	151	119	109	45	42	54,171	382	353	277	255	105	98
2013	126,394	163	150	118	109	45	41	54,595	377	348	273	252	103	95
2014	128,438	158	146	115	106	43	40	55,952	363	335	264	244	99	91
2015	128,226	157	144	115	105	42	39	56,412	357	327	261	239	96	88
2016	128,066	156	142	114	104	42	38	56,951	351	319	256	234	95	85

※「＊」は1円未満の金額

※人口および世帯数は、総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』によるものです。

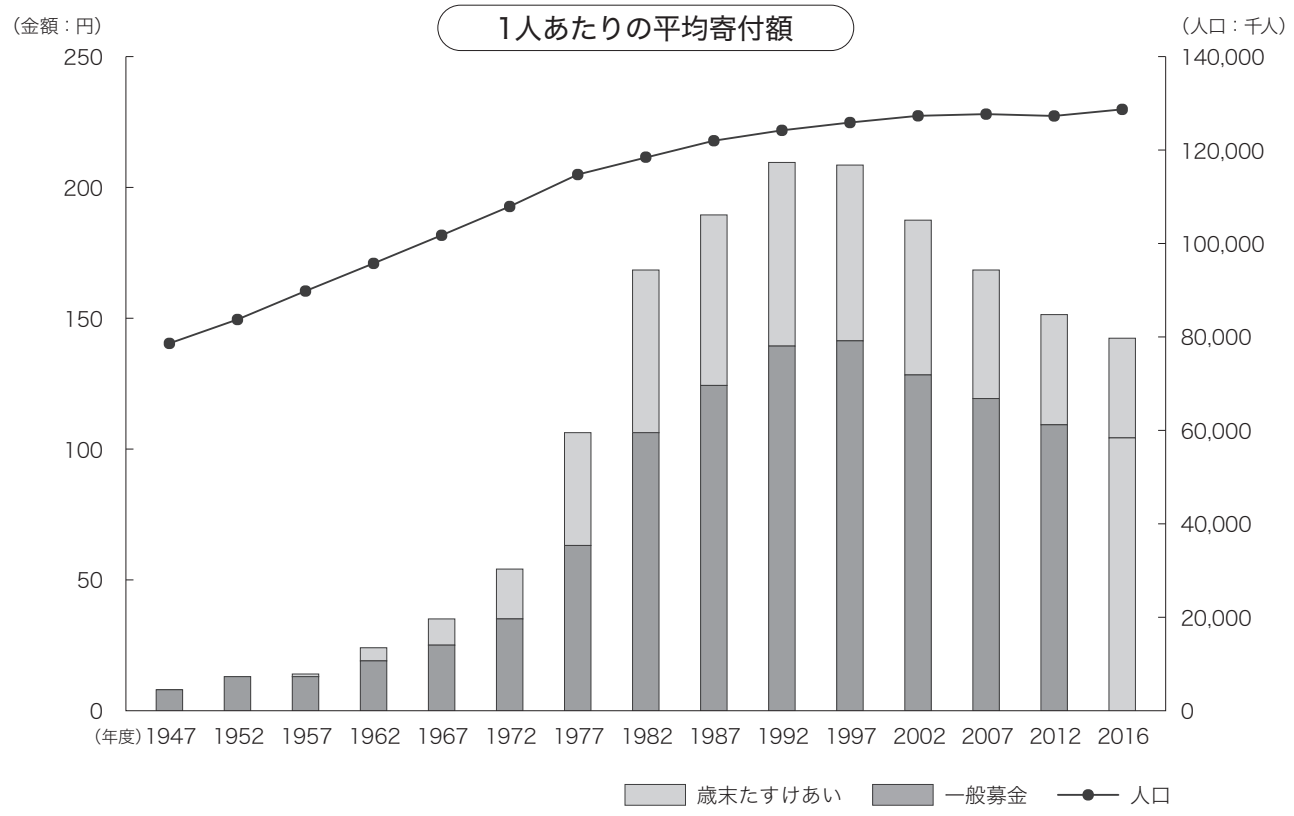
1人あたりの平均寄付額
（金額：円）
（人口：千人）
250
200
150
100
50
0
140,000
120,000
100,000
80,000
60,000
40,000
20,000
0
（年度）1947 1952 1957 1962 1967 1972 1977 1982 1987 1992 1997 2002 2007 2012 2016
歳末たすけあい
一般募金
人口

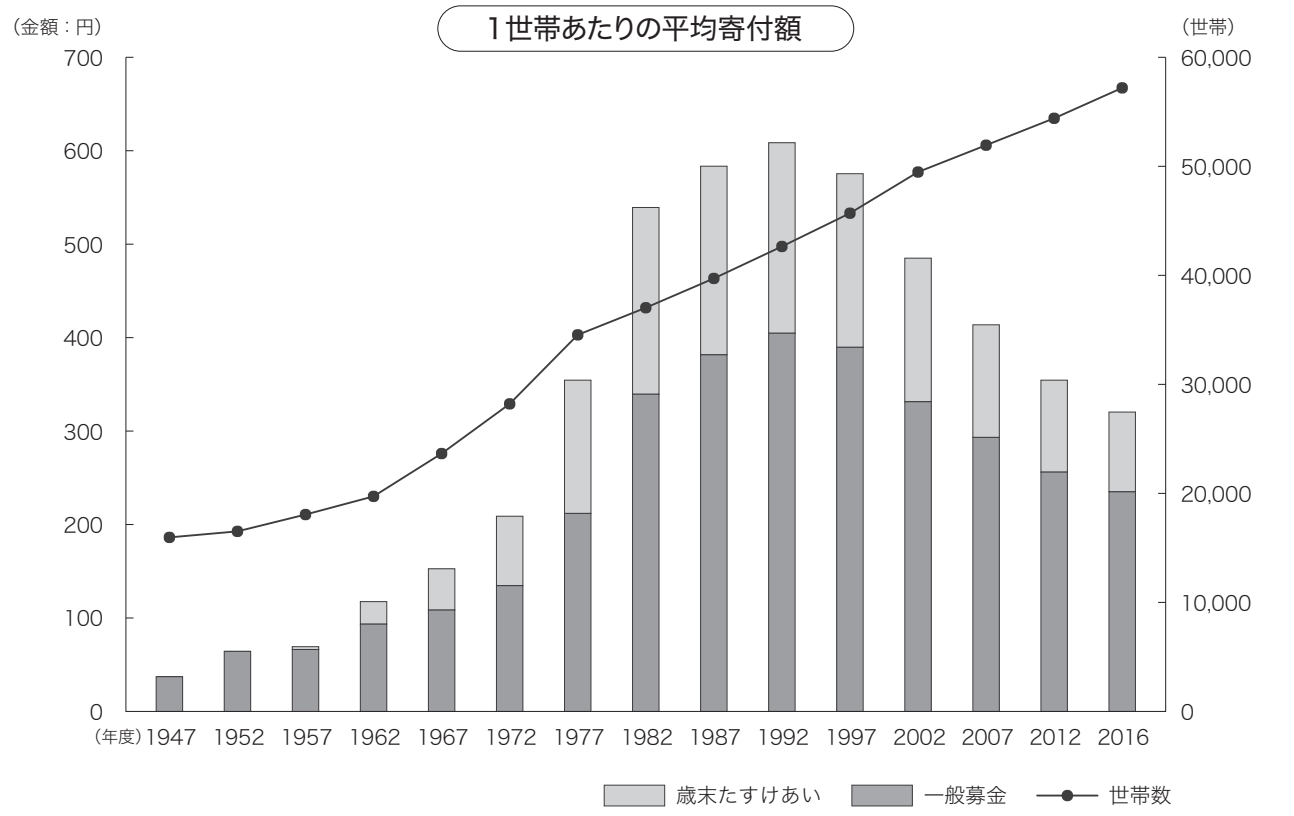
1世帯あたりの平均寄付額
（金額：円）
（世帯）
700
600
500
400
300
200
100
0
60,000
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
（年度）1947 1952 1957 1962 1967 1972 1977 1982 1987 1992 1997 2002 2007 2012 2016
歳末たすけあい
一般募金
世帯数

4 共同募金　助成額の歴年推移

1947年度～2016年度

（単位：千円）

年度	地域福祉活動	福祉団体等助成	福祉施設	その他	災害等準備金	歳末たすけあい	合計
1947	516,413	−	−	−	−	−	516,413
1948	773,949	−	−	−	−	−	773,949
1949	828,690	−	−	−	−	−	828,690
1950	791,177	−	−	−	−	−	791,177
1951	854,634	−	−	−	−	3,014	857,648
1952	889,396	−	−	−	−	5,408	894,804
1953	946,533	−	−	−	−	5,772	952,305
1954	922,460	−	−	−	−	27,524	949,984
1955	948,538	−	−	−	−	32,018	980,556
1956	445,307	149,832	336,688	37,542	−	41,884	1,011,253
1957	449,308	153,471	345,666	49,104	−	53,053	1,050,602
1958	482,785	175,544	349,608	28,643	−	62,365	1,098,945
1959	576,966	169,613	411,063	37,422	−	299,560	1,494,624
1960	610,481	189,612	444,228	65,405	−	387,805	1,697,531
1961	696,987	181,697	471,125	52,002	−	403,860	1,805,671
1962	756,021	200,199	527,228	81,286	−	473,789	2,038,523
1963	852,319	234,031	598,699	85,865	−	448,070	2,218,984
1964	967,914	284,633	623,957	47,667	−	601,519	2,525,690
1965	1,011,574	290,856	621,548	69,883	−	837,564	2,831,425
1966	1,107,770	281,802	681,770	84,291	−	907,970	3,063,603
1967	975,652	232,001	915,728	53,115	−	1,027,536	3,204,032
1968	1,068,651	268,214	912,307	56,427	−	1,193,994	3,499,593
1969	1,184,326	266,890	1,113,323	58,099	−	1,382,060	4,004,698
1970	1,331,826	265,563	945,283	41,147	−	1,557,322	4,141,141
1971	1,438,704	285,010	1,026,809	48,737	−	1,748,638	4,547,898
1972	1,638,064	303,860	1,205,213	71,001	−	2,048,125	5,266,263
1973	1,895,964	375,234	1,334,030	116,030	−	2,591,309	6,312,567
1974	2,276,571	431,426	1,383,596	108,152	−	3,317,351	7,517,096
1975	2,704,118	411,176	1,472,459	128,707	−	3,706,226	8,422,686
1976	3,096,862	458,349	1,895,549	121,430	−	4,295,608	9,867,798
1977	3,572,800	531,349	1,966,299	126,834	−	4,801,656	10,998,938
1978	4,368,751	667,675	2,348,399	93,055	−	5,433,252	12,911,132
1979	5,021,990	764,358	2,420,083	161,890	−	6,117,913	14,486,234
1980	5,819,695	887,260	2,706,740	174,107	−	6,580,132	16,167,934
1981	6,286,026	997,178	2,663,846	210,435	−	6,791,449	16,948,934
1982	6,773,844	986,508	2,653,170	265,518	−	7,158,044	17,837,084
1983	7,115,710	1,069,387	2,650,514	165,237	−	7,298,357	18,299,205
1984	7,588,364	1,096,263	2,617,936	206,964	−	7,410,347	18,919,874
1985	7,952,537	1,226,995	2,760,881	229,155	−	7,446,288	19,615,856
1986	8,257,303	1,171,581	2,888,174	231,238	−	7,605,872	20,154,168
1987	8,601,214	1,298,582	2,561,888	271,791	−	7,690,239	20,423,714
1988	9,312,928	854,288	2,676,498	708,099	−	7,515,769	21,067,582
1989	9,746,077	953,478	2,800,177	675,365	−	7,704,724	21,879,821
1990	10,299,448	879,999	2,800,645	638,266	−	7,591,067	22,209,425
1991	10,757,576	975,460	2,814,286	608,868	−	7,668,085	22,824,275
1992	10,857,475	950,679	2,752,022	465,094	−	7,917,693	22,942,963
1993	10,957,842	765,990	3,016,164	468,303	−	7,953,088	23,161,387
1994	11,075,893	763,904	3,206,924	464,737	−	7,731,479	23,242,937
1995	11,486,156	839,911	2,818,614	539,046	−	7,872,617	23,556,344
1996	11,660,678	743,481	2,671,289	529,057	−	7,764,031	23,368,536
1997	11,326,974	780,575	2,388,324	409,059	−	7,632,960	22,537,892
1998	11,160,959	794,302	2,375,882	543,611	−	7,707,614	22,582,368
1999	11,102,564	774,971	2,476,018	576,130	−	7,479,463	22,409,146
2000	11,059,242	758,092	2,151,268	337,287	172,868	7,333,975	21,812,732
2001	10,825,419	801,861	2,137,381	203,222	280,203	7,196,712	21,444,798
2002	7,719,289	3,604,123	2,251,821	−	300,792	7,015,113	20,891,138
2003	7,605,183	3,592,525	2,058,388	−	362,770	6,865,535	20,484,401
2004	7,320,923	3,567,024	1,966,653	−	467,254	6,639,905	19,961,759
2005	7,270,844	3,463,707	1,828,352	−	471,255	6,319,341	19,353,499
2006	7,098,006	3,498,463	1,843,642	−	465,381	5,935,977	18,841,469
2007	6,967,629	3,518,584	1,901,424	−	463,883	5,859,903	18,711,423
2008	6,873,206	3,394,842	1,991,548	−	428,045	5,750,267	18,437,908
2009	6,698,096	3,344,090	1,673,586	−	481,238	5,511,893	17,708,903
2010	6,679,288	3,171,190	2,042,263	−	442,766	5,276,777	17,612,284
2011	6,642,164	3,166,372	1,485,485	−	573,119	5,103,030	16,970,170
2012	6,538,628	3,103,927	1,682,557	−	557,304	4,903,980	16,786,396
2013	6,684,141	3,026,406	1,457,688	−	556,919	4,823,699	16,548,853
2014	6,578,879	2,942,425	1,390,074	−	520,574	4,675,548	16,107,500
2015	6,592,017	2,883,912	1,350,501	−	538,602	4,643,754	16,008,786
2016	6,511,405	2,831,242	1,353,555	−	540,106	4,530,909	15,767,217

累計額　857,161,134

※1955年度までは一括して「地域福祉活動」としています。
※2002年度に「赤い羽根データベースはねっと」を導入したことにより、統計内訳が変わっています。

共同募金　助成額の歴年推移（1947年度～2016年度）

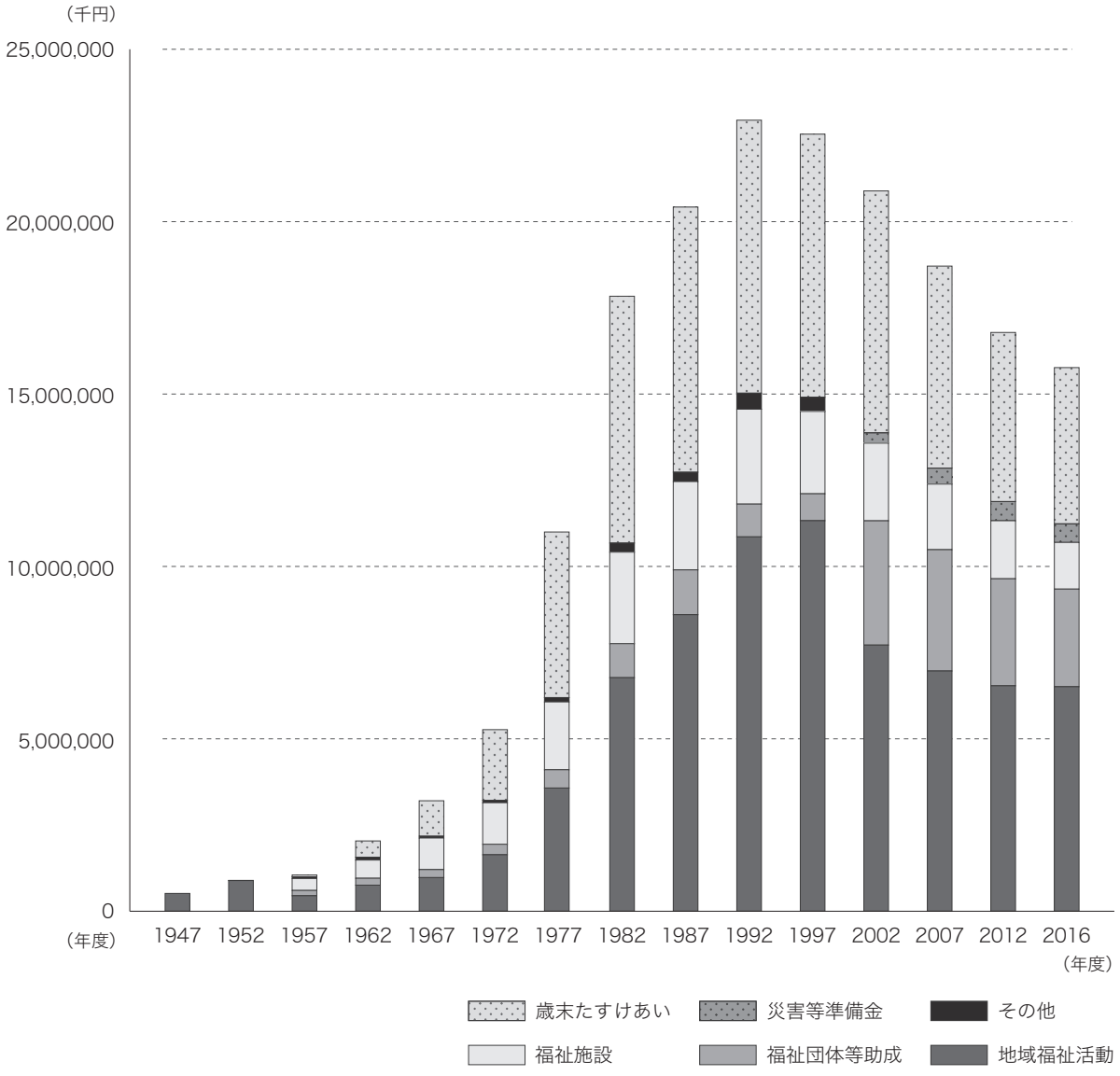

5 共同募金（一般募金）分野別　助成額の推移

1990年度～2016年度

（単位：千円）

年度	高齢者	障がい児・者	児童・青少年	一人親家族	更生保護関係
1990	3,389,729	1,942,839	1,956,041	401,416	90,540
1991	3,681,624	1,909,242	2,036,187	436,890	74,217
1992	3,694,384	1,836,712	2,024,135	398,524	84,678
1993	3,804,278	1,989,588	2,078,268	424,493	61,613
1994	4,070,093	1,997,069	2,065,471	391,369	72,954
1995	4,076,421	1,872,661	2,065,045	407,601	63,509
1996	4,010,010	1,888,504	1,899,444	374,018	61,245
1997	3,766,548	1,800,381	1,775,354	385,217	60,284
1998	3,722,539	1,744,289	1,758,089	365,295	57,898
1999	3,583,272	1,778,656	1,648,527	349,549	57,395
2000	3,180,114	2,046,240	1,688,191	346,082	66,653
2001	3,108,829	2,088,022	1,664,018	330,767	65,189
2002	3,251,546	2,482,583	1,900,327	－	－
2003	3,207,191	2,346,409	1,892,074	－	－
2004	3,005,420	2,245,877	1,795,047	－	－
2005	2,743,345	2,216,941	1,727,599	－	－
2006	2,626,356	2,062,008	1,774,723	－	－
2007	2,807,382	1,965,016	1,683,302	－	－
2008	2,643,556	1,922,645	1,854,449	－	－
2009	2,497,844	1,892,049	1,644,193	－	－
2010	2,632,634	1,790,132	1,810,128	－	－
2011	2,441,317	1,678,250	1,522,262	－	－
2012	2,500,399	1,728,205	1,472,098	－	－
2013	2,285,351	1,685,600	1,459,433	－	－
2014	2,293,018	1,600,927	1,394,071	－	－
2015	2,222,194	1,548,789	1,423,637	－	－
2016	2,256,404	1,580,648	1,359,759	－	－

年度	住民全般	課題を抱える人	その他	災害等準備金積立	合　計
1990	5,599,242	－	1,238,551	－	14,618,358
1991	5,712,728	－	1,305,301	－	15,156,189
1992	5,710,921	－	1,275,916	－	15,025,270
1993	5,612,588	－	1,237,471	－	15,208,299
1994	5,666,449	－	1,248,053	－	15,511,458
1995	5,879,789	－	1,318,701	－	15,683,727
1996	6,189,480	－	1,181,804	－	15,604,505
1997	5,985,728	－	1,131,420	－	14,904,932
1998	5,917,973	－	1,308,670	－	14,874,753
1999	6,015,260	－	1,497,024	－	14,929,683
2000	6,007,283	－	798,457	172,868	14,305,888
2001	5,859,430	－	571,426	280,203	13,967,884
2002	5,940,777	－	－	293,915	13,869,148
2003	5,810,423	－	－	359,142	13,615,239
2004	5,808,256	－	－	459,490	13,314,090
2005	5,875,018	－	－	453,935	13,016,838
2006	5,977,023	－	－	459,778	12,899,888
2007	5,931,937	－	－	458,650	12,846,287
2008	5,838,947	－	－	422,987	12,682,584
2009	5,681,687	－	－	476,138	12,191,911
2010	5,659,847	－	－	438,266	12,331,007
2011	5,652,193	－	－	573,119	11,867,141
2012	5,619,411	－	－	557,305	11,877,418
2013	5,436,375	248,229	47,639	556,919	11,719,546
2014	5,309,136	231,512	76,562	520,574	11,425,800
2015	5,292,751	241,913	90,725	538,601	11,358,610
2016	5,121,364	262,085	111,178	540,106	11,231,544

※2002年度：「赤い羽根データベースはねっと」を導入したことにより、分類区分が変わっています。
※2013年度：「赤い羽根データベースはねっと」システム変更により、分類区分が変わっています。

6 共同募金（一般募金）福祉施設分野別　助成額の推移

1990年度～2016年度

（単位：千円）

年度	高齢者福祉施設		障がい児・者福祉施設		児童・青少年福祉施設		一人親家族関係施設		保護施設		更生保護施設		その他の施設		合　計	
	件数	実績額	件数	実績額	件数	実績額	件数	実績額	件数	実績額	件数	実績額	件数	実績額	件数	実績額
1990	830	789,645	778	758,264	2,653	767,553	59	19,213			104	71,103	1,027	394,867	5,451	2,800,645
1991	793	833,414	732	655,342	2,708	821,695	53	26,660	89	95,183	62	31,097	961	350,895	5,398	2,814,286
1992	746	822,246	695	617,251	2,545	818,547	44	15,170	87	72,809	61	23,927	1,025	382,072	5,203	2,752,022
1993	750	853,462	728	755,111	2,500	834,175	43	26,115	74	52,472	54	20,134	1,237	474,695	5,386	3,016,164
1994	792	980,170	720	793,556	2,578	852,453	42	14,123	69	51,484	55	22,351	1,467	492,787	5,723	3,206,924
1995	754	927,764	665	591,624	2,260	741,460	36	14,500	58	48,785	52	19,399	1,472	475,082	5,297	2,818,614
1996	693	736,870	698	627,183	2,090	706,222	33	13,490	52	38,315	54	22,403	1,905	526,806	5,525	2,671,289
1997	607	613,045	649	557,209	1,757	614,959	40	26,540	49	34,865	52	22,551	1,958	519,155	5,112	2,388,324
1998	616	635,185	579	491,213	1,660	635,876	27	12,910	37	40,780	47	19,092	1,531	540,826	4,497	2,375,882
1999	550	659,834	561	552,078	1,357	501,683	19	19,290	30	27,467	42	18,085	2,194	697,581	4,753	2,476,018
2000	380	341,640	1,505	835,272	1,203	523,039	25	19,227	24	31,230	40	24,039	1,257	376,820	4,434	2,151,267
2001	339	310,113	1,440	860,376	1,088	482,404	23	16,247	24	29,250	38	26,832	1,237	412,159	4,189	2,137,381
2002	384	252,681	3,196	1,384,408	1,589	494,435	23	9,171	19	6,881	43	21,259	206	82,986	5,460	2,251,821
2003	371	245,676	3,000	1,242,935	1,587	451,519	20	7,983	27	21,705	40	10,338	131	78,232	5,176	2,058,388
2004	340	223,207	2,942	1,194,759	1,586	440,916	19	6,634	26	23,329	40	15,827	164	61,982	5,117	1,966,654
2005	312	142,167	2,740	1,126,577	1,432	451,068	18	8,017	25	11,734	37	12,802	170	75,987	4,734	1,828,352
2006	317	136,210	3,061	1,123,381	1,480	486,104	19	22,910	21	9,286	40	13,600	110	52,151	5,048	1,843,642
2007	142	376,980	2,480	1,013,723	1,259	431,431	6	4,042	12	9,350	19	3,010	150	62,888	4,068	1,901,424
2008	161	259,597	2,158	1,024,380	1,078	616,889	12	10,706	16	15,919	26	17,867	73	46,191	3,524	1,991,549
2009	169	177,696	2,228	998,977	1,131	438,349	16	5,041	12	12,101	24	5,173	68	36,249	3,648	1,673,586
2010	173	368,940	2,058	927,518	1,089	675,366	12	10,268	10	6,634	17	12,103	75	41,434	3,434	2,042,263
2011	167	190,309	1,865	842,098	1,037	409,082	10	4,400	15	10,291	17	6,350	56	22,955	3,167	1,485,485
2012	183	354,032	1,748	875,335	975	385,174	10	5,329	16	15,003	17	12,880	60	34,804	3,009	1,682,557
2013	150	176,117	1,716	880,946	927	354,124	13	6,109	12	9,579	16	7,790	58	22,576	2,892	1,457,241
2014	167	178,322	1,693	829,121	933	309,915	18	20,914	14	9,310	13	5,980	66	36,135	2,904	1,389,697
2015	164	155,892	1,512	782,564	877	340,428	10	5,449	12	19,638	17	7,095	55	38,947	2,647	1,350,013
2016	161	143,174	1,582	814,976	847	334,976	14	4,957	10	10,053	20	13,472	48	31,948	2,682	1,353,556

※2002年度に「赤い羽根データベースはねっと」を導入したことにより、分類区分が変わっています。

6 共同募金（一般募金）
福祉施設分野別　助成額の推移

共同募金（一般募金）　福祉施設分野別　助成額の推移（1990年度～2016年度）

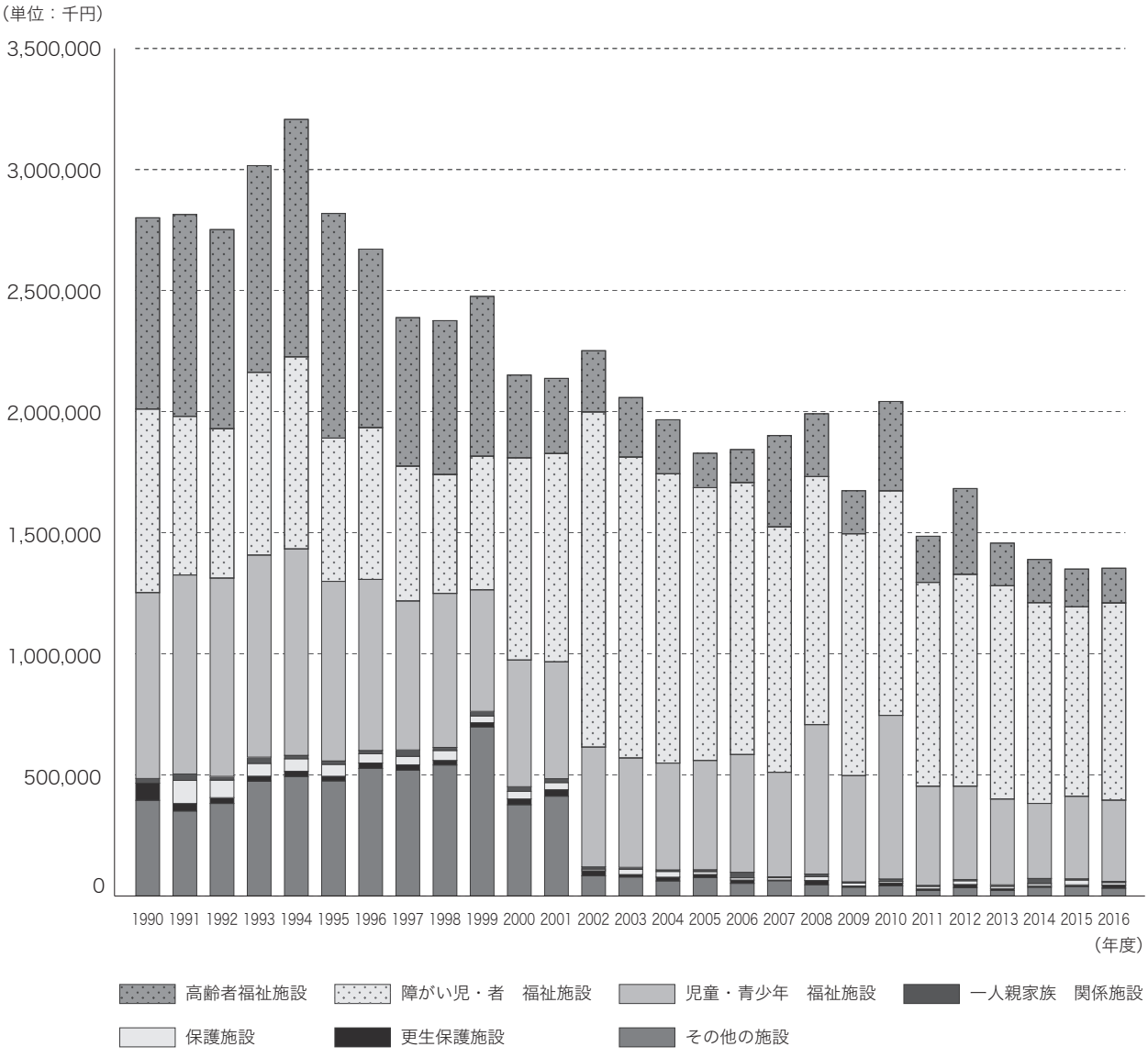

7 災害等準備金の助成の状況

発生年月日	都道府県名	災害の名称	準備金の助成状況		
			助成先	助成額（円）	主な使途
2003/7/18	熊本県	水俣豪雨	水俣市災害ボランティアセンター	1,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2003/7/26	宮城県	宮城県北部連続地震	南郷町災害ボランティアセンター／鹿島台町災害ボランティアセンター／矢本町災害ボランティアセンター／河南町災害ボランティアセンター／鳴瀬町災害ボランティアセンター／宮城県社会福祉協議会災害ボランティアセンター／東北福祉大学ボランティアセンター／鹿島台町　ゆうゆう館／矢本町　第二共生園／河南町一心苑	15,622,394	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2004/7/10	徳島県	台風10号関係	徳島県社会福祉協議会	1,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2004/7/13	新潟県	新潟県梅雨前線豪雨	中条町社会福祉協議会／湯沢町社会福祉協議会／朝日村社会福祉協議会／新潟県災害救助ボランテイア本部（新潟県社会福祉協議会）／三条市災害ボランティアセンター（三条市社会福祉協議会）／三条市老人デイサービスセンター（三条市社会福祉協議会）	9,584,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備
2004/7/18	福井県	平成16年7月福井豪雨	福井県水害ボランティア本部／（特非）ふくい災害ボランティアネット	4,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2004/8/17	愛媛県	台風15号豪雨	新居浜市社会福祉協議会	1,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2004/8/30	香川県	台風16号	高松水害ボランティアセンター／丸亀市社会福祉協議会	505,706	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援
2004/8/30	愛媛県	台風16号豪雨	大洲市社会福祉協議会	399,652	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2004/8/31	岡山県	平成16年台風16号	倉敷市社会福祉協議会（倉敷市災害救援ボランティアセンター）／玉野市会福祉協議会（玉野市災害救援ボランティアセンター）／牛窓町社会福祉協議会（牛窓町災害救援ボランティアセンター）	3,378,786	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2004/9/28	三重県	平成16年台風21号豪雨	海山町災害ボランティアセンター／宮川村災害ボランティアセンター／三重県私立保育連盟	6,913,393	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 被災地域の福祉施設における福祉支援
2004/9/29	愛媛県	台風21号豪雨	新居浜市社会福祉協議会／西条市社会福祉協議会／四国中央市社会福祉協議会	2,221,569	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2004/10/20	岐阜県	岐阜県台風23号	高山市災害救援ボランティアセンター	576,829	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2004/10/20	京都府	京都府台風第23号	舞鶴市社会福祉協議会／宮津市社会福祉協議会／大江町社会福祉協議会／加悦町社会福祉協議会／伊根町社会福祉協議会／京都府社会福祉協議会	5,354,735	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2004/10/20	兵庫県	平成16年台風23号	豊岡市社会福祉協議会／洲本市社会福祉協議会／一宮町社会福祉協議会（現淡路市）／出石町社会福祉協議会（現豊岡市）／日高町社会福祉協議会（現豊岡市）／養父市社会福祉協議会／黒田庄町社会福祉協議会（現西脇市）／津名町社会福祉協議会（現淡路市）／ボランティア団体（2団体）	3,300,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援
2004/10/20	岡山県	平成16年台風23号	玉野市会福祉協議会（玉野市災害救援ボランティアセンター）	1,340,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営

7 災害等準備金の助成の状況

発生年月日	都道府県名	災害の名称	準備金の助成状況		
			助成先	助成額（円）	主な使途
2004/10/20	香川県	台風23号	高松災害ボランティア本部／坂出市社会福祉協議会／さぬき市社会福祉協議会／東かがわ市社会福祉協議会	759,278	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援
2004/10/23	新潟県	平成16年（2004年）新潟県中越地震	中之島町社会福祉協議会／田上町ボランティアセンター／柏崎ライフセービングクラブ／新潟県災害救援ボランティア本部（新潟県社会福祉協議会）／長岡市災害ボランティアセンター／柏崎市災害ボランティアセンター／小千谷市災害ボランティアセンター／十日町市災害ボランティアセンター／栃尾市災害ボランティアセンター／越路町災害ボランティアセンター／川口町災害ボランティアセンター／魚沼市（堀之内）災害ボランティアセンター／川西町災害ボランティアセンター／小国町災害ボランティアセンター／障害者小規模作業所　ワークセンターあんしん／知的障害者グループホーム　千手かたくり／知的障害者グループホーム　ともるⅡ／社会福祉法人　長岡福祉協会　デイサービスセンター千歳／"中越大震災ボランティアチーム連合会（湯沢町職員労働組合等関係者）／ボーイスカウト新潟連盟中越地震復興プロジェクト（長岡市土合）／特定非営利活動法人なでしこの会（群馬県利根郡）／JB日本接骨師会（東京都中野区）／特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（静岡県駿府町）／あいち中越支援ネットワーク（名古屋市千種区）／長岡市災害ボランティアセンター／小千谷市災害ボランティアセンター／川口町災害ボランティアセンター／山古志村災害ボランティアセンター／知的障害者グループホームきたまち／知的障害者グループホーム　さつき／知的障害者グループホーム　よつば／知的障害者グループホーム　浦寮／知的障害者グループホーム　しぶみ寮／知的障害者グループホーム　いわだ寮／知的障害者グループホーム　飯塚寮／知的障害者グループホーム　十楽寮／知的障害者グループホーム　岩塚寮／山古志村地域福祉センター　なごみ苑（山古志村社会福祉協議会）／特別養護老人ホーム　うかじ園（社会福祉法人魚沼福祉会）／千葉県社会福祉協議会／千葉県社会福祉協議会　淑徳大学／法人静岡県ボランティア協会／前橋市社会福祉協議会／愛知県社会福祉協議会／NPOハートネットふくしま（郡山市）／あいち中越支援ネットワーク（名古屋市）	109,128,522	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援 破損した福祉施設の整備・設備
2005/3/20	福岡県	福岡県西方沖地震	福岡県災害ボランティアセンター／社会福祉法人福岡コロニー	10,178,149	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備
2005/9/4	宮崎県	宮崎県台風14号	宮崎県社会福祉協議会／宮崎市災害ボランティアセンター／延岡市災害ボランティアセンター／宮崎市社会福祉協議会高岡支所／特定非営利活動法人NPOみやざき／たんぽぽ福祉作業所／すくすく工房／社会福祉法人恵愛会／社会福祉法人観音の里／社会福祉法人光紀会／ゆうあい福祉作業所／社会福祉法人　にちなん会／社会福祉法人　玉峰会／社会福祉法人　明徳福祉会／マルナカ福祉作業所／社会福祉法人　ひかり会／社会福祉法人　ひかり会／社会福祉法人　友和会／特定非営利活動法人サポートセンターそしある	32,880,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備
2005/9/6	山口県	山口台風14号	美川町災害ボランティアセンター／錦南保育園／ボランティア戦隊　清流レンジャー	3,653,504	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備 災害ボランティア活動の支援
2006/1/7	長野県	平成18年豪雪	飯山市災害ボランティアセンター／木島平村災害ボランティアセンター／野沢温泉災害ボランティアセンター／長野県社協災害対策ボランティア本部	2,710,498	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2006/7/19	長野県	長野県大雨災害	岡谷市災害ボランティアセンター／諏訪市災害ボランティアセンター／下諏訪町災害ボランティアセンター／長野県社協災害ボランティア対策本部	5,363,778	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2006/7/22	宮崎県	宮崎県7.22集中豪雨	社会福祉法人協和福祉会	1,701,000	破損した福祉施設の整備・設備
2007/3/25	石川県	平成19年（2007年）能登半島地震	輪島市社会福祉協議会／穴水町社会福祉協議会／石川県社会福祉協議会	7,655,355	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営

発生年月日	都道府県名	災害の名称	準備金の助成状況		
			助成先	助成額（円）	主な使途
2007/7/5	熊本県	熊本県大雨	ゆきぞの学園／美里町災害ボランティアセンター	1,247,128	破損した福祉施設の整備・設備 災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2007/7/16	新潟県	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	新潟市社会福祉協議会／長岡市社会福祉協議会／災害応援にゃんこ隊／NPOキャンパー／NPO地球市民交流会／たてもの修復ネットワーク／新潟県災害救援ボランティア本部／柏崎市災害ボランティアセンター／柏崎市西山支所災害ボランティアセンター／出雲崎町災害ボランティアセンター／刈羽村災害ボランティアセンター／障害福祉サービス事業所　こすもす作業所／障害福祉サービス事業所　こすもす第2作業所／グループホーム、ケアホーム　コスモス荘／生活介護　スペースあると／障害者小規模作業所　ハンデ・ワークステージ　たまり場喫茶「めぐ」／障害者小規模作業所　福祉作業所夢工房／障害者小規模作業所　柏崎市身障者福祉作業所／出雲崎町社会福祉協議会／刈羽村社会福祉協議会／柏崎市社会福祉協議会／新潟県社会福祉協議会／NPO新潟県災害救援機構／災害応援にゃんこ隊／たてもの修復ネットワーク／あかつきボランティアネットワーク／NPOとちぎボランティアネットワーク／災害ボランティアぐんま／NPOハートネットふくしま	57,388,757	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援 破損した福祉施設の整備・設備
2007/9/17	秋田県	秋田県北部大雨	北秋田市災害ボランティアセンター	1,754,442	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2008/2/24	富山県	富山県高波	入善町社会福祉協議会	1,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2008/6/14	岩手県	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	奥州市災害ボランティアセンター／岩手県災害ボランティアセンター／ポチの会（被災動物の救護ボランティア）	5,548,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援
2008/6/14	宮城県	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	栗原市災害ボランティアセンター／大崎市災害ボランティアセンター	2,380,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2008/7/28	富山県	富山県7月大雨	南砺市社会福祉協議会	710,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2008/7/28	石川県	平成20年金沢豪雨	金沢市社会福祉協議会	705,731	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2008/8/28	愛知県	8.28愛知県集中豪雨	名古屋市社会福祉協議会／岡崎市社会福祉協議会／幸田町社会福祉協議会／子育て支援のNPOまめっこ	4,657,778	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備
2009/7/21	山口県	山口県7.21大雨	防府市災害ボランティアセンター／山口市災害ボランティアセンター	5,328,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2009/7/24	福岡県	福岡県7月豪雨災害	飯塚市災害ボランティアセンター	1,142,139	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2009/8/9	岡山県	台風9号による美作市豪雨	美作市社会福祉協議会（美作水害ボランティアセンター）	3,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2009/8/10	兵庫県	平成21年台風9号	朝来市社会福祉協議会／宍粟市社会福祉協議会／佐用町社会福祉協議会	3,321,600	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2010/7/10	山口県	山口県平成22年7月大雨	山陽小野田市災害ボランティアセンター	3,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営

7 災害等準備金の助成の状況

発生年月日	都道府県名	災害の名称	準備金の助成状況		
			助成先	助成額（円）	主な使途
2011/3/11	青森県	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	青森県社会福祉協議会／淋代保育園／八戸市社会福祉協議会	7,450,401	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備
2011/3/11	岩手県	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	盛岡市災害ボランティアセンター／宮古市災害ボランティアセンター／大船渡市災害ボランティアセンター／花巻市災害ボランティアセンター／北上市災害ボランティアセンター／久慈市災害ボランティアセンター／遠野市災害ボランティアセンター／一関市災害ボランティアセンター／陸前高田市災害ボランティアセンター／釜石市災害ボランティアセンター／二戸市災害ボランティアセンター／八幡平市災害ボランティアセンター／奥州市災害ボランティアセンター／雫石町災害ボランティアセンター／滝沢村災害ボランティアセンター／紫波町災害ボランティアセンター／金ヶ崎町災害ボランティアセンター／平泉町災害ボランティアセンター／住田町災害ボランティアセンター／大槌町災害ボランティアセンター／山田町災害ボランティアセンター／岩泉町災害ボランティアセンター／野田村災害ボランティアセンター／軽米町災害ボランティアセンター／岩手県災害ボランティアセンター／岩手県立大学学生ボランティアセンター／NPO法人さんりく・こすもす	291,578,465	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備
2011/3/11	宮城県	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	仙台市災害ボランティアセンター／石巻市災害ボランティアセンター／塩釜市災害ボランティアセンター／大崎市災害ボランティアセンター／気仙沼市災害ボランティアセンター／白石市災害ボランティアセンター／名取市災害ボランティアセンター／角田市災害ボランティアセンター／多賀城市災害ボランティアセンター／岩沼市災害ボランティアセンター／栗原市災害ボランティアセンター／登米市災害ボランティアセンター／東松島市災害ボランティアセンター／大河原町災害ボランティアセンター／村田町災害ボランティアセンター／柴田町災害ボランティアセンター／川崎町災害ボランティアセンター／亘理町災害ボランティアセンター／山元町災害ボランティアセンター／松島町災害ボランティアセンター／七ヶ浜町災害ボランティアセンター／利府町災害ボランティアセンター／大和町災害ボランティアセンター／富谷町災害ボランティアセンター／色麻町災害ボランティアセンター／美里町災害ボランティアセンター／涌谷町災害ボランティアセンター／女川町災害ボランティアセンター／南三陸町災害ボランティアセンター／社会福祉法人登米市社会福祉協議会／宮城県建築士協会／NPO法人創る村／社会福祉法人宮城県共同募金会／大崎市災害ボランティアセンター／栗原市災害ボランティアセンター／大和町災害ボランティアセンター	628,075,287	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援 破損した福祉施設の整備・設備
2011/3/11	福島県	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	福島県災害ボランティアセンター／福島市災害ボランティアセンター／二本松市災害ボランティアセンター／伊達市災害ボランティアセンター／本宮市災害ボランティアセンター／桑折町災害ボランティアセンター／国見町災害ボランティアセンター／大玉村災害ボランティアセンター／田村市災害ボランティアセンター／平田村災害ボランティアセンター／三春町災害ボランティアセンター／小野町災害ボランティアセンター／白河市災害ボランティアセンター／西郷村災害ボランティアセンター／会津若松市災害ボランティアセンター／喜多方市災害ボランティアセンター／磐梯町災害ボランティアセンター／昭和村災害ボランティアセンター／会津坂下町災害ボランティアセンター／会津美里町災害ボランティアセンター／下郷町災害ボランティアセンター／相馬市災害ボランティアセンター／南相馬市災害ボランティアセンター／富岡町災害ボランティアセンター／大熊町災害ボランティアセンター／浪江町災害ボランティアセンター／新地町災害ボランティアセンター／楢葉町社会福祉協議会／いわき市災害ボランティアセンター	170,024,066	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2011/3/11	茨城県	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	常総市災害ボランティアセンター／東海村災害ボランティアセンター／（福）ひだまり　デライトホーム／（福）緑風会　グリーン・ヴィラ／（福）竹育会　ぬくもり荘／（福）永寿会　ドルフィン／（福）仁川会　御前山保育園／（福）和順福祉会　真壁保育園／（福）城北福祉会　松風／（福）恵生会　自生園／（福）緑会　みどり園／（福）梅の里　あいの家／（福）リベルテ　サンホーム真壁／（特非）あけぼのつくば会　ありがとうワーク館／（福）青丘　青い丘／（福）あすなろ会　AMI福祉工場／（福）徳泉会　東野の家／（特非）並木会　ケアホームやまと／（福）愛信会　くきの里／（福）大洗町社会福祉協議会／（福）くれよん　くれよん工房／（福）峰林会　ゆうゆうケア・わん／（福）青洲会　さくら荘／（特非）チェリー館　グループホームチェリー館／（福）明清会　ほびき園／（福）明清会　ほびきハウス／（福）明清会　真壁ハウス／（福）明徳福祉会　取手保育園／（福）朝日会　ピノキオ／（福）朝日会　ひまわり／（特非）エイエスピー　まくらがの里／（福）やまびこの里福祉会　かしの木平磯	32,006,224	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備

発生年月日	都道府県名	災害の名称	準備金の助成状況		
			助成先	助成額（円）	主な使途
2011/3/11	栃木県	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	那須町災害ボランティアセンター／市貝町災害ボランティアセンター／大田原市災害ボランティアセンター／宇都宮市災害ボランティアセンター／NPO法人とちぎボランティアネットワーク	4,777,328	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2011/3/11	千葉県	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	浦安市社会福祉協議会／我孫子市社会福祉協議会／旭市社会福祉協議会／山武市社会福祉協議会／習志野市社会福祉協議会／香取市社会福祉協議会／香取学園／土穂会／ワーナーホーム／ロザリオの聖母会／栗の木	10,571,640	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備
2011/3/12	新潟県	長野北部地震	十日町市災害ボランティアセンター	184,735	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2011/3/12	長野県	長野県北部地震災害	長野県社協災害救援ボランティア本部	928,031	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2011/7/26	新潟県	平成23年7月新潟・福島豪雨	群馬県社会福祉協議会／新潟県災害ボランティアセンター本部／栃尾地区災害支援ボランティアセンター／三条市災害ボランティアセンター／見附市災害ボランティアセンター／十日町市災害ボランティアセンター／魚沼市災害ボランティアセンター／南魚沼市災害ボランティアセンター／阿賀町災害ボランティアセンター／特別養護老人ホーム　あおりの里／特別養護老人ホーム　うかじ園／特別養護老人ホーム　いっぷく／特別養護老人ホーム　つばめ福寿園／デイサービスセンター　ぬくもり荘／かわぐち　デイサービスセンター／ケアハウスサンホーム／新潟市社会福祉協議会	20,177,398	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 破損した福祉施設の整備・設備
2011/9/1	三重県	平成23年台風12号	熊野市災害ボランティアセンター／御浜町災害ボランティアセンター／紀宝町災害ボランティアセンター	10,967,185	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2011/9/1	奈良県	奈良県台風12号	奈良県社会福祉協議会／天川村社会福祉協議会／天川村社会福祉協議会／十津川村社会福祉協議会／十津川村社会福祉協議会	1,571,739	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 配分委員会において特に必要と認める事業
2011/9/2	和歌山県	平成23年台風12号	田辺市災害ボランティアセンター／新宮市災害ボランティアセンター／日高川町災害ボランティアセンター／白浜町災害ボランティアセンター／那智勝浦町災害ボランティアセンター／古座川町災害ボランティアセンター	6,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2011/9/3	岡山県	平成23年台風12号	玉野市会福祉協議会（玉野市災害ボランティアセンター）	370,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2011/9/21	青森県	台風15号	駅前町内会自主防災会	62,890	災害ボランティア活動の支援
2012/2/2	長野県	長野県北部豪雪災害	飯山市災害ボランティアセンター／長野県社協豪雪対策ボランティア本部	3,250,744	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2012/5/6	茨城県	茨城県竜巻	つくば市災害ボランティアセンター	3,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2012/7/3	大分県	平成24年7月九州北部豪雨災害	中津市社会福祉協議会／日田市災害ボランティアセンター（日田市社協）／竹田市災害ボランティアセンター（竹田市社協：2か所［竹田市、荻町］）	10,124,083	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2012/7/11	福岡県	平成24年7月福岡県豪雨災害	久留米市災害ボランティアセンター／柳川市災害ボランティアセンター／八女市災害ボランティアセンター／八女市災害ボランティアセンター（星野村サテライト）／筑後市災害ボランティアセンター／うきは市災害ボランティアセンター／みやま市災害ボランティアセンター	12,667,429	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2012/7/11	熊本県	熊本県広域大水害	熊本市災害ボランティアセンター／阿蘇市災害ボランティアセンター／南阿蘇村災害ボランティアセンター	12,040,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営

7 災害等準備金の助成の状況

発生年月日	都道府県名	災害の名称	準備金の助成状況		
			助成先	助成額（円）	主な使途
2013/7/18	山形県	7月18日からの大雨	南陽市災害ボランティアセンター／白鷹町災害ボランティアセンター	2,910,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/7/28	島根県	平成25年夏島根県西部大雨	津和野町社会福祉協議会／津和野町災害ボランティアセンター／浜田市社会福祉協議会／浜田市災害ボランティアセンター／江津市社会福祉協議会／江津市災害ボランティアセンター／邑南町社会福祉協議会／邑南町災害ボランティアセンター	4,897,399	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/7/28	山口県	山口県平成25年7月28日大雨	山口市災害ボランティアセンター／萩市災害ボランティアセンター／山口県社会福祉協議会災害対策本部／山口県立大学災害ボランティア実行委員会　ぶちボラYP勇気／天理教災害救援　ひのきしん隊	12,059,780	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援
2013/8/9	岩手県	岩手県平成25年度豪雨・大雨災害	盛岡市災害ボランティアセンター／雫石町災害ボランティアセンター／矢巾町災害ボランティアセンター／滝沢村災害ボランティアセンター／西和賀町災害ボランティアセンター／岩手県災害ボランティアセンター	7,422,182	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/8/9	秋田県	秋田県大雨	大館市災害ボランティアセンター／鹿角市災害ボランティアセンター	1,113,973	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/9/2	埼玉県	埼玉県竜巻	越谷市社会福祉協議会／松伏町社会福祉協議会	1,879,300	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/9/15	京都府	平成25年9月京都府台風18号	福知山市災害ボランティアネットワーク連絡会／舞鶴災害ボランティアセンター／宇治市災害ボランティアセンター	4,900,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/9/16	岩手県	台風18号豪雨・大雨災害	二戸市災害ボランティアセンター／八幡平市災害ボランティアセンター／岩手県災害ボランティアセンター	1,937,922	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/9/16	埼玉県	埼玉県台風18号	熊谷市社会福祉協議会	566,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/10/16	千葉県	台風26号	茂原市社会福祉協議会	413,366	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/10/16	東京都	伊豆大島等台風26号	大島社会福祉協議会	3,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2013/10/18	鹿児島県	奄美南部台風24号	与論町社会福祉協議会災害ボランティアセンター	824,688	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2014/2/14	群馬県	平成26年2月大雪	藤岡市社会福祉協議会／安中市社会福祉協議会	370,175	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2014/2/14	埼玉県	埼玉県秩父地方大雪	秩父市社会福祉協議会／横瀬町社会福祉協議会／小鹿野町社会福祉協議会	373,580	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2014/2/15	長野県	平成26年2月長野県大雪災害	軽井沢町災害ボランティアセンター	22,293	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2014/7/9	山形県	7月9日からの大雨	南陽市災害ボランティアセンター	3,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2014/7/9	長野県	南木曽町豪雨災害	南木曽町災害ボランティアセンター／長野県社協災害対策ボランティア本部	3,133,841	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営

発生年月日	都道府県名	災害の名称	準備金の助成状況		
			助成先	助成額（円）	主な使途
2014/8/1	徳島県	徳島県台風11号・12号	徳島県社会福祉協議会／阿南市社会福祉協議会／那賀町社会福祉協議会／海陽町社会福祉協議会	2,858,400	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2014/8/15	京都府	平成26年8月京都府豪雨	福知山市災害ボランティアセンター	1,500,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2014/8/16	兵庫県	平成26年8月豪雨災害	丹波市社会福祉協議会	1,800,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2014/8/20	広島県	平成26年広島県大雨	広島市災害ボランティア本部／広島市安佐南区災害ボランティアセンター／広島市安佐北区災害ボランティアセンター／広島市復興連携本部	27,000,000	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2014/11/22	長野県	長野県神城断層地震災害	白馬村災害ボランティアセンター／小谷村災害ボランティアセンター／長野県社協災害対策ボランティア本部	5,555,273	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2015/5/30	鹿児島県	屋久島町口永良部島新岳噴火	屋久島町社会福祉協議会災害ボランティアセンター	999,373	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2015/9/9	栃木県	平成27年9月関東・東北豪雨	鹿沼市災害ボランティアセンター／栃木市災害ボランティアセンター／日光市市災害ボランティアセンター／小山市災害ボランティアセンター	11,133,227	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2015/9/10	茨城県	平成27年9月関東・東北豪雨	災害鍼灸マッサージプロジェクト／まんまる玉／風組関東／ピノキオクラフトクラブ／(公財)日本鍼灸師会／K-eight Support Unit／(一社)OPEN JAPAN／ゆいまーるの家／ジュントス移動支援／常総市災害ボランティアセンター／茨城県災害ボランティアセンター／境町災害ボランティアセンター／つくば市災害ボランティアセンター／(認定特非)茨城NPOセンター・コモンズ災害ボランティアセンター	32,374,079	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援
2016/4/14	熊本県	平成28年（2016年）熊本地震	熊本市災害ボランティアセンター／八代市災害ボランティアセンター／菊池市災害ボランティアセンター／宇土市災害ボランティアセンター／宇城市災害ボランティアセンター／阿蘇市災害ボランティアセンター／合志市災害ボランティアセンター／美里町災害ボランティアセンター／大津町災害ボランティアセンター／菊陽町災害ボランティアセンター／南阿蘇村災害ボランティアセンター／西原村災害ボランティアセンター／御船町災害ボランティアセンター／嘉島町災害ボランティアセンター／益城町災害ボランティアセンター／甲佐町災害ボランティアセンター／山都町災害ボランティアセンター／熊本県災害ボランティアセンター／JVOAD	296,903,546	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2016/8/20	北海道	平成28年8月14日からの大雨台風	南富良野町社協（災害ボランティアセンター）／(NPO)どんころ野外学校／（南富良野町：災害ボランティアセンター）／清水町社協（災害ボランティアセンター）／新得町社協（災害ボランティアセンター）／芽室町社協（災害ボランティアセンター）／道社協（災害救援本部）／(一般社団)Wellbe Design	15,680,881	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営 災害ボランティア活動の支援
2016/8/30	岩手県	台風10号大雨等災害	宮古市災害ボランティアセンター／久慈市災害ボランティアセンター／岩泉町災害ボランティアセンター／岩手県災害ボランティアセンター	27,973,129	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2016/9/20	鹿児島県	台風による大雨	垂水市社会福祉協議会災害ボランティアセンター	615,890	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2016/10/21	鳥取県	平成28年鳥取県中部地震	鳥取県災害ボランティアセンター／倉吉市災害ボランティアセンター／北栄町災害ボランティアセンター／三朝町災害ボランティアセンター	7,111,348	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
2016/12/22	新潟県	平成28年新潟県糸魚川市大規模火災	糸魚川市社会福祉協議会	1,581,314	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営
			合計	2,029,149,327	

8 主要調査の概要

■共同募金とボランティア活動に関する意識調査

調査目的・方法等

調査目的

この調査は、1995年、2000年に行った調査に引き続き、共同募金運動のあり方について「寄付」「ボランティア活動」「地域社会」等の関連を探りながら国民の意識を調査し、共同募金運動を寄付者にわかりやすく、参加のしやすい寄付者主体の運動に改善していく基礎資料を得ることを目的とする。

調査対象 全国の満18歳以上の男女個人

調査時期 2005年6月24日～7月14日

調査方法 調査員による個別面接聴取法

調査結果 調査対象者数 3,000

有効回答数（率） 2,052（68.4%）

概要

○全体の81%が、過去1年間に何らかの寄付をしており、なかでも「10月からの赤い羽根募金（戸別募金）」が最も多く、半数の50%を占めている。なお、共同募金の「戸別募金」「街頭募金」「職域募金」「その他」のいずれかに募金した人は全体の70%となっている。また、共同募金に寄付をした人について、寄付の合計金額を見ると、「500～999円」が最も多く40%、次いで「～499円」が38%、「1,000～1,999円」が13%となっており、平均額は599円であった。

○過去1年間に共同募金に「寄付をした」人に、どのような気持ちからしたのかをたずねた結果は、「毎年のことだから」が40%で最も多く、これに、「近所の人が集めに来たから」が38%の僅差で続いている。

○共同募金が赤い羽根を指すことを知っている人は82%で、共同募金に関する認知度は高い。

○共同募金の寄付金が有効活用されている施設・団体等を「知っている」人は16%、「知らない」人は85%であった。また、共同募金の使いみちについて2つの方法を述べ、どちらがよいと思うかをたずねた。その結果は、「やや不安があっても将来性が見込まれる団体などには積極的に支援してもよい」と「市民から預かっている大切な寄付金なので実績のある安定した団体にだけ支援すればよい」がともに36%となっており、意見は分かれている。

○ボランティア活動を現在している、あるいは、過去にしたことがある人（全体の39%）に、どのような活動か（複数回答可）をたずねた結果は、「募金活動」が42%で最も多く、これに「自治会または町内会の役員や班長など」41%、「地域の美化・環境保全に関する活動」39%が僅差で続いている。また、共同募金のボランティアの経験があるかの問いに、「ある」と答えた人は13%である。

○共同募金運動をもっと活発にするためには、どのようなことを工夫するのがよいと思うか、3つまで挙げてもらった。最も多かったのは、「集められた募金の使いみちをもっとわかりやすくする」の62%、「共同募金の趣旨をもっと理解できるようにする」が55%で、これに続く。第3位は「共同募金を実施していることをもっとPRする」33%と、ともに広報活動に関連する工夫が上位に挙げられた。

9 主要調査の概要
■都道府県共同募金会実態調査

調査目的・方法等

調査目的

2007年度の企画・推進委員会答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」による取り組みの進捗状況および都道府県共同募金会の実態について明らかにし、運動創設70年以降の共同募金の基本的な方向性の検討に資することを目的として実施する。

調査対象 都道府県共同募金会　47か所

調査時期 2015年3月

調査方法 各都道府県共同募金会に郵送、Eメールにより調査票を送付し、Webアンケートシステムへの入力により回収（一部調査票ファイルに直接入力したものをEメールにより回収）

調査結果 調査対象総数　47
有効回答数（率）　47（100%）

概要

○都道府県共同募金会が把握する共同募金委員会への移行状況について、1,839市区町村のうち799市区町村が共同募金委員会へ移行済み（43.4%）という結果となった。また、市区町村における助成審査については846市区町村（46%）で実施されている。

○半数以上の都道府県共同募金会が都道府県社会福祉協議会と何らかの連携を行っている一方で、特に連携していないと回答した都道府県共同募金会が見られた。また、NPOセンター等中間支援組織との連携はあまり進んでおらず、その他の団体との人事交流もほとんど行われていない。

○市区町村共同募金委員会の支援について、モデル会則の変更を行った都道府県共同募金会は６割台となった。また、都道府県共同募金会による市区町村共同募金委員会が行う募金活動への支援については「街頭・イベント募金への参加」を中心に行われている。

○都道府県共同募金会が行う募金については、企業・労働組合への募金依頼が中心となっているが、寄付つき商品の開発や１～３月に行うテーマ型募金等、新たな取り組みは３～４割台にとどまっている。

○地域課題を解決する活動のための資金ニーズの把握について「助成先団体への個別のヒアリング等により把握している」が7割近くとなったが、そのほかに、ニーズ把握のための会議の開催や会議の参加はあまり行われていない。

○県域の地域福祉活動への記載が３割台、地域福祉支援計画への記載は２割台となっており、各計画策定への組織的な参画もあまり行われていない。

○2007年の企画・推進委員会答申を受けて、都道府県共同募金会として改革検討委員会の開催、募金増強、助成見直し等の取り組みを進めている。

10 主要調査の概要
■市区町村共同募金委員会実態調査

調査目的・方法等

調査目的

2007年度の企画・推進委員会答申「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」による取り組みの進捗状況および市区町村共同募金委員会等の実態について明らかにし、運動創設70年以降の共同募金運動の基本的な方向性の検討に資することを目的として実施する。

調査対象 市区町村共同募金委員会等1,839か所
（市区町村1,823か所　政令市16か所）

調査時期 2015年３～４月

調査方法 各市区町村共同募金委員会等に郵送、Eメールにより調査票を送付し、Webアンケートシステムへの入力により回収（一部調査票ファイルに直接入力したものをEメールにより回収）

調査結果 調査対象総数　1,839
有効回答数（率）　1,335（72.6%）

概要

○60周年答申を受けて改定された「共同募金会・市区町村共同募金委員会モデル会則」を反映した会則となっている市区町村が64.1%となり、会則上においては市区町村共同募金委員会への移行が半数程度進んでいる結果となった。しかし、回答した市区町村の属する都道府県別には大きなバラツキが見られるなど、地域間での市区町村共同募金委員会の設置状況に格差が見られることが明らかになった。

○また、助成審査委員会については、全体で41.6%が設置されているものの、共同募金委員会の設置状況と同様に地域間での格差が見られた。

※市区町村共同募金委員会に移行したところは、助成審査委員会を57.8%設置しているのに対し、移行していないところは22.6%にとどまっている。

11 都道府県共同募金会一覧

共同募金会名	所在地	電話
社会福祉法人　北海道共同募金会	〒060-0002　札幌市中央区北2条西7-1　道立社会福祉総合センター	011-231-8000
社会福祉法人　青森県共同募金会	〒030-0822　青森市中央3-20-30　県民福祉プラザ	017-722-2169
社会福祉法人　岩手県共同募金会	〒020-0831　盛岡市三本柳8-1-3　ふれあいランド岩手	019-637-8889
社会福祉法人　宮城県共同募金会	〒984-0051　仙台市若林区新寺1-4-28	022-292-5001
社会福祉法人　秋田県共同募金会	〒010-0922　秋田市旭北栄町1-5　県社会福祉会館	018-864-2821
社会福祉法人　山形県共同募金会	〒990-0021　山形市小白川町2-3-31　県総合社会福祉センター	023-622-5482
社会福祉法人　福島県共同募金会	〒960-8141　福島市渡利字七社宮111　県総合社会福祉センター	024-522-0822
社会福祉法人　茨城県共同募金会	〒310-0851　水戸市千波町1918　県総合福祉会館	029-241-1037
社会福祉法人　栃木県共同募金会	〒320-8508　宇都宮市若草1-10-6　とちぎ福祉プラザ	028-622-6694
社会福祉法人　群馬県共同募金会	〒371-0843　前橋市新前橋町13-12　県社会福祉総合センター	027-255-6596
社会福祉法人　埼玉県共同募金会	〒330-0075　さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65　彩の国すこやかプラザ	048-822-4045
社会福祉法人　千葉県共同募金会	〒260-0026　千葉市中央区千葉港4-3　県社会福祉センター	043-245-1721
社会福祉法人　東京都共同募金会	〒169-0072　新宿区大久保3-10-1　東京都大久保分庁舎201	03-5292-3181
社会福祉法人　神奈川県共同募金会	〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡4-2　県社会福祉会館	045-312-6339
社会福祉法人　新潟県共同募金会	〒950-0994　新潟市中央区上所2-2-2　新潟ユニゾンプラザ	025-281-5532
社会福祉法人　富山県共同募金会	〒930-0094　富山市安住町5-21　県総合福祉会館	076-431-9800
社会福祉法人　石川県共同募金会	〒920-8557　金沢市本多町3-1-10　県社会福祉会館	076-208-5757
社会福祉法人　福井県共同募金会	〒910-0026　福井市光陽2-3-22　県社会福祉センター	0776-22-1657
社会福祉法人　山梨県共同募金会	〒400-0005　甲府市北新1-2-12　県福祉プラザ	055-254-8685
社会福祉法人　長野県共同募金会	〒380-0871　長野市西長野143-8　県自治会館	026-234-6813
社会福祉法人　岐阜県共同募金会	〒500-8385　岐阜市下奈良2-2-1　県福祉・農業会館	058-273-1111
社会福祉法人　静岡県共同募金会	〒420-0856　静岡市葵区駿府町1-70　県総合社会福祉会館	054-254-5212
社会福祉法人　愛知県共同募金会	〒461-0011　名古屋市東区白壁1-50　県社会福祉会館	052-212-5528
社会福祉法人　三重県共同募金会	〒514-0003　津市桜橋2-131　県社会福祉会館	059-226-2605
社会福祉法人　滋賀県共同募金会	〒520-0044　大津市京町4-3-28　県厚生会館	077-522-4304
社会福祉法人　京都府共同募金会	〒604-0874　京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375　府立総合社会福祉会館	075-256-9500
社会福祉法人　大阪府共同募金会	〒542-0065　大阪市中央区中寺1-1-54　社会福祉指導センター	06-6762-8717
社会福祉法人　兵庫県共同募金会	〒651-0062　神戸市中央区坂口通2-1-1　県福祉センター	078-242-4624
社会福祉法人　奈良県共同募金会	〒634-0061　橿原市大久保町320-11　県社会福祉総合センター	0744-29-0173
社会福祉法人　和歌山県共同募金会	〒640-8319　和歌山市手平2-1-2　県民交流プラザ和歌山ビッグ愛	073-435-5231
社会福祉法人　鳥取県共同募金会	〒689-0201　鳥取市伏野1729-5　県立福祉人材研修センター	0857-59-6350
社会福祉法人　島根県共同募金会	〒690-0011　松江市東津田町1741-3　いきいきプラザ島根	0852-32-5977
社会福祉法人　岡山県共同募金会	〒700-0807　岡山市北区南方2-13-1　県総合福祉・ボランティア・NPO会館	086-223-0065
社会福祉法人　広島県共同募金会	〒732-0816　広島市南区比治山本町12-2　県社会福祉会館	082-254-3282
社会福祉法人　山口県共同募金会	〒753-0072　山口市大手町9-6　県社会福祉会館	083-922-2803
社会福祉法人　徳島県共同募金会	〒770-0943　徳島市中昭和町1-2　県立総合福祉センター	088-652-0200
社会福祉法人　香川県共同募金会	〒760-0066　高松市福岡町2-25-12　県共同募金会館	087-823-2110
社会福祉法人　愛媛県共同募金会	〒790-8553　松山市持田町3-8-15　県総合社会福祉会館	089-921-4535
社会福祉法人　高知県共同募金会	〒780-8567　高知市朝倉戊375-1　県立ふくし交流プラザ	088-844-3525
社会福祉法人　福岡県共同募金会	〒816-0804　春日市原町3-1-7　クローバープラザ	092-584-3388
社会福祉法人　佐賀県共同募金会	〒840-0021　佐賀市鬼丸町7-18　県社会福祉会館	0952-23-4996
社会福祉法人　長崎県共同募金会	〒852-8104　長崎市茂里町3-24　県総合福祉センター	095-846-8682
社会福祉法人　熊本県共同募金会	〒860-0842　熊本市中央区南千反畑町3-7　県総合福祉センター	096-354-3993
社会福祉法人　大分県共同募金会	〒870-0907　大分市大津町2-1-41　県総合社会福祉会館	097-552-2371
社会福祉法人　宮崎県共同募金会	〒880-0007　宮崎市原町2-22　県福祉総合センター 人材研修館	0985-22-3878
社会福祉法人　鹿児島県共同募金会	〒890-8517　鹿児島市鴨池新町1-7　県社会福祉センター	099-257-3750
社会福祉法人　沖縄県共同募金会	〒903-0804　那覇市首里石嶺町4-373-1　県総合福祉センター	098-882-4353
社会福祉法人　中央共同募金会	〒100-0013　千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル5F	03-3581-3846

赤い羽根共同募金運動
20年小史

1997年―2016年

2020年3月31日

社会福祉法人
中央共同募金会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2　新霞が関ビル5階
TEL 03-3581-3846　FAX 03-3581-5755

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金